

平成18年第4回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成18年12月8日

平成18年12月8日広陵町議会

第4回定例会会議録（初日）

平成18年12月8日広陵町議会第4回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成18年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成18年度定期監査報告
5 報告第16号	平成18年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告 について
6 議案第58号	広陵町副町長の定数を定める条例の制定について
7 議案第59号	広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定につ いて
8 議案第60号	広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定について
9 議案第61号	広陵町職員定数条例の一部を改正することについて
10 議案第62号	広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することにつ いて
11 議案第63号	広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについて
12 議案第64号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
13 議案第65号	広陵町に収入役を置かない条例の廃止について
14 議案第66号	町道の路線認定について
15 議案第67号	町道の路線変更について
16 議案第68号	平成18年度広陵町一般会計補正予算(第3号)

- 1 7 議案第 6 9 号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 1 8 議案第 7 0 号 口城広域行政事務組合規約の変更について
- 1 9 議案第 7 1 号 奈良県口城地区清掃事務組合規約の変更について
- 2 0 議案第 7 2 号 国保中央病院組合規約の変更について
- 2 1 議案第 7 3 号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 2 2 議案第 7 4 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 2 3 議案第 7 5 号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更について
- 2 4 議案第 7 6 号 香芝・広陵消防組合規約の変更について
- 2 5 議案第 7 7 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

青木議長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 1 8 日までの 1 1 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 1 8 日までの 1 1 日間と決定いたしました。

青木議長 次に日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

3 番 山 村 君

4 番 吉 田 君

を指名いたします。

青木議長 次に日程 3 番、諸報告に入ります。

先般、総務文教委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いいたします。総務文教委員長、吉岡君！

吉岡総務文教委員長 おはようございます。

それでは、総務文教委員会の視察研修報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、去る 1 1 月 1 5 日に岐阜県恵那市の清掃施設エコセンター恵那を視察研修いたしました。恵那市は平成 1 6 年 1 0 月 2 5 日、恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町の六つの市町村が合併し、新恵那市が誕生しました。岐阜県の東南に位置し、西は名古屋市に近く、市の中央を木曾川が東西に貫流しています。人口は約 5 万 7, 0

00人、総面積は173キロ平方メートルで、水力発電式の大井ダムの水辺が生み出した景観は恵那峡と呼ばれ、観光地として全国的にも有名であり、土壌的にはおおむね農業に適している地勢であります。

エコセンター恵那では、平成15年4月に操業開始され、RDF資源ごみを合理的、経済的かつ衛生的に固形燃料化、炭化するため、先進技術を駆使した環境型廃棄物処理施設として、自然に優しく潤いのある生活環境づくりを目指しておられます。ごみ燃料化施設は1日8時間稼働で42トンの処理能力、RDF炭化設備は10時間稼働で21トンの処理能力がありますが、実際の1日稼働時間は午前7時から午後7時まで行い、12時間とのことです。市の職員5名にて運営、年間維持管理費3億3,000万円、固形炭化物の処理は1トン当たり800円でメーカーに引き取ってもらっており、搬送料は年間720万円程度だと伺い、さらにはその炭化物の今後の利用方法について、また人身事故などの危険性、操業から今日までのいろいろな問題点、住民協定等々伺いました。

後、構内施設の見学をいたしました。

翌11月16日には、三重中央開発(株)を視察研修いたしました。ここは相当な大規模施設であり、単に廃棄物を収集し、処理、処分するのではなく、持ち込みから中間処理まで、選別、破碎、圧縮、成形、焼却、焼成、熔融、乾燥、洗浄、肥料化などの過程を経て、いわゆる人間生活、産業、自然との共生において、固形燃料、路盤材、成型品、炭化物、有機肥料、再生砕石などの再資源化を行い、持続型自然環境社会の実現を目指してリサイクル事業に取り組んでおられます。持ち込み量に対して最終処分量は約42%であり、約58%がリサイクルであります。再資源化される肥料を利用したタマネギの生産、それによる人的雇用も図られています。また、全施設での電気利用を自家発電によるエネルギープラザなるものを開発中であり、5年後には稼働予定であるとのこと等々伺いました。当の会社は、今では操業当初から比べれば、いわゆる経費は3分の1程度になっているともお聞きしました。

後、構内大規模施設をマイクロバスにて見学いたしました。ここでは、まさに捨てればごみ、生かせば資源の実態処理を教えてくださいました。

広陵町の新清掃施設、クリーンセンター広陵にあっても、稼働後の維持管理について、メーカー側とも十分に折衝の上、協議されますよう、また操業に際しては環境にも配慮され、事故のないよう、安全管理に努められるようお願いもしまして、報告といたします。

恵那環境の報告ですけれども、恵那環境のエコセンターを見せていただきまして、今までに、僕の場合は約3回ほど視察研修に行かせていただきました。今回が稼働して約3年。

今までの事故等、機械の修理等、いろんなことを伺う中で、今回は町長、議長、議会の方もちょっと研修があるということで来られなかったんですけども、所長とのお話の中で、いろいろな欠点、今までの問題点ですね、聞かせていただいて、また栗本も初めての施設ですので、どう言っているのか、機械をつくって、稼働しながら問題点を克服していくという点をお聞かせいただきました。また、今、栗本が私たちの広陵町でつくったのは、その問題点が解決されてつくられていると信じておりますので、また理事者におかれましては、この問題点が起きるようであれば、確かに栗本の責任というのを追及していただきまして、事故のないようにいい清掃センターの施設にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、終わります。

青木議長 ありがとうございます。

それでは、次に日程4番、平成18年度定期監査の結果についてを報告願うことにいたします。山本 登監査委員！お願いします。

山本 登監査委員 皆さん、おはようございます。

平成18年度定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成18年度定期監査は、平成18年10月11日から10月31日までの間において、各課を対象に、事務事業の執行状況及び関係書類並びに会計経理の状況、帳票の処理方法等について慎重に監査を実施いたしました。

監査結果でございますが、各事務事業の執行については、おおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。

その内容につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、よろしくご一読願いまして、定期監査の結果報告といたします。

終わります。

青木議長 ありがとうございます。

青木議長 それでは、次に日程5番、報告第16号、平成18年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 本件について報告願います。水道局長！

森田水道局長 報告第16号、平成18年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処

分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

今回、専決で補正させていただきましたのは、種類としまして車両、名称としまして給水タンク2トン、数量としまして1台という事項を補正させていただいたものでございます。

給水車購入に必要な予算につきましては、さきの3月定例議会におきまして議決いただいているところですが、企業会計におきましては、政令で定める基準に従い、条例で定める重要な資産の取得及び処分につきましては予算で定めなければならないとされており、予算に記載すべき事項としまして、取得する資産にあつては、その種類、名称及び数量とされておりますが、私どもの手落ちでまことに申しわけないことでございますが、この点、予算書に不備がありました。そのため、予算執行に際しまして支障を生じたので、地方自治法の規定による専決により、補正の上、執行させていただいたものでございます。

何とぞよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案説明とさせていただきます。

青木議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

松野議員 今回のこのような形では初めてですけれども、その重要な資産の取得の重要な資産の基準というか、目安というか、それはどの程度の基準であるのかということをお教えいただきたいのと、給水タンク車ということではちょっとあわせてお聞きいたしますが、これは2トン車で、1日稼働して何人分の給水をできるというふうに見込んでおられるのかですね。災害時等の問題ですけれども、災害時、渇水時期の問題ですが、その点お聞きしておきたいと思っております。

青木議長 森田水道局長！

森田水道局長 まず、重要な資産の基準ですけれども、物品等につきましては700万円以上ということで、一応、条例で規定されております。

それから、2トン車でどれぐらいの水が移送できるかということでございますけれども、これとあわせまして、各避難場所へ置くための移動式の2トン給水タンクを現在購入中でございます。そこへ真美の配水場もしくは大野の配水場、現在、県が計画しております県の送水管での給水口、県の基準では、一応、各市町1カ所ということになっておりますが、そこからこの給水車により水を避難場所への移送に使うということでございますので、道路状況等によりまして、どれだけというのは、今すぐ具体的にこれだけの数量を運べるというものはお示しすることはできませんけれども、それでほぼ給水には支障ないというように判断して、

一応、2トン車を購入させていただいたものでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 今の話の中で、やはり一つは、昨日、直下型地震についての近畿地方の具体的な内容が発表され、今後、その被害等についての詳細を報告していくということになっているわけなんですね。そういうような対応とともに、広陵町では震度6程度の地震に対応する計画がなされているということの視点から、今、述べていただいている内容では、その視点からの水の確保の問題という認識に至っていないというように思うんですね。ですから、要は国、県、そして広陵みずからが立てている地震災害での対応での給水計画について、どのような形になっているのかというのが明確に示されるべきだというように思うんです。

先ほどからは避難場所、あるいはまた県の送水管等々の話が出ているわけなんですけれども、現実には震度6の地震が起こった場合に、水道管の維持についても、随時対応できる水道管をつくっているわけですけども、それに対しての現実の課題もあろうというように思いますんで、再度、広陵町の防災計画に基づく、特に地震に対応する給水活動の青写真というのをどのように描いているのか。これで足りるというように先ほどおっしゃったわけですけども、その全体像から見て、そうすれば給水車が現在何両あって、その計画等々、もう一度説明をしていただきたいというように思います。

青木議長 水道局長！

森田水道局長 阪神・淡路級の震災に対して、現在どこの事業体もそれに耐え得るように耐震強度を図っているところですけども、配水管自身は既に町内でも200数十キロという配管をされておりまして、これをすべて耐震管に更新するということは、もう不可能な話でございます。

現在計画しておりますのは、まずそういうような大規模な災害が起こったときには、とにかく飲み水の必要な部分、1人1日3リットルと言われておりますけども、それをまず確保するために、去年は大野の配水場の耐震診断を行い、ことしその一応工事をさせていただいております。そしてことし、真美ヶ丘の配水場につきまして、現在、耐震診断をしているところでありまして、その結果によりまして、一応補強すべきところは、これからの予算におきましてまたお願いすることになるわけですけども、まず飲み水をどのように確保するかと。これにつきましては、町の防災計画とあわせて、水道におきましても応急給水体制を今後整備していきたいと。ということで、そのマニュアルづくりをこれから進めていきたいというところでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 10番議員！

乾議員 給水タンク車は必要やと思いますねんけども、今、タンクをFRPにして、町の管理している2トン車があったら、そこに乗せて運ぶ方法もあると思いますねん。

というのは、2トン車を、これ給水車を使うことは、災害があるときしか使わないわけですわな。それがなかったら、維持費として年間経費、車検もあれば税金もある。そんなん計算したら、そういう形で車は、今、町が管理している2トン車があるわけですから、FRPか、ステンレスは高いからFRPでもいけるわけですやんか。そういうのを人間の手でも乗せられると。乗せて、そういう災害のときに持っていきやいいわけですやん。今、何もこういうことを買うて、経費がかかることする必要ないん違うかと思いますねんけど。

青木議長 水道局長！

森田水道局長 現在、今、乾議員さんおっしゃったように、一応2トン車と、それに乗せるタンクは現在1台持っております。ところが、それには給水拠点へ水を送るのは、自然の圧でしか送れませんので、時間が相当かかると。万が一起こった場合は、当然、大規模な場合を想定しておりますので、やっぱり時間もせきますので、一応この給水タンク一体式につきましては、タンクから仮設のタンクに、ポンプで、消防車みたいなものでございますけども、短時間で水を移すことができます。

それと、水もいっぱい入ってれば、揺れて運転に支障ということはないんですけども、タンクローリーのように、ちゃんとした揺れの防止用のタンクであれば問題ないんですけども、現在ありますのは、やはり水が減ってくると、どうしてもカーブ等で揺れて、運転にやっぱり危険な部分もございますので、一応そういう点で、今回、給水車を1台お願いしたということですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 ほかにありませんか。 6番議員！

寺前議員 先ほどの、防災計画に基づくこれからのマニュアル化をつくっていくということなんですけども、基本的なところの部分というのは、防災計画で出ているわけなんですけどね。そういう認識で、大野配水場、真美ヶ丘配水場の耐震構造については指摘されていたわけなんですけれども、現実問題として、今、対応している、万が一の場合というのは、水の問題というのは深刻な問題なわけですから、そういう点では、これからの対応というのは一体どういうスケジュールでどうやろうとしているのかですね。

私、この問題については、既に防災計画の非現実的な部分について見直しを図っていくということについても、職員の対応やその他についても質問を何度かしてきているわけなんで

すけれども、そういう点での具体化がおくれているという結果になっていると思うんですけども、その点はどういうような認識を持って、この防災計画に基づく、あるいは防災計画の変更等をどう考えておられるのか、再度お聞きしたいと。結局は、いつマニュアルができるのかということに尽きるんですけども、その方法等について考えを聞かせておいていただきたいと思います。

青木議長 水道局長！

森田水道局長 確かに、おっしゃいましたように奈良県自体がどうしても今まで災害の少ないところで、動きが鈍いというご指摘はあるんですけども、広陵町も、一応マニュアルにつきましては19年度には、マニュアルをつくっても、実際どの担当者が万が一の場合に何をどうするかという具体的などこまでいかないという現実問題として間に合わない。ただ、こういう場合はこうするというだけでは、なかなか人が動かないというおそれがありますので、具体的にどの職員が、万が一災害が起こった場合はどれをまずするというところまで、一応決めていきたいという思いでおります。

それからもう一つは、施設が耐震、災害の場合にもたなければ、何ぼ計画があっても現実に問題が起こりますので、果たして本当にその施設がまずもつのか。もつという条件を整えれば、それをもとに、一応そこを基準にそういう応急給水の体制もしていかなければならないと思いますので、まず計画をつくってから、それにあわせて物をという考えもありましょうし、私の場合は、一応、物が果たしてどうかという確認をした上で、それからそれにあわせて、一応、応急給水の場合どうするかということを決めていきたいということで進んできましたので、若干後手に回っている部分は確かにあると思いますが、早急にその部分は今後整備していきたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

これで報告第16号の報告は終わりました。

議長よりお願いをしたいと思います。

会議時間の関係上、局長の議案の朗読を省略させていただきますので、ご了解のほどお願いをいたします。

青木議長 それでは、次に日程6番、議案第58号、広陵町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第58号、広陵町副町長の定数を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書の5ページでございます。

平成18年5月31日改正されました地方自治法では、地方分権改革により、地方公共団体の役割と責任が広がっていることから、組織、運営面における自主性、自立性の一層の拡大を図りながら、マネジメント機能の強化を図ることが必要であるとして、副知事、助役制度の見直しが図られ、副知事、副町長の一元化とともに、定数につきましては条例でゆだねることとされました。本町では副町長の定数を1人とするものであります。

こうした中で、副町長の権限の追加事項といたしましては、長の命を受け、施策及び企画をつかさどること、さらに長の権限に属する一部の事務についてその委任を受け、その事務を執行することなどが挙げられます。

なお、この条例は平成19年4月1日より施行するものであります。

また、本条例の制定に伴いまして、広陵町政治倫理条例、広陵町防災会議条例、広陵町特別職報酬等審議会条例、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例につきましても、各本文中の助役を副町長に改めるものでございます。

さらに、特別職の給与条例におきまして、現在、町長、助役の減給措置がなされております。平成19年4月1日より6月30日までの助役の減給におきましては、副町長に読みかえをいたすものでございます。そして、給料表におきましても、助役の呼称を副町長に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

終わります。

青木議長 次に日程7番、議案第59号、広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第59号、広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

さきの地方自治法の改正により、数年にわたり契約することが習慣的に一般的である契約、毎年4月1日から必ず必要である契約、長期契約の形をとることによって経費節減や良質のサービスの提供につながる契約等につきましては、条例で定めることにより、長期継続契約を可能とすることになったものでございます。

新しく長期継続契約の対象になると考えられる契約の具体例といたしましては、ファクスやコピー機などのリース契約、コンピューターの運用・保守契約、施設の清掃、機械管理業務委託契約などが考えられますが、これらを整理をいたしまして別に定めることといたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 次に日程 8 番、議案第 60 号、広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第 60 号、広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

長年の懸案事項でございました新しい清掃施設、現在、完成もあとわずかというところまでこぎつけていただいている状況でございます。そこで、19年2月28日に竣工するこの施設の設置につきまして、新たに条例を定めていただきたいということでお願いをするものでございます。

従前の名称は広陵町清掃センターということで運営してまいりましたが、新たな施設につきましては、循環型社会を構築するという理念のもとで、クリーンセンター広陵という命名をお願いする内容でございます。所在地につきましては、広陵町大字古寺 81 番地ということでございます。この施設の管理運営につきましては、別に規則で定めさせていただくものでございます。施行につきましては、19年3月1日から条例施行をお願いし、現在ございます清掃センターの条例につきましては廃止をお願いするという内容でございます。

町長のごあいさつの中にもございました、工事の進捗の状況でございますけれども、議員の皆様にも12月6日にごらんをいただきましたとおり、96%の進捗を見ております。あとわずかでございますけれども、慎重に進めてまいりたいと考えております。

今後の状況でございますけれども、予定をしておりますのは、既に一般ごみの搬入につきましては、パッカー車で12月7日から搬入をしております。本日も現場を見てまいりましたけれども、順調に計量を行い、ピットの方へ搬入をしております。許可業者あるいは一般家庭からの持ち込みにつきましては、現在の清掃センターで受け付けをして、展開検査の後、町の職員によりまして古寺のクリーンセンター広陵の方へ運んでおります。

リサイクル部門、現在、笠の方でやらせていただいております業務でございますけれども、これにつきましては、1月から新しい施設、クリーンセンター広陵の方へ全量搬入をして、試

験運転に供するという予定をしております。

吉岡委員長の報告にもありましたとおり、今現在の施設と、そして笠の施設と、そして新しい施設という、この三つの施設で同時にいろんな作業をしているわけですから、現場の方も安全を第一として、毎日業務をしてくれるよう徹底をしているところですので、それらもご報告をし、本案についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。どうも。

青木議長 それでは、次に日程 9 番、議案第 6 1 号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第 6 1 号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。議案書の 1 1 ページでございます。

今回、官僚制度による雇い、あるいはまた事務吏員、技術吏員などの区分がなされていまして各条文でございますけれども、地方の自主性、自立性の拡大を図る観点から、今回の自治法の改正によりまして、吏員、その他の吏員、事務吏員、技術吏員といった区分を廃止され、単に職員としての一元化を図ることになったものでございます。町長の事務部局の職員 1 9 3 名、農業委員会の事務部局の職員 1 名、水道事業の事務部局の職員 1 6 名といたすものでございます。

なお、この条例は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程 1 0 番、議案第 6 2 号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 議案第 6 2 号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書 1 3 ページ、新旧対照表 2 ページをごらんいただきたいと思います。

第 4 条第 2 項中、別表第 2 の次に別表第 3、広陵町立体育館トレーニング室機器使用料金を加える改正でございます。

内容につきましては、広陵町勤労者総合福祉センターから 3 4 種類のトレーニング機器の移管を受けました。現在、その部屋を改修中でございます。

この条例は、1 9 年 4 月 1 日より運用させていただきます。

料金につきましては、近隣市町の実態もお聞きしながら、管理面での諸経費等を検討いた

しました結果、1人1回100円の使用料をいただきたいと考えております。

ご審議のほどよろしく願い申し上げまして、説明といたします。

青木議長 それでは、次に日程11番、議案第63号、広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

中尾都市整備部長 議案第63号、広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

お手元の新旧対照表の3ページにも詳しく書いておりますが、この改正の趣旨といたしましては、真に住宅の困窮者により、公平かつ的確に供給するということを趣旨として改正するものでございます。

内容につきましては、最初の第5条の分につきましては公募の例外という内容でございます。例えば障害者の世帯などで、作業所の関係で転居が必要となる場合ですとか、多人数の世帯で当初から狭い住宅に入居している場合とか、近隣とのトラブルが、住宅管理上、転居が必要な場合などが追加されたという内容でございます。

6条の関係につきましては、単身の入居の方の高齢者の、いわゆる社会的な観点から見まして、年齢の引き上げが必要だろうということから、50歳という年齢のそこから60歳まで引き上げるという内容でございます。

加えて、6条の関係につきましては、単身入居が認められる範囲の拡大といたしまして、障害者として精神障害者、それに知的障害者、精神障害者といたしまして知的障害者である戦傷病者と、加えてDV被害者、いわゆる配偶者からの暴力を受けておられる方を追加するという内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

青木議長 それでは、次に日程第12番、議案第64号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第64号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましてご説明を申し上げます。議案書の17ページ及び新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の改正におきましては、地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、この制度と均衡を考慮した機動的な対応を可能といたすために、非常勤消防団員等の傷病補償年金、障害補

償、介護補償に係る障害につきまして、総務省令で定めることとする等の措置を講ずることによるものでございます。

新旧対照表の5ページでご説明を申し上げたいと思います。

まず、第5条の補償基礎額につきましては、字句の変更のみで、単価的な変更はございません。

第8条の休業補償については、刑事施設、少年院等の施設に収容されている場合は、休業補償はされないことになっております。

それから6ページでございますが、第8条の2、傷病補償年金は字句の変更のみでございます。

第9条の損害補償につきましても、字句の変更のみでございます。

8ページの第9条の2、介護補償につきましてですが、介護補償につきましては規則で定めることとされ、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設及びこれに準ずる施設に入院または入所している期間につきましては、介護補償はされないことになってございます。

それから、遺族補償年金及び10ページの葬祭補償及びその以降の附則につきましても、字句の変更のみでございます。

議案書の20ページの附則に戻っていただきまして、今回の障害者自立支援法に基づく規定につきましては、適用日は平成18年10月1日からの適用になり、これ以外の規定は平成18年4月1日からの適用となります。また、適用日以前の各種補償につきましては、従前のおりでございます。

最後に、今回の改正では、補償基礎額の単価並びに補償項目の各乗率につきましての変更はなされてございません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程13番、議案第65号、広陵町に収入役を置かない条例の廃止についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第65号、広陵町に収入役を置かない条例の廃止についてご説明を申し上げます。議案書21ページでございます。

今回の自治法改正につきましては、助役にかわって副町長の設置とともに、収入役制度の見直し、廃止がなされ、会計事務に関して独立の権限を有する一般職の会計管理者をすべての地方公共団体に置くこととされたことから、このいわゆる条例につきましては設置の存在

がなくなりますので、廃止するものでございます。

なお、施行日は平成19年4月1日からとなるものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程14番、議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

中尾都市整備部長 議案第66号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。議案書の23ページでございます。

お願いいたします路線は2本ございまして、まず最初の路線といたしまして、路線番号4444号、路線名、広瀬44号線、起点、広瀬274番3、終点、広瀬286番1、延長37.61、最大幅員、最小幅員とも4.0メートルでございます。

2本目につきましては、路線番号4376号、路線名、百済76号線、起点、百済1964番1、終点、百済2005番4、延長140メートル、最大、最小幅員とも5.0メートルでございます。

内容といたしまして、25ページでございますが、まず1本目の広瀬の林口、いわゆる図面の真ん中部分に太線で明示している部分でございますが、センター関連事業といたしまして道路の整備を行いたく、路線認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の26ページでございますが、2本目の部分といたしまして、百済の今市の東西に係る新しい町道の新設を行いたいという、これもセンター関連でございますが、そういう内容で町道の認定をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 次に日程15番、議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

中尾都市整備部長 続きまして、議案第67号、町道の路線変更についてをご説明申し上げます。議案書の28ページでございます。

変更の路線といたしまして、路線番号1236、路線名、大塚36号線、起点と終点につきましては、変更前、変更後を記しております。高田川の改修に伴う橋りょうの城上橋のかけかえによる路線の延長をお願いするものでございまして、変更前が538.88メートル、変更後が561.56メートルで、幅員は現在2.0メートルの幅員を5.0メートルに変えるものでございまして、延長といたしまして22.68メートルの追加をお願いするもの

でございます。

内容といたしましては、30ページに図面で示させていただいておりますが、図面の真ん中にあります高田川の改修計画による橋のかけかえによりまして、この路線を町道としていただきまして橋の事業を行うという計画のものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程16番、議案第68号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第68号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ2億6,267万4,000円を追加し、総額を109億1,450万3,000円といたすものでございます。

歳出について説明を申し上げます。37ページからお願いをいたします。

さきの社会福祉協議会からお預かりしております2億円でございますが、減債基金積立金として資金管理をいたしたく計上させていただきました。

次に3月30日告示、4月8日投票予定の県議会議員選挙費でございますが、18年度と19年度に執行がまたがりまますので、18年度分の執行経費につきまして計上させていただいております。報酬7万円、人件費60万円、事務費200万4,000円、備品購入費40万円、合計307万4,000円の計上になってございます。

道路橋りょう新設改良費でございますが、古寺中線道路整備工事、百済赤部線道路整備工事、いずれも補助事業増額の採択によりまして、5,830万円を補正計上させていただいております。

それから38ページでございますが、さきの社会福祉協議会の2億円に対します年利0.65%で利息をお支払いする項目でございます。130万円の計上となっております。

歳入でございますが、36ページに戻っていただきたいと思えます。

道路整備事業補助金、国庫補助金で3,206万5,000円、県議会議員選挙費の委託金で298万3,000円、そして財政調整基金につきまして財源調整をしております184万6,000円を繰り入れをさせていただき予定をしております。この繰入金で、財政調整基金の残額はゼロ円となる見込みでございます。

ふるさと基金の繰入金につきましては、不足財源の調整として88万円を計上させていた

だいております。

そして、社会福祉協議会からの資金運用預託金として2億円を計上させていただいております。

道路整備事業債起債は2,490万円の増額発行を予定しております。

各調書でございますけれども、33ページには道路整備事業の起債の増額調書を添付しております。

それから、34ページ左の調書なんですけれども、繰越明許費、古寺中線及び百済赤部線の道路整備事業の翌年度へ繰り越す事業として明許繰越の補正をお願いをいたすものでございます。

以上で予算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程17番、議案第69号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第69号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約につきましてご説明を申し上げます。議案書の39ページからでございます。

本規約につきましては、ご承知のとおり、奈良県の39市町村すべてが共同して設立します広域連合の規約についてでございますので、よろしく願いいたします。

平成20年4月から、従来の老人保健制度を改革をして、75歳以上の高齢者の医療につきましては独立した制度を創設するということでございます。これは、少子高齢化ということが申されて久しいわけですけれども、将来さらにその傾向が高まると。現在よりも人口は800万人ほど減るであろうという推計がございます。しかしながら、75歳以上の人口は、現在の1,200万人が2,000万人になるというような見通しがあるということなどを踏まえまして、こういう制度を考えられたわけでございます。

新しい制度につきましては、被保険者による保険料1割負担、現役世代からの支援分として4割、そして公費として5割を見込み、これらの財源をもとに、都道府県単位で、その都道府県のすべての市町村が加入して広域連合の運営をするという内容でございます。

これは、新たにつくられました高齢者医療確保法の第48条において、すべての市町村が参加をするということが義務づけされております。また、加入の時期でございますけれども、設立の時期については、平成18年度末日までに設けるという期限の規定も定められており

ます。そういう前提に立ちまして、今回、議案を上程させていただいたものでございます。

内容について申し上げますと、第1条で、その名称を定めております。議案のとおり、奈良県後期高齢者医療広域連合という名称でございます。構成団体は奈良県のすべての市町村ということでございます。第4条におきましては、広域連合で処理する事務、そして別表第1には各市町村が担当する事務について明記をしております。事務所の場所は、橿原市大久保町302番地の1ということでございます。

この広域連合の議会の組織につきましては、第7条におきまして、議員の定数を20人ということで定めております。その構成でございますけれども、市議会議員から6名、町村議会議員から4名、市長から6人、そして町村長から4名、合わせまして20人の議員を第7条で定めております。

選挙の方法につきましては、第8条に定めてございます。

第9条には、議員の任期、さらには第10条におきまして、議会の議長、副議長の選挙の方法について定めております。

第11条におきましては、執行機関ということで、広域連合長1人、副広域連合長2人ということで、これにつきましては広域連合議員との兼職を認めないということを明記されております。

執行機関につきましては、市町村長の中から選挙により選出をされることとなります。これが12条に定めてございます。

13条には、広域連合長、副広域連合長の任期について定めております。

14条におきまして、職員の配置について定めております。

15条におきましては、選挙管理委員会の内容を定めております。選挙管理委員の人数は4人、そして任期は4年ということを定めてございます。

16条におきましては、監査委員の内容について定めております。監査委員2人、任期につきましては4年ということでございます。

第17条におきましては、経費の支弁方法ということで四つの項目がございます。市町村からの負担金、そして国及び県の支出金、そして事業収入、その他という内容を定めております。

施行の期日でございますけれども、これにつきましては、奈良県知事の許可のあった日から施行するというところでございます。

別表の第1には、市町村が担任する事務について定めております。各種申請の届け出を受

け付ける事務、あるいは資格証明書の引き渡し、あるいは返還の受け付け、さらには保険料に関する内容、これらについては市町村で担当するということを定めてございます。

市町村が負担します負担金につきましては、均等割、10%、そして高齢者人口の割合に応じて負担するのは、全体の45%であると。そして、全体の人口に対しての負担は、同じく経費の45%分ということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、議会におきまして承認、ご可決をいただきました後、県内の39の市町村長連名で県知事に向けて許可申請を行っていただきます。そして、審査の結果、知事の許可がございましたら広域連合が発足できるという内容でございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程18番、議案第70号、□城広域行政事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第70号、□城広域行政事務組合同規約の変更につきましてご説明を申し上げます。議案書45ページ並びに対照表の20ページをごらんいただきたいと思います。

今回の地方自治法の改正によりまして、副町長の設置及び会計管理者の設置並びに事務吏員を職員と呼称することなどによる改正案でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

内容につきましてですが、9条の2、収入役の廃止とともに会計管理者を置く規定でございます。なお、10条につきましては、定数を増加することができる監査委員につきまして、ただし書きにより条例で増加できる、その旨の追加規定も定められておるものでございます。それから、一般職の職員と、従来、吏員という呼称にありましたものを、職員と呼称するものでございます。

施行日は平成19年4月1日からでございます。

どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

青木議長 次に日程19番、議案第71号、奈良県□城地区清掃事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第71号、奈良県□城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約についてご説明を申し上げます。

今回の変更ですが、地方自治法の改正を受けまして、助役という名称を副市長、副町長と

すること、そして吏員、その他の職員という表現を職員ということに改めるものでございます。あわせまして、収入役につきましても会計管理者という名称に変更すると、こういう内容を主とした変更でございます。

この変更にあわせまして、従来の表現の調整をさせていただいております、「各々2人」というところを「各2人」、あるいは「要する費用」というものを「関する費用」というような内容に変更しているものでございます。それにつきましては、新旧対照表の21ページからに表示しておりますので、ごらんをいただければありがたいと思います。

以上で説明を終わりたいと思います。

青木議長 次に日程20番、議案第72号、国保中央病院組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

池田健康福祉部長 議案第72号、国保中央病院組合規約の変更についてご説明を申し上げます。議案書の49ページ、内容は50ページでございます。それと、条例等に関する新旧対照表の24ページ、25ページでございます。

先ほどの議案第70号、71号同様に、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、平成19年4月1日から施行されることになりました。

これに伴いまして、国保中央病院組合規約の収入役制度の見直し、監査委員制度の見直し及び吏員制度の廃止による変更を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程21番、議案第73号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。総務部長！

笹井総務部長 議案第73号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明を申し上げます。新旧対照表の26ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど来の地方自治法の改正による同様の理由でございますが、10条の5項につきましては吏員を職員に、そして11条では収入役の廃止から会計管理者、そして12条におきましても吏員を職員に、13条におきましては監査委員のただし書きの追加条文でございます。

平成19年4月1日からの施行となります。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程22番、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償

組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてご説明を申し上げます。新旧対照表の28ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど来の地方自治法の改正に伴います同様の理由でございます。7条の2につきましては、収入役の廃止から会計管理者を置く、そして8条では吏員を職員に、そして監査委員のただし書きの追加条文でございます。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程23番、議案第75号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第75号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

今回の地方自治法の改正によります同様の理由の改正案でございます。新旧対照表29ページをごらんいただきたいと思います。第8条の2におきまして、収入役の廃止から会計管理者を置くと。そして第10条につきましては、監査委員のただし書きの条文追加でございます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程24番、議案第76号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

笹井総務部長 議案第76号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

今般、議会の組織でございますけれども、第5条の3号に掲げておりました組合首長の助役につきましては削除された関係で、定数を10人から8人に改正するものでございます。そして、地方自治法の改正によります理由と同様、収入役の廃止に伴います会計管理者の設置条文の改正、そして31ページにつきましては、吏員の呼び名を職員で統一されたものでございます。その他、一部字句の変更がございますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。施行日は平成19年4月1日からでございます。

青木議長 それでは、次に日程25番、議案第77号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

森田水道局長 議案第77号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。議案書の60ページ、新旧対照表の32ページでございます。

今回の規約の一部変更につきましては、先ほど来、説明がありますように、地方自治法の一部改正に伴うものでございます。11条では収入役が会計管理者に、また12条におきましては監査委員の定数を条例により増加することができることに、及び13条では吏員その他の職員を職員に変更するというものでございます。

なお、この規約は平成19年4月1日より施行されるものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

青木議長 それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、12月9日と10日の2日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって12月9日と10日の2日は休会といたします。

12月11日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A.M. 11:23 散会)

平成18年第4回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成18年12月11日

平成18年12月11日広陵町議会
第4回定例会会議録（2日目）

平成18年12月11日広陵町議会第4回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:10開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第58号 広陵町副町長の定数を定める条例の制定について
2	議案第59号 広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定について
3	議案第60号 広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定について
4	議案第61号 広陵町職員定数条例の一部を改正することについて
5	議案第62号 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
6	議案第63号 広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについて
7	議案第64号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
8	議案第65号 広陵町に収入役を置かない条例の廃止について
9	議案第66号 町道の路線認定について
10	議案第67号 町道の路線変更について
11	議案第68号 平成18年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
12	議案第69号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
13	議案第70号 □城広域行政事務組合理約の変更について
14	議案第71号 奈良県□城地区清掃事務組合理約の変更について
15	議案第72号 国保中央病院組合理約の変更について
16	議案第73号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
17	議案第74号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について
18	議案第75号 奈良県市町村会館管理組合理約の変更について

19 議案第76号 香芝・広陵消防組合規約の変更について

20 議案第77号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

21 一般質問

青木議長 それでは日程1番、議案第58号、広陵町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

坂口議員 今回、副町長ということで、初めて聞くような言葉が出てきたところでございます。今まで行政では、今いろんな新聞にもにぎわしているように、例えば知事とか市長に権限が集中し過ぎるということで、今回は責任と権限を明確に分担して、いろんな仕事を分配していかうということでこのようなことができてきたのかなということを感じるところでございます。通常、いろんなあっちこっちの市の例とか見まして、例えば副市長は女性にしてみらうとか、副知事とかいうこともあるんですけど、クォーター制とかいろいろ出てきております。

今回、定数を1にするというふうなことです。定数は別に2でも3でも、私はいろんな方にしてもらったらいと思うんですけど、その辺は当広陵町3万3,3500の都市としては、この定数1、バックボーンですね、どのようなことの権限と責任を明確にして、副町長さんに担当していただこう、あるいは将来的には広陵町も4万5,000、このようなことが記録出ていますので、その辺はそろそろクォーター制、いろいろ女性副町長という声も出てきてもいいのかなというふうな気がするんですけど、本町のバックボーンですね、副町長を設置するに当たり、平岡町長の考えでこれ設置されると思うんですが、その辺のバックボーンはどのようなことで今回されるのか。一つ定数1ということで決めたいということですので、その辺のちょっと考えをお聞きしたいと思います。

いずれにしても、これからの副町長制はこれからの新しいシステムだと私は思っております。長に著しく権限が集中しないように、今回これがだんだんできてくるのかなということも感じられますので、その辺のちょっと考えをお聞かせ願いたいと思います。

青木議長 答弁。 町長！

平岡町長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

副町長の選任を4月1日から施行なるわけでございますが、お手元にお配りしています資料によりますと、行政の運用を円滑に執行するためと。また2番では、長を支えるトップマ

ネジメンツの強化という観点から副町長という名前に変わるわけですので、まさにその役割を果たしていただこうと、そのように思っているところでございます。権限、職務が非常に多機能にわたっておりますので、助役から副町長という、そういう立場でこれからも努力をしてほしいなど、そういうように希望する次第でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 この規定自体が、ここに書かれているように、トップマネジメントの強化ということで、いわゆる今までの地方自治体が抱えていた地方公務員という、そういう枠を取っ払うという意図が強く出ているわけなんですけれども、最近の事例で、テレビなんかを見ていると、地方分権一括法後、各自治体の責任が重くなってきたということが再々言われている流れの一つであります。

こういうテレビで、堀田元検事が最近の知事の汚職追及、いわゆる談合等々ですね、天の声等々、こういう内容について彼なりの検事側から見たいい考えですけれども、要は地方分権一括法が施行されて、権限が地方に一層ゆだねるという事態に備えて、いわゆるゆゆしき慣例、慣行、いわゆる法に違反する慣例、慣行と、いわゆる官製談合等を始末していかなくちゃならないということから、これが強行されているんだというようなことを言っていました。

これは一面、堀田さんなりの当然考えですけれども、地方の責任強化に耐えられるような地方自治体をつくっていき、こういうことを彼自身が言っているんだと思うんですが、そういう意味から言って、私は今度のこの副町長制という問題について、新たな認識を持って町長がこの制度を理解されているのか。ここに資料として出されているわけですけれども、これからの広陵町のいわゆる政策立案過程の問題について、どのような新たな認識を持たれているのかということをお聞きしたいというように思うんです。

これは、いわゆるこの間、政策大綱等でですね、政策立案過程の問題についても、住民参加ということがうたわれている大きな流れの一つということと軌を一にするわけですから、その点について地方分権になり責任の重くなった地方自治体、そしてもちろんそれを支えていく議会ということもあわせて、その立場からの認識をお聞きしたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。 町長！

平岡町長 ただいまのご質問でございますが、まさにこれから地方分権が進む中でございます。長の責任、役割が大変大きくなったと思います。責任強化に耐え得るやっぱり長でなければいかんわけですので、町長1人に集中している権限を副町長という立場で自治法の改正をなされるわけですので、的を得た制度だと思っておるところでございます。

今後は副町長と力を合わせて町の進展を図ってまいりたいとそのように思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは、次に日程2番、議案第59号、広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定についてを議題をします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

松野議員 総務委員ですので、ちょっと簡単なことだけ確認しておきたいんですけれども、この長期継続契約につきましては、やはり入札をきちっと一般入札しないという形になってまいりますので、価格の決定については非常に慎重を期さなければいけないというふうに思うんですけれども、そういう部分について、規則なり要綱なりで定めていくと思うんですけれども、今回のこの長期継続契約についてはかなり具体的な問題になりますので、総務委員会までにその規則なり要綱なり策定されているものを資料として提出していただきたいと思いますが、その点が一つと。

それからそういう基本的な部分についての考え方ですね。説明のときにはファクスとかコピーの使用とかコンピューターの情報管理とか言われていたわけですが、とりわけコンピューターの保守管理については高額な金額になってまいりますから、慎重に期す慎重ということが求められるわけですが、その点の基本的な対策についてお聞きをしておきたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 今回の長期継続契約をすることができる条例の内容につきましては、大きくは第2条に掲げさせていただいておるわけでございます。

なお、規則につきましては、資料として総務委員会に提出をさせていただきたいと、かように思います。まずもって、その具体的な内容の項目につきましても規則で定めてまいりたいと、かように思っております。そしてまた契約手続、契約事務、そういったものにつつま

しては、現在の契約システムの中で入札、あるいはまた見積もり競争、そういった関係で進めてまいりたいというふうに考えております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 これも一つは、町の今までの債務負担行為によって複数年契約をカバーしていくということがあったわけなんですけれども、こういう長期契約の条例ができて、いわゆる契約に今までと違って有利な点が働くのかどうか、ここが一つ大きな点だと思うんですね。もちろん債務負担行為という事務的な簡素化はでき上がるわけなんですけれども、結局は長期契約という場合に、きちんとその趣旨が相手方に伝わって、相手方の競争原理が働く契約ができるのかという点での町側の考え方としてはどのように考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それは当然、長期契約の種類やその他、今までと同様の事例もあろうかと思うわけなんですけれども、その点の違いがあるのかないのかということの前提に立った上でのご答弁をお願いしたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 当然、契約行為につきましては、毎年、会計年度というものがございます。従来は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わるといって、いわゆる会計年度の原則は当然あるわけございます。そういった中で、年度を越えて契約をさせていただこうという場合につきましては、当初予算、いわゆる債務負担、ご指摘の債務負担というふうな形で、後年度にわたる支出をお約束を議会でお認めをいただこう、こういう特別のルールというものでございます。

ただ、最近の契約事務の中で、毎年4月1日に始まって3月31日に慣例的に行われておる事務、そしてまたコンピューターシステムによって機械そのものが、ほとんどが5年リースというふうな購入方法が有利であるというふうな観点で、5カ年契約を可能とする、そうした長期契約の自治法の改正がなされたわけございます。これにのっとりまして、やはりそうした慣習的な契約行為につきましては、債務負担からこの条例に基づく行為によって契約をしてまいりたいというふうに考えるものでございます。

大きくは目的が三つございます。数年にわたり契約することが慣習的に一般的である契約、あるいはまた4月1日から必ず必要とする契約、それから長期契約の形をとることによって経費削減、良質のサービスの提供につながる契約、こういったものにつきましては取捨選択をして規則で定めて、そしてその行為を実施してまいりたいと、かように思っております。

どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

青木議長 ほかに。 6 番議員！

寺前議員 だから、要は意識が変わるという点はあるわけなんですね、議会対応やその他でも変わっていくわけですから。だからそういう点で、いわゆる契約が町側に有利に働くというものがあるのかないのかということなんですね。もちろん、その他の点については委員会で議論していただいたらいいと思いますけれども、要は長期契約の中での予算の執行の問題やその他いろいろ出てくるわけなんですけども、要は契約が有利に働くという意識が、理事者側にこの条例によって働くのかどうか。また、それは意識的に取り組むことになるのかどうかということを知りたいわけです。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 当然、経費節減に向かうべき措置だというふうにも認識しております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程 3 番、議案第 6 0 号、広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 2 番議員！

松野議員 まずは、新清掃センター、クリーンセンターになったときの職員さんの体制ですね、人数等についてはどのように考えていただいているのかということが一つお聞きしたいと思います。

それから、保守管理費とか、恵那の方では、当初 2 年か 3 年間で定額で栗本の方が対応していたということですけども、栗本との、そういう操業に当たって、それから今後の契約、そういう具体的な契約内容について、どのような状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、炭化物の引き取りについても再度確認していきたいんですが、とりわけこれは

葛城市の方の助燃剤として活用するという示されてまいりましたが、炭化物の引き取りについても栗本とどのような契約になっているのか。もろもろ栗本との契約内容等について明らかにしていただきたい。

それと、さらに葛城市との話し合い、その後、動向等どのような状況になっているのかということもお聞きしたいと思います。

青木議長 答弁。 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 職員体制についてでございますけれども、事務局として考えております状況を申し上げます。

まず、乾燥炭化部門につきましては、プラットホームの人員も含めて8名の体制、そしてリサイクル部門につきましては13名の体制で準備を進めているところでございます。

特に新しい施設におきましては、プラットホームでのいわゆる持ち込みごみに対する展開検査を行いたいということで、現場でもご確認をいただいたとおり、ジャンピングボックスをリサイクル部門、炭化部門ともに設置していただいております。そこでの展開を重視したいということで、炭化部門についてはプラットホーム要員2名を、合わせて8人ということで予定をしているものでございます。

二つ目のご質問でございますけれども、施工業者でございます栗本鐵工所との今後の状況ということでお尋ねをいただきました。

現在、町といたしましては、基本的に広陵町直営で運営をするという大前提で準備を進めさせていただいております。ただ、炭化部門につきましては、従来の焼却方式と異なりますこともございますので、当然、施工業者でございます栗本の方から、2年間なら2年間の指導期間を協議をして、職員への指導をやっていただくということで、現在、調整をさせていただいております。

それと三つ目、炭化物の引き取りについてのご質問ございましたけれども、私といたしましては、炭化物の全量引き取りというのが、栗本と広陵町の契約の条件であるという認識は今も一緒でございます。全量を引き取っていただくと。ただ、その活用については、時代の趨勢等々で、いろいろと町としても研究をともにやっていくということになるかと思えます。

なお、葛城市との関係についてお尋ねでございます。現在の状況につきましては、都市整備部長の方からご報告をいただきたいと思えます。

以上でございます。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 葛城市との現在の状況というご質問であったと思いますが、以前説明いたしました状況と今のところは何ら変わっておりませんが、葛城市さんの方でもまだ、いわゆるごみの処理方式そのものがまだ確定されているという状態ではございませんので、どこでどう使うかという具体的な話までまだお話しできる状況ではございません。

ただ、先ほど住民生活部長が申しましたように、炭化物の部分につきましては、栗本が責任を持って引き取ると。引き取って持って行く先が葛城市で利用していただければ、広陵町との連携で一緒にやれるという状況でございます。また、炭化物そのものがほかでリサイクルできるという、有効な手段も最近になって出てきておりますので、その辺も現地の方で確認までいたしておるといふ状況でございます。今後、全量行き先をはっきり確定すれば、またご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

青木議長 12番議員！

松野議員 一つは、火入れ式のときに見学させていただいて、これは素人考えが入っていますけれども、テレビ画面を見て管理する部屋が二つに分かれていまして、やはりリサイクル部門と炭化炉の方の部門をあえて分ける必要がないと思うんですけれども、人間的な部分でも、一つの部屋であれば融通をきかすことが可能ではなかろうかと、何かのときですね。そういう部分も考えますと、やはり今のうちでしたら、その部分に確信が持てれば、栗本の方にやはり設計のやり直しということをやっぱり強行に言うていくことも、人件費は、やっぱり15年間は必ず継続して配置していかなきゃいけないということを考えますと、そういうことも再度慎重に検討していただくということもあるのではないかなというふうに思ったんですが。勤務時間の違いがありますということを知りましたけれども、勤務時間の違いはあったとしても、重複する部分の方が大部分ですから、その点ではまだどうしてかよくわからないわけですが、この点について一つお聞きしておきたいと思います。

それから、栗本の方とのもろもろの契約内容ということで、保守管理について、当初何年間は定額ですか。そうであれば、どういう金額を、今どういう状況になっているのかですね、そういう点とか。それから当面2年間は指導期間で栗本に来てもらうということですが、この点、具体的に栗本に費用負担、町の方が負担をしていくのか、栗本のやはり設計してきた、そういう中での指導もセットした中での話なのかどうかですね、契約がね。そういういろいろほかにもあろうかと思うんですけれども、そういう内容について明らかにしてお

いていただきたいと。そのほかの契約内容もいろいろあるかと思いますが、そういう条件を明らかにしておいていただきたいというのと、それからさらに栗本が全量引き取るということが契約に当たっての条件だということですが、これについても文書になっていなければ、きちっとした。やはり今後問題を残すということ、懸念が残されるわけですから、この問題についても契約に伴う文書、明文化されているのか。そういうものであれば、やはり契約書については、議会の方に資料として明らかに、付随するいろんな部分も含めた内容を明らかになるように提出していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、一般質問でも少し出しておりますけれども、今ちょっと加えておきますと、恵那の方に視察に行きまして、委員長報告も丁寧にしていただいて、本当に報告どおりだというふうに、いい研修させていただいたと思っているわけですが、やはり恵那市さんの方でも、炭化物の問題については恵那市でも研究をするんだと、独自に二、三年のうちに研究して開発していくということを、何回か私も、3回ぐらいで、今回で4回目だと思うんですが、都度都度そういう説明を受けてまいりましたけれども、結局のところは研究ができていない。

これ、そういう状況の中でやはり契約というものは大切ですので、きちっと議会にも出していただいてチェックをさせていただくと。そして、そのようなどういうのか、やれないことをやっぱり私たちは聞いてしまったのかな。ちょっと余り、まあ置いておきますが。ちょっとそういう点では、大きな問題。大体自治体の方で研究施設を持つことは難しいです。ですから、そういう部分において、見学会の経過の中でそういうことを信頼をせざるを得ない状況にあった住民にとっては、大変私は残念な内容だというふうに思うんですね。ですから、そういう部分で、炭化物の引き取りについては、やはりきちっと不安のない形を住民に提示していただきたい。それを含めてご回答をお願いいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 6日の火入れ式の際にもお尋ねをいただきました。炭化部門とリサイクル部門、いずれにも中央監視室があると、一つの部屋でもよかったのではないかという現場でのご質問もございました。今、松野議員は勤務時間ということでおふれをいただきましたけれども、我々認識をしておりますのは、いわゆる稼働時間という認識をしております。それで、一番メインになります中央監視室は、何と申しましても炭化炉を含むRDF棟の方でございませう。

これについては、クレーンマンも含めまして、常時職員が張りつく必要が当然でございます。各機器のいろんな状況を確認しながら、ごみの投入量、あるいは機械の状況の点検の必要性等々を目視、あるいはデータを見ながらやる必要がございます。

一方、リサイクルの方の中央監視室につきましては、画面をごらんいただいたとおり、RDF棟とは大分趣も違います。これにつきましては、毎日があの中央監視室が稼働するということでもないわけでございます。例えて申しますと、粗大ごみの破碎をするときは、当然あそこで機械の状況を把握をいたします。不燃の分別についても、機械による分別等々についても監視をいたします。本部の方で検討しております中で、リサイクル部門の中央監視室については、ある程度時間的なゆとりが生じるということの認識をしております。一つの部屋に集中してもよかったのではないかというご指摘ではございましたけれども、監視室そのものが機械の設置場所に近い場所に設けるということから、別々の構えとなったわけでございます。

2点目の保守管理の問題についてお尋ねをいただきました。当初の2年間につきましては、いわゆる性能保証ということも含めまして、消耗品あるいは電気代、灯油等の燃料、水道代と、こういったものについては、当然要るべきものは町の方で予算として見てまいります。ただ、機械の修繕とか修正とかいった部分については、施工業者である栗本が瑕疵担保期間ということで補修をしますので、補修費は見込んでいない状況です。

それと15年間で何億円という補償額の話にもおふれをいただきましたけれども、町といたしましては、この額を丸々確保して、予算的に、あるいは現場として対応していくという姿勢ではございません。あくまでも施設に合った運転、安全で安心できる運転を実施できる範囲で経費を切り詰められる部分は十分切り詰めていくということでございますので、5年間で何億円というのは、あくまでもそれ以上になったときは補償せよということでの表示でございますので、その辺よろしく願いをいたします。

それと、炭化物の引き取りのいわゆる契約書面があるのかということでございますけれども、入札を実施いたしました際に、入札条件として町は提示をしておりますので、もう契約と全く一緒であるという認識を持っております。どうぞご安心をいただきたいな。私もそういう意味で、どんなことがあっても栗本は引き取るということには変わりがないという認識をしております。ただ、循環型社会のために、よりよい活用の仕方について町としても研究をしていく、一緒に力を合わせてやっていくということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

恵那市のことについてもおふれをいただきました。恵那市も大変、運転以来いろんな研究を重ねられました。当然、施工いたしました業者としても、改善すべきところを広陵町の施設で改善をやっているということで、恵那市さんから見ると、実は恵那の所長も、9月でしたか、現場の方を見学に来られました。私、ご案内はできなかつたんですけども、後で電話をいただけまして、いいものができましたですねと。先輩としてというか、経験者から見たときに、相当改善をされているように思いましたというような電話もちょうだいしたところでございます。我々は今後、施設の完全と言うていいんですか、安全な、そして安定した稼働を目指して努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 火入れ式のときに所長の説明で、循環型社会への切り札だというぐらひの話をされていたわけですけども、そういう点と逆に、この施設は恵那市とここだけだということもおっしゃっていたわけですね。

まず一つは、全国的にRDF炭化方式が後退していった状況というのを認識していたわけですけども、現時点で新しい広陵町のこの施設に対するいわゆる問い合わせ、視察等はあるのかどうか。あるとすれば、どのような状況なのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、先ほどからの話の中で、抽象的な部分が非常に多いというように思ひますので、この視察報告のところにあるように、広陵町と恵那市の比較した中で、私たちにわかりやすい今後のRDF炭化の施設の状況、今後の状況について説明をしていただきたいというように思ひますね。これは、本議会で説明できなければ、数字を示した上でお願ひをしたいというように思ひます。

というのは、当然、私たちはこのRDF炭化に対する不安、あるいはまた疑問というものを過去質問をしてきたわけですから、そういう内容の改善点がどこにあるのかということにつながっていくということに思ひますので、その点をお願ひしたいと。特に技術上の問題について、私たち自身も勉強が不十分なところが多いという点で危惧しているわけなんですけれども、そういう点では恵那市の状況から学びたい。そういう点では、ごみ燃料化して1日8時間で42トンの処理能力、RDF云々と書かれているわけですね。こういうところとの比較で、広陵町でどのような状況になるのかと。恵那市は職員5名、広陵町が8名という点での根拠、そしてまたいわゆる年間維持費が、恵那市では3億3,000万円になって

いたわけですが、2年間の当初を除いた今後の恵那市の状況はどうか、広陵町でもそういう点の比較でどうかという点の具体的な説明をお願いしたいというように思うんです。

それから、先ほどの答弁でもあったわけなんですけれども、要は技術というのは、環境センターの学者も言っていたわけですが、機械は改善していくもんだということでおっしゃっていたわけですが、先ほどの答弁の中でも、恵那市との中で改善すべきところは改善しているというようにおっしゃっているわけなんです。それは、RDF炭化に対する疑問に対する改善点というように認識をするわけなんですけれども、どいうところの改善、恵那市との比較で言えば改善されているのか。そして、恵那市のところでの不安であったところが、広陵町ではどのような方向を示しているのかと、こういう点についてもですね、教えていただきたい。恵那市の視察では、当初視察に行ったときとは打って変わっているいろいろな話が出てきたというように聞いたわけなんですけれども、こういうような状況を踏まえて、広陵町でのRDF炭化でのこの機械の安全性が高まっているという点の中身をですね、教えておいていただきたいというように思うんです。こういうことが非常に重要だというように思います。

それから、ここでも報告されて、比較という形で知りたいんですが、炭化物の処理費は1トン800円でメーカーに引き取ってもらっているということ、運送料は年間720万円程度というようにここに書かれているわけなんです。これは、距離や相手によって変わる可能性があるわけなんですけれども、引き取りの条件という条件の中身が重要だと思いますけれども、その条件の中身についてはどのようにになっているのかということもお伺いをして、そのことに対しての広陵町のいわゆる独自性、あるいは有利性が発揮できるかどうかということもお聞きしたいというように思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 お尋ねをいただきました内容につきましてご説明いたします。

恵那市と広陵町ということで、全国で2カ所というようにございましたけども、類似施設といたしましては北海道にもございますので、3カ所であるという認識を持っております。

それと、全国炭化方式の後退認識と、いわゆる後へ続いてきてないよというような意味でのご発言かと思うんですけども、それについては今現在、視察の問い合わせ等については私は把握をしておりませんので、都市整備部長の方から後ほどお答えをいただきます。

それと、費用面での詳細でございますけれども、委員会にその辺のところは詳しいデータ

をお出しをして、説明をさせていただきます。

それと、日環センターの設計担当をいただきました担当課長の方からのご発言の中に、いろんな課題も当然あると。彼は技術者でございますので、正直なところそういうことをご発言になったんだという認識をしております。

私どももテレビや自動車を購入するというものではなくて、新しく立ち上げた施設ということでございますので、運転開始からいきなり100%の安全で完璧な運転が必ずできるという認識はしておりません。やはり、これからの性能試験期間にいろんな部門のいろんな状況を詳しく精査しながら、より完全なものにしていくというのが、12月、1月、2月の間の試験運転でございます。それらをしっかりやっていただいて、改善すべきところも一、二は出てくるんじゃないかなという認識をしております。

それと、恵那市との改善点、具体的にどういうところかということでございますけれども、まず大きな違いは、恵那市さんの場合は炭化物を水洗いをされております。これは利用の方法に合わせるということで、水洗い方式をとられております。このあたりでのいろんな問題点が多かったというように、所長の方からは指導を受けました。

それでもう一つ、これは広陵町の場合、同じような水洗施設は持っておりません。ごらんいただいたとおり、持っておりません。成形機でございます。広陵町の場合は、RDF成形機につきましては、恵那市よりももう少し大きなものにして、大きなものの状態で炭化炉に入れるという方針でございますので、そのように成形機も改善をしていただきました。これによりまして、電気の負荷とか、あるいはいわゆるダイスと申しますけれども、その部分の摩耗の違いも改善をされたというように言えます。

それともう一つ大きな点は、RDFの貯留タンクの形状が、例の三重県の事故以降の改善によりまして、貯留の高さ制限が出ましたので、そのガイドブックに合った内容の貯留タンクにさせていただいていると。大きく見まして、これぐらいのところの改善はしていただけたというように思っております。

それと、炭化物の引き取り条件でございますけれども、広陵町の場合は、炭化物1トン当たり1,000円ということでの条件でございますので、ご報告をしておきます。

以上でございます。（「運送費は」の声あり）

運送費につきましては、当町の場合は、大体、今現在の持っていくところを想定しておりまして、年間で1,000万円ぐらいの費用が要るかなという思いでおります。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 炭化の利用先でございますが、最近、視察した内容を紹介させていただきますと、名古屋港のそばのいわゆる工業団地のところなんですが、その中に中部リサイクルセンターという、元製鉄所跡にですね、そういうごみの灰のリサイクルをやっているという会社がありまして、そこで広陵町の炭を使うという話がございまして、視察に行った経緯がございます。

そこでは、名古屋市内と近辺の市町村のいわゆるごみの焼却灰が持ち込まれておりまして、それを分離分解すると、再溶融をしまして分離分解して、いわゆるスラグ化しまして、舗装の骨材ですとか、大きなものはそういう自然石のかわりに造園に使ったりとかいうことをやっておられます。現在そういう事業を展開されて、既に何年目でしたかね、ちょっと忘れましたが、黒字に転換されているという会社でございます。さきの名古屋博ですかね、万博でも2位か3位の、国からの表彰も受けて、事務所ではそれも確認してまいりましたが、いわゆるそういう灰の中に入れてまして、今回の工場の中では、炭の燃料という部分じゃなしに、炭の性質そのものもいいんだというふうに聞いておりまして、燃料にかわるものは幾らでもあるんですけども、炭化の炭そのものの成分を利用して製品をつくりたいと、こういうふうに企業として利用価値を認められております。

ただ、量的に広陵町の方が全部行けるかということ、今のところまだその会社の規模からしまして半分ぐらいかなということですので、いわゆるその辺、残りの分をどうするかということも、今後のいろんな方向での使い方を早急に研究していきたいというふうに思っております。今のところ、内容としては今申し上げたとおりでございます。

以上です。（「……」の声あり）

今のところ視察そのものの申し込みは今のところございません。

青木議長 ほかに質疑。 6番議員！

寺前議員 先ほどの内容と比較、いわゆる恵那市との比較で厚生委員会に出していただいて、具体的な勉強をさせていただきたいというように思いますので、契約等も含めてお願いしたいと思います。

一つは、やはりこのRDF炭化を採用するときの状況と現在のところの状況を考えますと、RDF炭化を採用するときには、安全も間違いなく確保されてるということだったんですね。ところが、実際のところで、そういう態度よりも、万が一の場合についての、これは実態はそうだろうと思いますけれども、試験期間中により改善していくということをおっしゃっているんですね。

過去の問題は問題として、それは今、一番重要なことは、これからの稼働の問題なわけですが、そういう点で技術的な問題として指摘されてきた今までのRDF炭化、あるいはRDFの問題点での、今、改善点が三つほど挙げられたんですけれども、その他危惧されるようなところについてですね、いわゆるRDF炭化炉についての外国等での事故、あるいはまた恵那市での事故があるのかなのかということを含めて、改善点等々と、最も確信にあるようなところがあるとすれば報告していただきたいし、ないとすれば恵那市と同じ状況でやるということであればそれで結構ですけれども、専門家の間でもその点での改善点というのはあり得るということを当初言っていたわけですから、これはRDF炭化を推進していた先生も言っていたわけなんですから、そういう点での危惧するところはないのかどうかを聞いておきたいと思うんです。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 恵那市の方で大きな事故とか、そういったことの内容については、私自身聞いておりません。

ただ一度、貯留サイロですね、RDFのサイロがちょっと熱を持ったと。念のために消防車の出動を要請したということは一度聞いております。それ以外は、いわゆる先ほど申しました水洗工程において、炭化物が1カ所に集まってしまって回収をできない。機械そのものに何らトラブルはないんですけども、水槽の形状の、丸い水槽であれば問題ないんですけども、どうやら四角の水槽であったがために隅の方へ全部固まってしまったという、基本的な内容について聞いたことがございます。

いずれにいたしましても、安全を確保するというところで、私自身いろいろとお聞きしている中では、相当改善をされておまして、住民の皆様が不安を思っていたくようなことはない、安心をしていただいて結構かと思えます。

ただ、RDF炭化施設、あるいは焼却施設、熔融施設、どんな施設であってもオンリーワンでございますので、スタート早々完全な運転ができるという保証がないということだけの先ほどの説明でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。何ですか。 3番議員！

山村議員 ちょっとお聞きしたいんですが、6日の翌日、7日に、山田議員と2人でまた新しい施設を見させていただきまして、試運転ということで、既に持ち込みごみとかを入れられている状況を見させていただいたときに、破碎機ですね、袋を破ってされているときに、多分、業者の方があれは靴下でしょうと言われてたんですが、物すごく長い靴下の中に巻き込

まれているという状態の中で、機械がぐっと持ち上げているときに、もう長い長いままで見えてるんですね。（「……」の声あり）縦に、機械で引き上げたときに、ずっと伸びてる状態のごみが入っているんで、やっぱりあれ靴下というのは、うちたくさん持ち込まれると思うんですが、あれをもう巻き込んで、機械、困るみたいに業者の方が言われてたんですけども、その対応というのを考えておられるかどうかということと、栗本メーカーとの町の契約書の中で、引き渡し後、瑕疵担保条項が何年かというのが決められているのかどうか。また岸和田と貝塚市の焼却場の維持費のことで、組合とメーカーでは考え方が少し違って、すごく経費が予想以上にかかっているということがありますので、広陵町では、その内容というか、ちょっと教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 破砕機の動いているところを私まだ見ておりません。先に勉強していただきましてありがとうございます。

我々としては、当然、長尺物、長いもの、これは破砕で巻きつくということを当然存じております。広陵町の今現在の持ち込みのごみの状況を、そのまま今の施設でどういう問題が出るかやってみようということで、あえて長いものを入れております。当然、現場におきましては、靴下に限らず、長いものですね、2メートルとか3メートルとか、そういったもの、特にやわらかいものは破砕できませんので、それにつきましては、持ち込まれるときに、現場で職員が持ち込みされる方に細かく切ってくれと、切って持ち込んでほしいという指導を既に何カ月前からかやっております。徹底されてない部分がありますので、今後はそれらを徹底したいと思います。

それと、先ほど言いましたように、ダンピングボックスがございますから、そういったところでそういう展開をして、不適物についてはピットの中へ入れないという二段構えをとってまいりますので、その辺のところをご理解をいただきたいと思います。

それと、瑕疵担保期間については、ちょっと私2年というように申しておりますが、ちょっと書類を今、手元に持っておりませんので、委員会の方でご報告をしたいと思います。

青木議長 もう1点、岸和田の何か言うてたやろ。いわゆる、岸和田の費用が計算違いやったということ。新聞に載ってたやろ。生活部長！

吉村住民生活部長 当然、当初の入札の段階でそういうことが当然予測をされますので、契約条件はもちろんのことでございますけれども、契約後のいろんな打ち合わせ段階におきましても、その辺の維持管理費の内容については協議をしながら進めてきたということでござい

ます。

言った言わんというような問題が生じてはいけませんので、議事録という形で残して、先において水かけ論になるようなことのないように進めておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

青木議長 ほかによろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。 8番議員！

山本悦雄議員 この施設は、恵那市と広陵町ということでございます。それでメーカー、先ほどからお話があったとおり、メーカーはこういう納入して、その機械でいろいろとテストをして改善していくというような、これはどこのメーカーでも同じような、いかなる機械でもユーザーを利用して改善していくことは多いわけなんです。それでね、やはりこれから栗本さんもまだどんどんとこの事業を展開しようと思われていると思うんですね。そのときに、やはりこちらとしては、十分やっぱり恵那市と定期的に協議を持って、小さな問題であったかて、大きな基本的なところにさほど問題はないと思ひますねんけど、細かいところが大変だと思ひますよ。その辺のことについてやっぱり定期的に、あるいは向こうに事故が、何か問題が出た、こっちにまた何か問題が出たというときにはね、お互いにもう連絡を取り合つて進めていかないと、相手が大きな栗本という会社ですので、大変向こうの方が力が強いと思ひますので、この辺ひとつどうお考えなのかということをごすね。

この前、三重中央を見学させていただいたときは全く違ひうんですね。三重中央の場合は、三重中央もプロもなら向こうの相手のメーカーもプロと。プロ同士で結局は話し合いをして、いろんな機械をやっている。そして、処理業者の三重中央にもかなりの特許も持っているというようなね、全く我々から見たら性格が違ひうなど。こちらは赤子の手をねじるようなものでございますんで、ひとつこの辺どういふぐあいに向こうとやろうとしているのか、その点だけ一つお願ひいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 先ほどお答えした中で、9月に恵那の所長が現場を見に来たというようにお答えをいたしました。その際に、当町の都市整備部の担当者として、当然、栗本も交えて、私はその席にはおりませんでしたけども、話をする中で、恵那と広陵はもう一心同体やでと。いろんな情報交換をして、改善すべき点、あるいは注意すべき点、ご互いにしっかり連携をとつてやっっていくから、栗本さんもその辺のところを十分やっしてくれというようなお話があ

ったようでございます。今、ご指摘のように、その辺のところをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

青木議長 よろしいですか。

ほかに質疑。 10番議員！

乾議員 先ほど、山村議員がちょっと質問はった中で、今の新清掃センターのところに見に行ったら、靴下が伸びたような状態のものがあると、ごみの中に入っていると。今、そういう質問ありましたけども、それは町としては、どこから出たもんか調べてまたそこに行って指導しに行かんと、機械がまたとまるいうトラブル発生になる原因になるわけですよ。それをほっとくわけやなしに、やっぱりそこへ行ってこれはあきませんよと言うて指導せなあかんの違うかなと。

それと、今、それも一応そういう広陵町が家内事業さんの靴下の業をしてはる人が多いと。だから、産廃と一廃の、どこからが産廃やと、どこからが一廃やと、そういうところもはっきりしとかんことには、今後これ大きなトラブルになっていくん違うかと。私は、思いとしては、町内の業者のものを皆取ったたら、そら一番いいことなんですけどね。せやからその辺の区別だけして、やっぱりそういうトラブルにならないように、今が肝心やから先に指導しに行って、調べることはちょっと不可能かもわからへんけども、こういうのがあったら機械がとまりますよというのは、今言うとかんことには、これから先大変なことになると思いますわ。

青木議長 答弁。 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 おっしゃるとおりでございます。業者指導は徹底的にやらさせていただきます。お願いをしてまいります。

ちょっと試験期間ということで、あえて長いものを入れたという部分もございますので、わからんままに何も知らんと入れたということではございません。どこまでの破砕機の能力がいけるのか。といいますのが、例えば1メートル以内に切ってくださいよという指導を今お願いしております。1メートルで大丈夫なのか、やっぱり50センチにしてもらわないかのか、そういったところもあわせて、今、試験をしようということで、少々長いものを入れているという状況もございますので、よろしく願いしたいと思っております。

青木議長 もう1点。

吉村住民生活部長 それと、靴下産業等々についてですね、今までの流れから、広陵町の場合は持ち込みを認めているという状況でございます。今後もしできれば認めてまいりたいという

ようには思っておりますが、そのためにもルールを守っていただき、適正処理できる状況の内容にして搬入をいただくということを徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

青木議長 10番議員、よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

山田議員 私も、先ほど山村議員が言われましたように、6日の火入れ式の後、7日にちょっと見せてもうたんですよ。ちょうどごみを入れてこれからという、いろんな調査をしながら見ようという形で、あそこの責任者の方に案内していただきました。今、部長言ったように、大きな長いもの、この天井ぐらいあるんでしょうかね、ごみピットの中にあって、それを入れながら、あれがいいのかどうか。それを研究材料にし、これからの資料にして、本来に来年の2月、3月から稼働するために、これはいかな、このぐらいのものならいいなという試験的な調査をするためにも結構かなとは思っておりますので、そういうこと、いろんなことを調査しながら、データを集めながら、本当の本稼働に向けて頑張ってもらいたいなと思っています。

それから、恵那市との大きな差は、所長もおっしゃっていました。一つは、今、部長が言いましたように消防車が入ったと。そういうことに火災が起こったことについて、ピットの中に放水機を取りつけておりますと言うて、クレーンを動かすところの横にですね、こういうのが、この機械ですよと言うて、これが大きな違いですよと、一つはおっしゃっていました。これはここだけの話だと、恵那市に言うたらいかなよと言いながら、こんなとこで話しているわけですが。そういうのが大きな今、消防車のお話ありましたが、これが大きな一つの点かなと。

それから、いわゆる水分が多いわけで、今まで鉄は、主な炉とかいろんなところで鉄を使って製品とかいろんなものをつくっておいりましたので、これをステンレスに変えた。いわゆるさびないために、後のメンテナンスですか、修理等も、余りさびたら5年でやるのを、例えば10年持つのではないかという形で、ステンレスを多くを使わせていただいたということをおっしゃっておいりました。

大きな三つは、先ほど部長が述べられましたように、こういう話の中にそういう話が出てきたのだと思っています。これから、私たちもこの広瀬区というところに住み、町長もあのとき話しされましたように、安心・安全で稼働することが一番の望みだなどと思っております。

そして、先ほど山村議員からありましたように、瑕疵担保条項、この間岸和田等も新聞紙

上で非常に大きな誤差があったと。そういうこともございましたし、また厚生委員会の方で説明あるとは思いますが、やはり初めの計画どおりでは、物すごく何十倍も金がかかるといふ計算間違いをしていたということがありましたし、広陵町にとってはそんなことはあってはならぬわけですが、その辺も含めて、瑕疵担保条項が2年なのか3年なのか、それ以上あるのかどうか。2年、3年だとは思いますが、それはどの辺を基準にして決められたのかということも含めて説明いただければ結構かと思っています。

青木議長 委員会ではよろしいのか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程4番、議案第61号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 単純明快に聞きますが、吏員が職員というようになったのはどういう理由なのか聞いておきたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 吏員、職員の変更点でございますが、現在の地方団体の事務の中で、かなり複雑、あるいは多様化する事務につきましては、事務、技術、そういった区分するのに明確に区分できないというふうな状況から、今回、その他の吏員、あるいはまたその他の職員、そして吏員、事務吏員、技術吏員、こうした区分が廃止されたものでございます。

青木議長 6番議員！

寺前議員 これは単純に吏員と職員というように、今の説明であればその部署その部署で決まっていることですから、そんなに難しいことではないんですね。

私は、やっぱり吏員という呼び方がいいか悪いかという問題は、これは戦前からの慣例で使われてきていることなんですけども、根本的にですね、職員ということが、小泉内閣発足以来、民にできることは民にというような状況で、公務労働に対する考え方が非常に変わっ

てきたという点での危惧があるわけなんです。そういう点で、公務員が職員、いわゆるこれは働く方の職員ですけれども、公務員の理念という点を薄めるような作業があってはならないというように思うんですね。そういう点で、憲法と、それから地方公務員法に従って、公務員の仕事がふえんこと、そして一部の有力者に左右されない、こういうもろもろの問題について、再度やはり認識を深めていただくような手だてをとっていただきたいと思います。

これは、採用されたときに誓約書を、今現在どうなっているか知りませんが、お取りになって、公務員の理念について認識を深めさせていただいていたわけなんですけれども、そういう点での公務労働に対する誇りとともに、奉仕者としての考え方を徹底させるという点については引き続きお願いしたいと思いますが、その点はどうか。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 公務員理念につきましては、おっしゃっていただいているとおり、新規採用から、そして勤務につく、そういったものにつきましては、公務員制度にのっとって、そういう自覚、認識を持つよう、職員には通達してまいりたいと、かように思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！簡単にね。

松野議員 資料だけお願いしておきたいんですけれども、近隣の葛城市の職員さんの定数の状況ですね、167だけではなくて、全体の部分での資料を総務委員会に提出お願いしたいと思います。お願いします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。（「出せるか確認しとかなあかん」の声あり）答弁するか。 総務部長！

笹井総務部長 はい。

青木議長 よろしいか。

それでは、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程5番、議案第62号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

坂口議員 これ撤去したもの、マシンを持ってきてですね、有効利用ということで、こういうようなことを考えられていると思います。今まであのマシンについてはたくさん利用されて、また再利用をお願いしたいということで今回出てきたと思うんですが、ちょっと、ただ私、心配するのは、今の体育館のところでどのような利用がふえるのかな、あるいは減るのかな、あるいはおふろもないしと、こういうようなことを感じられるんですが、お金を取る以上、なかなかこの辺のシミュレーション、いわゆる収入支出ということも問題も出てまいります。使用する人は、こんな機械が古うなったらすぐ新しいのを、金払うんやから新しい機械にかえてよとか、こういうようなことも出てくるのかなというようなこともと思いますが、この辺の収支予想なんですか、どのように計画されているでしょうかということについてお聞きします。

それに、このマシンだけじゃなくて、マシンどうせつけると、いろんな関連施設、汗もかきますし、その辺の対応もどのようなことを考えていただいているかということについてお聞きしたいと思います。

青木議長 森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 これの収支はどうなるかということでございます。現在、サン・ワークから34種類のトレーニング機器をいただきました。中央体育館に設置するために、現在、修繕を行っておりますが、私としては大変感謝しているところでございます。やはり、スポーツの殿堂といいますか、そういった施設にこういった機器をいただけるという感謝をいたしております。

収支のことでございますが、私は隣接の市町村等を調査させていただきました。高田市で4台程度しかないらしいですけれども、10人強の1日利用があると。そして、香芝市は10人未満の利用度があると。しかし、私どもは34種類の機械をいただきました。私の見込みでは、1日30人は来ていただけるんじゃないかなというふうに勘案しております。そして、現在、来年度からの予定なんですが、リース代と、機械がやはり動く機械でございますので、当然、保守点検をしなくては危険が生じる場合が出てまいります。そういった点検もしながらやってまいりますと、約八十二、三万円の維持費がかかってまいります。そして、私、1日に30人ぐらい来ていただければ、これで収支、100円いただくことによってバランスがとれるんじゃないかなと、そういうふうに考えております。

以上です。

青木議長 よろしいですか。

ほかに質疑。 6 番議員！

寺前議員 これは30人という点で、一番大事な点は、今までサン・ワークで行っていたところと条件が変わるということで、非常にこのような需要が、全体ではないでしょうけども、一部の愛好家や、その他では利用が多かったということだと思えるんですけども、30人というのはどのようなところから考え出されているのかですね。これは、いわゆるサン・ワークでの利用状況等々を踏まえて考えているというように思えるんですけども、その辺での根拠をですね。

それと、サン・ワークではふろなどがあったわけなんですけれども、体育館ではそういう汗をかいた場合の、本人の利便性はどのようにになっているのか。

またサン・ワークでは、機械の種類によってはきちんとした指導、また援助等々を踏まえた上で利用しなきゃならなかった器具がたくさんあったわけなんですけれども、そういう点でのこの体育館での利用はどのような状況になるのか。また利用者の受け付け等、どんな状況を想定して行われるのか。1日30人ということになれば、日曜日はもっと多いでしょうけれども、体育館に職員を配置するのか、それとも公民館で従来どおりの受け付けをするのか、そういう問題もあわせて、全体としてこの器具を受け取ったところの、いわゆる先ほどは収支の話が出たんですけども、サン・ワークと比較して、トータルとしてどのような状況になっていくのかという点をお聞きしたいと思うんです。

青木議長 森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 私はサン・ワークを見ましたときに、ふろもある。ふろがあるからついでにトレーニングする、トレーニングするからふろも入りたいと、こういうような相乗効果もあったと思います。現在、安川常務理事に聞きましたら、七、八十人ですか、活用も1日あるということを聞いておりますけれども、そういったデメリットも考えながら、1日想定30人ぐらいであろうというふうに考えました。

そして、使用方法はどうかということでございますが、現在、中央体育館には、専門職員である体育指導員、これ2名配置いたしております。そのほかに体育専門の職員として1名、合計3名を配置させていただいておりますが、そういった専門職員3名、そして体育指導員、この方々は学校の先生も当然おられますけれども10名、こういった方々の協力を得ながら、定期的に機器利用講習会、こういったものを持っていきながら運用を図ってまいりたいなと思っております。

そして、100円を納めていただくところは、館長にも申しておりますが、中央公民館の

中で利用申請をしていただいて、使用料をいただく。そして体育館の方へ移っていただいて活用していただく。1回幾らでございますので、時間をはかる必要もございません。そして、先ほど言いました体育指導員が時間があいておるときには、当然、中央体育館の方へ行きまして指導をしてまいりたいと、このように考えております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 詳しいことは委員会でというように思いますけども、この機種の中には、事前にきちんとした説明をして使用するということが、サン・ワークではやられていた機種が、何台かは知りませんがあったわけなんですけども、そういうような問題と、体育館にはシャワー室はないんですか。シャワーとの併合という問題も、きちんとそういうトータルとして考えておられるのかですね。そういう場合のシャワー室は、現在で対応できるのかどうかということもあろうと思うんですが、どんな認識で持っておられるのかお聞きしたいと思えます。安全面の問題ですね。

青木議長 森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 現在、シャワー室は考えておりませんが、自主的にみずから率先して、私どもの体育指導員の指導を得ながらやっていただけたらなと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

山田議員 トレーニングルームを1日30人を予定しておられるという数字を、今言われましては、ふるさと会館で今やっておりますね、軽運動室。それがこれを見ますと、利用件数は912件、それから利用人数は年間で1万2,380人、1件当たり13.6人と、この資料があるんですよ、ちょうどこの17年度事務報告書の中に。

そうして見ると、今、勤労者総合福祉センターの利用状況を見ますと、トレーニングルームについては、平成15年度で2万3,941人、平成16年度で2万541人、17年度で1万8,037人。こういうことになっているわけですが、こうした数字を見ると、30人を確保しようと思ったら、大変並大抵ではないのかなと思っておりますね。それで、ふるさと会館の軽運動室を見ましても、その人はそういうところへ行かれると。

それで、今、勤労者総合福祉センターの利用状況の中のトレーニングルームの数字を、今言わせていただいたんですが、これがそのまま移動したところに置いても、なかなか30人というのは並大抵ではないと思っております。局長の頭の中には、年代的にどの辺の層の人を想定して30人おられるのか、その辺も考えていただいているのかなと思っておりますしですね、その辺、このふるさと会館の利用を合わせて本当に確保できるのかどうか、ちょっと疑

問点もあるわけですので。決意は結構ですが、30人集めたいという気丈な話は結構ですが、なかなか厳しいものがあるのではないかという、私は思っておりますので、その点はどうお考えになっているか教えてもらいたいと思います。

青木議長 森川教育委員会事務局長！

森川教育委員会事務局長 体育館では、いろんなスポーツ教室をさせていただいております。

特にご婦人に対するスポーツ教室が多いわけでごさいます、そういった方々がテニスの事後、もしくは事前、そういった方々が使っていただけるんじゃないかなど。大体、30代から50代未満ぐらいの方が多んじゃないかなど。特に女性が多いんじゃないかなど、そういうふうに考えております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程6番、議案第63号、広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員！

山村議員 済みません、ちょっとお聞きしたいんですが、この条例改正の条項をここに書いてあるんですけども、障害者基本法で規定する障害に、次に掲げる程度の者とか書いてあるんですけど、この身体障害者、1級から4級でしたら、もう寝たきりで全然動けない方とか含まれているんですけども、町営住宅でそういう対応をされている状況なのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 現実には、結局、町営住宅そのものの入居していただける方につきましては、いわゆる自分で自立しながら生活できるというお方について、困っている、困窮されている方を対象にしておりますので、いわゆる1級から4級という部分があるわけなんですけど、その中でも、そういう少々の身体のハンディにもめげず、自立されるという状況でありました

ら、入っていただけるという内容でありまして、毎日の生活といたしますか、寝たきりですとか外へも行けないとかいうのは、また別の施設という考え方になりますので、あくまでも自立される方という考えでございます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程7番、議案第64号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程8番、議案第65号、広陵町に収入役を置かない条例の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程9番、議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程10番、議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程11番、議案第68号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員!

寺前議員 37ページの減債基金積立金の件ですけれども、これと利息ですね、38ページの金利支払い等の件なんですけれども、この社協から借り入れる2億円がなぜ減債基金に入れられるのかですね。これは、当然、いわゆる社協から借りて、そして利息が市場金利よりも安いということで、その差額が町と社協との双方メリットになるということは理解できるんですけれども、社協の運営の問題ということについてどのようにお考えになっているのか。だから、要は社協での有効利用というところの部分というのは、積極的にあるんじゃないかというように思うんですけれども、その社協のいわゆる年間、寄附が集まっている状況や、その活用については、社協で議論されているわけなんですけれども、結局、今こそ社協が積極的な役割を果たしていくということが必要な時代だというように言われているわけなんです。そういう点から言って、この2億円を借り入れた、また返済はどういう形での返済になって

いるのかということについて、9月議会で若干この借入れの問題がありましたけども、正式にきちんとどういう形の返済をしていって、社協での活用の問題ということはどういう形で議論されているのか等々についてお聞きしたいと思います。市場金利の問題。

青木議長 答弁。 山村助役！

山村助役 社会福祉協議会の福祉基金を運用するという目的で、町の方にお預かりをして、町の方もメリットがございますので、それによって金利を支払いをさせていただいて、また福祉基金の設置目的であります果実を運用して、社会福祉事業に充てるという目的の達成にも貢献できるということからお預かりをして、今回、減債基金に積み立てをさせていただき、将来的には減債基金の設置目的でございます、金利の高い公債費の繰り上げ償還にも充てればということで、とりあえず今回は積み立てをさせていただくわけでございます。

社会福祉協議会の方は、もともと福祉基金は、元金はそのままにして、運用から生じた金利をもって事業活動を行おうという趣旨で、町民の皆さんから善意をお預かりをしているわけでございますので、その趣旨にのっとり、今後も社会福祉協議会でその活用について議論をしていただきたいというふうに思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 実際に利息の高いときは、その趣旨に沿った活用方法というのは生まれてきた時代もあったと思うんですけども、現在のように利息の低いところにあっては、やはりその目的に応じた支出をする場合に、基金の取り崩しということも当然考えられるし、また考えていかなきゃならないということがあろうと思うんですね。そういう点で、全体像が把握できていない状況ですので、いわゆる福祉基金が毎年どのようにたまって、そして平均ですけども、2億円貸し出した後どのような状況になるのかですね。

それと、いわゆる例えば社協で貸し出し事業でも5万円というのは、非常に少ないという指摘も再三なされている現場での声があるんですけど、現場というか借り手の声があるんですけども、そういうような内容で、基金取り崩しで社協の設置目的に活用していくという道筋があろうと思うんですが、そういうような形も含めて、全体の社協での福祉基金の状況を教えておいていただきたいと思います。その上で、また総務委員会で引き続き論議をしていただければというように思うんですが。

青木議長 山村助役！

山村助役 また、詳細につきましては、委員会で資料をもとにご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 1 番議員！

山田議員 先ほどの町道認定について、ちょっと質問するのを忘れましたので、ここで町道整備についてのところで聞かせていただくんですが、いわゆる百済の（「……道路と違う」の声あり）町道整備事業の中で、町道で聞くんや。（「いやいや、違うということを言っている」の声あり）何て。（「……認定……」の声あり）認定するについて、だからここで聞かせてもらうんですけどね。

青木議長 予算に入ってあるのか。

山田議員 予算の点でね。いわゆる百済の方の 1 9 6 4 番の 1 から 2 0 0 5 番の 4 までの、この今市の町道認定なんですけど、この町道認定する基準ですね、本来ならばこの地図を見ると、行きどまるわけですから、堤防に。ここまで、堤防の下まで町道認定をするというふうに、この地図上はなっているんですが、本来、町道認定というのは、どこか通り抜けるとか、つないでいるとかいうのが一つの基準ではなかったのかなと、私は認識しているんですけども。それから、将来において計画があるとか、そういうふうな形で認定をするようになるんですが、これは堤防の下までであると。この上は桜井土木の方のあの公園が、形だけの公園だと私の目では見るんです。それで、この大今橋のところから入るようにはなっておるんですが、しょっちゅうこれはかぎがかかって公園を呈してないと思っているんですが、これはなぜ、まず基本的にこの町道認定については、清掃センターの絡みがあるということは私は理解するわけですが、それでしたら公民館の手前のところでもいいのではないかと。何の理由もないのに公民館の北側になるんですか。そこを通過して堤防の下まで認定するということについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

青木議長 ちょっと待ってくださいね。

山田議員にお願いします。議案の範疇のちょっとひっかかることはわかりますけど、今後、議案の主のある議案がありましたので、そこで質問していただくことをお願いをいたしたいと、こう思うわけでございます。（「……」の声あり）ちょっと待ってください。（「予算が直すために予算をしているんやから」の声あり）ちょっと待ってくださいね。（「……」の声あり）いや、わかっています。ちょっと待ってください。（「基本的に……」の声あり）

それで、ベテランの議員やからあえて言います。そういうこととございますので、今後そういうことのないように注意をしていただきたいと思います。

では、それについて答弁許します。

中尾都市整備部長 町道になる基準ということなんですけど、この百済の部分につきましては、

全くの新設ということで、幅員は5.0メートルを条件にさせていただいております。5.0という幅員の中で、この状況であれば、向こうで突き当たって、バックして帰ってこんでも、向こうで旋回できるという見解を持っております。3メートル、4メートルでは、そのことがかなり難しいでしょうが。

それと、この向こうの公園、名ばかりということですが、最近、桜井土木にお願いしまして、整備もされております。今、鎖でシャットアウトしているということもあるんですが、それはちょっと田原本との協議で、そういうことがおこなわれているということで、最終的には開放して、通路としてあの上の公園を利用しやすくしたいというのが最終の目標でございます。ということでありますので、今回はここまでということになったわけでございます。

以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 12番議員！

松野議員 ちょっと社会福祉協議会の運用の預託金が出てますので、ちょっと外れますが、質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

青木議長 どんだけ外れるの。

松野議員 社会福祉協議会の方で、これはちょっと緊急に相談というか、質問を受けた分なんですけれども、器具のレンタルをされていると思うんですけれども、その中で電動ベッドの借り入れる範囲ですね。介護保険以外で一時的に動けなくなった、あるいは今後介護がちょっと半年とか長期に必要なだという場合に、電動式の介護ベッドをお借りすることができるかどうかお願いいたします。ちょっと緊急に聞いておきたいという質問がありましたので、お願いします。（「それ関連質問か」の声あり）

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問でございます。今、ご質問受けたのは、新しく軽度の方が利用できない部分のことをおっしゃっているというふうに理解しているんですけども。（「介護の認定受けているような……。介護保険の介護の認定を……。ちょっと去年お手伝いしたんだけど」の声あり）そういう場合は、無償の貸与というのがございますので。（「そうですか」の声あり）無償で貸与する制度がございます。（「どういう制度ですか」の声あり）病気とか、そういう場合に、介護保険以外ですから、介護保険は介護保険で制度がございますので。病気とか、そういう人で、緊急に骨折とかして、ベッドが必要な部分につきましては、それを無償で貸与する制度は以前からございますので、それを利用していただいたら結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:52 休憩)

(P.M. 1:03 再開)

青木議長 休憩を解き再開をいたします。

それでは、次に日程12番、議案第69号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

松野議員 まず第1点目は、この保険制度の目的と具体的なメリット、デメリットについて明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、保険料については未定であることは承知しているわけですが、広陵町、奈良県になりますが、どのような水準になるのかと。そして、大体、広陵町の平均的な数値としたらどの程度になるというふうに考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、この制度の中では、議員の数が大変少ない、奈良県全体の中での数字で見れば少ないわけですから、広陵町としての直接の意見を発言する場が本当にできるかどうか難しい状態だと思います。今は国保運営委員会がありますから、広陵町の住民の方も発言できるわけですが、このような住民の声を吸い上げて生かしていくと。この住民参加の問題についてはどのようになり、どのように考えておられるのかということについてもお聞きをしたいと思います。

それから、年金からまたさらに、介護保険と同様に天引きをするということになるわけですが、この場合に天引きの場合、年金の2分の1以上になった場合はそういう該当にしないということなんです、年金が徐々に減らされていく中で、さらに介護保険を天引きし、さらに新たな高齢者医療の保険料を天引きをしていくということについては、大変、年

金でお暮らしの大部分の高齢者の方にとっては大変負担が大きく、心配な声が上がってくるというふうに思うんですけれども、この点についてどのようにお考えされているのかということ。

それから、さらに介護保険の例を見ればはっきりしてくるわけなんですけれども、最初、介護保険が導入されるときは、当初半年間でしたか、保険料負担なしで、その後半額になって全額という道筋だったと思うんですけれども、そしてさらに第1期、第2期、第3期、広陵町の場合は第2期、若干の値下げになったわけなんですけれども、全国的には第1期、第2期、第3期と、年を振るごとに保険料が上がっていったら、こういう状態になっているわけですが、この医療保険の方も、やっぱりそういう入り口では負担安くしても、将来的にはどんどんと歯どめなく負担が大きくなるという、こういう不安は払拭できないわけなんですけれども、このような点についてはどのように考えておられるのかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 まず、お尋ねいただきましたこの制度の目的とメリットについてどのように考えているのかということでございますけれども、ご承知のとおり、昭和50年代と今現在、さらには20年後という、国民の人口構成といいますか、そういった内容を見ましたときに、国民皆保険制度を存続していくためには、今、新たな高齢者医療制度というものを設けて、しっかりした制度の運営を図っていくと。もちろん、そのためには予防重視、いわゆる病気にかかったから病院へ行くという従来の考え方からですね、若いときから生活習慣病等を初めとする、いわゆる病気にならないためのいろんな健診、あるいは健康指導、そういったものをしていくという前提の中で、将来的な人口構成を考えてこの制度が設けられたものと考えております。

メリットといたしましては、やはり県単位で一つの広域連合を組織して、共同処理すべきは共同処理をして、いわゆる構成員であります被保険者についての窓口の相談、そういったところについては各市町村で責任を持って対応していくということで、この制度の定着が将来の我が国の医療制度を支えていく一つの要因になるというように認識をしております。

それと、広陵町の平均的な今後の、今現在から見たときの数値ですね、人数であるとか、あるいは負担、そういったことをお尋ねかと存じます。現在、18年11月現在の75歳以上の方の、いわゆる国保における人数でございますけれども、75歳以上の方が1,869人おいででございます。現在、国保会計の方から老人保健制度の方へ拠出しております金額

が、私の記憶で年間約4億9,000万円という拠出をさせていただいております。今後、新たな制度ができましたときには、いわゆる支援者分、若人層の支援者分といたしましては、試算によりますと約3億1,000万円ないし3億2,000万円というように見込んでいるところでございます。当然、入りの部分でございますけれども、75歳以上の方々のいわゆる国保税の負担分は入ってまいりませんので、差し引きよく似たところの数値で経緯するのかなというように認識しております。

広陵町の若人の数でございますけれども、11月現在で8,860人と。国保の加入者の若人が8,860人ということで認識をしております。

それと、3点目にお尋ねをいただきました奈良県全体で20人という議員の数が少ないのではないかとご指摘でございます。47都道府県の各都道府県で議会を設置、当然されるわけですが、それらの中で市町村数が40程度の府県につきましては、議員定数がそのほぼ半数である20人というような取り組みも多いと聞いております。そういったことから、奈良県におきましても議員定数は20人ということになされることとなっております。

町としての発言の場が少なくなるのではないかとご指摘でございますけれども、この高齢者医療制度というのは、冒頭で申しましたように、広域連合で運営をするというのが大前提でございます。奈良県全体の立場に立って医療というものを考えてやっていくというのが前提になるわけでございます。そうした中で、広域連合の議員定数は20人ということで、今現在の各市町村の議員さんの定数から見ますと、大変、何十分の1という数にはなるわけですが、県内の各市町村議員さんの推薦、あるいは選挙によって代表の議員が決まりますので、そういう意味では間接的ではありますが、民意の反映が考慮されているというように受けとめております。当然、議会での発言ということではないですが、町としても意見を言う機会は幾らでもあるのではないかなというようにも認識をしているところです。

それと、保険料について年金から天引きという、特別徴収という形になる。さらには介護保険同様ですね、将来的には保険料が年々上がっていくのではないかと、こういうご心配をいただいております。我々といたしましても、その辺のところは十分懸念をしているわけですが、年金と申しましても、想定されておりますのは、年金額、年間18万円未満の方については天引きはできないというような考えの中で、それ以上の年金を取得されておられる方については、保険料として天引きをさせていただく。当然、均等割と申しますか、いわゆる応益ですね、応益50%、応能50%という課税になるように聞いております。そう

した中で試算されておりますのは、月額でございますけれども、応益としては月額3,100円程度。そして応能、いわゆる所得に応じたものですね、これについても3,100円という、合わせまして6,200円が見込まれているようでございます、試算上でございますけれども。

当然、所得のない人については減免措置がございます。7割軽減、5割軽減、あるいは2割軽減という軽減措置が講じられる予定でございますので、少ない人であれば、試算でございますけれども、月額900円というような方も出てくるというように試算をされております。

当然、時代がさかのぼっていけば医療費がかさむんではないかということは、これまでの歴史的経緯から見ても、そう心配をするわけですが、先ほど言いましたように、いわゆる治療よりも予防ということに力を入れる制度として立ち上げるということですし、国民健康保険においても、また政府管掌の保険におきましても、健康指導、健康診査を義務づけておりますので、今後そういうことで病気をしないと、そういうことにつながっていけばいいなという思いをしていることを申し上げて説明いたします。

青木議長 12番議員！

松野議員 まず、目的という部分で国民皆保険制度の堅持ということなんですけれども、これですね、具体的にこれを切り離しをしなければ堅持できない、維持できないという根拠が全く示されていないんですね。今の制度の中での改善、また、とりわけ高齢者だけ別保険にしていくということは、高齢者の方の負担を今後ますます大きくしていくと。先ほど質問もいたしました、それに対しては答弁いただいているわけ、その不安が今一番強いんですね。入り口で現在より安くなる。

先ほど、最低月額900円と答弁されましたけれども、安くなる方ももちろんいらっしゃるんですけれども。また、高額所得者については随分と安くなると、この高齢者保健制度を設ける中でですね。ですから、結局、高額所得者の方は、より安心できる制度になるという流れも一方である中で、所得の低い、年金が少ない方にとっては大変な痛手である。今後そのことが一番大きな問題で、とりわけ保険料が払えなくて滞納になると天引きの中が多いわけですが、普通徴収の中で払えないということとなってくると、これは相当の厳しさで、従前より厳しい中で資格証明書になっていくのではないかと、この点も大変懸念されているわけですね。

資格証明書になりますと、やはり医者に行きにくくなる。お金がないと行けませんので、

そうすると医者に行く人が、行かなきゃいけないのにいけない人が2分の1になるというような、そういう数字を出しておられるところもあるわけです。ですから、そういう部分で皆保険制度というのは、すべての人たちの命と健康を守ると、そのためにつくられているのに、逆にそれを損なう流れをつくってしまうということになりかねないわけです。ですから、そういうところきっちり保証して、憲法に基づいて保証していくということを明確にさせていただかないと、ますます不安が強い、高齢者の方にとっては本当に生きていけないような、そんな状況になってまいります。この点の問題点についてはどのような手だてをされるのかということをお聞きしたい。

それが一つと、それとそういう場合に、県の方の広域の保険でフォローできない部分、それぞれの自治体独自の問題点なり、自治体独自のやり方、特徴があってもいいと思うわけですが、そのためには自治体独自の補完的な施策等も検討することが大切ですが、そのような自治体独自のそういう上乘せの施策をされる予定は、考えはあるのかないのか、この点もお聞きしたいと思います。

それから、先ほど、議員の数が20名いるので反映する道はあるということ、あるいはまた担当課の連絡会議とかでしようけれども、意見を言う場があるということでしたけれども、住民の意見を直接吸い上げていくということが難しいですね。何年か前に、広陵町でも国民健康保険料の4割、5割の大幅値上げ、そして水道料金の大幅値上げがいつか理事者の方から提案されたときに、この国保の値上げについて、国保運営委員会の中で大多数が反対されまして、一般の方はみんな反対されまして、それで値上げ幅を半分に圧縮したと、こういう経過があったわけですが、水道料金もそうでしたが、そういうような民意を反映する場が確保されていない。これは、それぞれの県で一律に値上げとか決められますと、そういう町独自の施策との兼ね合いがつかなくなるわけですから、深刻な事態に陥る場合もあり得るということにおきましては、民意を反映されないということについて深刻な問題であるというふうに指摘をせざるを得ませんが、この点について町としても今の制度の中で組み入れるような努力を積極的に提案して実現していただかなきゃいけないと思うんですが、この点はどのようにしていただけるのかということもお聞きしておきたいと思えます。

以上の点について再度お願いをいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 4点ほどお尋ねをいただいたと思えます。

まず、なぜ今この制度が必要なのかという点についていろいろとご指摘をいただきました。

私、ちょっと説明が少なかったと思いますので、申し上げますと、昭和55年時代、いわゆる今から25年前ですかね、75歳以上の人口が日本全体で700万人でありました。今後20年後の2025年には、いわゆる75歳以上の人口が2,000万人になると言われております。逆に若人の数でございますけれども、1,500万人当時よりも減ると、今よりも減るということで、少ない人数で3倍に膨れ上がった老人医療を支えていくという図式になるわけです。

当然のことでございますけれども、加齢をされまして年がいくと、どうしても病気にかかる率合いが上がります。大体の医療費の状況を拝見しますと、若人ですと年間15万円ないし20万円までの間の医療費で平均いっているわけですが、75歳以上の方になりますと、全国でばらつきはございますものの、65万円から75万円ぐらいの医療費がかかっていると、お1人当たり。すなわち、若人と比較しますと、5倍の医療費が要るわけですね。こういう状況も視野に入れて、先ほど来、繰り返しますけれども、健康指導、そして若人の時代から40歳以上のいわゆる健診の義務化、いわゆる健康診査を必ず受けるという制度を並行させて、老人医療制度というものが将来にわたって運営しやすいような状況にしていこうというのが、まず大前提としてございます。

資格証、いわゆる保険料を払えない人の資格証のことについてもご心配をいただいております。これらにつきましては、我々の手元に、今、具体的な状況は入ってきておりません。これは、広域連合が設立をされて最初の議会が開催されるときに、いろいろと条例、あるいは規則といったものについてお決めをいただくこととなるということでございます。

三つ目には、自治体独自の上乗せ施策を考えられないかというようなご指摘もございます。現時点では、具体的にこうするとか、そういったことについては考えておりませんが、いずれにしても一人一人の民意を反映する機会はないかもわかりませんが、世論としてのやはり民意反映、これは広域連合といえども、敏感に社会の状況、国民の希望、そして経済の状況、いろんなところを考えた上で、適切な改正なり改善が行われていくのではないかなというように思っておりますので、意見反映の機会についてのお尋ねとあわせて、そのようにご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 非常にゆゆしき問題で、今の答弁の中身について再度お聞きしますけれども、一つはここに地方分権参考資料という、地方6団体ですね、発行したものがああります。これは、平成16年6月の分ですが、ここに医療改革に向けての緊急意見というのが、全国町

村会として出している分があるんですね。この中で、もろもろ言ってるのは、要は国民健康保険特別会計は破綻しているということを言っているんですけども、ここには国民健康保険制度の中で市町村国保加入者は、国民の3人に1人に当たる33.1%を占めている。これは以前の分ですよ、16年の分ですからね。そしてまたこういう中ですね、他の保険制度と比べた場合の指摘もしているんですね。結局は、いわゆる皆保険制度と言うけれども、政府管掌保険、あるいはその他の保険から見ても、国保の負担率が一番高い。国保加入者の負担率が、簡単に言えば保険料ですね、一番高い、こういうことを言っているんです。ポイントという形で出しているんですけどね。

さらに、こういう中であって、ここに具体的に言ってる点で言えば、1人当たりの診療費という形で挙げていますけども、これは出る方ですね。政管保険で12.3万円、組合健保で10.2万円、国保は16.4万円というように、もちろんこれはご存じのことだと思うんです。ところが、結局、保険料の負担は国保のところ非常大きい。これもここに書かれていますけども、具体的な点は省かせていただきます。

こういう形で、全国の市町村の危機感は、今度の後期高齢者保険制度ができれば国保会計の二の舞になる、こういう危機感を共有しているんです。ここに市長会の分しかインターネットで出てこなかったんですけども、17年11月25日に全国市長会が、後期高齢者制度に対する意見というのを政府に上げているんですね。これは、制度設計及び運営の責任主体は国であることを法律に明記しろと、こう言っているんです。結局は、こういうような問題について、国は地方6団体の要求も一部かなえられているんですけども、全く根本的なところは無視されている状態であります。こういう点に対して、本当に地方を預かる町長を初め、どのように考えているのかというのがまず第一の質問であります。

第二に、先ほどから具体的な話を挙げていますけども、共産党はことしの3月議会に、後期高齢者の医療制度の問題の反対の意見書を上げたんですね。そのときに公明党は、山村議員は、世界に誇る国民皆保険制度を将来にわたり守り、安心、信頼の医療制度を確保することが最大の目的だということで、意見書には反対しているんですね。山田議員は、保険料負担の世代間の公平を図り、現役世代の負担の透明性を確保するためと、こういうような形を挙げて反対しているんですね。

これは一体だれが言っているかと言うと、財界が言ってることなんですね。財界は、この問題、このとおりのことを言っているんです。これどういう形で言っているかと言うと、財界が言っている点では共通している部分です。これは、財界の経団連のところで言っている

問題の中で、これは2004年12月14日に財界の医療機能適正化という要求を政府にした要求ですけれども、ここで言ってるのは、要は社会保障の給付の増数、負担の勢いが大きいと。直接の財政圧迫要因になりかねないので、個人や企業の負担増を通じて、税収の基礎となる経済秩序を損なう、こういうことを言っているんです。次に、セーフティネットとしての社会保障制度を維持するためには、社会保障の役割を自立・自助、自己責任の原則にのっとり再提議し、公的保証の範囲は自助努力でカバーできないリスクに絞り込む必要があると、こういう形で言っているんです。

これは何かと言えば、再三、財界や自民党が言っている点は、自立・自助、自己責任、持続可能な社会保障制度、高齢者世代と現役世代の負担の公平というのが共通したキーワードなんです。社会保障制度を政府自民党が切り捨ててきた。これは何かと言えば、財界の強い要求が一つです。それから、後でもう一つ述べますけれども、アメリカの財界の要求もあります。これも3月議会で議論を私たちはさせていただきました。

ところが、財界がなぜこのようなことを言っているかと言うと、一番大きな問題は、これはもうはっきり言っているんですね。社会保障の事業主負担が28兆6,537億円になるんだと。だから、要は。

青木議長 質疑をやってくださいね。

寺前議員 質問しているんです。要は、事業主負担が大きくなるからということ言っているんです。だから、この点でどのようにこの制度の問題を考えているかということなんです。財界が言っている問題と公明党が言っている問題は全くうり二つのことなんです。

さらに、人口がふえるという点でもっと言っていることは、これは前政府税調の石井会長ですね、労使の負担割合が今後は大きな課題になる。どういうことかと言えば、要は労使が、結局は負担割合を検討しなきゃならないということの要求から出てきた問題なんです。これを私たちの意見書に対して反対の理由で述べられたことなんです。

こういう問題に対して、本当に、先ほど全国の各地方自治体は、この問題に対して意見を国に上げている。そういう点の認識と、この点ですね。お年寄りの負担は、もうご存じのように、結局は2005年度では、介護保険制度の食事や居住費がホテルコストとして負担になったと。

もっと深刻な問題は、現役並みという形で答弁されていたんですけれども、3月議会でですね、公的年金控除の縮小で、高齢者控除とこの二つの廃止を合わせて、一般所得に仕分けされてきた人が、今度は現役になるんです。これが全国で90万人になっているんですね、

既に。あと定率減税がまだ来年の1月になりますけれども、なっているんです、これだけで。

そしてまた一般所得者、これ一般所得と現役所得という形で分けた形ですけども、こういう人らが、この税制改正で、いわゆる非課税世帯から外れてしまう人が50万人いるんです、全国で。これを9月議会でも私たちは質問して、答えられていないんですけれども、広陵町でしたら一体このような現役並み世帯、一般世帯から現役並みになった人、非課税世帯から一般世帯になった人、幾らいるんですか。国ではこういう想定をしているんです。この人らに直撃されるんです、負担が。その点についてお答え願いたいというふうに思うんです。

それとですね、この中で出てくる問題では、いわゆる療養病棟のところでの追い出し、これは今回の2006年6月14日に改正された、まさに高齢者医療のところと一体となって改悪された点ですけども、追い出しがとられる。23万人の長期療養者が行くところがなくなってしまふ、こういうような事態になっているんです。こういうようなところの問題に対して、実際に自治体として後期高齢者医療制度をつくって、このようなお年寄りの対応ができるんですか。その点もお聞きします。

それから、先ほどから保険料の問題についてはおっしゃったとおりです。政府は既に2015年の時点でどうなるのかという想定の数値も出しているんです。それはおっしゃらなかったわけですけども、それはもう省いておきます。

しかし問題は、都道府県単位にされて、さらにそこに法律できちっと、要は医療費適正化計画を立てなさいと、こうなっているんですね。医療費適正化計画というのはどういうことですか。これを立ててしまったら、いわゆる医療費の高いところは、いわゆる適正化に反したところは、厚生労働省が特例で直接指示して、その改善策を命じることができるとなっているんですね。こんなことされたらですよ、本当に何ぼでも上がっていくじゃありませんか。こういう点についての地方自治体が抱える問題というのはどのように考えているのかというのを、まずその次にお聞きしたいと思います。

それから、この問題では、一番大きな問題になるのは、何といても3月議会の反対の中で、先ほども述べましたけども、2025年には65兆円という負担になるから、今、手を打たなければならないのだと言っているんですけども、この数字自体も問題が大きく含まれているんです。いわゆる2025年の医療費の予測は、1995年の発表では141兆円だったんです。そして1997年では104兆円、2000年では81兆円、そして2004年では69兆円で、現在65兆円というようになっているんです。どんどん減っていつてるんです。

青木議長 寺前君、質問をまとめてください。同じこと言うとするやろ。

寺前議員 だから、こういう数字についても、自治体の担当者はご存じなのか、町長はご存じなのか。要は真剣な問題なんです、これは。こういうようなところの問題を、議論もしないで、もし奈良県で後期高齢者医療制度ができたなら、一体どうなるんですか。こういうところの問題についてもきちんとやっぱりご答弁をお願いしたいというように思います。

そして、私は何よりもこの問題で、秋田県の医師会長が言ってるんですけども、アメリカ型の小さな政府、自己責任の社会、これをつくって、本当にアメリカの言いなりになったままでいいのか、医療制度が根本から崩れるじゃないか。これは、混合医療の問題も意見書で出しました、3月議会に出しました。混合医療というのは、皆保険制度を崩している問題です。皆保険制度を守るという形でおっしゃったですけども、これは完全に崩れているんです。こういうようなところの問題もあるわけですから、そういうようなところで実際に後期医療制度の維持ができるのかどうかということも、今、質問した中とあわせてお聞きしたいというように思います。

それから、国民健康保険特別会計から、今度は逆に一部負担を後期高齢者のところへ送らんとだめなんですね。ここがふえれば、今度はどうしても、政府は原則として一般会計の繰り入れは認めないと言ってるんです、今度のこの法律ではですね。そうすると、必ず国保会計の値上げをしなければならぬという形になってしまうんですね。だから要は、結局は後期高齢者医療制度というのは、国保会計ときっちりとリンクされている問題であります。そういう点についてどうしているのか。

最後に質問しておきたいのは、今度、先ほどおっしゃった18万円以上の年金の方については天引きされると。これはいろんな形態があると思います。お年寄りだけの世帯、あるいはひとり暮らしの世帯、今現在、被扶養者として国保に加入されている方、あるいはその他保険に加入されている方、この方々は、今、保険払ってないんですね。今度は必ず年金から取られることになるんですけども、広陵町でそういう方々はどれくらいおられますか。政府はそういう想定した数字を挙げているんです。だから、こういうような問題を含めて、広陵町の町民が、この後期高齢者医療制度のためにどれほどの負担増になるのかという、その数字もあわせて示していただかなければ、この議会で本当に後期医療制度の問題について議論をしたのかと、議会が責任を問われる問題になるわけです。

そういうようなところも踏まえた話として、私はぜひこの広陵町議会で、今、質問した内容についてきっちりと答えていただいて、そして他の議員の方々が本当に後期高齢者医療制

度は広陵町の国保にも影響する、新たな負担増になる、こういうことをきちんと実態としてつかんでいただいた上で、賛否の判断をしていただく必要がある。何も知らないで賛成というわけにはいかないというように思いますので、その点、具体的なお答弁をお願いしたいと思います。

青木議長 ご答弁をお願いします。 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 大変高次なお指摘をいただきました。私のわかる範囲についてお答えをしたいと思います。

確かに医療そのものについての難しさというか、厳しさというものがございます。いろいろとお述べをいただきましたけれども、やはりこの国の医療制度を堅持していくためには、今、改革をする必要があるということで改革をなされているという認識を持っております。

それと、課税についても、広陵町のいわゆる高齢者控除の廃止とか、そういった課税の変化に伴って、何人ぐらいの人が影響を受けたのかと、答えてもらっていないというお話ですが、たしか1, 100人余りの数字をお答えしたように思います。これにつきましても、国保税につきましても、課税の方式が全国一律ではございません。税率が違うだけではなく、課税の方式が違います。広陵町の場合は、ただし書き方式ということでやっておりますので、以前、議会で例示されました、神戸市の事例をたしか寺前議員さんご案内いただいたと思います。それらとは控除の内容が違いますので、影響額については私が議会で答弁させていただいたとおり、激変緩和の部分についての影響だけだというご認識をいただきたいなと思います。

それと、低所得者に対する配慮につきましても、この制度改正の中におきましても、いわゆる低所得者と言われる階層につきましても現行どおりの負担、高額医療についても現行どおりの負担ということで、通院、入院についても同様でございます。配慮がなされているようにご理解をいただきたいと思います。

それと、医療費適正化計画についてのお話の中で、いわゆる国がいろんな締めつけをしてくるというようなご発言であったと思います。先ほども申しましたように、医療費の高い県と医療費の安い県とでは、全国で1.5倍の開きがあると言われております。これは高齢者に限ってでございますけれども。その特性というものが、なかなか原因はこれだと言い切れない部分での医療費の差があるという状況でございますので、そういったことについても、やはり全国的な方向性としてやむを得ない部分が出てくるのかなというように思います。

そして、我々市町村でございますけれども、医療全体、国全体のことについても、当然、

目を向けて、議論をしながらやっていく必要は当然でございます。町長は町村会、あるいは全国町村会においても、その辺のところを十分ご発言、ご議論をいただいて、今回のこの制度につきましても、全国町村会の強い要望というか、意見で、広域連合という制度に落ちついたというように聞いております。一部事務組合でやる方法と広域連合といずれがいいかというところについても、相当踏み込んだ議論をいただいたと聞いております。ご披露させていただきます。

それと、国保と後期高齢者医療制度についてはリンクをしているんだよというご指摘でございます。そのとおり私も認識をしております。町独自としての、先ほども言いましたように、支援策とかそういったことについては、今現在、特に具体的なものは持ってはおりませんが、今後いろんなところに注目をしながら、この新しい制度がスムーズに発足し、そして適正に運営されるよう、担当者としてかかわってまいりたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 6番！

寺前議員 具体的な問題としてでなくて、制度を堅持する必要があるためという形で述べておられるんですけども、結局これとの、先ほど町長を初め自治体関係者の意見とですね、これは矛盾してくることになるんですね。要は、制度を維持するために国の言いなりになれば、必ず国保の二の舞になると。ここに書いているんですけど、介護保険ができたときのことで、介護保険ができて、創始の赤字となる可能性が高い。これですよ、この本。地方6団体のあれですよ。こういうことをもうはっきり言ってるんですよ。ここに加えて、後期高齢者の医療制度ができるというような。今度はですね、このこと自体も心配しなきゃならない。これは実際だれが責任を負うんですか。国の責任を放棄するという形に、自治体の方々も言っておられるんです。そして、広陵町では結局は国の制度だからといって、このことをやらざるを得ないという形になるんですけども、少なくとも私は、このことについての矛盾、自治体の首長が悩み、持っている矛盾について明確に答弁すべきだと思うんです。

そして、先ほどおっしゃった、制度の堅持とおっしゃっていますけれども、根本は国の金を減らすということが最重要の課題になっているから、自治体の首長、地方6団体が怒るんですよ。数字を挙げておきますけども、この数字、国内総生産に占める総医療費のOECD、いわゆる経済協力機構の加盟の30カ国と比べてみると、この占める割合は、1位のアメリカは15%です。2位のスイスが11.5%云々行って、そして日本は7.9%で17位なんです。これだけ負担が少ないということなんですよ。国民総生産に占める日本の医療

費の負担というのは少ないんです。

さらに、経団連が要求している事業主負担が多いから引き下げろ。これは法人税で今も言っていますけども、事実は全く違うわけです。要は、諸外国と比べた企業の税、社会保障負担のGDP比は、日本が7.7%です。イギリスは10%、ドイツ10%、フランス12.8%、スウェーデン13%です。これは2002年の政府統計ですけどもね。だから、要は今、部長が認識している問題とは全く違うじゃないですか。結局、世界の先進国に比べても、国の責任を示す割合は非常に少ない。こういう点も認識して、きちんとご答弁を願いたい。

2月24日に厚生労働省で、水田保険局長がこう言っているんですね。保険医療水準との関係で申しますと、我が国の平均寿命で示される保険医療水準、大変高いわけでございまして、WHOからもそのような評価を得ているわけです。これは何かと言うと、医療水準が高いと。しかし、一方で医療費の水準はどうかと言うと、GDP比で見ますと、我が国の医療費のGDP比、OECD諸国の中ではさほど高水準にあると言えないわけでありまして、一口で申し上げますと、良好なコストパフォーマンスを示している。先ほど言った数字が根拠にあるんですね、これ。だから要は、こういうことは、結局は国民負担をふやせと言っている根拠自体が、先ほど部長が認識した制度を堅持する必要があるためという点で言えば、国全体の予算からすれば、先進国に比べても少ないんだということの認識をやはり持っているだかなきゃならないと思うんです。

そういう点で町長にお聞きしますけれども、地方6団体こぞって、特に町村会は、この問題について相当危機感を持っておられる。これはもう明確に持っておられるんです。それは何かと言うと、また破綻するかわからないということの意識ですけれども、そういう点で町長はこの問題にどんな認識を持っておられるのか。政府に対する怒りの声もですね、あわせて表明していただければ、広陵町民、少しでも、安心じゃないですけども、理解している人が広陵町にいるんだということがあって、報われると思うんですけれども、町長のご答弁をお願いしたいと思うんです。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今、寺前議員が熱弁を講ぜられました。私どもは、国保制度は極めて最悪の会計状況でございまして。全国の各市町村は黒字の団体なんてありません。すべてが一般会計から繰り出しをしているという実態でございまして。

せんだって、東京の日比谷公会堂で全国の市町村が集まって、国保制度の改正を要求をいたしてまいりました。地元選出の国会議員を初め、国の要職の関係者に陳情を重ねてきたと

ころでございます。基本的には、やはり高齢者がどんどんふえる、長寿を重ねられる。しかも医療費がどんどん増高、高騰しているんです。また、高度医療の発展で医療費も高くなっておる。1カ月1,000万円使われる人もおられるわけございまして、これには支える人たちが少なくなっているという実態でございます。まさに、広陵町は、まだ若い人が多い方ございまして、高齢化率が40%、50%の町や村は、もうパンク寸前ございまして、市町村長すべてが国に対して制度改正を要求しているところでございます。

国では、毎年毎年ちょっとずつの改正をなさっているわけでございます。今回の広域連合もそうでございます。また医療保険制度も、18年度、19年度、20年度と毎年改正が行われてきておるところございまして、これも先進諸国にない国保制度をとられておるのでございます。

今、議員は、アメリカの言いなりになっておるといふ、この言葉は私にはわかりません。保険制度も医療費も、アメリカがこのようなことをやっているといふのは、アメリカでは国保制度なんてありません。ほとんどが任意保険制度であります。我が日本は、皆で助け合っていこうと、元気な人は悩んでいる人に負担してあげようと、そういう気持ちで国民健康保険が成り立っているわけでございますが、しよせん国保は、一部社会でリタイアされた、所得の少ない方ばかりが国保制度に加入しておりますので、病気になっている人の保険組合のようなものでございまして、成り立つわけがないのでございまして、これらの状況は、私たち市町村が国に大きく制度改正を要求しているところでございます。

今回、広域連合の設立も一つの一環ございまして、事務能率の向上を図るために奈良県で一本化していこう。それぞれの町や村がやっておれば、また赤字がかさむばかりございまして、こうした改正も一つ的一端でございます。将来は、国保のいろんな国保事業があるわけでございますが、政管健保、また組合共済、これらが一つの保険になるということは、もう既に国では約束をされたことございまして、その前提に改正がなされているということをご理解をいただきたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 9番議員！

坂口議員 ちょっと広陵の議員としてお聞きしたいと思っております。

広域連合、これ1年以上も前からいろいろ議論、新聞とかテレビにも出ているんですが、実際、奈良県の場合は、実務作業というのは国保連合会がすると、こういうようなことを聞いているんですね。あと心配なのは、うちの本町としていろんなほかの事務作業が出てくるんか、あるいは今のままの事務作業でいいのか。また経費の分担、これを見ると45、45

か、こんななってんですけどね、今まで以上の負担がふえるんか、あるいは今まで以上の、今やっているような実務作業、ここに書いてあるんですけど、このようなことでおさまるのか。その辺のちょっと見通しですね。実作業は国保連合会、檀原の国保連合会がするという事で、国保連合会の組合も大変やなということで、いろんな相談を受けているんですよ。

あと、当町のいわゆる実作業上のいろんな作業が、果たしていっぱい出てくる、あるいは負担が、作業の負担ですね、そういうのは一体、いっぱい出てくるんかどうかということ。あるいは、今までどおりの、今、当町がやってる国保のこのぐらいの事務作業で済むもんかどうか。あるいは、あとお金の持ち分ですね。共通経費の負担分、これ共通経費何ぼ何ぼと書いてあるんですけどね。このような負担は、本町の議員としては、ふえるんか減るんかわかりませんが、その辺はどういうふうに考えたらいいかという、この制度ができることによって本町の負担はどうかということ、どのように考えたらいいかということについてお聞かせ願いたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 人的な負担、あるいは金銭的な負担ということでお尋ねをいただきました。

現在、奈良市長を準備委員会の長といたしまして、準備委員会が組織されております。我が北口地区からも、副会長として河合の町長が参画をされております。また事務担当といたしましては、同じく河合の担当課長が準備委員会の方へ参画をいただいております。広陵町としましては、人口も3万3,500ということで、本来ですと、当然、職員を派遣してほしいということになるかと思っておりますけれども、北口の会長でもあります河合町の方から、新たな広域連合の職員派遣を進めていただける見通ししております。ただ、これも2年、3年後には、また他の町に順番が回ってまいります。広陵町も2009年度あたりには職員の派遣1名というようなことが求められてくるかと思っております。

それと、準備委員会の方の費用の負担につきましても、細かい数字は持っておりますけれども、応分の人口割、高齢者の人数の割合等々によりまして負担をしております。これは、広域連合が発足した後も、均等割10%、そして高齢者の人間の数によって45%部分を負担しましょう、そして市町村すべてのおのおのの総人口に対しての割合によって45%部分を負担しましょうということで、合わせて100%の負担の仕方についても、この規約案の中に掲げさせていただいておりますとおりでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 2番議員！

松浦議員 単純な質問なんですけども、議員定数は、市町村割、人口割合に、その点をちよっ

と教えてほしいんですけど。やはり広陵町が3万3,500人ですので、議員1人でも、すべて賛否で答えられると思いますので、多い方がいいと思いますからよろしくお願いします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 広域連合の議会の定数は、この中でも第7条におきまして20人というように定められております。先ほど申し上げましたとおり、全国の状況の中で、奈良県の市町村数が39団体でございます。39市町村があるわけですので、そのほぼ半数ということで20人とお決めをいただいております。市議会議員から6人、町議会議員または村議会議員から4人、市長から6人、町長または村長から4人、合わせまして20人でございます。

この決め方でございますけれども、第8条におきまして選挙の方法が定められております。まず、市長会での推薦、あるいは町村会における推薦という形で、市町村長については候補者が挙がってくるというように思います。一方、市議会議員あるいは町議会、村議会議員につきましても、各ブロックごとで議長会の推薦をされた方が候補者として挙がってくるだろうというように決められております。広陵町は確かに人口も多くて、北口の中で一番大きな町でございますけれども、北口議長会の方で推薦をいただく方向になるのかなというようなことも想定しております。ただ、第1項の1号、2号では、それぞれの議員の定数の総数の12分の1以上の議員から推薦を受けた方は候補者となり得るというように規定されておりますので、二段構えの候補者の出し方ができると。これは、できるだけ同じ意見を持った議員さんの発言の場を認めていこうというか、確保していこうという趣旨からでございます。

そういうことでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。 1番議員！

山田議員 今、寺前君が、3月に出されました意見書について云々の話がありました。やはり、今出ております後期高齢者医療制度につきましては、先ほど松野議員がメリットは何ぞやと言われたときに、部長は、やはり人口構成もだんだん高齢化が進んで、やはり国民皆保険制度を守るために高齢者医療制度をつくられたと。そして、県を一つにして相談等、各市町村がやると、こういうメリットがあると。

私たちがこうした皆保険制度、年金にしても、この国民健康保険制度にしても、今、町長が言われましたように、みんなで支え合おうじゃないかというのが大きなこの制度の特徴でありまして、やはりこの年金制度につきましても、この国民健康保険制度につきましても、いわゆる低所得者については、これほどいい制度はないのではないかと。やはり、税金をそこに投入されて、そして窓口へ行けば、3割負担はありますけれども、所得によって保険料

が違うわけですが、低所得者については安い保険料で、そして医者へ行けば、そして医療は受けられると、こういう制度はやはり日本でしかない。皆保険制度を守ること、これが我々公明党にとっても、年金制度の一つを考えたときにも、この国民健康保険制度について考えたときも、やはり助け合いの精神が基本になるということではなかろうかと思っています。

それで、3月度に寺前君らが出されました意見書、ちょうどありましたので、ちょっと読んでみますと、特に都道府県ごとに医療費適正化計画を策定し、医療費抑制を競わせて、都道府県ごとの保険料を設定することは、全国民に等しく安心・安全の医療を保障する公的医療保険の役割からして認められるものではないと、こういうおかしい表現、当たり前じゃないですか。適正化して、やはり医療費を、井戸を掘ったら水が出るわけではありません。限られた財源の中で、やはりそうしたことをきちっと合わせてつくるのが大切ではないか。こういう制度、計画をつくることなんて当たり前じゃないですか。（「何が違うの」の声あり）だから、あなた方と全然考えが違うわけでありますから、やむを得ないわけであります。（不規則発言あり）黙って聞いてちょうだいよ。

青木議長 ご静粛に。

山田議員 だから、そういうところがあるので、やはりそういう制度をつくっていかなくては、これから人口構成も、やはりピラミッド型もこうしたピラミッドになるわけでございますので、それを守るためには、やはり今、基本に言いましたように、皆保険制度を守るためにはこの制度がいいのではないかと。大変苦勞はされていることは、もう私たちが百も承知しているわけですが、これからいろんな知恵を出しながら、広陵町の議員として、また理事者も町民の目線に立って頑張ってもらえればよいなど。私たちが一生懸命頑張りたいと思っています。

青木議長 討論になっていますから、気をつけてください。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程13番、議案第70号、□城広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程14番、議案第71号、奈良県□城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程15番、議案第72号、国保中央病院組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程16番、議案第73号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程17番、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程18番、議案第75号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程19番、議案第76号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に日程20番、議案第77号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2:21 休憩)

(P.M. 2:29 再開)

青木議長 休憩を解き再開をいたします。

次に日程21番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問の通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、まず松野さんの発言を許します。

松野議員 では、一般質問を始める前に、一つ、二つ発言をさせていただきたいと思います。

先ほど、後期高齢者の広域連合医療の問題がありましたけれども、日本共産党は、政治は平和、そして福祉医療、教育、これが三つの柱だと考えています。先ほどの議案が通ってまいりますと、広陵町、平岡町長がせっかくに頑張ってきた資格証明書を発行しないという、このような姿勢が損なわれて崩されてしまうのではないかと大変懸念をしますので、ぜひ厚生委員会の中でこの点について町長のご意見を述べていただきたいと思います。私も傍聴に行かせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、議案の質問通告の後に出ましたので、議案の通告には入れていないんですけれども、各大字自治会の方に、区長、自治会長あてに新規要望事業の扱いについてということ、毎年、新規事業を回覧で回していただいていたわけですが、自治会区単位にですね。これについては取りまとめは行わないことにいたしましたということになっています。安全の確保から緊急を要する事項や町にとって必然的に整備を必要とする事項、そして町民にとって元気なまちづくりとなるような事項については相談をしていくということですが、やはり相談を吸い上げてから、その中で本当に緊急なこと、そしてこれの程度だったら簡単にできるから、今でもできるよと、そういう振り分け、判断を町がやっぱり自治会と相談して決めていくべきではないかと思えます。このような要望、抑制だけの財政改革については反対をします。

では、一般質問に入らせていただきたいと思います。まず1回目は大変簡単にしたいと思います。

一つ目は、まちづくりについてですが、この間、北5丁目の問題、本当に大変大きな問題でございました。そういう中で、指導要綱の改定を提案されていたわけですが、今、指導要綱についての進捗状況はどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

また、同様に地区計画についても、今やはり条例を定めなければまちづくりを守っていくことができない。このことにはお気づきいただいたとおりでございますが、この進捗状況についてもお聞きをしたいと思います。

二つ目、3年期限雇用についてでございます。

広陵町は、臨時の職員さんという形で、1年雇用を前回3年期限まで延ばしていただきましたが、今回、今年度でその3年の期限がちょうど切れる年に当たりますので、来年度は雇用が切れた職員さん、首になってしまって、またたくさんの新しい職員さんを採用することになるわけですが、この点については、とりわけ幼稚園の現場では大変大きな

問題となっているのはご承知いただいているとおりでございますが、このようなせつかく3年間培ってきた有能な人材確保という観点からも、この3年期限雇用については大きな問題がございます。継続雇用への道を検討していただきたいと思ひます。

三つ目、学童保育と放課後子どもプランについてです。その中の一つ目としては、町は放課後子どもプランについてどのように対応する予定なのかお聞きしたいと思ひます。

二つ目、第一小学校で学童保育は、今、西谷公園の管理棟で行われているわけですが、環境も大変劣悪でございますから、新たな部分で、小学校の敷地内等ですね、あるいは空き教室がありましたら、そういうところで等実施していただくのが大変強い要望でございます。この第一小学校での学童保育の場所の改善についてどのようにお考えいただいているかお聞かせいただきたいと思ひます。

また、第二小学校の校区の学童保育の受け入れ体制につきましては、本当に大勢の希望者がおりまして、生徒数が大変多くなつて800人近くになっているわけですから、学童保育の希望者が多いのも当然でございますが、この部分につきましては、今、大変手狭だし、それから大勢の子供を見る中でも、学童の指導員さんの人数が減らされるという、こういうような状況もございます。国の方では35人基準と言っておりますので、この学童保育の受け入れ体制の充実についてどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思ひます。

また4番目、放課後子どもプランの中にでもですね、両方と並行してやっていくということが明記されているわけですが、やはり1人の子供を二つの課で見るのではなくて、一つの視点できちつと見守っていくということが必要だと思ひますので、この提案をさせていただきますが、どうでしょうか。

四つ目、新清掃センターについてでございます。その中の一つ目は、新清掃センターの業務は町営で行うことは、今までの議案の質疑の中で、町営で行うことは答弁いただいております。その部分で重なるわけでございますが、町営で行っていただきたい。それから、予算についてもかなり議論でお聞きしておりますが、予算はどうかということを取りあえず出しておりますので、簡単にご答弁いただいたらと思ひます。

それから、5番目がアスベストについてですが、住民検診をことしの春でしたか、されましたけれども、本当に一部の方だけの検診にとどまっている状態の中で、その後どのような取り組みをしていただいたのか。また、今後どのような対応をしていただけるのかお聞きをしておきたいと思ひます。

6番目、ごみ有料化についてですが、11月からごみの有料化が実施されて、住民

の方からたくさんの大きな反発の声が寄せられているところでございます。日本共産党は、ごみの有料化につきましては、反対をしている姿勢は一貫しているわけではございますが、現実として大きな混乱が生じているのが実態でございます。その混乱を改善するために、次の質問をしております。

一つ目は、ごみ袋をもっと小さいサイズをつくっていただきたい。それから、ごみ袋は種類別に今なっているわけですが、種類別をやめて、サイズ別だけに統一をしていただきたい。

それから二つ目が、プラスチックごみのリサイクルごみの日とその他プラスチックの日の区別がまだまだ混乱しておりますので、再度の周知をお願いしたいと思います。

三つ目、分別の仕方が混乱しております。私自身も本当に時々迷うような状態の中でございます。この分別の仕方について、周知を早急に行っていただきたい。

四つ目、一般家庭から出るごみは広陵町が責任を持って回収をするということでございますが、マットレスであれば、シングルだったら持って行ってくれるんですが、それも全部側のところとスプリングと外さなきゃいけないから、高齢者の方ではとても無理なんですね。それから、消火器はもう業者の方に引き取ってもらうということで、1本当たり2,500円程度のお金と手間がかかるわけですが、消火器の引き取りについても、やはり町の方が責任を持って回収をしていただくということが必要ではないかと思っております。こういう点について、ごみの有料化に伴う中で質問をしておりますので、ご答弁お願いいたします。

1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 町長！

平岡町長 ただいま松野議員からご質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、まちづくりについて指導要綱、地区計画のお尋ねでございます。

答弁といたしまして、本町のまちづくりの基本的な方向は、第3次広陵町総合計画、広陵町都市計画マスタープランと広陵町開発指導要綱の三つにより示しております。

特に開発指導要綱は、安全性、快適性にすぐれた豊かな住民生活の実現のために、重要な要綱であると認識いたしております。現在、この要綱の見直しを中間管理職により委員会を立ち上げ、また都市計画の専門家の意見を取り入れ、改正作業を進めているところであります。

真美ヶ丘ニュータウンでは、建築協定や自治会独自の環境基準によって住宅地の良好な環境を高度に維持されているところですが、さらに秩序あるまちづくりを進める手法として、

都市計画法による地区計画への移行を、地域ごとの住民の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

なお、要綱の改正、地区計画の意見集約等については、都市計画審議会の意見を尊重し、専門家や議員の皆さんの意見を集約し、広陵町として特色のある内容にいたしたいと考えております。

2番の3年期限雇用についてでございます。来年は3年期限付雇用が切れる年であると、有能な人材確保の観点からも問題がある、継続雇用への道をとというお尋ねでございます。

答弁として、3年期限雇用につきましては、本人との契約事項であり、終了時には当然おやめいただくこととなります。この町で汗を流し頑張っていたいただいたすべての方に感謝いたすところでございます。今後も3年間の貴重な経験を生かし、新たな分野での挑戦を期待いたしております。また、人材登録センターでは、1人でも多くこの町で汗を流そうと思っておられる人、人材登録を勧めています。こうした中、いろんな分野や職種において、今後、条件が整い、意欲がある方は、さらに頑張っていただける機会を提供いたしております。

3番の学童保育と放課後子供プランについては、教育長が答弁をいたします。

4番の清掃センターの業務は町営で行うことということでご質問をいただいております。

新清掃施設の管理運営については、町が直接行うことを基本方針としているところであります。本年2月28日までの試験運転期間には、あらゆるテストをするもので、不適切なごみを投入してテストを繰り返し行い、性能保証期間においても技術指導を受け、公害のない安全運転、さらにより炭化物の製造システムをつくり上げたいと、ともにリサイクル施設並びに職員の実務研修を行いながら、全国に誇れる安全で適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。与えられました担当職員の意欲に期待しているところでございます。

4番の2でございます。新清掃センターの業務の予算はどうかということでございます。

新清掃施設の予算であります。現在、費用の積算中でございます。いずれにいたしましても、多大の費用を要することから、経費等について詳細に分析を行い、必要適切な費用の予算額を計上したいと考えております。これまでの通常予算額とほぼ同額の予算編成をできるように、先進類似施設の状況も情報収集して積算するように指示をしているところでございます。どうかご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に5番でございます。アスベストについてでございます。住民検診後の取り組みと今後の対応についてご質問でございます。

株式会社たつみやによる集団検診の結果、要再検査と診断された15人については、7月

から8月にかけて、済生会中和病院において精密検査、これはCT撮影でございます。受けられ、5人が経過観察であったと報告を受けております。所要費用については、株式会社たつみやが負担して実施されたようです。今後は、町で実施をしておりますが、肺がん検診の中にアスベストの項目を設けて、費用負担の協議をしながら検診を実施してまいりたいと考えております。

協議を要約する問題点もたくさんございます。今は健康体であります但し来年はどうか、また毎年の検診はどうするのか、さらに要観察、要治療者の負担はどうなるのか、さらに他の区域はどうするのか、当面の課題として地域住民の不安解消に取り組んでまいりたいと思っております。

次に6番の1でございますが、ごみの有料化についてお尋ねでございます。

ごみ袋の種類別をやめ、サイズ別だけに統一してはとのご意見でございますが、説明会のご意見などを総合的に判断し、また、ごみの分別収集を的確に行う意味からも、現在の種類別の指定袋により、引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、ごみ袋の大きさについては、実際ごみを排出されている住民の方々から、小さなサイズの袋があればよいとのご意見を伺っており、次回の袋製作の参考といたしたいと思っております。

6の2でございます。プラスチックごみのリサイクルごみの日とその他プラスチックの日の区別が混乱、再度の周知をとということでございますが、特に容器包装プラスチックとその他プラスチックごみの分別については、収集日に問い合わせが若干ありますが、広報紙により周知徹底を図り、ごみの分別について住民の皆さんにさらなるご理解を得たいと考えております。

最後は6の4、一般家庭から出るごみは広陵町が責任を持って回収をとということでございます。マットレス、消火器などをおっしゃっていただいております。

答弁として、一般家庭から排出される廃棄物の処理につきましては、町が責任を持って処理することは当然であります但し、廃棄物によっては当該処理施設で処理できない、いわゆる処理困難物、例えばプロパンガスなどのガスボンベ類、消火器、バッテリー、農機具、タイヤ類等の処理については、専門店、販売店にてご相談くださるよう指導しているところでございます。どうぞご理解くださいますようお願いをします。

以上のとおりでございます。

青木議長 教育長！答弁。

安田教育長 松野議員の質問事項3、学童保育と放課後子供プランについてのご質問です。1番として、町は放課後子どもプランについての対応は、2番、第一小学校での学童保育の場所の改善を、3番として第二小学校の学童保育の受け入れ体制の充実を、4番、学童保育事業は教育委員会に移管してはどうかというご質問です。

答弁といたしまして、一括してお答えさせていただきたいと思います。

放課後子どもプランは、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業の総称であります。

現在、教育委員会でも取り組んでおります平成16年度から18年度緊急3カ年計画で実施されました地域子ども教室推進事業を廃止し、新たに補助事業として放課後子ども教室推進事業を創設されます。また、現在、福祉部局で取り組んでおられます放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブとして何ら変わるものではありません。よって、ご質問の放課後子どもプランにつきましては、両事業連携して推進してまいりたいと考えております

真美ヶ丘第一小学校での学童保育の場所の改善についてでございますが、校区内のミキハウス跡地開発に伴う児童数の増加等を見きわめた上で対応してまいりたいと考えております。

真美ヶ丘第二小学校の学童保育の受け入れ体制の充実であります。学校施設や身近な公共施設は満杯の状況であります。今後、知恵を絞りながら考えてまいりたいと思っております。

学童保育事業の教育委員会への移管につきましては、平成19年度から、仮称「子ども育成課」の設置も視野に入れ、調整しておるところでございます。

以上でございます。

青木議長 それでは、松野議員の2回目の質問を受けます。 松野さん！

松野議員 では、2回目の質問に入ります。

1番目のまちづくりについてですけれども、指導要綱につきましては、真美ヶ丘の中の12自治会が連名で要望書を提出されていることは、ご承知のとおりでございます。この中で、次の建築までの期間、一体的な建築になるのかどうかという、そういう問題ですけれども、これ今のところ1年置けば、間隔を置けばいいということになっていますけれども、これを3年に期間を延ばしてほしいという要望がございますが、これについてどのように検討していただいているのか。

それから、住民同意についても、自治会の協定等を持っているところについては、協定を尊重して、住民の合意を得るようというところを入れていただくという要望がありますが、

この点についてどのように検討していただけたのかお聞きしたいと思います。

それから、この答弁の中では住民の問題が入っていません。これは、専門家や議員の皆様、都市計画審議会の意見を尊重しということになっていますが、一番尊重すべきは、そこに住んでいる住民の意見です。この点につきまして、自治会、住民の意見をどのような形で確認をしていっていただけるのか。それから、その手続の手順と時期、スケジュールについて明確にしておいていただきたいと思います。時期についての明確性が必要なのは、大変、指導要綱の改定が、当初言われていたよりもおこなわれているという問題です。なぜおこなわれているのかですね、指導要綱の改定が。それについてお聞きしたいと思います。

この間、北5丁目につきましては、アパートの強行な建設問題で、大変、自治会の会員の皆さんがご苦労なさって、本当に真剣に一生懸命になって、よいまちづくりを町が進めるのに賛同しながら、町と一緒にやってよいまちづくりを進めようと頑張っていました、残念ながらアパートは建築され、また調定につきましても合意に至らない、こんな状況になってしまいました。これは、もともとは広陵町の在来に住んでおられた地権者の皆さん、広陵町がつくったプランですから、もっと一層町が責任を持って、住民が望むまちづくりを進めていただくことは当然でございます。一定の部分で、話し合いの中で、その後も継続して話し合いをしておりますが、これを踏まえて、何としても地区計画を早期につくっていただく、このことが必要であります。その地区計画をつくる具体的な手続と日程について明確にさせていただきたい、このことをはっきりとした形でご答弁をお願いしたいと思います。

それから、いつもよく言われるわけですが、上位法との関係なんですけれども、この前ですね、私が町長、助役、そして部長にもご紹介いたしました柳沢 敦先生の方が最新の本を出されました。この最新の本の中に、建築物の規制については、今までは建築物等の規制は上位法を越えてできないという見解があったけれども、少なくとも地方分権一括法の施行、2000年以降はこうした解釈は維持できなくなったと解されると。とすれば、地域の実情に応じてより厳しい基準を求めることは、建築基準法の趣旨に反するものではないということです。周知のとおり、条例は法律の範囲内であればならないところがありますが、いかなる場合にそういう範囲内かということであれば、この建築基準法については条例で地域の実情に応じて上乗せ規制を行うこと、許容するという趣旨であるということが書かれているわけですが、

今、このような流れの中で、この前もニュースになっておりました兵庫県の六麓荘のところでは、敷地面積を400平米以上ということで、条例をつくるということで提案された

いうことをニュースで聞きました。可決されたかどうかはちょっと確認しませんでしたけれども。ですから広陵町で真美ヶ丘が、町がお決めになった、マスタープランの中でもお決めになっている200平米以上を条例化することは、今すぐにでもできる内容でございます。ですから、この問題について、町長どのように取り組んでいただけるのか、町長の見解もお聞きしたいと思います。

青木議長 2回目の答弁。 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 それでは、お答えいたしたいと思います。

最初にご質問の、1年間が過ぎれば200平米の話が元に戻るというルールに、今のところなっております。それは、いわゆる奈良県の指導要綱をそのまま基準として従来から使っているという中で、そういう広陵町もそれに準じているというようなことになっておりますが、1年が過ぎたらそれでいいのかという問題は、考えざるを得ないというふうには思っておりますが、真美ヶ丘だけ突出していいものかというのは、もう少し住民の皆さんの全体のご意見を伺わなくてはならないかなというふうに思っております。

そこで、先ほど松野議員さんもおっしゃいましたように、こういう地区の基準につきましては、種類として4種類あるわけですが、法律のバックアップがある地区計画を立てることが一番の効き目といいますか、裏づけがある法律だというふうには、私どもの方も大いに認識しているところであります。

ただ、地区計画そのものにもいろんな決めごとがありまして、かなりハードルは高い問題もあります。もちろん、ルールそのものは住民の皆様のためにつくることなのでありますから、それは間違いないところでありますので、よく皆さんの意見を聞く機会をつくりたいというふうに思っております。例えば、細かくアンケート調査をすとか、シンポジウムを開くとかいう形で、住民の意見を多く取り入れる機会をつくりたいというふうにも思います。

それと、答弁書にもありますように、まちづくりのいわゆる基本的なことをやっていただいております都計審の、松野議員さんも都計審のメンバーでございますが、都計審の皆様ともよく相談をしたいと思っております。時期そのものがおくれて大変申しわけないとは思っておりますが、当方としてもその辺のハードルがいろいろ高く、決めることが多くありますので、そういう部分でおくれているということでございます。

ただ、新しい年といいますか、新年度が間近に来ておりますので、そのときには要綱の方は、せめてちゃんと整備をしてやりたいというふうな目標を持っておりますので、今後ともいろいろなご指導をよろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。（「具体的に何月以降に……とか。住民の意見の……」の声あり）

青木議長 どうや、答弁漏れ先に行く。 中尾都市整備部長！答弁漏れ。

中尾都市整備部長 先ほど私が申しましたように、指導要綱については、新年度から運用できる内容にしたいというふうに思っておりますし、住民の皆様の聞く機会としては、アンケートやシンポジウムを開催いたしたいという形で意見をお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

青木議長 答弁をお願いします。 平岡町長！

平岡町長 今、部長が答えましたように、基本的にはみずからの町をみずからが守る、また整備をする、考える、これがやはり基本でございます、住民参加の基本を私たちはしっかりと応援をし、私たちも努力を惜しまないところでございます。

今申し上げましたように、ハードルが極めて高いところがございます。柳沢先生のお話もございましたが、いろんなことを検討し、クリアできるように頑張っていきたいと思っております。

青木議長 3回目ですね。

松野議員 今、新年度からの運用を、指導要綱の方を考えているということでしたけれども、これについて先ほど言いました12自治会の連名の要望の中身については、具体的にどのように検討していただいて、どのようにするお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。そしてその点について、さらに住民の方と指導要綱を決めてしまう前に、運用する前に合意を得る必要があるというふうに思います。ですから、その点についてどのような手段でやっていただけるのかということをお聞きしたいと思っております。

それとこの中で、前回は議会の方にも全員協議会に諮っていただきましたが、今回は指導要綱について全員協議会は抜きにして素通りするかどうか、その点についても手続上の問題として確認したいと思っております。

それから、ハードルが高いということですが、ハードルが高いということもわからないではないですが、今までいろいろと町長とも、また部長、助役とも協議をさせていただきました。そして、先ほどの柳沢 敦先生のいろいろなメールのやりとりについてもお知らせをさせていただきました。やはり町が決意をするということが一番大事な問題であって、そのハードルも、地区計画等については、町の方が言っている、ほとんど皆の同意が要するというではないと。いろいろな手法を使えば、もっとハードルの低い、過半数に近いような

状態の中でもやれるということ、今ちょっと持っているんですが、柳沢 敦さんの方でそういうことも教えていただいて、町の方にもそのメールもお見せしている状況です。

ですから、とにかく待ったなしの状態になっているわけですから、また新しく隣地にアパートを建てたいということ、そういう意向については町長も担当課の方も把握されている中で、もうこれ以上、私たちは許せません。ですから、それを何としてもストップしていただくためには、早く条例化していただかなきゃいけない。その部分で高いハードルを早急に乗り越えていただくと。一番高いのは、町長初め町の方が、とにかくつくるんだということで理解を求めるために奔走してもらわなきゃいけないんです。ですから、そういう力を尽くしていただけるのかどうか、町長の決意を再度お聞かせいただきたいと思います。

大和ハウスとか、メーカーの名前出しましたが、メーカーだからいいと思いますが、あるいは地権者、そして町側、それと自治会側、4者なり、また地権者がどういう状況になるかわかりませんが、3者なりですね、町の方がかんでいただいて、直接に話し合いをする場を、今一つ終わってしまいました、次のアパートを建てないというためには、町長、その部分ですね、再度頑張ってくださいと思うんですが、そういう約束、場をつくっていただくお約束していただけないでしょうか。町長が頑張って言っているのは聞いております。しかし、本当にメーカーとしていろいろ使っても仕事が欲しい状況の中で、そこまで町長が言っているのに、それをのめないようなメーカーはないと思います。ですから、ぜひこの点ですね、もっと話が再度深刻になる前にきちとした話し合いの場を持てるようお願いしたいのですが、町長どうでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 町が決意をすることと、待ったなしの状況だということ、早く条例化を押し迫っておられます。私も担当部長に強力に取り組むように、早急に取り組むようにと指示をしているものでございます。

また、ご指摘の大和ハウスでございますが、テーブルには会社は乗ってきません。そんな会社でございますので、町も一切この会社と取引しないということまで私は申し上げておるところでございます、さらに最後通告を、今度は本店の社長に私は物申してまいりたいと思っています。地元の声を、しっかりとテーブルに乗るように会社に働きかけをして、二度とこのようなことのないように、地域に約束をさせるということをしてまいりたいと思っています。

青木議長 次の質問。 松野さん！

松野議員 ありがとうございます。どうかよろしく願いをいたします。

それから、次の3年期限雇用についてですけれども、3年雇用期限につきましては、近隣の状態を調べました。その近隣の幼稚園の状態なんですけれども、王寺町では3園あって、まず最初に加配の先生、講師の方もいらっしゃるんですけれども、10名。それぞれに継続をして再任用をして、長い人では10年ほど働いていただいているということなんです。1年の雇用契約でも、繰り返しそういう形で対応しておられます。また、上牧町も継続を、半年ごとのパートさんがいらっしゃるわけなんですけれども、継続をしているということです。河合町におきましても半年の契約ですが、希望される場合は継続して何年も担当していただいているという状況で、広陵町だけ大変特種な形です。それも、子供の教育に係る分野ですから、私はこの問題については、やはり全部が全部そのままというわけにはいかないということ配慮したとしても、再度テストをするなりしていただいて、希望されてテストを受けて優秀な方、やっぱり継続して雇用していくということは、大変、現場にとっても切実な問題、保護者にとっても切実な問題ですので、検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

あわせて、現場の方で見ますと、広陵町の場合は、園長先生は専任なんですが、主任さんからは皆担任を持っていただいています。小さいところでは、そういうこともせざるを得ない状況もあるかもしれませんが、クラス数の大きい真美ヶ丘西は二つに分けてますね、そういう中で言えば、大変厳しい状態なんです。王寺町におきましても、園長、主任は専任です。それから、上牧町におきましては、園長、それから教頭、統括主任、そこまでが専任です。そういう形で、広陵町は幼稚園の先生の条件といいますか、大変厳しい実態が浮き彫りになっています。河合もそうなんです。ですから、そういう部分の、主任は少なくとも職務に専念して、全体を統括できる立場の部分が必要だと思いますが、あわせて二つご答弁お願いいたします。

青木議長 山村助役！

山村助役 3年期限付きの取り扱いにつきましては、町長が答弁でお答えしたとおりの方針で臨みたいと思います。議員おっしゃいますように、他の町ではパート、アルバイトは継続雇用をなされているということでございます。広陵町は、3年期限付きで正規の職員を担任として配置、3年間ではございますが、正規職員として配置をさせていただいております。以前、パート、アルバイトの職員に、先生に担任していただくと困るというご意見もございましたので、3年期限付きで対応をさせていただいているわけでございます。新たに試験をい

たしまして、3年期限つきの方については退職はしていただいて、新たに新期限つきの先生にお入りをいただいて進めてまいりたいというふうに思っております。

また、時間的に加配をするといった部分の補充については、パートあるいは臨時職員で部分的に対応するという道もございますので、そちらの方は、それはそれで進めていきたいと思っております。現在、3年期限つきで勤務いただく方は、新たな道を探していただくというところでございます。広陵町にもほかの職種もございますので、条件が合えばまた応募をしていただく道もあるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

青木議長 松野さん！3回目の質問ね。

松野議員 なぜ3年雇用の中で全部切りかえてしまわなきゃいけないのか。再度挑戦して、チャレンジしてですね、先ほど言いましたように、試験受けていただくチャンスを与えていただいてもいいのではないかと思うわけです。メリットの分から言いますと、はるかにその方がメリットあるわけですし、この前の総務委員会と教育委員会との懇談のときにも、教育委員会の方の委員さんは、その部分についてやはり問題点とっておられるということを確認いたしました。総務委員の方は雑談みたいな中でやりましたので、総務委員長はいらっしゃらなかったんですけども、やはりそういう部分でのほかの委員さんも、賛同のように私は受けとめたわけですけども。

それと、何よりも現場の方が大変困るんです。一遍に3年ごとにがらりと変わると、大きな幼稚園、とりわけ第二幼稚園では、半分ぐらいでしたかね、先生が一遍にかわってしまうことになりますから、そうすると一からまた新しい先生を教えていかなければいけないし、それが教える先生、だれが教えることができるのかといたら、ゆとりのある先生もいないわけで、大変深刻な事態に陥るわけですね。

ですから、先ほど言いましたように、再度試験を受けるチャンスをつくっていくということについては、何ら支障がないわけですし、なぜそこにそんなにこだわられるのかということをお私にはとても理解できません。この点について、再度ですね、試験を受けるチャンスを与えることについて、なぜだめなのか。そして、そういう可能性が多く、言うたら現場の先生や保護者や、それからまた教育委員会、そして議員のかなりの方がそういう声を、再度雇用していくことについては賛同していただいていると私は確信しておりますので、再検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

青木議長 山村助役！

山村助役 この件に関しては、メリットもデメリットも、確かに議員ご指摘のとおりあろうか

と思いますが、町が当初から3年期限で進めるということで、契約事項でございますので、規定方針どおりに進めさせていただきたいと思います。

青木議長 松野さん！

松野議員 まず、本当に現場、また保護者、子供のことを真剣に教育を考えていただきたいと思いますが、引き続いて教育の問題でございます。

それから、放課後子どもプランということですが、この問題につきましては、放課後児童健全事業ということと、それから子供教室の推進事業ということなので、これの連携ということではご答弁どおりというふうに思うわけですが、子ども育成課の設置も視野に入れということですから、その点は、前に厚生委員会で山村議員が厚生委員長だったときに、どこだったかな、長泉町へ視察に行きまして、こども育成課を勉強してまいりまして、やはり一貫して子供は教育の視点で見ていくということがいいということで勉強してまいりました。そういうことで、ぜひこれは従前からの課題でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学童保育の場所の問題なんですけども、私、言いやすくすぐに学童保育と言いますが、学童保育の場所の改善については、ミキハウスの中で第一小学校の対応をしてまいりたいということですが、ぜひ早急にこれはしていただきたい。というのは、西谷の管理棟を使いたい方が全然使えないわけです、6時までですから。ですから、平日、土曜日は使えないと、日曜日しか使えないという状況の中で、近くの地域の方からそういう不満の声も指摘されております。それと場所的には、あそこまで歩いていく。公園のうっそうとした中ですし、大変ちょっと今の時代には物騒だなというところも、暗くなると特にありますので、早急にお願ひしたいと思います。

それから、第二小学校区は、先ほど言いましたように、今度の制度の中で、放課後子どもプランの概算要求の中で言えば、人数が多い71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過後には補助を廃止するよということ言ってるんですよ。ですから、やはり適正な規模の学童保育をしていただかなきゃいけないというのと、それから第二小学校区では、希望していても入れないよと、なかなか入れないよというようなことも聞いているんです。ですから、これは早急に増設していただくしかないというふうに思いますので、その点きちんとご認識をいただきたいと思います。

それから、今回は特に日本で同じ教育委員会でやっていただくにしても、別々なものだというのをきちっと認識していただいて、先ほどの概算要求の中では、さらに学童保育につ

いての予算の上乗せとか、あるいは日数の上乗せですね。従前は200日以上だったら学童クラブとして補助金ついたのが、今度は250日以上開設しないとだめですよとか、いろいろと充実する方向で概算要求がされているという状況ですので、学童クラブから、要するに子供教室の方に参加するとか、そういう家のかわりということになりますので、そういう形での両方の使い分けと連携を明確にさせていただきたい。この部分、明確にするということだけご答弁いただいて、あとの問題についてはまた今後早急にしていただくということを強く指摘し、お願いしておきたいと思います。

青木議長 答弁。 教育長！

安田教育長 今おっしゃられました学童保育と、それからこちらの方の話なんですけど、実際、今、私たちが予算要求をしているわけなんですけども、できるだけ要綱に沿っていきたいわけなんですけども、正直言います、今、そしたらそのままの形で果たして法律が決まっていけるかという、流動的なところがまだたくさんあるわけなんですけども。先ほど言われました241日以上ですか、そういうこともありますので、そのそこにはやっぱりそれに沿うように努力してまいりたいと、このように思いますので。そして違うところと連携していくところ、そういうところは試行錯誤しながらなんですけども、そちらに乗れるようにやってまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

青木議長 次の質問ですか。

松野議員 次、清掃センターの問題では、午前中にもかなり議論いたしましたので、深く議論することはこの際はやめておきたいと思いますが。ただ、やはり委員長の報告にもありましたけれども、私たち、職員さんも含めて、機械の問題については大変素人なわけですから、そういう意味で北海道の名寄市も含めてですね、そういうチームというか、グループをつかって、山本悦雄議員もおっしゃいましたけれども、取り組んでいただきたいということを再度強くお願いをしておきたいと思います。

それから、機械について、やはり恵那市とは改善されたという点については、私たちが勉強してまいりましたけれども、やはりかなり故障とかあるしという問題はなお残っているんですね。それと、炭化炉についてはやはり不安があるというのは、ご指摘されていたとおりですし、そういう部分についての補修費を、恵那では定額で8,000万円でしたか、当初、ちょっと数字違っているかもしれませんが、栗本に定額で頼んで、その後外れて、3年目からは実費という形になるそうですが、それがプラスなのかマイナスなのか、明細もわ

からないし、それすらわからないという状況の中で、やはり金額を契約するときに当たってはよっぽど慎重にしないと、本当に素人ですから、大変貴重な税金をむだ遣いしてしまうことになりかねないので、そういう部分でぜひ慎重にしていきたいというのと。

先ほど質問いたしました、契約書、それから入札書ですか、そういう部分についても、やはり議会で確認させていただきたい。ですから、その部分については、契約は既にもう終わっているわけですから、入札のときにね。入札書に書いておりましたね、ごみの引き取りについて。そういう部分について、資料として議会に提出していただきたいんです。枚数が多かったら、閲覧、あるいはコピーできるようにしておいていただいたらいいんですけども。そういう先ほどの問題で言えば、瑕疵担保条項とかもありますので、そういう部分についても確認させていただきたいので、お願いします。出していただけるかどうかだけご答弁ください。

青木議長 山村助役！

山村助役 新清掃施設の入札のときにも、一定の資料は、入札条件というのは見ていただいたようにも思うんですが、改めて資料としてお示しをして見ていただきたいと思います。また、新たな保守契約等につきましても、資料ができ次第また皆さん方にご報告を申し上げ、見ていただきたいと思います。

青木議長 次の質問に移ってください。

松野議員 アスベストについては、加えて細かい問題点も町長の方からご答弁、ご指摘いただきました。

ところで、この集団検診の結果ということですが、従前お聞きしていましたのは、たつみやさんの説明会のときに来られた方が検診を受けるという状況だったと思うんですが、村全体に対しての応募を行っていないという、大変重大な問題点がございました。ですから、この集団検診の結果の集団検診の中身はどなたが受けられたのか、具体的な人数をまずお聞きしたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 集団でレントゲン車で直接撮影をされた方の数は30人というように聞いております。その中で、そのフィルムを専門の先生がおられます桜井の済生会病院の方で、いわゆるフィルムを読破していただきまして、もう少し詳しい検査が必要ではないかなと思われる方が、約半数の15人おられました。この15人の方につきましてご案内をされまして、桜井の済生会病院の方へ出向かれて、CT撮影をされたということでございます。その

中で5人の方が経過観察が必要ですねと、いわゆる胸膜肥厚と言うんですか、そういう症状とおぼしきフィルムの読み方ができるということで、この5人の方に対しましては、診断をされました専門の先生が、個々に所見をお話をなさって、それはもう10月ごろに終わっておるといように聞いております。

以上でございます。

青木議長 松野さん！

松野議員 今ご答弁ありましたように、受けたのがわずか30人ですね。沢の方では、200軒以上家があるわけですから、その中のわずか30人といったら大変な問題です。これは、先ほど指摘しましたように、たつみやさんの説明会に行った方だけということで、全村的に周知されて対応されていないという結果であります。そういう中で、約半数の人が疑わしくて、その中の5人が経過観察って、大変高い率なんです。大変深刻な問題です。

ですので、早急にですね、これは再度、沢及びその周辺、大野とか含めて検診を実施していただく、そして分析をしていただく。その上でまた今後の取り組みを積極的に進めていただくことが大切なんです、再度この内容を住民に知らせて、検診を沢、そして大野あたりですね、やっていただけるのかどうか確認したいのですが。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 たまたま30人ということで、私申し上げました。説明会にも30数名でございました。説明会に来られた方が30人受けられたということではございません。そこに参加をされてました各地区の方が呼びかけをなさって、そして申し出をされた方が30人という結果でございますので、よろしく申し上げます。

それと、今ご指摘ありましたように、周辺の沢地区、あるいは大野地区に対しまして、今後は町が実施しております検診の中で、いわゆる肺がん検診等の機会にPRをしながら、そちらの方で対応できる方法について検討しているという状況ですので、住民の方に不安を残さないように取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 次の質問に移ってください。 松野さん！

松野議員 早急に対応していただきますように強くお願いをしておきます。

最後の問題ですけれども、色別に分けてありますと、ごみ袋ですね。そうすると、3種類の色別ですから、9種類も家にストックしなきゃいけない。さらに、小さい袋も欲しいわけですから、大変なストックが必要になります。どこもこんな細かく色分けしてやっているところは、私は今のところ把握していないわけですが。ですから、本当に高齢者の方もわかり

やすいようにしていただくために、種類別ではなく統一していただきたい。重ねてこの点一つ。

それから、周知徹底なんですけれども、以前にこういうごみ分別ガイドブックというのを出してもらったんですが、これをやはり早急に再度出していただいて、新たにサイズ小さく切りなさいとかあるわけですから、これは来年度を待たず、今年度内に1日も早く出していただきたい。この2点だけご答弁お願いいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 現在3種類のごみについて有料化をさせていただいています。燃えるごみ、燃やさないごみ、そしてその他プラスチックと3種類でございます。

周辺の市町村は、燃やさないごみ、あるいはその他プラスチックについては有料化をされておりません。広陵町が独自にやっておる部分がございます。当然のこととして、一つの種類の袋で、マーキングでやれる方が、我々としては管理はしやすいんです、袋の在庫の管理はしやすいんです。しかしながら、お年寄りのご意見、あるいはごみ減量推進委員会議なんかでの議論の中で、やはりお年寄りにもわかりやすい、子供が見てもわかりやすいように、手間はかかるけども、色別で分けてあげる方が親切ですよ。よそは、粗大ごみはシールで対応しているんです、燃やすごみだけが袋なんです。その辺の違いをご理解いただきたいと思います。今後ともそういう方法でやってまいりたいと思います。（不規則発言あり）袋でしょう。（不規則発言あり）その方法で今後もやっていきたいなと思っております。

それと、ガイドブックにつきましては、現在発注の準備をしております。年内に発注させていただいて、新しい施設の稼働にあわせて各家庭に配布できるように準備中でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。（不規則発言あり）それです、ガイドブックです。

青木議長 12番、松野さん！

松野議員 種類別ふやした方がわかりやすいというのは逆で、使う方としたら1種類の方がわかりやすいわけですから。今のは、女性から見たらとても理解できない答弁ですよ。ですから、わかりやすく、利用しやすくするためには、ぜひ1種類にさせていただきたい。再度お願いします。

青木議長 以上で、松野さんの一般質問は（「……お願いします」の声あり）答弁の途中で切りますよ。答弁。

吉村住民生活部長 そういうご意見も説明会でお出しいただいた地区でございます。私、絶対そ

れはしませんとは言いません。今後、いろんな意見を聞いて、いい方向に検討してまいりたいと思いますので、当面は3色でわかりやすいように対応してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 それでは、以上で松野さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして山本悦雄君の発言を許します。

山本悦雄議員 議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

この間の全員協議会でありましたように、議事録を読みやすいようにということで、簡潔に質問いたしますので、答弁の方も簡潔によろしくお願いいたします。

交通事故につきましては、一瞬のうちにして人を死亡させ、または負傷させ、本人やその家族、あるいは関係者に多大の犠牲を払うこととなります。車の運転者や歩行者がルールを守り、十分な注意を払うことは大切ではございますが、私はもう一つ、道路の施設の整備が大事ではないかと思っておりますので、次の2点について質問いたします。

まず1点目でございます。中和幹線の歩道橋のあるところの交差点についての安全対策でございます。場所は大塚とみささぎ台を結んでいるところでございます。そこに歩道橋がありますので、そこをそう言う方がわかりやすいかなということで歩道橋のあるところということをおっしゃっております。中和幹線のこの交差点は、私は町内で一番危険な交差点ではないかと思っております。現在でも車両の通行がふえております。また、今行われている高田や香芝市内での工事が完成いたしますと、大変な交通量になるのではないかと予想されるわけでございます。また、現在通行の車両のほとんどは、制限速度を超えて走っているのが現状でございます。大塚の田の中では、100キロ近いスピードで走っております。そして、ここではほとんど検問がないということで、物すごいスピードで走っているのが現状でございます。

この坂の途中にある交差点を通過することはもちろんのこと、中和幹線へ出ることも大変危険で、大きな事故も何度も起きております。この交差点は、ご承知のとおり、西から来る車が見えないんですね。西から来る車は、坂になっておりますので、その上の方が見えません。ぱっと出たときに車が見えたら、そっち下り坂ですのでスピード出ている。非常に危険な交差点でございます。ここに、西側に二つ信号がございます。その一つは、連動しております。この信号と連動した信号をつけるべきではないかと私は思いますのですが、いかがでしょうか。

2点目は、自転車、歩行者共用歩道についてでございます。この共用、専用歩道の現状について、口頭で説明いたしにくいので、お手元にある地図でちょっと説明させていただきた

いと思います。

実線で書いてあるのが共用の歩道でございます。そこにある歩道が共用の歩道でございます。そして、点線で書いてあるのが歩行者専用の歩道でございます。これを見ますと、上の方、旧村内では口城川にある遊歩道、これが共用でございます。それと、笠ハリサキ線、ここが今、新しく道が整備されましたので、ここが共用でございます。自転車も歩行者も通れるということでございます。その次に、団地の、団地と言うたら失礼ですが、真美ヶ丘内にある実線で書いてあるところが、これが共用であって、点線が歩行者専用ということでございます。

大体これでどこが専用でどこが共用かわかっていただけたと思いますので、質問に入らせていただきます。

この歩行者専用歩道のところは、当然、自転車は車道を走らなくてはならないわけでございます。各幹線を見ますと、車線が車道いっぱい引いてあるところが多くあります。車道いっぱい、そこに引いてある斜線の横は、もう側溝であると。水の流れる側溝ですね、それをふたしてあるだけということになります。果たしてこういうところを走れるのかどうか。日中でも走るの難しい、夜間ならなおさら難しいということでございます。走れないと言った方が正しいんじゃないかと思うんです。現状を見ますと、ほとんどの自転車は歩道を走っているんです。こんな車道走っている自転車は見ません、ほとんど歩道を走っております。特に中和幹線なんかの旧村内を見ますと、その専用歩道を走っている自転車の方が多い。歩行者よりも自転車の方が多いというのが現状なんです。これは違反してると言えば違反しているんですけども、現状はそういうことでございます。

そこで、これについての3点を質問させていただきたいと思います。

自転車、歩行者共用歩道のマークがあるんです。このマークが、始まる場所と終わるところに小さな50センチ前後のマークがあるんです。これはほとんどの方が気がつかない、現実としては、ほとんど気がつかん。私も言われてから意識して、それを見てわかったわけです。これを本当にルールを守らせるとなれば、やはりもっとわかりやすく、歩道に印を入れるなり何なりして、だれが見たかてわかるようにしないと、途中から出ましたら、途中のところから出たら、そんなマークないわけなんです。だからそういうことで、もっとわかりやすくする方法がないのか。道路に線引くとか、何かそういうことをすることがないのかということでございます。

真美ヶ丘から旧村への幹線道路の歩道は、同じ幅なんです。しかし、真美ヶ丘の方で共用

であって、旧村へ入ると専用になってると。先ほどの笠ハリサキ線は別です。これはもう整備されましたので別の話でございます。これらも全部共用にすべきではないかと、私はそう思うわけでございます。

なお、私この質問書を出しましたときには、自分で実地調査をいたしました。そのときに、マークが非常にわかりにくいので、どういう方法で判断したかといいますと、幹線に歩行者の横断歩道があるわけなんです。横断歩道の横に自転車の横断道のあるところは、これは共用の歩道だろうと、そうみなして調査したんです。そしたら、団地の中の、この幹線の中は、先ほど申しました中和幹線も団地の中も、団地言うたら失礼、真美ヶ丘の中も専用になっているんですが、これ全部自転車の横断道がついているわけなんです。だから、これは共用だろうと思ってたんだけど、違うらしいです。マークはないんです、探したって。そのほかの一番北の方の上田部奥鳥井線ですか、これも真美ヶ丘へ入ったら、自転車の横断道があるんです。だから、ここも共用だろうと思って、共用だと感じてたわけなんです。もう1回これを、地図をいただいて調べに行ったら、マークはないんです。そういう状況でありますので、ひとつこの点も含めて、みささぎ台の中にもそういうところがあるということを含めてご答弁をお願いしたい。こういうことでございます。

こういうことですので、一体これルールを守らせると、生徒にね。学校で一体どういうふうにこれ教えたらいいのかと。どういうぐあいに教えられているのかと。場所も教え、ここはあきませんよ、ここは自転車走ったらいけません、この歩道は、この歩道は自転車走ってもよろしいよというようなこと、これ教えなきゃならない。その辺をどういうぐあいにささっているのかという3点でございます。

以上、よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの山本悦雄議員のご質問にお答えしたいと思います。地元の交通事情に詳しく、このたびは実地調査をされて、また自転車を愛用されている山本悦雄議員の声でございます。私ども認識を新たにしたところが多くあります。

答弁として、ご質問をいただいておりますみささぎ台地区の歩道橋西側の交差点につきましては、中和幹線の交通量の増加とともに、南北の道路からの車両及び自転車による中和幹線の横断は、大変危険であることは、ご指摘のとおり交通の難所であると認識しております。本来、中和幹線の道路形態は、交差点には信号機が設置されており、それ以外は中央分離帯により横断することができない形状となっております。

ご指摘の交差点の安全対策につきましては、高田警察署と協議を進めており、地元の方のご意見を聴取しながら対処してまいりたいと考えております。

2番の自転車、歩行者共用歩道についてでございますが、自転車及び歩行者専用の規制標識については、町の申請に基づき、各路線の起点と終点に設置することを基本に、必要な範囲で公安委員会において設置されることになっております。

わかりづらい箇所につきましては、警察署と協議しながら、町費における増設も考慮してまいりたいと考えております。

2番の真美ヶ丘から旧村への幹線道路の歩道は同じ幅なのに、真美ヶ丘は共用であり、旧村は歩行者専用であると、なぜかということでございます。

答弁は、自転車及び歩行者専用の規制道路に関しましては、ご確認させていただきましたところ、確かにご指摘いただきました現状でございます。今後は、規制条件が整っている歩道につきましては、早速、高田警察署に申請をいたしてあり、規制の決定をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次の2番は教育長がお答えを申し上げます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 山本悦雄議員の質問事項2、自転車、歩行者共用歩道について、学校で共用、専用の場所及び利用について教えているのかどうかという質問でございます。

中学校では、毎年、新1年生の自転車通学許可生徒を対象に、大字自治会単位で、安全運転のために、また共用歩道、正しい自転車のあり方等について、教職員が直接指導を行うとともに、交通安全立哨についても、PTAとともに自転車の点検や安全運転立哨をしていただいております。また、町の交通指導員による交通安全教室においても、自転車通学を想定した安全な自転車の乗り方やヘルメットの重要性及び法規制等の講義の中で指導をしていただいております。

以上でございます。

青木議長 それでは、山本悦雄議員の2回目の質問を受けます。

山本悦雄議員 みささぎ台と大塚の交差点ですね、ここについては、そっちの方向で、信号をつけるという方向でということでございますが、地元の方のご意見を聴取しながら、地元の方のご意見は信号をつけていただきたいというのが、もう地元の方のご意見。そんなん言うたかてあかんで、何ぼ言うたかてあかんでというのが現状でございます。ですから、本当に町の方から本当にここは危険だということを感じて、ぜひともつけないかんというこ

とで、そういう姿勢で、やはり公安委員会ですか、高田署と協議をお願いしたいと思うんですよ。

私も、たまにあそこを渡るときあるんです。自転車でどういう渡し方をするか言いましたら、まず半分だけ渡るんです。もし南から渡るときでしたら、東の方から車が来てないと。真ん中まで渡って、自転車を立てるんです。横にしたら車危ないからね、そのまま。一たん、自転車を立てて、道とこう立てるんです。そして、今度、西から来るのを確認して、次。そんなん乗って渡れませんよ。歩いて渡らな。歩いて自転車を押して渡っていくと。そのぐらいの危険性のとこなんです。何度も大きな事故が起きているんです。そういうことで、ただこういう通り一遍じゃなしに、本当に真剣にやっていただくということでお願いしたい。

町長、これひとつ町長の答弁でお願いしたい。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 山本悦雄議員の地元の熱意を、また町が交通事故のないように、事前にやっぱり信号機の設置について、私どもも一生懸命努力を積み重ねていきたいと思えます。

青木議長 山本悦雄議員！

山本悦雄議員 そしたら、この問題はこれで結構でございます。ぜひともよろしく願いいたしておきます。

その次に、自転車の件でございますねんけど、本当によくわかっていただいたかなと思うんです、共用と専用ということですね。これにつきましても、ひとつ高田警察と十分ご協議いただいて、ちょっと修正しなきゃ許可ならないとかいうような場所はひょっとしたらあるかもわからないんです。段差の問題とか、ちょっとしたことでね。道幅は、調べましたところ全く一緒でございますんで、あとはそういうちょっとした段差の問題か何かを修正したら共用にできるんじゃないかなと思いますので、中和幹線を自転車で1回走ってみてください。自信のある方は1回走ってください、車道をね。これはちょっと走れんと思います。そのぐらいの危険性があるところだということをご認識をいただきたいと思うんです。そういうことで、ひとつこの点につきましても再度ご答弁をお願いしたいんですけども。

それと、旧村の中で、今、大塚池と安部池のところです、これが河川改修に伴って道路整備されました。これもかなり広い歩道になっておりまして、これも実際言うて、車道を走れないんです。これもいっぱいいっぱいなんです、線の引いてあるのがね。片側に広い歩道があります。これもその対象でお願いしたいと思えます。

それと、学校の方のことです。ねんけれども、今おっしゃったように、自転車通学の者とお

っしゃってまして、自転車通学の者だけが自転車に乗るんじゃないんです。もう小学生から自転車に乗って、遊びに行くときは自転車に乗って遊びに行く。自転車通学する者だけが自転車に乗るんじゃない。そういうことで、やはり自転車についての安全な教育については、やはり全生徒に対してやっていただくというのが本来ではないかと私は思いますので、この点についてもひとつご答弁の方、よろしく願いいたします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 確かに現在の歩道の中で、幅員が2メートル以上の歩道で、お示しいただきましたこの地図でも確認をさせていただきました。そして、いわゆる交差点での切り下げの完了しておるところは、2メートル以上の歩道につきましては、自転車の共有規制が可能だという状況になってまいりますので、この辺は高田警察署を通じて、早急に公安委員会に申請をさせていただき準備をいたしたいというふうに思います。

それから、大塚池、安部池沿いの歩道につきましても、申請の対象箇所につけ加えたいと、かように思っております。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 この答弁書のところを私もう一遍読んでみとったら、小学校で、今、全員で、春、それから休み前にやっておりますので。今、中学校でやっておるのは、中学校が自転車通学を認めた者と、そういう形でやっております。自転車はほとんど小学生がもう乗りますので、交通指導員による、そういう安全指導等も行っておりますので、そういうことでやっております。

以上です。

青木議長 山本悦雄議員！

山本悦雄議員 積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひとも、今、答弁していただきましたように実施していただきますことをお願いいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

青木議長 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3:54 休憩)

(P.M. 4:08 再開)

青木議長 休憩を解き再開をいたします。

次に八代君の発言を許します。 八代議員！どうぞ。

八代議員 議長から許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。11番議員の八代でございます。

本町は、今、非常に厳しい財政事情になっていると、こういうことはどなたも承知していることでもあります。町長も口を開けば、5年で5億円の経費削減、50人の職員削減と言われ、行政改革に取り組んでおられます。限られた財源の中で地域の特性を生かした町政、町長の言葉で言う「人にやさしい人がやさしい元気なまちづくり」を推進すると述べられております。しかし、このような厳しい財政状況の中では非常に難しい問題であり、私はそこに平岡町長のすぐれた行政手腕を見られるものと、大いに期待をしております。エール交換はちょっとさせていただきます。

それで、なぜ財政問題を1番に取り上げたかと言いますと、ここ二、三年、我々市民は、広陵町の場合町民ですけども、年々再々非常に厳しい税金負担、あるいは公的な社会保険の負担に苦しんでおります。ちょっと二、三言うてみますと、高齢者の50万円の特別高齢者控除の廃止、給与所得控除の定率削減、あるいは健康保険料、雇用保険料の引き上げ、国税、地方税、あるいは社会保険、名目は二つ三つ違いますけども、出すとこの財布は一つであります。そういう意味でこの財政問題が非常に心配であります。今後ますます厳しい広陵町であれば負担がふえるんじゃないかなと。差し当たり金額的にはそう大した負担ではないかもしれませんが、ごみの有料化もあったわけでありまして。また聞くところによりますと、まだまだ負担が出てきそうであります。これ、必ずしも広陵町の町政、あるいは平岡財政が行き詰まったということやなしに、国税から来る連鎖的な増税負担もありますので、理解はしておるわけですけども、非常に心配なので、この財政問題を取り上げてみました。

小泉内閣が最初、改革なくして成長なしと、こういうことで5年半ほど政権担当をいたしました。結果として、政権発足直後のダウ8,000円割れから、きのうきょうですとダウ1万6,500円と、株式は倍以上上がりました。あるいは国税も毎年、当初予算より数兆円ずつ増加をしてきました。これは小泉内閣のいい面じゃないかなと思います。そのかわりとしまして、今、格差問題が非常に問題になっております。これはやっぱり小泉改革の負の一面だと思います。

きのう、たまたまNHKの夜9時のスペシャル番組で、ワーキングプア2という問題、1時間半の番組を見ておまして、非常にそんな内容を見まして、身につまされた感があります。そういう意味で、これはごらんになった方もあろうかと思えます。

ちょっと余談にはなりましたが、いよいよ本題に入ります。

先ほどの小泉改革のおかげで、法人所得、特に大企業の法人所得は順調に伸びており、国税収入は数年、当初予算を大幅に上回り、国債発行も、従って当初予算より大幅に減額されております。それはそれで国民にとっては結構なことであります。しかしながら、大企業のない本町にとっては、その恩恵も余りありません。町税収入も、先ほど申しあげました特別減税とか、あるいは高齢者特別控除、所得控除とか、その影響で少し伸びておりますけれども、微々たるものであります。

町長あるいはほかの助役、その他の理事者から、平成19年度の予算編成が大変厳しい状況になっている。概算2億二、三千万円財源が不足すると聞いております。その原因は何か。わかりやすく収入支出とも项目的に、大ざっぱな1,000万円単位の金額でも結構ですが、わかりやすく説明をしていただきたい。

2番目、先ほどちょっと触れましたが、小泉内閣の施策であります三位一体の改革、すなわち税源移譲、補助金削減、こういうような改革の、当町にどのような影響を及ぼしたか。また、人口と面積を基本として算定させる新型交付税が19年度から導入ということが問題になっておりますが、その影響、この二つの国策の影響が当町に及ぼす影響はどんなもんか。

3番目、平成13年度、7億数千万円、町の貯金とも言うべき財政調整基金がありました。平成14年以降、順次取り崩しまして、18年度、19年度にはゼロになるというように聞いておりますが、今後の見通しは。つまり、それがなくなったらどうなるのかということですね。そして来年度、2億二、三千万円の財政が厳しいと。これは、平成19年度だけに特定されるのかどうか、平成20年度以降も続くのか。つまり、この財政逼迫は構造的なもんかどうかということでございます。これが1番目の質問でございます。

2番目の質問は、ごみ処理の有料化の問題でございます。

先ほど、松野議員もこの問題を取り上げられました。そして、私の次に坂口議員もこの問題を取り上げておられます。意識的に意見調整をしたわけじゃありませんので、たまたま偶然、3人の議員の質問が重なったわけでありまして。といいますことは、とりもなおさずこの問題は住民にとって非常に大きな関心事であるということのあらわれであるということ、まず町長初め理事者の方々のご認識をいただきたい。そういう点を頭に入れて質問をさせていただきます。

本町も、前月11月からごみ袋の有料化の実施に踏み切りました。実施1カ月ばかりであります。ここで当局の率直な意見をお聞きいたします。

有料化といいますと、分別と減量を大きな目的として、またごみの処理費用が財政に及ぼ

す影響を少しでも軽減するためだ、そういう意味で実施されたんでありますけども、町民からはさまざまな意見が役場にも寄せられていると思います。我々議員も常に住民と話をしております。電話がかかってきたり、通行してありましたら呼びとめられているような意見を聞きます。喜んでおられる方は1人もおられません。当たり前ですけどね。その中で、有料化に対して、もちろんそのことに対して反対する意見をぶつける方もおられますけども、それよりも何よりも何で、ごみが有料化になったときの実施前と実施後の対応のまずさとか、あるいは不満、そういうことについての不満が多いわけでありまして。有料化の必要性をきっちり説明してもらえば理解できる、そういう方が多いんであります。周知徹底を図る、その手段、広報を十分したのかという声が多かったのであります。

そこで具体的な質問といたしまして、1番目、各大字自治会に対して説明会が実施されましたが、そのときどのような状態であったのか。例えば、開催日とか、あるいは回数とか、住民の参加数、あるいはどのような役場の担当者の方が参加されて説得されたのか。40数名、いろんな会合にされた。そして、そのときに住民の意見をどのように分析されて、そして住民の意見の意味を理解されて実施されたのか、そこが問題だと思うのであります。その辺をまず一つお聞きいたします。

2番目、実施1カ月たちます。実施前に想定していたことと、実施1カ月、わずか1カ月であります。現実の現場に即しましてどうだったか。こういう点はよかったとか、これはちょっとまずかったかなという率直なご意見を聞かせていただきたい。

次にごみの収集量はどうか。前年の11月と比べてことしの11月はどうか。量的に、質的にどうか、そういうことですね。

それから分別の3番目には、分別の状況はどうか。特に今、袋は、先ほど松野議員がおっしゃったように3種類になっております。そして三つの大中小になっております。有料ごみと無料ごみ、種類の方は混同はなかったか。つまり、これは本来無料であるべきごみを有料の袋に入れてなかったか、逆に有料の袋に入れてなかったか。つまり、混同の状況はどうか、その辺を調べていると思いますので、どうだったか状況をお聞きしたい。これの状況が、もし混同がかなりあるとすれば、これはやっぱり当局の周知徹底がちょっと至らなかったかというような反省点にもつながると思いますので、率直なご意見をお伺いしたいと思います。

3番目、ごみ袋が裂けやすいと。これはほかの議員さんからも聞きましたし、担当部長も耳にされていると思いますが、材質に問題があるのではないかと。どのような観点からこの袋を採用されたのか。と聞いても、相当なロットで注文されておられるんで、今すぐ今の

袋を破棄して、新しいというのは、これは無理だと思いますね。大体、何カ月分程度持っているんか。そのときに、今回の反省点を踏まえて、袋の改良、発注する用意があるのかどうか。

それから、これもやっぱり宣伝不足の一つでありますけども、郵便局では1回の販売単位が1,200円ということだそうであります。これは、実際、郵便局に行かれて、五、六百円で買いに行かれたら、うちは1,200円以上ですと断られたそうです。何でやという電話がかかってきたんですね。それで部長に聞きますと、郵政公社本社の方針で、1回の取扱手数料が57円以上ないとあかんのやと。だから、5%の販売手数料だから、結局1,200円以上で買っていただかないと郵政公社の本部は許可しないんだと。それはそれでしょうがないと思います。そうしたら、町の広報で、郵便局の取り扱いが書いてあるわけですけども、ちょっと注釈ですね、郵便局の場合は1,200円以上の購入単位になりますとか、はっきり言いまして大したことはないんです、こんなことは。ですけども、有料化に対して、あるいは実施前後の唐突感に対しまして、こういうところに不満のはけ口を持ってこられるということもあります。実際、その奥さん、腹の中は怒ってないんですよ。売れなきゃしょうがない、スーパーへ行きゃいいわと、こういうことなんですけども。結局のところ、広陵町のごみの分別状態はどうか、まずこれをひとつお聞きしたい。

そして、恐らく、これは答えの先取りになりますけども、広陵町の分別は他の周辺自治体に比べて非常によくやっけていただけてますと、そういうのが答えであるとしたら、これはやっぱり住民に対して感謝の念を持っていただかなあかんと思うんであります。分類を細かくしてるということは、家庭の主婦が、それだけ毎日毎日、日々に出るごみを、非常に丁寧な気持ちで町の行政に協力して分別をしているわけです。大ざっぱにぼんと一袋に入れば楽に決まるとるわけですから、そういう点ですね、やっていただきたい。

それと、やっぱり広陵町は約1万600の世帯がありますね。若い夫婦、共稼ぎの夫婦もあれば高齢者夫婦もいるし、男性か女性かどちらかの単身家庭もおられます。したがって、広報も1回や2回というわけやなしに、町の広報で機会あるごとにわかりやすく説明をしていただきたい。担当部長や担当部の職員さんは、これは毎日の仕事ですから、専門用語も簡単やし、ごみのこともわかりやすい。けども70歳、80歳の独居の老人家庭もいるし、忙しい家庭もおられるし、子供もおるわけですから、目線をそのような住民の目線まで下げていただいて、これは下げてと言うと住民にしかられますけども、このごみ問題に対しては町の専門家よりは低いに決まっているわけですから、そこまで下げていただいて、そし

てわかりやすく分類の仕方を、あるいはごみの出し方を丁寧にひとつ説明をしてやってほしい。そういう点を特にお願ひいたしまして、1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 平岡町長！

平岡町長 八代議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

きょうまでは金融機関の要職にあった八代議員でございます。数値に強く、国の財政、企業の経営に非常に詳しく、いろいろと知恵をいただいているところでございます。質問をいただきました財政状況でございますが、平成19年度の予算編成が非常に厳しい。その要因は何かと。二つ目は、三位一体の改革の影響はどうか。新型交付税が本町に及ぼす影響についてお尋ねをいただいております。また、財政調整基金の今後の見通し、そして財政の厳しさが19年度に特定されるのか、20年度以降にも続く構造なものかどうか、どのような対策が必要かということでございます。順を追ってご説明を申し上げたいと思います。

本町の財政状況についてご説明を申し上げますと、ご指摘のとおり大変厳しい財政状況でございます。その要因といたしましては、長引く景気低迷によりまして税収が伸びず、交付税につきましても、三位一体改革によりまして毎年減少しており、特に平成16年度にあっては、臨時財政対策債と交付税を合わせた、いわゆる実質交付税が地方財政計画の見直しによりまして、約4億円の減少となり、財政が一段と厳しくなったことは、ご承知いただいているところであります。

具体的には、税等一般財源が縮減する中であって、介護保険、老人健康保険などの社会保障費、下水道会計への繰出金、□城清掃組合など一部事務組合の負担金、IT関連経費など、多種多様にわたる財政需要が増加しており、収支バランスのとれない状況となっております。

次に三位一体の改革及び新型交付税に対するご質問でございますが、まず国庫補助負担金削減に伴います税源移譲については、既に所得譲与税という形で財源措置されておりますが、平成19年度から本格的に所得税から住民税に移行されます。

影響額につきましては、約3,000万円程度所得譲与税より減少すると試算しております。また新型交付税につきましても、基準財政需要額の1割程度が移行するようでございます。あくまでも地方財政に関する総務大臣、地方6団体の試案をもとに平成18年度で試算しておりますが、大きく減少した15年度以降は余り変動がないものと思っております。

次に財政調整基金の見込みにつきましては、現計予算に保有基金全額計上しており、今年度で財政調整基金は枯渇すると考えています。

次に今後の財政見通しにつきましては、経常収支比率並びに実質公債費比率が高く推移し

ており、財政の硬直化が一層進んでおります。このままの状況で推移しますと、赤字団体への転落は必至でございます。そうしたことから、財政健全化に向け、人件費の抑制等取り組んでおりますが、さらに平成19年度予算編成に向けては、予算要求基準（シーリング）を設け、経常経費の抑制を図るとともに、行財政改革実施計画に沿った予算編成を行ってまいりたいと考えています。なお、平成20年度、21年度が清掃施設関連の起債の元金償還が始まり、公債費のピークと考えております。引き続き行財政改革を断行してまいります。あわせて、新たな税源確保に向け、361ヘクタールの市街化調整区域の土地利用促進を図り、沿道サービスや優良企業の進出、そして優良な住宅開発が可能が環境を創造するとともに、現在進められています大型店舗の出店に努力してまいります。600人の雇用が創出され、税の増収及び活性化が図られるものと期待しています。

大変厳しい財政状況ですが、財政健全化に向けてさまざまな施策を展開してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に2番の1でございます。ごみ収集の有料化についてでございます。

まずは、有料化がスムーズに進んでいますこと、この席から感謝を申し上げます。

ご質問は、説明会の状況、意見の分析はどうかとお尋ねでございます。住民説明会の実施状況ですが、町幹部職員45名で15班編制で、8月から10月にかけて実施させていただきました。延べ52回で、3,000人余りの参加をいただきました。会場での質疑内容や住民のご意見については、私もすべて報告を受けましたが、対処すべきご意見やいろんなアイデアをちょうだいいたしました。お年寄りにわかりやすいよう色分けしては。また、子供でもわかるように、ごみ種類のイラストを表示してほしいなど、貴重なご意見をいただきました。また地域によっては、役員やごみ減量推進員の方が不参加の家庭に資料を届けるなどのご協力をいただきました。また、参加いただきました方々の情報交換の場となっている状況もあり、効果は徐々に上がってくるのではないかと考えております。

平成16年度、17年度にも、ごみ減量、分別の説明会を実施しましたが、年々参加者が増加しております。住民の皆さんの関心の高さに感謝をいたしています。担当いたしました職員45名にとっても、夜間や休日の説明会ではありましたが、住民の方々のいろんな意見を聞いたことや、多くの方と面識を深めることができたことなど、よい経験を重ねてくれたのではないかと喜んでるところです。

私たち三役も、さまざまな機会や会合の際、ごみの有料化や分別、減量について、経過とご協力についてお願いのごあいさつをさせていただき、そしてお声をちょうだいいたしてい

るところでございます。

次にごみの収集の有料化について、よかった点、悪かった点はなかったのか、また収集量の比較はどうだったか、分別の状況は、袋の質について、また郵便局の取り扱いについてのご質問でございます。順を追って答弁いたします。

平成18年11月より、ごみ袋、指定制によるごみの有料化を実施し、1カ月が経過したところであります。その間、ごみ袋の料金及び指定袋による排出についてのご意見、苦情も少なく、住民の方々のご理解のおかげで、特に大きな混乱もなく、順調に指定袋に移行できたものと考えております。住民の皆さんのご理解とご協力に感謝でございます。

お尋ねのごみ収集量ですが、対前年度比較、昨年11月と比較するものでございます。ごみ全体では約12%、可燃ごみでは25%、不燃ごみでは約30%の減となっております。今後とも当初見込んでいました減量化率を維持しながら、分別の徹底及び減量化が進展することに期待し、住民の方々へのさらなるPRを図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

次に分別の状況についてでございます。当初、容器包装プラスチックごみとその他プラスチックごみの分別に多少の混在がございました。可燃ごみでは、指定ごみ袋以外の袋で出されていた家庭もありましたが、シールを張って収集できないことを徹底した結果、現在はほとんど指定袋で出している状況です。その他プラスチックごみ及び不燃ごみも、現在は同様の状況であります。

次に今回のごみ袋の品質につきましては、裂けやすいとの苦情もあり、十分認識しております。現在のところ、検討を重ね、次回製作時において改善する予定でありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

ご指摘のとおり、特定郵便局での販売は1,200円以上ということで、販売例を示して販売いただいております。これは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条の規定に基づき、取り扱い手続が定められております。ごみ袋の場合、1件当たり手数料57円以上ということで、そのような対応になっているものでございます。郵便局でその説明をいただいているものと認識いたしております。認識、PR不足をおわび申し上げます。PRに努めますので、よろしく願いいたします。

以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、八代君の2回目の質問を受けます。 11番、八代君！

八代議員 それじゃあ、2回目の質問をいたします。

財政問題の解決が非常に困難を伴うということもよくわかりますし、そしてその中で町の活性化を図らなければいかんと。非常に二律背反的なことにもなるということも十分理解はできます。そこで、非常に考えたら難しいんですけども、一番率直に考えたら、昔から、徳川幕府時代でも、いろんな藩で財政改革が行われたんですね、真田藩にしましても立花藩にしましても。そのときに一番最初にやったのは何か。入るを図って出るを制す、一番簡単なんこれなんですね、まず。支出を減らして収入をふやすと。当たり前のことなんであります。ただ、こればかりでは縮小均衡になってしまいますので、先ほど町長の回答で、商工業の振興を出そうとありましたんで、それはそれで一つ大いにやっていただけたらいいと思います。しかし、これはやはり若干の時間がかかります。やっぱり、まず最初には入るを図って出るを制すと、これがすぐにでも着手できるし、はっきりと何ぼできたか、金額的測定も非常に簡単であります。

そこで申し上げますが、じゃあどんなことか。例えば、手数料とか利用料の増収を図ると。つまり、町が行う各種サービスについての料金設定であります。町が行政サービスを、本来無償で行うと、代価としてして既に税金を徴収しているわけですね、住民税とか固定資産税等々。だから、一般的には無料で行うのが普通だと思いますけれども、やはり特定の人だけのサービスとかいう面で、利用料を受益者負担の形で取るのも、これは当たり前だと思いますね。じゃあ、町の行政の料金制、つまり無償で供給する、一部有料にする、完全に有料にする、それから営利事業活動として行う、あるいは需要管理に分けて合理的な設定を行うとか、いろいろあると思います。そういう点で一つ一つですね、今現在の料金サービスについて、これは安過ぎると思ったらやはり上げないかんし、逆に料金を取るのはいいけども、料金を取る手間の方が高くなるというならば、これはやめた方がいいと。その辺の一つ分析をやっていただきたい。

それから2番目は、特定の割引きの廃止。これはあんまり言葉では、賢明な皆さん方はわかると思いますけども、特定の納税者に対し、いろんな行政サービスじゃなしに税金的な面で恩恵をしているのであれば、その特定サービスをしなければならぬ原因が消滅した場合、やはり速やかに是正処置を行うと、そういう点が。

それから入る方、同じく町税の徴収の強化でありますね。これは滞納の処理にもつながります。延滞税と、これは何遍も再三言うてるわけですが、延滞税等当然徴収すべきものは規定どおり徴収すると。そういうことで、一つ入る方、ほかにもいろいろあると思います。

それから、先ほど長期的には農商工業の振興施策の実施と。それからもう一つは、若い人

が住みたくなるようなまちづくり、これを今度、都市計画とか、あるいは開発基準なんかに
も、そういう点も私は考慮していただきたい。真美ヶ丘、いろんな人が住んでおります。私
もその1人でありましてけれども、何千万円、5,000万円、6,000万円、7,000
万円の家をいきなり若い人が買えるものではありません。私もいろんな方に、この仕事をし
ておりますと、話しします。話ししたときに、奥さんここへ来て何年ですか。2年ですと。
じゃあ今までどこですか。南6丁目の賃貸マンションの、住宅公団のマンションにおいまし
たとか、あるいは私、今、散髪、これは月に一遍ぐらい行くんですけども、その散髪屋さん
は、北の9丁目の方でやっておられました。仮店舗でやっておられたんですね。自宅は同じ
馬見北の方のハイツというんですか、賃貸に住んでおられた。そして、ご夫婦で一緒に頑張ら
れて、今は立派な戸建ての散髪屋さんを、これは青木議長と競合はしとるわけですけども、
しておられます。

したがいまして、若い勤労な住民が来ていただければ町が活気つくわけでありましてから、
もし土地づくり、最近、大字の方も道路アクセスがようになってきましたんで、戸建て住宅も
建っておるし、いろんな面で住宅政策、あるいは就職、雇用機会の増進とか、要は若い人が
住みたくなるような政策もあわせてやっていただいて、町の活性化をお願いしたいというこ
とであります。

そこで税金の方であります。増収について、税金の滞納を非常に真摯に受けとめてやっ
ていただきたいと。納税の指導者を1人採用されておられます。おとしの9月からでした
から、約1年間を経過されて、職員に対する教育とか実地指導とかやられましたし、ご自身
の経験もあって町税効果は非常に上がっていると思いますが、その辺についてもお聞きした
い。

それから、やはり年々再々の不納欠損処理ですね。残高で見て余りふえてない、あるいは
少し減ってましても、不納欠損処理が多ければ、やはりこれは町税効果に疑問をつけざるを
得ない。固定資産税であれば資産がある、住民税であれば前年の所得があるわけですから、
そういう点も含めて増収策をきちっとやっていただきたい。

いろいろ言いましたんで、これは総合的な答弁で結構ですので、ひとつ町長、よろしくお
願いをいたします。財政部長でも総務部長でも結構ですけど、ひとつ。

青木議長 答弁。 植村収税対策本部長！

植村収税対策本部長 今、八代議員さんに全般的な増収の関係を質問していただきました。そ
の中で、町税の徴収の強化または延滞金、そして増収についてと、それと税の指導者という

形で、去年の11月から来ていただきまして、かなり大きな事案の整理なり、そしてまたそちらの家に向かって納税の相談、また差し押さえ予告、差し押さえと、かなりやってきておりまして、ある程度効果が上がりまして、特に本年も、滞納部分の徴収率は昨年も3%強上がりましたが、今回それをまだ3%以上上回るような成果を見せておりまして、できる限り町に貢献して、有用な財源を求めるために頑張りたいと日夜努力しております。

ただ、延滞金につきましては、以前からお話ししておりますとおり、できるなら取っていくような形で、口城税務署管内の奈良県下の担当員で、今その解決策というか、対応策をやっているところでございます。今後とも、税の収納に関しては、不退転な気持ちでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 ただいま、財政全般的な見通しにつきましては、町長が答弁を申し上げたとおりでございますが、意外にもご助言、ご提言をたくさんちょうだいをいたしたわけでございます。

とりわけ財政調整基金の方は、15年度には7億円があったわけでございますが、16年度5億円、17年度3億円、18年度はゼロ円というふうな推移で財政調整基金も取り崩し、しかも19年度については底をついて、その取り崩す基金がないものでございますので、19年度は2億2,000万円の財源不足を生じるであろうという予算編成に向けての財源調整でございます。当然、町税の確保にいたしましても、税源が移譲してまいりまして、これまでの税源移譲が1億7,000万円程度、町民税は上がるわけでございますが、他方、税源移譲に伴いまして、譲与金の方が1億7,000万円ほど減収になってまいりますので、差し引き3,000万円ほどまだ財源不足が生じると、そういった経過でございます。とりわけ、19年度見込みでそのような財政の予算編成に向かうわけでございますが、これが20年、21年がピークであるというふうな状況に見ております。清掃センターの元金返済の年、いわゆる21年度に、公債費につきましては1億4,000万円の増額になってくるものでございます。したがって、20年、21年度にはさらなる財源不足として予測できるわけでございますけれども、これらその他の収入確保につきましても、ご助言いただきましたように、手数料の見直し、あるいはまた行財政改革の実施計画に基づきまして、それら年度を追って収入確保にも努めてまいりたいというふうにも考えております。

とりわけ今回大きく浮上してまいりましたのが、市街化調整区域の土地利用の増進というふうな形とともに、優良企業の進出とともに、そしてまた雇用の機会とともに、いわゆる収

入面も税の収入、あるいは活性化が図られるものというふうな期待をした中での財政計画の編成に至ってまいりたいと、かように思っておるものでございます。どうか、ひとつよろしくご理解、ご協力、ご支援賜りますようお願いを申し上げ、全般的な説明にかえさせていただきます。

青木議長 その前にちょっとお諮りします。八代議員の質問の持ち時間の関係上、5時15分まで延会することにご了承願いたいと思いますので、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 異議なしと認めます。よって、5時15分まで時間延長をさせていただきます。念のためにやります。

町長！答弁。

平岡町長 私から申し上げたいことがございます。

先ほども八代議員からご指摘をいただきました財政については、まさに歳出を切り詰める、そして収入の増加を図るということが基本的な事項でございまして、私どもは収入の増を図るために、今、総務部長が申し述べましたが、優良企業を誘致をするということで、どんどん広陵町はいい町やということで、大変いい企業が、ここ数年来多く広陵町に、本社機能、また工場、店舗、また集配所、いろんな形で広陵町に来ていただいております。非常に歓迎すべきことでございます。町も少々経費もかかることでございます。下水道の整備をしなければいかん、また河川の整備も必要でございます。さらに道路の整備も必要であります、将来を考えますと、大きなゆとりとなってあらわれてくるものでございます。住みたくなる町というようにおっしゃっていただきましたが、まさに企業がここで事業をすることが非常に喜んでいただける。

実は、きょうも中国から朝早くおいでをいただいたんです。中国というと、鳥取、島根の中国でなくて、中華人民共和国でありまして、その国の社長さんが、広陵町の企業の取引先として、古寺の山七製作所というところでございます。広陵町のところに会社をつくったんですよ。ぜひとも地元の役所を見てほしいというような要請がございまして、きょうは議会でもありますが、朝8時半に来ていただいて、中国の社長とお話をしていたところでございます。こうして、伸びる企業が広陵町にどんどん来ていただいて、法人税の取得に、さらに事業の拡張拡大を図っていただくようお願いをしているところでございます。今のところは、企業が撤退をしていくということは、村本さん以外にはほとんどないんですね。むしろ、村本さんもまた調子を上げてこられておるわけでございまして、小さな企業であります、

大いに歓迎をしているところでございます。厳しい財政であります、将来はどうぞこれからも期待できる町でございますので、ご支援をいただきたいと思っております。

青木議長 八代議員！

八代議員 3番目の質問といいますより、希望というのを。そのことを申し上げます、答弁は結構でございます。

釈迦に説法で、町行政に関与して2年半の私、まだ2歳半でございます、地方自治数十年の町長、助役に対しては、ほんまに釈迦に説法でございますが、地方自治体の経営の発想ということで、地方自治法第2条に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに書いてあるそうでございます。それを今、町長の答弁でそのようにするとおっしゃっておられます、大いに期待をしたい。そして昨今、指定管理者制度等々が発足しておりますように、やはり国も県も、こういう広陵町も金不足、少子高齢化の影響で、どうしても避けて通れません。そういう意味で自治体は企業とすべて一緒ではありませんが、企業と同じような生産主体であるという認識で、やはり効率化を進めていただいて、先ほど申し上げたような施策で、積極的にいい町にさせていただくように、年末に当たりまして特にお願いをしたいと思います。これはこれで答弁結構でございます。

青木議長 次の質問に移ってください。

八代議員 第2問目のごみの収集で、これはもう非常に懇切に答えていただきましたので、これも希望だけで、時間もありませんので希望だけで結構であります。

青木議長 11分ある。

八代議員 先ほど松野議員が、ごみの分類で、3種類で大中小三つあって、九つあると。これはちょっと多過ぎるん違うかと。主婦の感覚では、松野さんは女性の議員でございます、そう言われたんですが、私も実は同じ趣旨の質問をしようと思っておったんです。本来的に、松野議員と私とは立ってる立場が違います、余り意見は合わないんです。意見は合わないんですが、この件に関しましては喜んでいいんか残念というんかわかりませんが、同じような趣旨を住民の方々から聞いております。

それで、やはり先ほど申しましたように、いろんな方がおられると。それで、さっきも言いました事務のこういう方に、広陵町一の練達の部長さんであれば、もう本当に決まり切ったことなんですけども、先ほど言いましたように、1万1,000、いろんな方がおられます、住民の目線でもう一遍。ご検討いただくと答えはいただいておりますよ。いた

だいておるんですけども、主婦の率直な感想では、そういうような声が結構あるんです。ということも考えて、せいとは言わないですよ。もう一遍何かの移行のときに、率直にやっていただければと。あと答えにつきましては、それを一つ周知徹底していただいて、温かい町政をやっていただきたい。

やっぱりごみで、先ほど言いました、非常にスムーズに移行できてるということは、やはり町民の行政に対する理解とか、石原慎太郎に言わせば、民度が非常に高いわけですから、その期待を十分背負っていただきまして、期待が逆の方に出ないように、方々、今後いろんなまだ住民に負担を求めることがあるようでございますので、その場合にはスムーズな移行ができますように、ひとつ今度の有料化の実施前、それから実施後、あるいはその間の広報とか、あるいは周知徹底の方法をですね、やっていただきまして、ようは説明すれば理解できるのやけど、あんまりにもやり方が拙劣だから嫌だというような方々がいなくなるような、ひとつ町政の運営をしていただきたい。これも希望でございます。答弁は結構です。えらい遅くなりまして。

青木議長 それでは、以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会をすることに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、12日午前10時から引き続き行うことにいたします。

本日はこれにて延会をいたします。

(P.M. 5:01延会)

平成18年第4回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成18年12月12日

平成18年12月12日広陵町議会
第4回定例会会議録（3日目）

平成18年12月12日広陵町議会第4回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書記 上 田 勝 代

青木議長 それでは、ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

青木議長 まず日程1番、一般質問を行います。

11日の一般質問に続きまして、これより坂口君の発言を許します。 9番、坂口君!

坂口議員 議員の皆様、おはようございます。また1階のロビーでテレビを見てる町民の皆様、おはようございます。坂口でございます。

私、今回一般質問ということで、数多くの問題点が私のところに寄せられております。その中から三つばかりに問題を絞りまして、寄せられた多い順にひとつ一般質問を行いたいと思います。

一つ目、ごみ袋有料後のごみの減量効果はどうか、出ましたかということでございます。このごみ袋、11月に有料化になって以来、私のところにいろんな電話がかかってくるんですが、それをまとめますとごみの袋が広陵町は高いのではないかと、このようなことが一つあります。また袋が破れやすい、三つ目は3種類、袋が3種類もあるよと。こういうふうな電話がかかってくるんですが、いろいろ話を聞いておきますと、まず袋が高いのではないかと、このようなことが寄せられまして、私も調べますと、周りの高田では45リットル45円、樫原も45リットル45円、田原本も45リットル45円、上牧も45リットル45円、広陵は45リットル45円ということで、特段周りから比べて高いなという感じではしないということで、この辺もまたお話ししたらなるほどと、このようなことになりました。

2番目はよく袋が破れると、これも電話が3本ばかりあったんですが、聞きますと今までの黒い袋は少々詰めてもちょっと袋が伸びるんですね。今までの黒い袋とかはですね。袋が

伸びるんですが、この材質の問題に対して今回の袋はちょっと伸びないので、どうしてもいっぱい入れると。そうなると袋が破けちゃうということで、これはちょっと材質の問題ではないかなというようなことを思いますので、これも今後検討してもらいますと、このようなことを言うとききました。

3種類あるという袋の種類ですが、今までは1種類で済んでたのが3種類になった。どうもこれは今まで考えると、今までは多いのではないかというふうな声もございました。これは大抵、私、別にこんなんしないんですけどね。主婦の方にとすると朝の忙しいときに大変だと、このような声が寄せられましたので、私が責任を持って議会に言いますとこのようなことで電話でも答えたところでございます。

さて、一番大きな問題は、この広陵のごみ、毎年毎年、人口も増加するんですが、ごみが増加しております。本町の新清掃施設建設に当たって、徹底的な分別をしようというのが一つ。もう一つごみの減量を目指そうと、こういうようなことで、このようなことでごみの有料化に踏み切ったと。総額100億円ばかりのお金は要するということがあったんですが、ごみの減量化を目指す、分別をするというようなことで有料化に踏み切った次第であります。私も毎朝、ごみの出ぐあいを11月から見ております。今まで二つ三つとたくさん家から出てたんですが、大抵一つとか二つとか、確かに数が減ってるなというのは感じられます。最初はちょっとシール張ってごみが残ってたというようなことも結構あったんですわ。最近はまだもうやはりなれてきて、全部がきれいに朝集められていると。出し方もいろいろ工夫されているのかなということになってきたところでございます。全体的には問題なくごみが出されてるかなと。ただ一つだけ集合住宅、アパートとかあるんですけど、そこをみるとまだ何か色のついた袋とか、多分引っ越ししてきた人でしょうね、指定袋じゃないというのがちらほらとあったかなというところでございます。

全般的には問題なく集められているかなということを感じているところでございます。さて一番大きな効果ということで期待される減量化、何せ今ごみ全量外で処分してもらっておりますので、何分お金のかかることでございます。減量化についてはどうかと。ここ一月の実績ではどうなったのか、この辺についてその実績の数値を、どのような数値が見えてきたのかをちょっと聞いてみたいと思います。質問1番。

2番目の質問でございます。これもたくさん、大抵どちらさんですかって聞くんですが、名前は言わず住民やということで電話がかかってくるんですが、住民はいろいろ新聞とか見て、どうも最近広陵町のことがよう出ると、テレビにも出ると。これは一体どうなってる

んや議員さんと、こういうふうなことなんです。いま一度身を引き締めて町政運営をという
ことで、これもちょっと取り上げてみました。

何かと新聞に出ております。私も大変心配しているところでございます。それも先に新聞
が出て、後から我々が知るというようなことになって、ちょっと危惧を抱いているところも
あります。なかなか町政、今ごみの有料化もやりました。これからいろんなことについて無
理をお願いしなくてはいけないということ、これが出てくると思います。運営も大変、予算
もない。いろいろ町民にお願いしなければならないとき、なかなかこのようなことの出来事
であります。どうしてもやっぱり管理者というのは町長ですからね、執行者、最高責任者、
町長の運営はいかにということに出しておきました。

これは周りの市町村、きのうもきょうも新聞見たらいろいろ出ております。税金払ってへん
人が、滞納がいてると。かつては議員かていてたんですよ。国保滞納してるというのはいて
たんですけど、それはもう早う払うたれと、こういうようなことになったんですが、他市の
ような職員の税の滞納や使用料の滞納などこんなことはないでしょうねと、先に新聞に出ち
やうと我々はまた大変苦しい立場になります。私は本町職員は非常によく働いているのはよ
く知っておるんですわ。たまたま私も福祉活動してるから、土曜日でも電話したんですよ。
ちゃんと土曜日も出ております。それは本当で、晩の8時ごろたまに電話してもちゃんとい
てるということで、多くの職員はまじめに働いています。一生懸命実務ですね、職務に邁進
しているということでございますので、こういうことがないようにひとつお願いしたいとい
うことで、いま一度身を引き締めて町政運営をということを取り上げてみました。

3番目、これも非常に多くの方、多くといっても3人、4人かな、聞かれます。イズミヤ
が進出予定されてるんですねということで、電話がかかってくるんですね。非常に広い、そ
れこそ何万平米というふうな予定と聞いておると。なかなかあそこは道も細いし信号もない
ところやし、非常に心配やけどというふうなことでイズミヤ進出予定地などの総合計画はそ
んなんあるんですか、どうですかと、ちゃんと考えてくれるんですかということでござい
ます。本町はこの間、線引きの見直しをやりました。今までは広陵町は車が通って排ガスや
とか空き缶やとか田んぼにいっぱいほかさされて、何か騒音と排ガスだけが残されているよ
うな町だったんですが、それではどうも町政運営がうまいこといかない。やはり税収アップで
すね。その辺の総合的な産業発展、町もだんだん経営が苦しくなっております。使うことば
っかり一生懸命考えたけど、やっぱり入るところも、入ることもこれから考えていかなら
ないんじゃないだろうかということでございます。

町内初の大商業地となる予定と思われます。この地域の道路だの、交通対策計画などはどうですかということです。今、高田斑鳩線上、見てもろたらいっぱいお店が出てきております。高田斑鳩線上やあるいは町役場前の幹線道路など、線引き見直しをこの間行いました、町は。このように土地利用が進めば財政、町の貯金、毎年毎年2億円ずつ貯金を食いつぶしているというのが現実でございます。もう間もなく底になっちゃうと。21年、22年にはこれはもう食い込んでくると、こういうふうな厳しい状況が入ってきております。やはり収入アップ策を考えていかんと、公務員やからちゃんと給料保障されるんかというたら、今はどうもその考えが違いますね。赤字再建団体になっちゃうと、公務員かって給料はい2割カットとかいとも簡単に国が指導しております。もう簡単ですよ。赤字のところはちゃんと給料も下げなさいと。町長の給料は半分であるとか、こういうふうなところも物すごい多いです、見ております。特に当然職員の給料も下げなさいと、こういうふうなことになっております。

見直しにより、土地利用が進めば町財政には貢献できるが、総合計画はどうでしょうかということでございます。イズミヤ進出予定地ということで、大変たくさんの地権者の方もおられるんですが、その周りの方も我々ごみほかされるん違うかとか、騒音はどうやろうとか、かかってない周りの人もやっぱり心配、家もあるというようなことで、これはどうなってるんですかねというところの総合計画をお聞かせ願いたいというようなことでございます。

今回はこの3点にまとめて絞ったところでございます。よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお願いいたします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1番のごみ袋有料後のごみ減量効果は出ましたかとお尋ねでございます。答弁として議員もご承知のとおり、有料化の実施により不適切な排出をされているものにつきましては、注意を喚起するためシールをごみ袋に貼り、適切な対応のお願いをしているところです。これまでシールを貼った件数は約2,000件、注意指摘の内容ですが、ほとんどが指定袋以外での排出でございます。

本年11月から実施しました指定袋制による有料化の効果につきましては、さきの八代議員の答弁でお答えしたとおり、見込んでおりました減量目標を上回る状況でございます。この状況をさらに進展、継続できるよう、引き続き分別減量化について広報紙を初めいろんな方法で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

2番のいま一度引き締めて財政運営をということで、昨今の公務員の不祥事がふえていることに対して、管理者として町長の町政運営はどうか、ご質問をいただいております。答弁は、最近における公務員の不祥事につきましては、全国的にもご承知いただいております。本町におきましても、1月の役場書庫の出火に始まり、職員の横領事件、贈収賄、虚偽有印公文書作成行使、証拠隠滅による不祥事、次いで長期休暇職員の処遇問題など、この1年間に相次ぐ事象により住民の皆様方に信頼を失墜させてしまったことに深くおわびを申し上げます。以降、信頼回復に向け、職員とともに徹底した再発防止と綱紀粛正に取り組んでいるところでございます。

今回お尋ねの職員の税や使用料の滞納等につきましては、該当する職員はございません。

こうした中での町政運営につきましては、国の三位一体のもと、税収が伸びず、交付税の減少などにより大変厳しい財政状況の中で、多くの行政需要におこたえしなければならず、苦慮しているところでございます。

さしずめ、新清掃施設の完成により、先日は火入れ式を無事終えることができ、いよいよ試運転から本稼働にとなってまいりましたこと、地元地域住民の皆さん、議員諸氏、関係各位の深いご理解とご支援のたまものと厚くお礼を申し上げます。

また同様に、ごみ指定袋有料化の実施により、住民の皆さん方にもご負担を願うことになったわけでございます。さらには旧清掃センター解体と周辺環境整備につきましても、有効な補助事業を採取しながら取り組んでまいりたいと考えております。

この財政難を乗り切るため、5年5億円削減には行政改革大綱に関する答申を踏まえ、積極的に実行してまいりたいと考えております。

一方、新たな財源確保に向け、都市型土地利用促進を図り、優良企業誘致による税増収に期待してまいりたいと考えています。また、下水道料金の改定や公園駐車場料金など、今後さらに住民の皆さん方にも少々痛みをおかけすることにもつながってまいりますが、将来の広陵町を担っていただく子供たちのためにも、今みんなで町を元気にさせなければなりません。どうかよろしくご理解賜りたいと存じます。

もう間もなく新しい年を迎えようとしています。来年も心機一転、一心不乱の精神でまちづくりに邁進いたしたいと考えております。議員諸氏におかれましても、今後の行政運営に対し、深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3番の税収アップ計画、線引き見直しや大規模商業施設の進出予定地などの総合計画の進みぐあいはいかがでしょうかというお尋ねでございます。

現在、大型店舗地として地区計画を県と協議中ではありますが、税収の増による財源確保や、600人と予想される雇用においても、地元の人材活用が期待されます。また、万一の大災害の避難基地として食料や水、電源の確保や医療面など、多くのメリットが見込まれます。交通面では、周辺道路の整備が必要であり、発生交通量の推定や誘導計画を検討中です。

次に、線引きの見直しについては、5年の見直しのサイクルが平成20年度であり、現在検討中です。なお本町では、ことしの7月に市街化調整区域の土地利用の有効活用を図るため、361ヘクタールの区域指定を行い、その効果として町財政にも大いに貢献してくれると期待しているところです。そして、今までに建設してきた下水道や幹線道路などの都市基盤を利用して、新たなまちづくりも計画してまいりたいと考えています。

以上のおりでございます。

青木議長 それでは、坂口君の2回目の質問を受けます。 坂口君！

坂口議員 1番目の回答でございます。大幅に減量化ができた、このような喜ばしい言葉をちょうだいしたところでございます。

この質問、1階で多くの町民の方もロビーで見えております。数値的に言うとどのぐらいがどのぐらいになったのか。このごみというのは、入るごみの量が減りますと、出ていくRDFも少なくなると。いわゆる引き取り、お金が安くなると、こういうところまでの玉突き現象になっているのが大きな特徴なんですわ、今回のごみ処理は。今までの焼却というのは、入ったごみは燃やすと。確かに残渣は残るんですが、それは余り変わらなかったんです。今回の場合、必ず入ったごみの4分の1からあるいは8分の1、これ減少して出ていくんですが、そのごみに、出ていったごみについてもお金が要するという、これがいわゆるRDFの玉突き現象による処理費用。後までかかってくるんですわ。だから私、何度も口を酸っぱくして言うのは、入るごみを減らせば出ていくごみも減る、出ていくごみやない、燃料ですよ。それも引き取り手運送、運賃、結構な金がかかるんですわ。私もあちこち行って聞いてきているんですけどね。だから入るごみを減らすイコール後の処理費までがストレートに減ってくると、このような連鎖反応が起こっております。今1階で、ロビーで見られている方も興味あると思います。どのぐらいのごみが減ったのか、あるいはそのごみが減ったことにより、後の処理費までどのぐらいが期待できるのか、このあたりについてちょっと細かいことを教えていただきたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 具体的な数字についてお尋ねでございますので、詳しい内容についてご報

告をいたします。特に一番量の多い、燃やすごみでございますが、11月1月分の収集いたしましたトン数は363トンでございます。昨年の同時期、10月と比較をします。昨年の10月は477トンでございます。差し引き114トンほど減ったということで、昨日、八代議員の質問にも町長がお答えしましたとおり、約25%の減量になったというようにとらえております。

燃やさないごみあるいはその他プラスチック、これらについても有料袋でお出しをいただいておりますが、燃やさないごみにつきましては20トンの収集を行いました。昨年の同時期、10月には約30トン収集をしております。単純に申しまして3割強の減量。その他プラスチックにつきましては、昨年プラスチックごみということで同様の取り扱いをしておりました関係で、比較は簡単にはできないわけですが、ことしの数字だけを申しますと7.3トンのその他プラスチック、全体のプラスチックの中で占める割合は、約17%ということで、ことし4月から容器包装プラスチックとその他プラスチックに分けていただくから、相当分別が浸透させていただけたかなというように担当者として喜んでいるところでございます。

それから、入る量が減量されると、炭化物の量も当然減る。そしてそれにかかる運搬費も減るのではないかと、まさにそのとおりでございます。そういったところの効果は十分出てまいると考えております。それと、処理する費用も減るわけでございます。RDF炭化施設につきましては、我々認識をしておりますのは、特に乾燥、あるいは炭化するのに電気や灯油を使います。ごみ1トン当たり灯油につきましては100リットルというような想定をしております。これらについても先ほど言いましたように100トン減れば100トン掛ける100リットルということで、1万リットルの灯油が節約できるということになります。すべてがそういうことにつながってまいりますので、今後とも住民の皆様、今現在も分別については相当各家庭でご努力をいただいておりますが、これをさらに進めていただく、そしてさらにこの数字のリバウンドが来ないように、住民の方にもいろんな場面をお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

青木議長 坂口君！

坂口議員 今、数値を聞きました。燃やすごみが去年477トンが今回363トン、マイナス114トンで25%、すばらしい数字じゃないですか。私もね、いろいろ有料化の過去市町村したところのデータは集めてるんですよ。最初1割、2割はちょっと減るんですわ。2

5%、私の記憶じゃこれはもう新記録だと思いますよ。非常に、当初有料化についてちょっとPR、各大字に説明足らんかったのかなというような、私もちょっと気はしたんですけどね、やはり広陵町民の方々の、これ多くの方の、主婦の協力のたまものと思います。私も南3丁目、元清掃センターあったところなんですけどね、それは周りからうるさいところやと言われるんですが、そうじゃないんですよ。やはり人一倍こういうことについては気を遣っております。私も家も、別に私がしてるんじゃないで、家内がやってるんですよ。減量するね、次の清掃センターを受け持っている4大地区の方に非常な迷惑がかかるというようなことで、誠意減量の努力をしているところでございます。

今回、数値見ました。三角の25%、燃えないごみに、燃やさないごみについてもさらに3割ほど減っていると、このようなことをお聞きをしました。非常に優秀な数字だと思います。この数字を今後も続けていただきたいというのをお願いするとともに、このRDFの装置の、いわゆるランニングコストがちょっと高いんですわ、一般の燃やすより。今聞いたように、灯油だけでも一月1万リットルが削減できたと、こういうようなことも聞いてます。非常にランニングコスト、灯油代が高い割合になっております。電気代、あれは構造上、灯油を使うという、こういうことになっておりますもので、構造上の問題なんですけど、いわゆる処理費用についても大きく、すごい量ですよ、1万リットルということが月々節減できてきたと、このようなことは非常にいいことになったと思います。

今後、この、今言うてるまた元に戻らないような、この気を引き締めてまずまず担当部門ですね、この調子でお願いして、来年4月からのスタートですね、この調子で続けたいと思います。この辺についてはまだ一月ですので、また追ってそのデータとりもお願いしたいと思います。1番目についてはこれで了解ということで終わります。

2番目について、私が一番心配してたのは、よその各新聞を見ていると、ここに勤めながらここに税金や使用料を払ってへん職員が全国的に物すごい多いんですよ。それもためてんのが何百万円とかたまってるのか。この周りの市町村も多いんですよ。居ながらの住宅の家賃払わへんというふうな、10年ほど、いや20年払ろうてへんとか、結構多いんですわ。私も心配しておりましたが、今回町長の調べられて、そういう方は一人もおらないということを知って、私もう自信を持って、こういう電話かかってきたら私が自信を持って言い返しますので、そういう者はおりませんと。かつては議員の中おりましたって、こういうことを言うんです、議員でも国保を払わへん議員さんおったんですけどね、まあ払ったんですけどね。そういう職員は一人もおらないということで、私も力強い返事ができると思いますので、

この2番目についてもそういうことで気を引き締めてお願いしたいと思います。

3番目について伺います。

3番目、これはいわゆる財政再建との、密接に関係してくると思うんです。今このいろんな資料を見ますと、まず税収入をふやさないかんという、既にその時代になってるということなんです。今ちょっとこの奈良県でも、平成17年度で実質収支の赤字団体になってしまったというのが高田市、隣の大和高田、郡山、桜井、御所、平群、高取、隣の上牧、これが平成17年度になっております。平成18年度、隣の、周りがだんだん入ってくるかなと、こういう感じもしております。広陵町の貯金のぐあいを私も毎年毎年バランスシート見てるんですが、減ってきてますね、毎年毎年、2億円ほどだんだん減ってきたということで、今、広陵町の地方債、今バランスシートを見ているんですよ。138億円、債務負担31億円、合わせて170億円ぐらいの借金がある。この一つ数字が170億円ほど借金あると。

片や広陵町の場合土地持ってますからね、町は。土地だけで評価198億円。民間企業で言うと土地の評価イコール長短合わせて借金までは計上、まあいけるやろうと、こう読むんですがね、こんな土地売るわけにもいきませんので、かなり借金のぐあいもふえてきております。

対して収入はどうかなとこういうことなんです、今いろいろ収入を見てますと、町民税16億円、17億円ぐらい入っております。この町民の中でも企業、いわゆる法人の町民税というのは非常に当町は少ないと、このような現状でございます。そこで、先ほどのまちづくりということの中でイズミヤのことを取り上げました。

このイズミヤ、聞いてくる方は一体どのぐらいの大きさがあるのか、私はいいやこれからやっぱり町もいろいろ収入ふやさないかん。やはり利便性も考えて、人口も、広陵町だけは人口がふえているところ、周りの市町村は減っているところなのでね、どんどん人口もふやして、町の収入もふやしてと、利便性もふやしたいと、こういうようなことで電話では返事するんですが。ちょっとこのイズミヤ関係、ちょっと詳しいこと、どのぐらいの大きさ、あるいはどのぐらいの平米、期間はどのぐらい考えてるの、あるいは今先ほど雇用500人か600人か考えられるん違うかと。あるいは収入がこのぐらいあるん違うかと、その辺何かちょっと資料出た、出てると思うんですが、ちょっと教えていただきたいなど。今、何せこれが初めて、町内では初めての大規模施設になるんですわ。私はダイヤモンドシティぐらいの、あんなになるん違うかなという気もするんですが、中和幹線がちょうどそのころにはオープンしますのでね。ちゃんと突き抜けできますのでね。この辺のまた幹線沿

いの商業施設ということで、本町にとっても非常にいろんな、排ガスが出るとデメリットもあるんですけどね、メリットも生じてくるんじゃないかなということで、ちょっとこの辺の計画は、今出てる時点で結構ですので、どのぐらいの大きさとかあるでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 イズミヤさんの計画でございますが、店舗そのものにつきましては、5,000坪のフロアを計画しているということを聞いております。敷地面積は約5ヘクタールでございます。ダイヤモンドシティまではいきませんが、5,000坪といいますと天理市のサティですか、あの店舗と同規模の、ジャスコですか。天理市のジャスコ、あの規模と同じような大きさだというふうに聞いております。21年春オープンを目指して計画を立てております。今この地区を広陵町として、調整区域でございますので、地区計画を立ててその商業施設という位置づけで、町の中心になる商業施設、新しい施設と、商業地域だという位置づけで今、県と協議を行っているところでございます。

ただ、いろいろ問題もありまして、県の方でいわゆる広陵町だけが突出してそういうことを行うことについて周辺のいわゆる商業の衰退までも心配されており、今のところ県の方で少し壁をつくっておられるというような状況で、こちらとしてもご質問にありますように将来の財政計画や雇用の部分についても、町のためにもメリットがある施設ですので、ぜひとも実現したいということで今、日々協議しているところでございます。

税収の面としては、建物の部分ですとか土地の部分ですとか、今いろんな数字が飛び交っており、定かではないんですが、実質的には最低でも5,000万円ぐらいの年間の収入はあるんじゃないかというふうにも思っております。そのほかにいろんな雇用ですとか、そこでシルバーが働けないかとか、いろんなことも協議している中で、トータルしますとかなりの数字になると思うんですが、実質的には今のところそのぐらいかなというふうに思っております。

21年春には中和幹線も高田市部分が供用開始予定されておりますので、そうなればかなりの、位置としては集客できるという思いもありますので、この計画の実現のために、今、頑張っているというところでございます。

以上です。

青木議長 坂口君！

坂口議員 今お聞きしました、天理市のジャスコぐらい。実際見たらごっつい広いですよ、天

理のジャスコかですごいなと思います。そういうものがあの南郷の地にできる予定でございます。南郷の方はよう、ここでも話するのは、いわゆる暗いんですね、電気も街灯も少ないし。やはり、ただ広陵の中はメインの道路は南北に通っているんですからね、やはりそういう核となる商業施設ということで、ただいまお聞きしたところでございます。これも平成21年度オープン予定ということで、これからも詳細なことが出てくると思います。私はやはりこの広陵町の財政再建は、一つは人口をふやすこと、今ニュータウンどんどん入ってきております。毎年毎年500人ぐらい人口ふえております。ただ、人口ふえるだけでは税金がふえないというのは確かなんですね。交付税減っちゃいますからね。やはり産業を起こさなくてはいけないという、私も民間企業、サラリーマンです。この産業を起こすことがすごくストレートに法人町民税で入ってまいります。今言う数百人の雇用が見込まれるとなるとその人らの町民税も見込まれるということになると考えております。

今回、広陵町では今言ってる、いわゆる見直し、線引き見直し、よって再開発をしていこう。清掃センター周りも、道も随分と立派になったところですよ。私も毎日通っております。この辺で張りをつけて、広陵町もちょっとやはり収入を考えるということについて、これから大切なことになってくると思いますので、この点についてはまだこれからも続くと思いますので、随時次の議会についても進みぐあいとか、あるいはまた住民からいろんな交通対策とか出てくると思いますので、またその辺についても協議願いたいと思います。

まずは今回この辺で質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

青木議長 答弁よろしいですね。

それでは以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。山田君！どうぞ。

山田議員 皆さんおはようございます。では12月の一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、きょうの毎日新聞を見ますと、社会面にこの奈良県広陵町の町道交差点で2001年12月、保育園児、東本友紀ちゃんがトラックにひき逃げされ死亡した事件は、未解決のまま業務上過失致死罪の控訴時効5年が、あした13日午前0時に迫ると。県警にはこれまで約250件の情報が寄せられたが、有力情報はないと。両親は事件の相談を受けただれかがいるなら、犯人に自首を説得してと訴えると。2001年12月13日午後4時50分ごろ、初めて一人でお使いに出かけた友紀ちゃんは、青信号の横断歩道を自転車で渡る途中、左折してきたトラックにひかれ、即死したと。運転手は自転車をトラックに巻き込ん

で約650メートル走った末、道路脇の植え込みに投げ捨てて逃げたと。これは殺人、逃げ得は許さないと、こうした新聞の記事がありました。友紀ちゃんの冥福と一日も早い犯人が出ますよう、祈っていききたいと思っています。

では初めに、1番、「早寝・早起き・朝ごはん運動」についてでございます。心身の健やかな成長に必要な生活習慣を子供たちに習得させようという運動が食育基本計画に沿って、今、全国各地で始まっている。学力、体力の低下の要因とされる夜更かし、朝寝坊、朝ご飯抜きの悪循環が起きている。ことし6月に「早寝・早起き・朝ごはん運動」宣言のまちを提案いたしました。そこで、広陵町内の児童・子供・生徒の実態はどうだろうか、教育委員会において実施調査を計画し、実態をつかみ、それからすべての基本計画は進んでいくと思うが、調査をやってほしいと訴えたところ、早速教育委員会を中心としたアンケート調査をやらせ、その結果が出たと思う。その結果何ができてきたのか、食育推進基本計画に沿って、町の教育委員会として何をやらせようとするのか、青写真を見せてほしいと思っています。

次に、教育委員会の研修として、山陽小野田市の教育委員会と意見交換をされ、多くの成果をおさめてきたと聞く。広陵町で取り組むことがあればと思っているが、何かあるのか、得るものがあったかどうかお聞きしておきたいと思っています。

それから二つ目であります。政府の教育再生会議がまとめたいじめ問題への緊急提言についてであります。いじめが続発し、被害者の自殺が相次ぐ昨今、すべての子供にとって学校は安心・安全で楽しい場所であればなりません。教育再生会議のいじめ問題への緊急提言のもっともな書き出しが、かえって現実の厳しさを連想させているのであります。それほど今の学校は心安らぐ場所でもなければ、楽しいときを過ごせるまなびやでもないというのだろうか。教育をめぐる諸問題が相次いで表面化し、社会はこれまでになく教育に関心を高め、特にいじめ緊急提言が出ておるわけでありまして。このいじめ問題への緊急提言の骨子を読まさせていただきますと思います。

いじめは反社会的な行為、見てみぬふりも加害者。二つ目、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然として対応。三つ目、守ってくれる人、必要とする人が必ずいるとの指導を徹底。四つ目、教育委員会を初め、関与、放置、助長した教員を懲戒処分。五つ目、いじめがあった場合、校長以下でチームをつくり、学校として解決。六つ目、いじめを起こすことなく、学校評議員、保護者らに報告。次に、家庭の責任も重大。一過性の対応で終わらせず、政府が一丸となって取り組む。これがいじめ問題への緊急提言の骨子であります。

そうしたものを出示しましたが、対いじめの効果はあるのか、クエスチョンマークがつくぐ

らいわからないわけであります。特に、出席停止をめぐる委員の見解を聞いていてもそのとおりであります。それだけに、行方を注視しているわけであります。この提言が社会全体に対する決意表明という社会のあらゆる分野で総力を挙げて問題に取り組む意思と構えを共有したい、いじめは人権を踏みにじる犯罪で、絶対に許されるわけではない。私もいじめはどんな理由があろうと、100%いじめた人が悪いと思っているのであります。

そこで、イ、緊急提言に記された毅然とした対応は、出席停止を念頭に置いているができるのかどうか。ロ、相談体制の充実、学校評議員、学校運営協議会、いじめ解決のサポートシステムの結成、そうしたことをつくり、学校を支援する考えはあるのかどうか。ハ、いじめ問題への緊急提言については、町教育委員会としてはどうとらえ、実体に即した実効性、実現性のある具体策を示していく必要があると思うが、考えを聞くのであります。

三つ目であります。長期病欠の男性職員の件についてであります。定例会の初日、町長は長期休職の男性職員に対して、双方円満解決し、ほっとしているとの報告があった。町側と本人とは一面から見るとそうかもしれないが、町民から見ると長期休職者に対する、また町側に対する、何でそうなるのという疑問も多いわけであります。そこで、この事件に対するきちっとした総括が必要ではないかと思い、質問するわけであります。

一つ、1994年4月から12年半にわたり、病気を理由に休暇や休職、復職を繰り返しながら給与の支給をしていたが、なぜこのような長い期間の経過をたどったのかお尋ねします。ロ、男性職員は1983年の職員研修で、ごみ収集車にひかれ、肺挫傷や肝機能障害などになったのが病気の原因と主張しておられるが、それが元で呼吸機能障害で身体障害者手帳3級を交付されている。役所は因果関係をどう見ているのか。ハ、過去にこの男性職員に対して、町はどのような補償をしてきたのか。ニ、休職、復職を繰り返しながら給与の支給を受け続けていたわけであります。診断書を持ってくるのも家族との報道もあるが、ただ受け取るだけでだれが受け取り、何らかの声かけをしてきたのか、もっと早く何らかの手を打って、双方にとって最善の解決方法を模索すべきではなかったかと思うがどうか、お尋ねいたします。ホ、平成18年6月に地方公務員災害補償基金の認定手続をしたとなっているが見通しはどうか、これについてお尋ねいたすわけであります。

四つ目であります。国民健康保険証に、脳死や心臓停止の際、臓器を提供するかについて臓器提供意思表示欄をもうけることを提案するのであります。宇和島徳州会病院の万波 誠医師による病的腎移植が大きな批判を浴びている。移植腎が定着して機能し、人工透析から開放された患者たちには喜んでほらっているが、移植医療のルールからは大きく逸脱した

行為であることは間違いないところであります。今も幼児たちの心臓移植は欧米に頼るしかない。肝臓、腎臓移植を希望する患者の一部は、ドナーを求め、アジア諸国へも出かけている。こうした問題は実に国内で脳死移植が延々として進まない状況に由来しているのであります。臓器移植法の施行が1997年10月で、今で9年たったわけでありまして。全国に人工透析患者は25万人以上、法に基づく脳死判定が下され、移植が成立した件数が50例を超えた。心臓移植で言えば、移植患者の生存率は94%に達しているようでありまして。移植医療の効果が否定することはないが、死体腎移植の件数もふえていない。症例数は年間数例にすぎない。国内でも2005年に行われた脳死腎移植は16件、心臓停止後の腎移植は144件だったのに対して、生体肝移植は834件に上るというデータがあるようであります。このような事態は、年齢は15歳以上、ドナーカードによる本人の意思表示に、プラス家族の同意という世界一厳しい移植法が成立した時点で十分予期されたことであつたわけでありまして、全国で1億枚以上ドナーカードが配られたわけでありまして、実際には所持していない人が多いのであります。役所の窓口でも啓発パンフレットや、臓器提供意思表示カード等を設置し、臓器移植に関する普及啓発活動に取り組んでおられるわけでありまして、こうした社会で問題が起こったのをきっかけに、チャンスととらえ、移植医療について町民の理解を深めるため、意思表示欄を設けるよう検討してほしいと提案するのであります。

次に、五つ目であります。口座振替制度についてであります。水道料金等口座振替でお支払いいただくことにより、請求の金額から月100円、年間1,200円を割り引く制度を提案するのであります。口座振替の推進は、徴収経費の削減や、滞納防止にも役立ち、また利用者にとっても集金時の在宅や支払いの手間が省けることがあります。口座振替を利用すると安くなるというお得感は大変魅力であります。今の時代は、買い物でポイント制や、カード利用で5%引きなどメリットで売り込み、サービスをしながらしっかり顧客を固定化するに日々努力しているのであります。行政こそサービス産業の最前線と言われているように、もう少し町民側、顧客の側に立ったサービスが必要ではないか、口座振替で確実に収納できることから、双方にメリットがあると思うので提案するのであります。

以上であります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの山田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1番の「早寝・早起き・朝ごはん」につきましては、教育長が答弁をいたします。そして教育再生会議の緊急提言についても、教育長がお答えします。

3番の長期病欠の職員についてでございます。きょうまでの経過はどうか、事故の因果関係はどうか、解決方法はもっと早くすべきではと。また、災害補償基金の認定手続の見通しを問われています。順を追ってお答えいたします。

まず経過といたしましては、昭和58年12月1日、ごみ収集研修中、収集車の後ろに飛びおりた際に転倒し、バックする収集車の後輪にひかれ、重体となりました。当時の郡山市内の浜川病院に搬送されましたが、肺挫傷により容体が悪化し、危機的状態となったため、県立医大へ転院、大量輸血による緊急手術により一命を取りとめたのであります。この事故は当然公務災害と認定され、有給にて休業、昭和60年4月30日に職務に復帰いたしました。町としては、この時点において負傷そのものは治癒したものと判断し、個人的なことであります。公務災害補償とは別に、町から見舞金として100万円を支給されました。そのときの診断書においても、肝機能障害については治療継続中となっていたものであります。

その後、平成5年後半から平成6年にかけて、肝機能の低下があり、うつ病、肝機能障害、C型慢性肝炎、自律神経失調症などによる病気休暇を断続的に繰り返したため、平成9年9月29日から休職処分を実施し、再び治療に専念してもらいました。平成11年10月19日からは、無給休職とし、平成13年4月28日までの間、共済組合から傷病手当金が支給されました。結果、平成13年9月11日に復職となりましたが、再び平成14年8月1日以降、病気休暇を繰り返すこととなったため、平成16年2月26日以降は分限休職処分をいたしておりましたが、このほど限界であると判断し、平成18年11月27日に本人に退職勧奨を通知いたしました。その後、本人から謝罪弁明とともに退職願の提出があり、承認をしたものであります。

事故当時における治療の際に受けた大量輸血が原因で肝機能障害になったと本人は申しておりますが、町としても全く関係がないとは言い切れないのではと思っております。身体障害者3級の手帳を交付されているのは、事故後の手術で右肺上葉切除による呼吸機能障害によるものです。

町の補償につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、100万円の見舞金のみであります。

公務災害であるとの認識から、こうした経過をたどりました。診断書の提出されるごとに、三役、人事担当部が協議を積み重ね、決定判断をいたしてきたものでございます。現在、公務災害認定請求中で、平成18年12月4日に地方公務員災害補償基金奈良県支部と状況を確認してまいりました。現状としては、当時の病院に因果関係について確認中のことで、

年内には本部協議をされる予定であると伺っています。

次、4番でございます。国民健康保険証に、脳死や心臓停止の際、臓器を提供するかに意思表示をする欄を設けてはと、よいアイデアをいただきました。答弁は、現在、臓器提供意思表示カード・シールにつきましては、窓口において希望者の方に配布しておりますが、ご提案の国民健康保険証に臓器提供意思表示欄を設け、国保世帯全戸に配布した場合、確かにより多くの方にPRできると思います。ただ、いろんな考え方がありますので、そのような場合どんな反響があり、またそれへの対応の困難性も予想されます。また、国民健康保険証は1年ごとに更新しなくてはなりませんので、毎年記入していただかなくてはなりません。そういうことから、当面は窓口で配布することとし、あらゆる機会を活用し住民の方々への制度のPRに努め、国民健康保険証への対応につきましては、世論を見きわめながら研究検討をしたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

5番であります。口座振替制度、上下水道料金を口座振替された方に100円を割引することをご提案をいただきました。答弁として、ご提案いただきました口座振替者への割引制度につきましては、下水道料金の改定とあわせて、その方法や割引額について既に検討しているところでございます。

以上のとおりでございます。

青木議長 教育長！

安田教育長 山田議員のご質問、1番として「早寝・早起き・朝ごはん」運動について、まず町内の児童・子供・生徒の実態調査をやられたが、調査結果、そして食育基本法に沿って教育委員会として何をやろうとしているのか。次に、教育委員会がことし研修をした山陽小野田市の教育委員会と意見を交換され、多くの成果をおさめたと聞くが、広陵町の取り組むことがあればと、何かあるのかというご質問でございます。

まず、実態調査の結果からお話しさせていただきたいと思います。10月に実施いたしました、「早寝・早起き・朝ごはん」の調査結果の数値と簡単な考察結果を報告したいと思います。詳細な考察についてはもう少し時間をいただきたいと思います。別紙にお配りいたしましたものを見ていただきたいと思います。

まず、朝食についてでございます。小学校、中学校と分かれさせてもらいます。毎日食べるというのが小学校で90%、中学校では75%。食べないというのがあるわけですが、その理由として時間がないというのが小学校では70%、中学校では40%。用意ができてない、12%と8%。食べたくないというのが14%と44%でした。そして、朝食の

準備を手伝うかというのは、小学校が30%、中学校では45%です。小学校の方では3年生ごろから手伝うという増加傾向がどこの学校でも見られます。そして5年、6年生でやや落ちてくるわけですが、中学校ではまた増加傾向になりまして、約半数近くの45%が朝食の準備を手伝うというような結果が出ております。

続きまして、睡眠時間についてでございますけれども、起きる時間として一番多いのが、約45%の児童・生徒、小学校の方では6時30分から7時ごろに起きるのが一番多くて、中学校では7時から7時30分でございます。寝る時間が11時を過ぎる、特色として11時を過ぎるのが小学校では25%、それから中学校では75%でございます。

それから体感、自分が睡眠時間についてどのように感じているかというのと、やっぱり年齢が高くなればなるほど睡眠不足と、こういうように考えているわけですが、その理由として考えられるのが、宿題等で遅くなるというのが、小学校では30%、中学校では43%。何となく眠れないというのが32%です。それからゲーム等で眠れないというのが小学校で18%、中学校で44%、44%の中で中学校の2年生がピークでございます、中学校3年生になりますと、やっぱりぐんと下がってきます。

それから排便についてでございますけれども、毎日あるというのが、小学校は低学年が多くて、だんだんと大きくなればなるほど減ってきます。中学校も17%で、高学年になればなるほど減ってくると思います。時々、ほとんどないという、真ん中の傾向があるわけですが、ほとんど全然しないというのが、やっぱり小学校では高学年になってくると13%、中学校の高学年になってくると22%であります。

校区的な特色として大きく出てきたのは、特に睡眠時間の、ただ何となく眠れないという小学校1、2年生の中で25%という数字が出ておりますけれども、何となく眠れないというのはやっぱり大人の社会のそういう生活リズムというのが子供に入ってきているんじゃないかなと、こういうように思います。

それから、意識的な、アンケート全体の意識的なものなんですけれども、前にもお話ししましたように、ある小学校で授業の前にすぐに行った、この間言いましたように約80%と20%が朝食、80%が朝食があり、20%が朝食なかったと。その理由として用意してないと、こういうのが100%だったと、こういう話をしたわけですが、同じ学校の同じ学年のやつも比較してみますと、やはり子供たちはこういうアンケート調査というのは外に対して意識しているんじゃないかなと思ひまして、その学校の食べてない子の数字の原因として考えられた、用意ができてないというのがぐんと下がったということもお知らせしてお

きたいと思います。

そのような結果からまず考えられるのは、子供の生活も大人社会と重なって夜型となっているのではないかと考えます。特に今回注目すべきことは、小学校低学年で25%以上が午後11時まで起き、その原因は眠れない、ゲーム等であります。特にこの時期、幼児期、少年期は脳の前頭前野の発達を促すように、8時間以上の睡眠、栄養のバランス、学校の授業に合わせた生活習慣等の大切さをあらゆる機会、場所で保護者、地域社会に「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発をしていきたいと考えております。

次に、山陽小野田市の取り組みの内容でございますが、山陽小野田市の取り組みは、「自分の将来に明るい希望を持つ元気な子供を育てる」という目標を掲げ、その達成のために着目したのが「脳（特に前頭前野）の健全な発達」ということであり、そのために「早寝・早起き・朝ごはん」さらに「テレビゲーム、ネットによる脳機能の破壊のストップ」という環境づくりから取り組みをされたものです。そして、山陽小野田方式は「生活改善、学力プロジェクト」を立ち上げ、学校教育の授業の改善、家庭生活での生活改善の2本の柱を立てて実施されております。授業の改善として、全小学校、13校あるわけですけれども、「モジュール授業」の導入、モジュールとは授業1コマを3分割し、音読・漢字の書き取り、前倒し・百ます計算を取り入れられ、授業の集中と活性化を図られています。

家庭教育の生活改善では、十分な睡眠時間と栄養摂取、有害メディアとの隔離、家族団らん等による親子関係の確立を図られたものであります。そして、学校と家庭の連携及び関係機関、団体との協力関係を結びながら、その効果を期待されています。

現在、私はこの「モジュール授業」を具体化できればと考えております。現場の先生方とも相談し、知恵を出し合い、独自の「モジュール授業」を構築したいと考えております。

次に、質問2であります。政府の教育再生会議がまとめたいじめ問題への提言、まず緊急提案に記された「毅然とした対応」は出席停止を念頭に置いているが、できるのかどうかということ。相談体制の充実（学校評議員、学校運営協議会、いじめ解決のサポートシステムの結成）そういうものを充実し、学校を支援する考えは。それからいじめ問題への緊急提言について、町教委としてはどのようにとらえ、実態に即した実現性のある具体策を示していく必要があると思うがどうかという質問でございます。

この教育再生会議の緊急提言は、平成18年11月29日に発表された、「いじめ問題への緊急提言」8項目中の中にあるものでございまして、「学校は問題を起こす子供に対し、指導・懲戒の基準を明確にし、毅然とした態度をとる」となっています。現在の法律でも、

性行不良の行為等で、出席停止の措置はとれるようになっております。学校教育法第26条、学校保健法12条であります。しかし、現実には児童・生徒の出席停止は学校保健法以外、ほとんど実施されておられません。特に出席停止で学校に登校させず、家庭謹慎等は学校の義務教育放棄となり、義務教育本来の趣旨から離れると考えます。しかし、学校に登校させ、個別指導、別室指導等は他の生徒が授業を受けることを保障するためにも可能であると考えております。

次に、相談体制、特に学校評議員、学校運営協議会、サポートシステム等の学校への支援は、私自身は考えておりません。生徒や地域の実態を熟知している現場の先生方を信頼し、学校、家庭、地域社会が連携を深めることが最良だと考えております。支援が必要になったときはもう一度考え直していきたいとも思っております。

そして学校の組織としては、やっぱりSimple is Bestと、簡単な方が一番いいと、このように考えております。町教委としては緊急提言を踏まえ、今まで指導してきた内容を精査し、具体的な具体策を考えていきたい、このように考えております。

以上でございます。

青木議長 それでは山田君の2回目の質問を受けます。 山田君！

山田議員 では初めに質問事項に沿っていきたいと思います。大変アンケート調査、ご苦労さまでございました。やはり町長、アンケート調査、今聞かれたと思いますし、また目を通していただいたと思います。やはり教育委員会が今こうした実態はどうなのか。この間の議会のときにも、やはり実態がわからなくてはこの「早寝・早起き・朝ごはん」の宣言の町もなかなかできないのではないかとということもありましたし、やはりそれに沿って、初めて早くこのアンケート調査をやったと。やはり現場の声を聞いていただいて、どういう実態がわかったかという、今、教育長がおっしゃいましたような、やはり夜型の社会になっているのではないかと。やはり11時過ぎ、その生活リズムですね。大変おかしくなっている。それが生活に、また勉強とかいろんな形でいじめについても、そうした悪循環が起きているのではないかと思うのであります。

ある学校では、こうした食育計画ができて、いろんなケースが今全国で、いろんなことに取り組んでおられるところもたくさんあるわけでありまして、そのためにも一つとしてこの間の広陵町の教育委員会が、この先進地を視察されたことについては大変成果があったのかなと思うのでありまして、やはりこの一つの例を出しますと、やはり小学生の、6年生のクラスを二つに分けて、その例を取りますと、生活習慣の違いが児童の健康や学習意欲な

どに与える影響について、効果測定を行ったと。6月末から3週間、1組は早起きして7時20分に登校、全員でラジオ体操、保護者・ボランティアのつくった朝食と一緒に食べる、歯みがきのメニューを実践。2組は通常どおり生活してそれぞれ体温、歯肉の状況、百ます計算、忘れ物の変化を比較したと。2班に分かれて比較したと。その結果、1組の方が体温が上昇し、歯肉状態も良好。それからこの校長は3日目ごろから活力や落ちつきが増したように感じましたと。食欲は昼の給食でも旺盛になり、食べ残しがゼロになりましたという。しかし、せっかく身についた生活リズムも夏休み直後には大きく崩れ、特に10時までの寝る率は6月調査よりも20%近く悪化、やはり家庭での意識改革が大事であると、文科省が国民運動を起こさなければならない理由もここにあるでしょうと、このようにいろんな形でやったところを見ると、やはりきちっとした「早寝・早起き・朝ごはん」をきちっとしている子供たちの方がいろんな成果についてもいい結果が出ていると思っているのがそのとおりであります。

今、この教育長がこの広陵町の実態調査を発表されていましたが、やはり朝ごはんを食べない子が多い。これをどうとらえるか。じゃあ教育委員会として学校にどのようなことを通達し、一人でも多くの方が、また家庭でのこのつくっていないとか用意ができていないとかいう数値もあるわけでありますから、そういうこともきちっとした、どのような具体的なことを現場に通達するのかわかれば、あれば教えてもらいたいと思っているのであります。

そして寝る時間についても、やはり眠れないというのも今お話がありましたけども、やはり大人のリズムになって、やはりこの生活習慣が少しずつおかしくなっているのかなと思っているのでありますから、具体的に食育基本法ができましたし、そして町民運動として大きく取り上げる必要もあると思いますので、どうかその点あれば具体的にこのアンケートから見えるものは何か教えていただきたいなと思っております。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 今言われましたように、「早寝・早起き・朝ごはん」私はやっぱりこれはぜひやってもらいたいと。これは私が就任したときに、失礼なことを言うんですが、中学校よりも私は幼稚園、小学校の低学年、特に10歳の壁というのがよく言われるわけですけども、その10歳の壁を越えるためにはやはり幼稚園、そのときの生活習慣というのがぜひ必要だと、こういうことを考えておりました。特に今、各単位、学校また幼稚園単位で行っている家庭教育学級等でこういうものをできるだけお母さん方に手当てしていただけるような理論

的なやっぱりこういう、またそういう統計的なものをもってやってもらいたいと、こういうことを話し、今、大体年1回のところ、ほとんどのところでやっていただいているわけですけども、なかなかこういうものが身につかないというのが実態だろうと思っております。

きょう、今回この統計のものをもう少し違った形で保護者にもお話しさせていただきたいと思えますし、実のところ今私もこんな形で学校ごとにまとめたやつを持っているんですけども、この間大体全部のやつをまとめたのを学校長、それから学校ごとにも配布し、自分たちでもやっぱり考察しながら実際にどういう形でこのことを実施すればいいかというようなことについても各学校で考えてもらいたいとこういうように話ししておきました。

特に私は、先ほどから何遍も言っていますように、10歳の壁というのをいかにしてうまくハードルを超えられるか。そこのところの重点を置いた政策を考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

青木議長 山田君！

山田議員 今やはりアンケート調査でもわかりますように、やはり小学校で朝飯を食べないというのが、大体この今の教育長のアンケート調査を見て思うのは、大体小学校で食べたり食べなかったりが一つ、ほとんど食べない、全く食べない、この三つの項目を合わせると小学校で約8%の数字が食べてないと。それから中学校では平均21.6%がこうした数字があると思うのです。本当にこの数値を見ると多いと思うんですね。

それから食育推進法では、これを小学校では5%以下にしようとかいう数値目標を立ててるわけですけども、やはりこの広陵町の実態を見て、8%、町長あるんですよ、食べてないというのが。食べたり食べなかったり、ほとんど食べないというのを含めてですね。これやっぱりこれは大きい。中学校なんかでは21.6%、この数値は本当5人に1人は食べて来ないと。ですから私たちが小学校とか中学校の入学式に行くと、しょっちゅうあくびをしたりですね、近所の子供捕まえて、おまえ3回あくびしたやろとか言うて、冷やかしながら、相手も意識してるし私たちも意識しながら見る、そういうのが実態ではなかろうか。

ですから学校に、やはり数値目標もしっかりして、立ててですよ、やはり、今、教育長が各学校にアンケート調査を、結果を配られたわけですから、例えば朝食の摂取率を向上するために、また給食の残渣率の向上とか、10時までの就寝率を例えば90%を目標にとか、歯磨き率を95%にするなどのこうした数値目標を立てて挑戦していくのが一つの具体的な数値をなかなか示せんと、あんたやれよ、あんた学校で、学校長がやってくださいよと、教

育委員会が幾ら言ってもやはり数値目標というものを、せっかくアンケート結果が出たわけですから、その数値目標に向かって行けるように後押しをしていただけたらいいなと思っているんです。

それから食育推進はやはり町民運動を起こさなければ、やはり家庭での意識改革が大事だと思うのであって、やはり町も挙げて、毎年6月は食育推進の月と。毎月の19日は食育推進の日と、これはもう国で決まった日でありますので、それをとらえて町長、教育委員会と一つになって、やはり町長が音頭を取ってもらって、この「早寝・早起き・朝ごはん運動」についてしっかりした取り組みをすることが青少年健全育成のための基本ではないかなと思っていますので、その決意をお願いしたいと思います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 今、山田議員は生活が夜型社会になってきたということでございまして、私も早寝・早起き・朝ご飯を食べることによって、体力がつくんですね。そしてまた脳の働きがよくなって、学力がつくだそうでございまして、これを反対しているのを、行動を起こしてる人は、体力もなく学力もないようでございます。

この調査を見ていると、生徒・児童が対象で調査をしているようでございますが、私は朝ご飯を食べないというのは、むしろ親が食べさせてないのではないかと思います。ここでいい格好を言うて、食べたくないというような子供は意思表示をしているようでございますが、むしろ親が寝てるんだという事例もはっきりと報告を私いただいています。また、机の上に菓子パンとケーキがある、好きな物食べて学校へ行けと、こんなことでは食べて来るんですけども、ごはんを食べていない。これではよくないわけでございます、親が寝ているというのはもう全く残念なことでございます。

また、子供が訴えている中では、モーニングコールしてほしい、学校から、遅刻するんやと。親が寝ている、こんな情けない話も聞かせていただいて、本当に子供に食べよと言うよりも、親がしっかりしなければいけないと。私はいろんな大字へ出たときは、子供たちに食べさせてくれと。ご飯を食べさすようにということを言ってきているところでございます。

先日、私、林口の公民館の竣工式に行きました。町長何か話ししてくれというようなことございまして、いろんな質問の中で中学校で給食してくれとおばあちゃんが訴えました。しかし子供のためには朝ご飯、昼ご飯もどうぞつくってやってくださいと。朝ご飯もようつくらんと、昼も学校で給食お願いするというのは、これはおばあちゃんもうちょっと頑張っでやってもらわないかんと。いや、ようわかりました。ほんまにええこと言うてくれはった

というようなことで感動をいただいていたところでございます。私は「早寝・早起き・朝ごはん」、滋賀県もしっかり取り組みをしております。私は各学校の、もう校門入れればすぐに大きな懸垂幕でこの表示をして、しっかり食べてくるように、親もこのPR板を見て子供に食べさせるということをしてはどうかと教育委員会に進言をしているところでございまして、体力も学力も伸びるんですから、この運動は新年度強力に進めていきたいと思っております。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 つけ加えておきますけども、私の方で各学校の方にお任せというつもりはありません。先ほど言いましたモジュール授業というのがあるわけですが、45分間の授業、また中学校では50分になるわけですがそれを3分割する。というのは、今までの教育過程の中ではそれはできませんでしたが、授業を切るということは、今はできるようになりましたので。例えばその中で、今は山陽小野田の方では音読、漢字の書き取り、それから前倒し、それから百ます計算をやっているわけですが、私はちょっと目標を変えてみたいなと思っております。

目的としてはやっぱり1時間の授業を、今45分、50分というのを集中して、今の子供たちにはなかなかそれができない。だからそれを3分割にするなり2分割にするなり、そういうことをしながら一つの集中力をつけていきたい。それは百ます計算を1分でできたから、58秒でできたからいいとか悪いとかじゃなくて、それだけの時間の集中、それから音読、西小学校の方では竹取物語を、音読をやっているわけなんですけども、そういうようなものを、地域の教材とかを生かしながらでもやっていきたい。

もう一つは、私はその中にもう一つはリズムをつけていきたいなど。そういうことを1時間目の授業の中に、例えば3日間を続けていった中になってきたときはどうしても、それについていくためには必然的に早寝・早起きをしなくてはならないと。そういうようなものを学校でつくることによって、また、保護者の啓発にもなっていくんじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

青木議長 1番、山田君！

山田議員 一つ取り組みをお願いして、本当に頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2番目のいじめ問題については、やはりなかなか難しいというのが現実であります。町内の実態については、数字的にはそんなにはないとは思っておりますけども、やはりこの間、

やはり学校現場については、このいじめ、停学について、出席停止について何でなかなかできないうの、この間テレビでやっていました。私もちょっと見ていますと、やはり法務省通達が昭和23年に出ているんですね。僕が生まれたときに、58年前の通達なんですよ。古いなど。それがまだ生きて、やはり義務教育で懲戒の手段として児童に罰として教育を、授業を受けさせないという処置をとることは許されないということ、これが足かせになって、やはり教育現場はあると。だからなかなかいじめがあってもこういうことになかなか踏み切れないというのがネックになっていると。

それからやっぱり出席停止、小学校、中学校については出席停止というのはやはり教育委員会が保護者に言うということ、それから停学について、高校ですが校長が本人に、生徒に言うと、このようなこともテレビ報道でやって、ああこういうことなんだと改めて認識もしたところでありまして、やはりなかなか教育再生会議がまとめたいじめ問題の緊急提言についても、やはり専門家の中においてもなかなか難しいと。この間、視察に行かれました先生においても、そして場所の陰山英男先生、この人百ますのああいうことも専門にされている先生、今、立命館小学校の副校長をされているんですが、出席停止にしても、停止された子供たちをだれが面倒見るのかと。教育的な視点を持って指導しなければ根本的な解決にはならないと。委員の皆さんはなかなか難しい見解を示しているのが現実ではないかなと思っておりますので、広陵町の教育委員会においてもこうした例があったらあかんわけですけども、もしもあったときの対応としてどうとらえるのか、また考えがあれば、時間もありませんけど教育長お願いしておきます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 答弁の中でも言いましたように、やっぱり義務教育の中では、やっぱりそれを、家庭謹慎等で学校からやっぱり外で指導するのは大変難しい問題だろうと思います。やっぱり学校へ来て個別指導等、いろんな形で考えていかななくてはならないんじゃないかなと、このように思っております。

それからそういう出席停止をするのには、今、教育委員会と言われましたけども、教育委員会が学校長に委任してという形もあるわけで、全国的に見るとほとんどが現場ということで、後に教育委員会に報告という形で、実際には形式もそういうようなものもありますし、広陵町の公立学校の管理運営に関する規則の中にもそういうものが載ってあります。利用したくありませんけども、そういうこともあることも知っておりますので、ないことを祈りながら指導していきたいと思っております。

以上です。

青木議長 1番、山田君！

山田議員 3番について、この長期病欠の男性職員の件について。今、町長、経過報告はわかりました。私も長い間ここにおったときの男性職員の、この議会でこの100万円の見舞金が出されたときの、提案されたときにこの場所において、何で100万円なんだと、当時の助役に質問したところなんです。後で終わってから、山田君、だれかに言われて質問してるのかと言われたので、いやそうじゃないですよと。やはりこうしたことについて、なぜ100万円なのかということも記憶に今あるわけではありますが、やはりそうした事件、ほんまに不幸な事件だったと、事故だったと思いますのでね。やはりこうしたことが二度とないように、今、奈良市の職員において同じように同列扱いをされて、本当に気の毒だなという点はあるわけでありましてけれども、やはり今振り返ってみると、やはり12年半というのは長かったなと思う。双方にとって、やはり今、町長が言いましたように、解決したと、ほっとしているというのは双方だけがそっとしているんですけども、やはり町民側から見たら、先ほど言いましたように、何でこんなに長かったんやと。途中で切る機会があったのではないかと。そして、診断書についても家族の方が持って来られる、本人よりも家族、親戚の方が持って来られて、ただ受けているだけ、それで終わったのではないかと。普通上司であれば、ご機嫌伺いというのか、状態はどうなんだと。来れるのかどうかと、やはり診断書についても多数いろんなところから出ているのではないかと思うのです。病院についても何カ所か、どこからどう出ているか、もう聞かないことにしました。もう大変、そんなこと聞いてもしゃあないわけですから、やはり診断書についても、そしていろんなところの病院について出た診断書も聞かせていただきましたので、やはりそういうことも含めてこの職員研修についての今後のあり方についてはどうなのか、どうすべきか。そして今、診断書は同じ医者ではないと思っていますが、とりあえず聞いておきましょうか。何通出て、病状名はどうだったのか。そして担当部局の責任はどうあるのか、とらえるのか。これをお願いしたいと思います。

先日、毎日新聞にこのような投書がありました。この世の中に不思議なことが存在すると。5年9カ月のうち、8日しか出勤しないのに平然と給与を受けていた事件。職務強要容疑で逮捕されたが、理解できないことが一つ。それは何か。診断書が安易に発給されていたことだと。5年9カ月の間に日がわりの何通の診断書が何カ所の病院でどのようにつくられたかの経緯が表に出ていないことが不思議であると。14の病院で出された診断書、1人の人

間にこれだけの病気が存在するとなれば、というようなこうしたことを奈良市の職員に対して、この遠い群馬県の方から毎日新聞に投書があった。これを読みながら、じゃあうちもそうではなかったのかと思うのでありまして、今、聞かせていただいたことも含めて、今後どうするか、この研修を含めてどうするかお答えいただきたいと思います。

青木議長 山村助役！

山村助役 事故の経過につきまして、先ほど町長が答弁申し上げたとおりでございます。

診断書につきましては、最近の診断書は日の出診療所というところの診断書でございます。12年間と申しますが、この間にはすべて休暇を取っていたわけではございませんで、一たん治癒して復職し、仕事についていた期間も含めて12年間でございます。新聞社に対しまして、12年間詳細に説明したものが記事となって出たものでございます。

職員研修そのもののあり方につきましては、やはりその研修がよかったか悪かったかという評価は別にいたしまして、公務員、町職員は常に危険な業務も当たらなければならないという環境にもございます。災害が発生したときは率先して事に当たらなければならないという危険も伴う作業を控えているわけございまして、そのための公務災害補償制度等もあるわけでございますので、そのあたり、いわゆるすべてが怠けて休んでいたということではないということをご理解いただいていると思います。

診断書につきましても、以前は、うつ病のときは医大の診断書でないとだめだと私も申し上げて、医大の診断書に限って休暇を認めていた経過がございます。最近、長期に連続して休んだのはここ3年ほどのことでございますので、その間は土庫病院の系列であります日の出診療所の診断書で休暇願いが出されていたということでございます。それ以外にも診断書は病名によって医大であったり、服部記念病院であったりといたしますし、1年も診断書の、いわゆる療養期間が1年間も表示されるわけではございませんので、1カ月、あるいは3カ月という単位で出されますので、通数は相当な通数に上っているということでございます。通数ちょっと数えてございませんので、答弁させていただくことができません。

以上でございます。

青木議長 1番、山田君！

山田議員 今後ともこうした事件のないように、お互いに気をつけてまいりたいと思っております。

それから次に、4番目の国民健康保険証に脳死や心臓停止の際の臓器を提供するかについての意思表示をする欄を設けてほしいと言いました。これを、今、答弁ありました。結果的

にはやめておこうというのが、こういう結果だと思いますけどね。このごろは、今、万波先生の脳死の臓器移植についての、今こうした機運が高まっているんですね。今こうしたことをやっているのが、滋賀県全部でやってるんですよ、市町村で。今、町長が食育とかああいいうのも滋賀県が進んでいると。この滋賀県全域の小さな町も市も、全部県下で取り上げてやっとなるんですよ、こうした形で。国民健康保険証もカード式になって、1人ずつにもなったりしたりして、今最近福岡県でも大きな、我々の町と、3万5,000人ぐらいの町、これは去年ぐらいからやってるんですよ。それから政令都市では福岡市がこの4月から、来年の4月か10月だったか最近になって。だからそういう、ここに答弁にあるような懸念はね、少しずつのけていられるかなと。県下で初めて取り入れてもらいたいなということがあって、だけど毎年毎年書きかえるというのはね、本人の意思ですから。そんなもん、ですからこれは何のために、私が言うのは、やはりこうした臓器提供者が先ほども数値を言いましたけれども、やはり少ないと。だからそれによって、やはり場合で、人工透析されているとか、そういう人もたくさん、私の身の回りにも知ってるし、いてはるわけですから、そういったことも一つの欄を設けることによって大きくPRすることの効果だけなんですよ。これがどうだとかこうだとかいろいろ言われます、窓口にも置いてますよ。私も見てますけどね。やはり字が小さくてなかなか会えないですよ。そんなもう、書類もね、何枚ぐらい出し入れとかわかりませんよ、持って行って研究されているかわかりませんが、やはりその辺をもうちょっと町長、この答えを見ると役所答弁ですから、長い間していた検討しますって一つも検討しないわけですから、これで終わりというのが今までの流れなんですよ。

これでね、やはりこの保険証にするというのは、このドナーというのは広陵町だけじゃないんですよ。きのう、私も眠れないもんで、夜中に深夜放送、NHKの深夜便で聞いてたんですよ。斎藤吾朗という画家がパリに行って、モナリザのあれを模写したいと。そしてルーブル美術館に行って嘆願したんですよ。何回も何回も行って行って、やっと書かれたと。それがなぜ、何なのか。これはあの母親を、別れて旅費をもろうてパリまで来たんですが、母親に何か送りたいと。それで母親に、ああモナリザ、小さい絵ですから、大きな絵じゃなくして、センチは縦が77センチ、横が53センチのモナリザのはほほ笑みを書こうと思って行って書いて、それを送る。それはモナリザも、レオナルド・ダ・ヴィンチというのは独身で、嫁さんもおりやしないけど母親だと、自由の女神もね、モデルにしたのは母親だと、百科事典にもあるし、私も中学校の卒業式にこの話をした、母親を大事にせいと。皆さんも母親を特に大事にせいと。特に女性の方はお父ちゃんを大事にせいとということも含めてね、なぜこ

んなことを言うかということ、絵画というのはやはりその地域だけじゃなくしてやはり国境がないと。国境を越えていくと。これも含めて、臓器提供についてもやはり。

青木議長 以上で受け持ち時間が終了いたしますので、山田君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。

(A.M. 11:52 休憩)

(P.M. 1:03 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、松浦君の発言を許します。 松浦君！

松浦議員 皆さんこんにちは。昼のトップバッターで、議長のお許しを得て質問させていただきます。

まず最初に通告書の中で一字間違っておりますので、また訂正、避難の「避」という字が違っております。また皆さん風邪の時分ですので、ゆっくり、私もひいておりますが気をつけて、健康に留意してください。

12月、師走に入り、ことしも終わりを迎えようとしております。残り15日間余り、年を越せる人、また越せない人、さまざまな人間模様が展開されます。すべての人々が新しい、すばらしい、夢のある年を迎えられることを願っています。今の社会をにぎわしている、談合によるところに知事問題が3県によって発展しております。

次に、朝からもありましたように、子供のいじめ問題が騒がれています。これは子供だけでなく大人社会にも強く残っているのではないかと思う。

談合問題になれば、大きな1件の金額が何千万円以上の単位の話です。民間では何千円、何万円の数字に、調達に苦労し、走り回る人も少なくない。これが現実と思っております。

このような様子から、社会の仕組み、腐りきった社会のうみはとことんこの際に、新聞紙上でも出し切ってもらいたいと願っております。これを実行させるには、国民の一人一人の手伝いが必要だと思います。それと、我々町議会議員も住民の命、財産を守ることに手伝いをする一人であると思います。

前回に引き続き、自主防災について質問します。広陵町は幸いにして近年地震、台風や大火災の大きな災害の経験がありません。したがって、災害に対応する知識を、経験は少ない。貧弱とも言えます。神戸、新潟のような災害が我が町に来たと想定すると、恐ろしい限りであります。自治体はその行政区内に、区域内の災害に対して一時的な責務を持っています。私も議員として当然の認識を持っています。そのために、防災士の試験にチャレンジして、

資格を取得いたしました。八代議員も一緒です。それに基づき、町の組織体制の充実、強化、進捗状況を知りたいのでお願いします。

9月の質問には、自主防災組織の組織率が全国平均64.5%、奈良県は27.1%とお聞きいたしました。我が町の広陵町ではどうか、わかれば教えていただきたい。防災組織の充実強化の高揚を図るための施策を具体的に、また災害発生時の避難場所と避難路の誘導方法もお願いします。私の1回目の質問で、終わります。

以上です。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの松浦議員の質問にお答えしたいと思います。

ユーモアあふれる前置きでございました。組織体制の充実強化のその後の進捗状況、さらに高揚を図るための施策についてのご質問でございます。そして、避難場所と避難路の誘導方法についてお尋ねをいただきました。

答弁としまして、9月議会でもお答えさせていただきましたが、区長・自治会長会に対し、自主防災組織の重要性と設立のお願いをいたしているところであり、一部地域では大字役員や各種団体が参加した防災訓練を実施し、自主防災組織の設立に努めていただいております。

また、過日の区長・自治会長会視察研修におきましても静岡県県の地震防災センターでの研修を通じ、防災意識の高揚を図っていただいているところであります。今後とも、自主防災の設立に向け、区長・自治会長会はもとより、各種団体、ボランティアに対して積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

災害が発生した場合の避難場所につきましては、町内18カ所を指定、また、一時避難場所として町内26カ所を指定しており、これらの場所を記載したパンフレットを各家庭に配布しているところであり、ハザードマップについても検討いたしております。

災害発生時の避難路につきましては、道路の広い幹線道路を利用することが基本であり、避難形態につきましては、集団での避難が原則となります。

こうした中、一般住民の中には防火・防災活動の中心となっただく防災リーダーや減災と社会の防災力の向上のために十分な意識、知識、技能を有する防災士の方がおられます。

ご質問いただいております松浦議員につきましても、八代議員とともに、過日の奈良県防災リーダー研修を終えられ、めでたく防災士の資格認証を取得していただきました。合格まことにおめでとうございます。

今後、自主防災組織や防火・防災活動のリーダーとしてご活躍をいただく場を消防団と協

議を進めているところでございます。一人でも多くの方々が防災リーダー研修を受講され、地域の力となっていただくことを願っているものでございます。

以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、松浦君の2回目の質問を受けます。 松浦君！

松浦議員 町長、ご返答ありがとうございます。町長もご返事いただきましたが、今、町ではよく災害予防計画という立派な計画書を作成していただいております。ところが実際に住民一人一人にこの防災計画書は周知されていないと思うところでございます。各校区の避難場所も定かでないと思います。例えば震度7以上になれば避難場所までも行くこともできないと思う、避難場所への指定表示はしっかりしているということで、人間の心理の上で大いに助かると、そういうように私は思っております。その指導を手助けとして人の集まる場所に表示板でポスターによる告知の必要であると思いますが、この点につきまして、そういう場所に避難表示はしていただいておりますでしょうか。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 ご指摘の、いわゆる防災にかかわる計画書につきましては、全戸配布いたしておるところでございます。ただ、この中で掲載につきまして、防災のいわゆる避難場所、そして避難経路、その他もろもろの項目はうたっておるわけでございますが、末端の住民の皆さんに理解していただいておりますかというふうなことにしましては今後PR、展開を進めてまいりたいというふうに思います。そしてまた避難校区につきましての道路標示でございますけれども、各小学校には看板を立てておるわけでございますが、その他公共施設につきましても避難場所への誘導するそうした看板についても少し確認を取って、そしてスムーズに避難できるよう通路を確保してまいりたいと、このように考えるものでございます。また、地元の自主防災組織としては、いわゆる区長・自治会長会の研修を通じ、そして区長様が自主防災組織のいわゆる必要性、重要性を認識いただきました。もう既に2カ所の大字では自主防災組織の計画書づくりに取り組んでいただいております、そういった実態もでございます。今後それぞれの区域におきまして、自主防災組織の編成をしていただくよう努めてまいりたいと、かように思います。

自警団組織については、広陵町について従来の地域についてはすべて自警団組織というふうな団体がございます。これらは、本町の約半数を占めておるというふうに考えておるものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

青木議長 2番、松浦君！

松浦議員 説明の上では本当によくわかるんですけども、幸いにして広陵町にはそういう災害が一度も起きておりません。この自主防災組織につきましても、香芝市から、そういう方から耳に聞くことでございます。やはり、広陵町もそういう形で積極的に、我々ともに職員さんも行政に積極的に姿勢を望むところでございます。これがやはり町民自身、町民の信頼を得る、行政に対する姿勢と思いますので、よろしく申し上げます。

以上、返答は結構でございます。

青木議長 答弁いいの。

松浦議員 はい。

青木議長 以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

それでは、続きまして山村さんの発言を許します。山村さん！どうぞ。

山村議員 3番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

12月10日は世界人権デーであり、4日から10日までの人権週間のことしの強調事項の重点目標は、「育てよう 一人一人の人権意識」－思いやりの心・かけがえのない命を大切に－でした。世界の中で日本は経済大国でありながら人権問題には消極的な、人権小国の非難を浴びてきました。女性や老人への差別、児童虐待、学校でのいじめ、デマ報道など低劣なマスメディアによる人権侵害など我が国の人権状況は極めて深刻なものがあります。政治の指命は、生きとし生ける人間が人間らしく生きる権利、つまり人権を保障し、拡大することにあります。戦う人間主義、生活現場主義の旗を高く掲げた公明党の議員として住民の皆様が安心して暮らせるよう、今後も一生懸命働かせていただく決意ですので、よろしく願いいたします。

1番目の子供の虐待についてですが、親が子供を虐待死させる悲惨な事件が後を絶ちません。児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、昨年度は約3万5,000件に達し、過去最多を記録いたしました。1999年度に1万件を突破し、2年後の2001年度には2万件を超えるという急増ぶりです。改正児童福祉法により、昨年4月から全市町村に児童虐待や非行、養育などの相談窓口が設置されておりますが、広陵町での児童虐待の防止対策や実態についてお聞かせください。児童相談所や町、学校、医療機関、警察など関係機関の協力がいざというときに確実に機能する児童虐待防止ネットワークの構築も重要となりますが、設置の予定はいかがでしょうか。厚生労働省は地域の人材を登用した訪問スタッフが、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する助言を行う「こんにちは赤

ちゃん事業」を来年度から創設いたします。行政サービスの情報提供や、育児に関する不安をやわらげることなどが目的です。ストレスから虐待に走るリスクが高い子育て初期の親による虐待の未然防止も図られると思います。広陵町でも早急に実施への取り組みを要望いたしますが、いかがでしょうか。

2番目に、小学生に自転車教習の実施についてですが、児童を交通事故から守り、安全に自転車に乗れるようにするため、自転車教習を実施してはどうでしょうか。自転車は軽車両に分類され、自転車利用者にも自動車運転と同様に交通社会における責任と自覚が求められます。手軽で便利な乗り物ですが、ルールやマナーを守らないと予想もしなかった大事故につながりかねません。2004年度の警視庁交通局の調査によると、自転車乗車中の事故による死傷者が年々ふえ続け、交通事故全体の約17%にも上っています。子供のときから正しい交通ルールの習得や、マナーの向上を図るため、子供を対象とした自転車運転免許制度を実施されている自治会もふえてきております。広陵町でもぜひ導入をお願いいたします。

3番目に、環境問題についてですが、循環型社会にふさわしい施設である新清掃センターがいよいよ稼働するこのときを迎え、今こそ地球温暖化対策に町を挙げて取り組む必要があると思います。一つ、我が家の環境大臣事業は、家庭で楽しみながら環境に優しい暮らしに取り組めるよう、インターネットや教材、情報紙等を通して支援をする環境省の事業です。この事業を町民みんなで取り組むようにしてはどうでしょうか。

2点目、国では地球温暖化対策の推進に関する法律が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行され、推進を図っています。地球温暖化対策推進法第21条において、すべての地方公共団体はみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務づけられています。広陵町の地球温暖化対策実行計画の策定状況はいかがでしょう。

3点目、家庭から出る使用済みのてんぷら油、廃食油はそのまま流せば河川の水質汚染の最大の原因になります。櫃原市、田原本町では廃食油を回収して業者に引き取ってもらい、石けんにリサイクルしています。広陵町でも実施してはいかがでしょう。

4番目に、町の広報紙に広告の掲載をについてですが、自主財源の確保や地元事業者などの育成と振興を図るため、町の広報紙に広告を有料で掲載してはいかがでしょう。

以上で1回目の質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの山村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1番の子供の虐待について、町の取り組みについてのご質問をいただきました。答弁として、本町では既に、子育て中の親子の情報交換や悩みの相談の場としてのなかよし広場の開設や、発達遅滞や育児不安などに対応する、こども相談及び乳幼児健診、総合相談所の子育て相談を通じて、保健師が訪問等により育児相談を行うなど、虐待の発生防止と早期発見、早期対応に努めているところであります。

現在のところ、緊急を要する事例はございませんが、虐待につながる可能性が危惧され、見守り続けているケースは平成17年度で4件となっております。また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加している状況を踏まえ、近隣市町村の状況も参考にしながら、昨年4月に施行された改正児童福祉法に基づくもので、情報の共有ができ、児童虐待防止ネットワークに比べて、より円滑な支援が可能になる要保護児童対策地域協議会の年度内設置に向けて調整を図っております。

また、厚生労働省が推し進める、こんにちは赤ちゃん事業につきましては、従来から新生児訪問事業として、生後1カ月前後の乳児全家庭に保健師が電話連絡による状況把握を実施し、相談業務や必要のあるケースについては訪問指導につなげており、各関係機関と連携をとりながら、より充実した育児支援事業の実施に努めてまいります。

次に、2番でございます。小学生に自転車教習の実施を、そして免許証を交付してはどうかご提案をいただきました。小学生に対する自転車教習につきましては、町交通指導員による町内各小学校の全学年を対象とした自転車の安全な乗り方教室を毎年1回開催しております。教室の内容といたしましては、自転車の乗り方の実地訓練と標識の説明や交通安全の注意事項など学んでいただき、小学生の交通事故防止に努めております。

また、1、2年生に関しては夏休みの間の事故防止のための交通安全対策や自転車に乗ったときの注意について、夏休み前に交通安全教室を実施しております。

ご提案いただきました件につきましては、自転車を安全に運転する意識づけのためのステッカーを交付することも検討しています。

次に、3番でございます。環境問題についての町の取り組みについて、そして廃油石けん等のご提案をいただきました。答弁といたしまして、地球温暖化対策は、世界中の課題であり、広陵町においても住民一人一人が省エネに関心を持ってもらわなくては地球温暖化防止を進められません。省エネのPRに努めたいと考えております。

広陵町地球温暖化対策実行計画の作成については、県も実行計画の推進に取り組んでおられ、近日中に策定についての説明会、担当課長会が開催されますので、県から示されますマ

ニュアルを参考にしながら、町の地球温暖化防止計画を策定してまいりたいと考えております。

廃食用油のリサイクルについては、現在広陵町においては紙等にしみ込ませていただき、燃やすごみとして回収しておりますが、今後リサイクルできるよう研究を重ねてまいりたいと考えております。

4番でございます。広報紙に有料広告の掲載をとご提案をいただいています。町の広報の民間企業広告の掲載につきましては、周辺自治体においても既に実施されている自治体や、今後検討されている自治体もあることを踏まえて検討に入っております。実施されている自治体においては、一定の収入財源の確保につながっているようですが、広告を掲載する募集企業の募集、勧誘、業種の選択に苦慮されていることも伺っております。

本町といたしましても、こうした導入自治体の実績、実態を十分に把握し、近隣市町の動向を見据え、広報編集委員会において早急に実現するよう指示しているところでございます。

以上のとおりでございます。

青木議長 山村さんに2回目の質問を受けます。

山村議員 まず、児童虐待防止ネットワークと要保護児童対策地域協議会の違い、また事務局、これは教育委員会、福祉とまたぐと思うんですが、事務局をどこに置くのかを教えてくださいと思います。既に新生児訪問事業も少し実施してくださっているようでございますが、これに訪問指導、実際に電話をかけてくださっておりますが、訪問指導されたというのは何人ぐらい、何名中何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、それにかかわるスタッフというのは何人ぐらいでしょうか。

やはり周囲に相談する相手もなく、家庭にこもりがちな親などを把握することっていうのも、この、こんにち赤ちゃん事業によって可能となる、電話でやったらもう結構ですという感じで断られる場合もありますけれども、この万が一家庭訪問を拒否する家庭については養育環境に問題がある可能性が高いんじゃないかということが考えられるため、地域で見守るようにするという対策も必要ではないのかなと思います。そうしていきますと、この事業というのは、こんにち赤ちゃん事業というのは、地域の人材とか子育て経験のある元自治体の職員とか、主婦の方などに研修を行って訪問スタッフとして認定するというをお聞きしております。こうした研修は予定されておりますでしょうか。なかよし広場を今後常設していただいて、開催回数もふやしてくださるという予定でもありますので、ぜひこういう子育て支援スタッフということを、育成のための研修を行っていただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 まずご質問ありました、要保護児童対策協議会と児童虐待ネットワーク、この辺の相違点ということでございます。

ご存じのように平成12年に児童虐待の防止に関する法律ができたわけでございます。その当時に児童虐待のネットワークが設置されてきたというふうに聞いております。ところが法律が施行されても虐待の事件は減少するところではなく、むしろ増加の一途をたどっているというふうなことで、残念な結果がいろいろ出てきたわけでございます。そういうことで国におきまして平成16年度に児童虐待防止法の改正並びに児童福祉法の改正を行ったわけでございます。従来でしたら児童の相談は児童相談所が対応するというところでしたが、16年度の改正からは住民に身近な市町村の業務として法律上明記されたわけでございます。そういうところでその当時に要保護児童対策協議会というものを設置するように、ネットワークの実施されている市町村におきましては移行されるようにというふうなことでございました。最近も移行する自治体が19.3%あるというふうに聞いております。町長も答弁で申し上げましたように、この協議会は参加する関係機関に守秘義務が生じるため、情報の共有ができ、支援が円滑にできるというふうなことでこの協議会を設置ということで、本町も今年度中に設置をしたいという思いでございます。

もう1点は事務局というふうなことでございます。これにつきましては今まだ調整中でございますけれども、我々の担当課でいろいろ近隣市町村調査したり、今進めているというところでございます。

それから、こんにちは赤ちゃん事業というふうなことの中で、今、本町が実施しております新生児の訪問事業でございます。この件数であったと思います。

件数は平成16年度に33件の方にご訪問をさせていただきました。それから17年度につきましては、38人の家庭を訪問させていただきました。それは保健師及び助産師で訪問したということでございます。

それから、こんにちは赤ちゃん事業のスタッフのことでございます。

スタッフにつきましては、いろいろと人材を育成していかなければならないというふうなことで、国の方では19年度創設してというふうなことでございますが、少々この辺につきましては時間がかかるというふうなことでございます。本町では町長が答弁いたしましたように、従前から行っております新生児の訪問事業にさらに充実してまいりたいと、このよう

に考えております。具体的には年間やはり270人から280人の新生児が誕生します。そのうち第1子の家庭が大体半数あるということで、これにつきましては助産師等で訪問を実施したい、すべて訪問したいと、このように考えております。それと同時に、こんにちは赤ちゃん事業の訪問スタッフの育成も図っていききたいと。今、議員がおっしゃいました、なかよし広場のスタッフもその中で含めて考えていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 山村さん！

山村議員 では今行っておられます新生児の訪問事業、何とぞ充実しながら、本当に安心して子育てできる環境をまたつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目に、2番目の質問に移らせていただきます。小学生について自転車教習、既に実施してくださっているということです。広陵町というのは本当に交通公園があり、交通指導員がおられるという、本当にほかにはない施策というか、してくださっているというのを感謝しております。それでもまだまだ子供の自転車のマナーというのはちょっと目に余るときがあったりするのが現実です。先日も私、役場からの帰りにちょうど子供が自転車に乗って自分でこけたんですけども、そういう現場にも出くわしたというのもありまして、やっぱりもっともっと指導を徹底というのをしていただきたいなということの思いで提案させていただいたんですが、やっぱり具体的にステッカーもつくってくださるということです、免許証というのをいただくことによって、私たちが救急救命講習とか受けるときでも講習証をいただくということでまたという、気を引き締めてということもあるんですが、やっぱりこういう子供たちにとっては、本当にこうやって初めて、交通ルールというのはきちんと守らないといけないんだなということを学習するためにも、児童の交通安全の意識が高まるという効果もあると聞いておりますので、どうかまた免許証の方もご検討をよろしく願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 各小学校、そして一般、中学校というふうな形で交通教室を利用して、交通安全教室、自転車の乗り方、そういったことを勉強していただいております。実態といたしましては、小学校では2,130人、町内の小学校を対象として、交通公園から外に出まして学校の方に指導員を派遣して、そして教室を開催しております。そしてまた、ご質問のいわゆる受講済みの免許証、そしてまた私どもが今検討しておりますステッカーと、こういったものにつきましてもあわせもって検討をしてみたいと、このように思

います。どうぞよろしく申し上げます。

青木議長 3番、山村さん！

山村議員 ではまた前向きに取り組んでくださるといふことで、よろしくお願ひいたします。

では3番目の地球温暖化について質問させていただきます。この地球温暖化については昨年3月議会におきまして、山田議員が一般質問されております。その答弁の中で、議事録で今と同じようなご返答をいただいております。今後もみずからの事務及び事業に係る温室効果ガス排出抑制のための計画である実行計画の策定について検討し、種々取り組んでまいります。また住民の皆様に対しても地球温暖化防止に向けたさまざまな情報の提供をしてまいりたいと考えておりますという、2年近くたちましてどういうところまで進んで、実行計画が進んでいるのかというのを教えていただけたらなと思います。

奈良県の方では、ストップ温暖化実行計画というのを第一次されて、今、第二次に向かわれている、計画が進んでいるんですけども、13年3月に策定されて、また17年度目標にしてその評価について状況を発表をされております。非常に個別、温暖化効果ガス排出量の推移につきましても、平成16年度ではマイナス7.1%がなっている。また、個別目標の達成状況もそれぞれ電気使用量とか公用車燃料使用量についても減少という、それぞれの項目について減少してきているということに取り組まれているのがありますけれども、今でも広陵町の職員の方々が省エネというか、こういう環境問題についても本当に取り組んでくださっているのは存じ上げております。この3階の階段とかでももう真っ暗になって、やっぱりここでも取り組んでくださってるねんというのを感じておりますけれども、やはり具体的な行動計画というのを早急に策定して数値目標を掲げて、役場の職員の方が率先して取り組んでくださっているということを町民にわかるということを示していただけたらと思うんです。ごみの減量化のことについても非常に大きな成果があるということも、ほかの議員の方の一般質問でお聞きいたしておりますが、このごみの分別とか減量化については、住民の方々の努力によって減量化になったり、分別が進んでいるという状況なんですけど、また住民の皆様にもわかるように、職員一人一人が真剣にこの地球温暖化、また省エネルギー、そういうことに率先垂範してこうやって行動を起こしているんだ、広陵町役場あえてここまでやっているんだということを示していただけるような行動計画を実際に形だけではなく、ただ決めるだけではなく、行動の中で、そういう数値の中でお示し願えるような形になればいいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 まず取り組みの状況でございますけれども、2番目にご指摘いただきました対策の実行計画の動向でございます。これにつきましては、我々担当といたしましては19年度で策定をするという考えのもとで進めております。過日も県の担当課の方へ出向きまして、奈良県内の状況、策定の状況についても伺ってまいりました。担当課の方では、奈良県における策定率が非常に低いということから苦慮されておまして、いろいろ議論をする中で、手づくりでもできるような、いわゆる委託業者に発注をしてつくる計画も計画でございますけれども、自分たちで取り組めるようなマニュアルを用意したということのご指導をいただきました。町長の答弁にもございますように、12月、来週あたりに担当課長を招いての説明をすると。広陵町からも担当課長出てくださいよというようなお約束の中で、広陵町役場としての温暖化防止に向けたいろんな実行計画を具体的に策定をしてまいりたいというように考えております。

ご家庭、あるいは役所における具体的な取り組みということで、なかなか見えてこない部分もあるのかなと思いますけれども、例えば公用車につきましても、新規購入の公用車につきましては、排気量の少ない軽乗用車、あるいは軽トラック等に切りかえを進めていただいております。これもいわゆるガソリンとかそういったものの減量に、職員として意識を持っていくという取り組みの一つでございます。

それと、山村議員のご質問の中にもありました、各家庭に環境大臣、国が進めておりますこういう制度も町としてPRをしながら、家庭で楽しくと言ったらおかしいですけども、取り組んでいただけるように、平成、ちょっと私担任する以前から取り組んでいただいております環境家計簿というものが、今現在も配布をさせていただいております。ただこの中で、いわゆる例えば電気1キロワット当たりどれぐらいのCO₂の削減につながりますよという、いわゆる係数があるんですけども、これも17年度中にも見直されまして、今現在18年度で使っております係数というのが相当大きく、係数が大きくなっております。ということは効果が大きくなっているというような状況もございますので、それらもPRをしながら取り組んでまいりたいと思います。その点またよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしく。

青木議長 3番、山村さん！

山村議員 ありがとうございます。

ぜひ環境家計簿ね、再度また各家庭に周知徹底をお願いしたいです。やっぱり主婦の取り組みで環境というか地球が守られていくんじゃないかなと思いますので、やっぱりごみの分

別についても、役場の職員の方々の努力のおかげでもありますし、やっぱりそういうこと、分別の仕方を繰り返し繰り返し教えていただくことでここまで進んできたという面もあるのかなというのとも思いますので、これからもよろしく願いいたします。

廃食油なんですけれども、リサイクルに取り組む中で、回収、拠点を設けて回収したりする方法もあります。またこのバイオマスとって、食用油を燃料とした車というか、収集車とか、それに京都などは全部切りかえて、燃料をされているというところもあったりして、非常にこのバイオマスについての事業、取り組みというのは、今、注目を浴びてるかなと思います。

この広陵町の清掃センターで燃やすというか炭化方式にするために、私お聞きしたいんですが、そういうリサイクルに回した方がいいのか、それともその中に紙にひたしてでも一般の燃えるごみに回した方が、町にとっての実情はどうなのかということ、正直に教えていただけたらと思うんです。やっぱりリサイクルからの視点と、いろいろ町にとっての実情の方もあと思うので、それをちょっとお聞きしたいと思うのと。

また、教育長にちょっとお聞きしたいんですけれども、学校での教育、環境教育というのを、取り組みをされていると思うんですが、それも非常にまた進んでいると思いますので、それもお聞かせ願えたらと思うんです。今、各学校、パソコンが新しく導入されまして、非常に各家庭でもパソコンというのは、非常に今よく使用され、かえって有害になるサイトとかそういう問題も起こしておりますけれども、我が家の環境大臣もインターネットで簡単に引き出せて取り組めるって、それをまた家族で子供さんがこんなことがあるよってということで、パソコン通してでもいいですし、何か資料を通してでも具体的に、その子供さんが環境大臣になるということで、その家庭というのがもっともっと環境問題に、お母さん一人が取り組むんじゃなくて、子供さんたちからもっともっと取り組み、自分は家庭の環境大臣なんだという自覚でね、子供さんたちがどんどん取り組んでいかれたら、もっともっと地球に優しい生活になるんじゃないかなって、そういう環境に優しい生活をする中で、地球にも優しいし、また家計にも優しいということ、もっともっとこの広陵町の町民にも、十分取り組んでくださってると思いますが、そういう運動を広げていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 食用油の再利用の方法、いいのか、効果が高いのかということについて率直なところを聞かせよということでございます。リサイクルをすることは当然いいことだと

私は思っております。先ほどの質問の中にもありましたように、質問書にも書かれております、河川とか下水の方へ放流をされるということになると、大変コストのかかる要因につながります。下水処理にしましても、あるいは河川の汚濁に与える影響ということを考えると、これは絶対避けていただきたいと。そうすれば、いわゆる残る二つは石けんをつくったり、あるいは燃料にできる方法を模索する方法が一つ。そしていわゆる一般廃棄物として新聞紙にひたしていただいて、燃やすごみのときに回収をする。今現在、広陵町がやっている方法です。

我々担当といたしましては、いわゆる回収に要する、例えば燃料化しようとして回収に要する経費がどんなものであるのか、そして回収の効率は、いわゆる広陵町で使われている食用油がどれくらい回収されて効果が出るのか。そして当然燃料化ということになってくれば、それを燃料にするための設備も必要でございます。その投資効果との費用対効果ということを考えるということも大事かと思えます。そうした中で今現在、具体的な議論はまだしておらないんですけども、これまで新しい施設に向けていろんな市町村の取り組みについて研究もさせていただきました。やはりすべての自治体がそうではないですけども、やっていますよと言うにとどまる程度の効果しか出ておらないですよというような自治体もありますので、そういったところのいわゆる失敗と言ったら失礼ですけども、広陵町で使用されている、せめて半分、あるいは7割でも回収できるシステムを構築できる見通しを立てた上で取り組んでいくべきかなというように思いますので、その辺、今後も引き続き研究を重ねたいと思います。よろしくお願いいたします。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 環境問題についての小・中学校の取り組みというんですか、どういう領域で学習しているかということなんですけれども、小学校4年生の方では身近な環境問題という形でこの学校も取り組んでおります。特にごみとか上下水道はどのような形で、ごみの行方、そんな形で、現在各小学校の方でも清掃センターの方に見学させていただいておりますし、今度新しくできるところにも2月ごろを予定しております。

それから小学校の5年生になってきますともう少し地球規模の環境問題というところなんですけれども、大体エネルギーの消費、それから省エネ、そういうこと、それから地球温暖化、そういうことについても勉強している。そして自然への影響、そんな分野も出てくると思います。

それから中学校の方なんですけれども、教科の中には環境という領域はありません。けれど

も例えば理科の中では地球環境、そういう温暖化を防止するために二酸化炭素、それからオゾン、それから紫外線、そんなことについての勉強。それから社会科についてはエコ社会、限りある地球の資源をどのような形で生産し、また消費していく、そういうエコ社会の構築に向けてのことを考えております。

それから技術家庭の方では、生産して消費していくわけですがけれども、そういうごみの減量化、それから資源化をどのようにするかというようなこと、それから保健体育の方でも先ほど言いましたオゾンの関係、それから生活習慣病、そういうことも踏まえながら環境全体について考えております。それから指摘があった各家庭でパソコンによる、そういうのは、実のところ山田議員の方から言われたようにテレビ、ストップ・ザ・ネットと言って、余りネットを利用しないようにというようなこともあるんですけども、それではやっぱり現実のところも難しいかと思うわけで、パソコンを使っての勉強の中で、やっぱりこういう利用の仕方もあるんだと。その中で一つの環境問題についても勉強してくれという、こういう指導は必要じゃないかなと、こんなことを思いますので、そういう指導もあわせて考えていきたいと思えます。

以上です。

青木議長 3番、山村さん！次の質問に移ってください。

山村議員 ありがとうございます。

4番目の広報紙に広告の掲載をと、本当に前向きに検討というか、取り組んでいただくということで、やはりこの財政が厳しい中で、各地方自治体は広告ビジネスというぐらいに取り組まれている状況でもあります。一つメディアの広報紙への広告というのを提案いたしましたが、本当にその広告に乗せるというのは、本当に先ほど町長の答弁でもありましたとおり、どういう事業内容を載せるのか、うちの町の広報紙にふさわしいのかという、そういう基準というのはもちろん考えていっていただきたいと思います。きっちりそういう要綱を定めた上で、そういう事業というか、広告についても取り組んでいただけるものと思いますが、いかがでしょうか。この広報紙だけではなく、今ホームページにも広告を載せたり、町の封筒を、企業が広告入りの封筒をつくることによって、自治体に使ってくださいということで、町がつくる、印刷したりする経費をそのまま企業が負担するという取り組みをされているところとか、図書館の貸し出しするときを使う貸し出しカードの裏に印刷をしてやっているところとか、さまざまな取り組みをされているわけですがけれども、広陵町としても今後もっともってそういうことに取り組んでいかれる姿勢なのかどうか、それをちょっとお聞きしたい

などと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 ただいまの質問でございます。当然私どもも他町村に学ぶということで、近くでは大和高田市が広報紙に広告を掲載していただいておりますというふうな状況で、毎月の広報も交換しておりますでございます。当然掲載の要綱というものを整備したいというふうにも考えております。趣旨、当面やはり一部の財源を確保するための状況で、そうした趣向を凝らすということでございます。そしてまた掲載する広告の要件、これをご指摘のように整備をしたいというふうにも考えております。そして大きさにも問題があるというふうにも考えております。そしてまた掲載料でございますけれども、1社当たり幾らというふうな金額も決めていかなければいけないというふうにも考えます。そして広報の最終的な決定権でございますけれども、これは私どもの広報編集委員会というものもございますし、とりわけ広報の広告審査会というふうな組織も並行して取り組んでまいりたいというふうにも考えております。そして決定したものにつきまして、毎月の広報に掲載をして手数料をいただくというふうな内容、流れになろうかというふうに思います。そしてまた、基本的にはやはりこうした民間のPRによる活力資源を町財政に投与していただくという基本的な考え方は前向きに進めていきたいというふうにも考えております。そしてまたやはり窓口のそうした広陵町の封筒、そしてまたご指摘いただいておりますような図書館の利用者カード、こういったことにつきましても並行して研究を担当部署で進めていただくよう連携をとっていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

青木議長 3番、山村議員！

山村議員 ではこの広告についても本当に種々検討しながら慎重に、本当に効率の上がるように、本当にまた地元の方々が、業者が育成できるような広告事業を展開していただけたらと望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

青木議長 以上をもって、山村さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2:04 休憩)

(P.M. 2:24 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開します。

寺前君の発言を許します。 6番、寺前君！

寺前議員 最後から2番目の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1回目は簡単にさせていただきます。1番、広陵町の財政状況について、資料として、広陵町中期財政計画は17年12月に出していただいているわけですが、その後の実情に合っていない部分が多く出ています。国でも地方財源に対し、見直しを行おうとしており、不透明な部分も多いわけですが、どのような数字をもとに、どのような見通しを持っていくのかということが一番大事だと思います。こういう点で国の新型交付税に対して和歌山県はいち早くそのシミュレーションを出し、いろんな想定を行っています。これが全国的に大きな反響を呼び、全国知事会においてもこの問題が相当突っ込んで論議をされ、総務省がその通達を出さざるを得なくなったという経緯もあります。やはりこの夕張市でも見られるように、この広陵町の中長期の財源をできるだけ具体的な考えに基づいて出してみる。そして毎年毎年それに基づいて修正していくということが強く求められているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

この問題については、八代議員も新型交付税について一般質問し、その答弁をいただいていますので、そのことに基づいても質問させていただきたいと思います。

2番目、産廃置き場での火災と土地利用規制についてであります。廃材置き場などの火災が続いて起こっています。町内に産廃の届け出業者はどれだけあるのか、認められた焼却炉での焼却で、ダイオキシンの検査はどのように行われているのか、野焼きの実態も絶えず生まれているわけですが、対処法などをどのように考えているのか。このような問題を解決するために必要な手だてがとられるべきであります。土地利用は適切に行われているのか。農地転用時から見た流れはどうか。町内で雑種地等での土地利用は当初目的と照らして適切に管理運営が行われているのかの実態把握はされているかどうか。結局は、自治体自体、今の法律で手の打ちようがないという結論に達してしまうおそれが十分あるわけですが、このような事態に対処するためには再三私たちが述べているまちづくり条例が必要だということが考えられます。そういう点でこの問題一つをとっても解決策の終着は地方分権に求められた強い自治体の規制だと思います。よろしくお願ひいたします。

3番目に障害者自立支援法施行後の取り組みについてであります。4月から1割負担の導入が始められました。10月からは介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業への移行が迫られています。猶予期間があるというだけであります。町内での対応はどのようになっているのか。減免制度も含めて対応を考えていただきたいと思うわけですが、お答へ願ひしたいと思います。

1割負担の実態把握はできているのか。これは、今まで無料であった方々に1割負担が生

じているという観点からその全容を把握しているかどうかであります。作業所は河合町、上牧町の作業所と共同でNPOを立ち上げるそうですけれども、今後町の支援はどのようになっていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

質問事項4、休耕農地の実態と積極的な農地活用、促進についてであります。休耕農地については農業委員会で当然把握されているわけですが、活用についてもいろいろな取り組みが過去されてきたことは事実です。しかし、大きな前進に至っていません。貸さない、貸したくないという農家の声もあり、休耕田については議論が不十分なままであります。特区が決められて以来、この特区のところでの農地の買収についての問い合わせも個々の家庭に広がっています。今大事なことは、特区の活用とともに、特区というか土地規制の緩和とともに農業特区として一反で農家が立ち上げられるということの前提に立った農業振興への一層の取り組みが必要であります。今後の宅地転用や、一反農家の実態と、予想についてどのように考えているのかも当然自治体の任務だと考えますが、その点についてお聞きしたいと思います。農地の貸し出し状況についても、またその貸し出しの方法は、現在は農業委員会を経由して、安心して返される方法をとられているわけですが、その他実態も含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。 平岡町長！

平岡町長 ただいまの寺前議員の質問にお答えしたいと思います。

6分ほどの要約したご質問でございました。広陵町の財政状況が一番先でございまして、どのような数字のもとに、どのような見通しを持っているのかというご質問でございました。中期財政計画については、近年は厳しい財政状況のため、決算を踏まえて見直しを図っております。ご指摘のとおり税制改正、交付税改正等不透明なところもございまして、現行制度に基づいて策定しております。例えば、定率減税の廃止などは既に決まっております、方向性が決まっているものについては計画の中で見込んでおります。また交付税につきましては、公債費参入などは今後の普通建設事業を見込んで試算しております。基準財政需要額の推移等につきましては、次年度総務省の概算要求などを参考に見込んでおります。

なお、ご質問の新型交付税につきましては、八代議員にお答えをしたとおり、平成16年度の減額が恒久的なものとなっておりますが、大きな影響はないものと考えております。

2番の産廃置き場での火災と土地利用規制についてでございますが、町内で産業廃棄物収集、運搬業の許可を受けている業者は18社だと認識いたしております。処分場としての許

可施設はございません。焼却炉についてはダイオキシン類対策特別措置法により、葛城保健所に届け出をされているのは4事業所であり、保健所が適宜検査等を行っているというのが実情でございます。なお、焼却の対象となりますのは、自社の所有物である木材等となっております。

法律で禁止されております、野焼きの対処については、発見した場合は随時現場において注意をしているのが現状です。今後悪質な場合は、警察、県廃棄物対策課等と協議をし対処をしてまいりたいと考えております。

農地の利用につきましても、農業委員会からの観点からいたしますと、転用許可後に工事などの進捗状況及び完了報告がなされており、適正に転用は進められております。許可後の土地利用については、農業委員会の及ぶところではないようですが、その後の開発行為利用については、県や関係機関と連携をとって対処しています。

雑種地に切りかえて放置していたり、産廃まがいの行為をしたり、事務所まがいの建物を建てたり、野焼き同然の行為をしたりとか、周辺住民からの苦情等があればその都度現場に出向き指導しているところです。今後とも行政指導をより充実させて対応してまいりたいと考えています。

条例の必要性につきましては、さきに松野議員にお答えしましたが、まちづくり条例を含め検討中であります。

3番の障害者自立支援法施行後の取り組みについてのお尋ねでございます。

障害者自立支援法の本年10月全面施行に至るまでの対応の状況でございますが、4月施行までに自立支援給付体系の扱いとなる介護給付事業、訓練等給付事業を円滑実施するために、対象者からサービス利用にかかる1割負担の上限額の設定に必要となる書類提出をいただき、利用者負担の上限月額を決定し、生活保護世帯、これは実質的に利用者負担は発生せず、続いて上限月額1万5,000円の低所得1の世帯、上限月額2万4,600円の低所得2の世帯、上限月額3万7,200円の一般世帯の区分となっており、おのおの住民税の課税状況によって4段階の決定となり、サービス利用にあっては、サービスの種類に応じて定率の負担をいただいております。

次に、10月施行となっております、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業でございますが、9月に開催いたしました障害福祉計画策定委員会におきまして、ご審議いただき、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業等、現在、サービス提供事業所とも一定の事務手続を終

えているところでございます。

ご指摘の減免制度につきましては、個別に減免する個別減免や、施設入所者の実費負担を軽減する補足給付及び社会福祉法人が提供するサービスについて適用される社会福祉法人減免において対応させていただいており、町独自の減免制度については、負担の公平性の確保や財政事情を勘案し、昨今、障害者に対する国の負担軽減策も検討がなされている状況であることから、国の動向にも配慮して検討を図っております。

1割負担の実態把握は、さきに申しあげました所得区分に応じて、10月1日現在で障害別に身体が18名、知的45名、児童34名、精神1名の合計98名となっております。

最後にご質問の、すみれ作業所の状況でございますが、平成19年4月をめぐり河合町、上牧町、広陵町の3町作業所によるNPO法人を設立して一体運営を行われます。12月5日に法人設立総会をされたとの報告を受けております。今後は一般のサービス提供事業所として運営されますので、関係町とも調整、連携しながら町有の土地建物、施設機材などの施設使用料等について、作業所と協議を実施していくことになっております。

次に、4番の休耕農地の実態と積極的な活用促進についてでございます。広陵町の農家の方々は、県内外の農家に比べますと非常に熱心な農家が多く、荒廃しているいわゆる耕作放棄地はほとんど見受けられません。これは特に大規模な機械を所有した大規模農家の尽力によることも事実であります。

農業委員会では、農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定、賃貸借を進められており、農家を訪問し、努力を重ねておられます。これらは貸し手と借り手がより快適に賃貸借契約ができるよう、農地法以外に定められた法令によるもので、すなわち昔ながらの小作契約ではなく現在にマッチした形の、特に当初の小作契約の期限が切れる農家を対象にしており、その実績は県下でも上位に位置しております。

一反農家については、特区開設以来11件の申し込みがあり、農業委員会により9人の認定者があります。今後はこれらの人の先例を見ながら増加されるものと推察されるところであります。

以上のおりでございます。

青木議長 それでは、6番、寺前君の2回目の質問を受けます。 6番、寺前君！

寺前議員 1番目の一般質問について質問させていただきたいと思っております。

結論としては新型交付税について今後変わらないということをおっしゃっているわけですが、実際にシミュレーションをしたところによると、専門的な、慶応大学の方がかな

り厳しいシミュレーションをしたところによると、23都道府県が減額になるというように言ってるんですね。もちろんその割合がどうなるかというところがまだ定かじゃないわけですが、5年後には5兆円を減らすと。その新型交付税は、5兆円分を新型交付税に振り分けるといふようなことを言っているわけですが、そういう点についての認識について再度お聞きしたいと思いますけれども、今、八代議員も財源問題について心配をされておりました。

最近、夕張市の記事が新聞やテレビで再三報道されて、非常に話題を呼んでいます。自治体の倒産ということが現実味を帯びた形で取り上げられているからであります。そしてその中でやはり一番大きな問題は、市長や職員に対する市民のいわゆる攻撃ともまで言える認識とともに、議会議員のあり方についての問題であります。結局はチェック機関としての議会が機能しなかったというところに対する風当たりも同様に厳しい目で見られているのが現状であります。そういう点で地方分権が一層進んで行く中で、議会のあり方がこういうところにも問われる事態になっているのは当然だと思います。そういう点では、議会人たる私たち自身が町の財源問題、将来の見通しについてきちんとした認識のもとに取り組んでいくということが必要であり、現在も扶助費の負担増等に対する、私たちはこの問題を厳しく批判しているわけですが、この問題一つとっても具体的には国の問題でもあるわけでありませぬ。

現在、国と地方自治体との認識はどのようになされているのかということ振り返ってみる必要があると思うんですが、これは町議会人の11月号であります。この11月号の中に、制約条件下の激しい作業という形で、尾関さんという方ですか、日経新聞の論説記者だった方が一番最初に載せているんですが、前政権が残した負の遺産は放置することを許さない、典型的な例として所得格差、生活水準格差、文化享受可能性格差、上級学校への進学可能性の格差、そして経済集積度の高い地域とそうでない地域との間の格差、ここでは医療費負担格差や生活利便度格差も伴う、などを指摘できるが、知識人やマスコミの気づいていない負の遺産がほかにも少なくない。そういう中では一般家計から公共部門への巨額の所得移転が続いたことのがめで、日本社会に占める中間所得層の人口構成比がひどく低下した。国民総生産への拡大の資力としての個人消費の増税が、増勢が鈍いこと、GDPの輸出への依存度が上昇し、海外経済変動への日本経済の対抗力が弱くなったというような形で書いてるんですが、これは当初予算での政府の認識を広陵町が町長の所信表明で書いているところの部分を改めた形で認識せざるを得ない内容だということに思うわけであ

ります。

このような状況で新型交付税の問題についても一側面から同様の認識として問われているわけであります。

これは町長自身もご存じのように、10月31日に町村会が、全国に地方財政に関する総務大臣、地方6団体会合が開かれたわけですね。この中で来年度から頑張る地方応援プログラムを実施することに加えて新型交付税の導入、国と地方の税収比1対1の実現、国・地方のバランスのとれた歳出削減等に努めたいなどと述べて、これは総務大臣が述べて、新たな地方財源再編制度を、意見を聞いて2年以内につくりたいというように述べたわけですね。この中で町村会長である山本さんという方が、新型交付税について財政規模が小さな町村はその影響に耐えられるのかと。今、大きな不安を持っているということで、強い懸念を表明してるんですね。このような流れというのは、いろいろなところに出ているわけなんですけれども、特徴的な記事は、山陰中央新報という新聞の論説の中で、新型交付税に地方の声を反映せよという形での記事が載っているんですね。そういう中で、ここでもきちんとした反対という形までは言わなかったということで、これでは国が方向を決め、地方が不満を抱えながらも従うという、従来 of 国と地方の関係と変わらない。分権時代の戦う知事会らしく毅然とした姿勢が欲しかった、これは知事会の話ですけれども、こういう形で松江市で開催された知事会、全国知事会ですね。形で述べているということが述べられています。

また、奈良県の知事は、この問題についてどのように答えているかと言えば、知事のいわゆる記者会見ですね。ことしの7月5日に開かれた記者会見で、国から交付される地方交付税と国庫支出金を合わせて奈良県の予算の5割を超えているという認識のもとに、17項目を要望すると。これは6月の奈良県の町村会長ですか。奈良県の地方6団体が集まって、議論された中身の話なんですけれども、これは6月の何日かでしたか、開かれたものであります。そういう中で、7月3日ですね。奈良県の地方6団体代表者会議を開催し、真の地方自治確立を目指す決議を行ったということになっているんですね。これは町長も参加した、議長も参加された中での決議であります。その決議の中身はここでは省略しますが、この真の地方自治確立というところに意味が込められているということもこの記者会見の中で知事は答えているわけであります。

このような状況の中で、7月12、13日に行われた、これが先ほどの島根、松江で行われた全国知事会ですね。その後、石井岡山県知事が、新型交付税は地方行政の実態を知らないままビジョン懇の答申が出てやろうとしていることに懸念材料がある。新型交付税を

入れることで、地方財政計画をつくっていく根拠が崩れてしまうのではないか。交付税全体の削減につながる懸念もある、こうした心配をまとめて国に要望してほしいということを発言していたわけですね。

それで、こういう流れの中でさすがに6月14日には総務省の自治体財政局長の名前で、さきの21世紀ビジョン懇談会の報告案の段階での疑問に答えた通達が出されてるんですね。これは地方と十分に意見交換を行って、現在の財政運営に支障がないような具体の精度設計を行うと説明したり、人口と面積を基準にした配分では、交付税の総額の保障も地域的な調整の機能も後退するとして批判してきた内容をとらえてこの問題については地方自治体に理解の考えを示した文書を、通達出されてるわけなんです。

こういうふうな状態の中で、今行われているのは結局は国と地方の争い、戦いになっているということが挙げられると思うんです。こういうことについて、やはり地方自治体として責任を担う町長が、本当にこの国の税制改革、あるいは地方財政計画等に対して考えをきちんと持った上で発言していく、こういうことがなければ、財源が減らされて困るのは、結局は広陵町民なんですね。広陵町民が最も困ってしまうということになるわけですから、私は責任を持って広陵町の財源見通しをきっちりと踏まえて、国、県に物申していただくことが必要だと思うわけですが、その点についてはまずお答え願いたいと思います。

そしてまた具体的な広陵町の財源の問題では、さっき一部答弁していただいたわけですがけれども、確かに21年に、この財政計画では21年に最も高い公債費の返還が訪れるというように、公債費比率が21.1%になると、こういうようにうたわれているわけでありまして。しかし、こういう中での繰上償還金の流れは、ゼロ・ゼロ・ゼロが続いて、いわゆる借りかえの方向というのがあるのかないのか、こういう問題が大きな問題だと言えると思うんです。これによって、いわゆる広陵町の財源の大きな一つの問題は、いわゆる公債費比率、公債費の増大であります。

18年度の予算で見ますと16億1,375万円の公債費のいわゆる返済、いわゆる借金の返済になっているんですね。そのうち、元金が12億7,597万円、利息が3億3,777万円になっているんです。これはこの間、この間というか16年度の資料しかないんですけども、何と私たち共産党が再三指摘してきたところですけども、高い利息が依然として残っているという状態であります。高いと言っても限度があるぐらいの高さになっているわけで、これは16年にもらった資料ですけども、一般会計では4%以上、4%以下、2.5%以下まで書いているんです。4%以上が31億3,500万円あるんですね。それか

ら下水道会計で4%以上という32億円あるんです。合計すると64億925万円、これだけの4%以上の借金をしていると。これは再三一般質問等も行ったわけですが、国のいわゆる制限にひっかかって、借りかえもできないということが答弁されているわけなんですけれども、こういうことについての民間団体からの問題については、当初よりも進んでいますけれども、それでも物すごい高い比率がまだあります。南都銀行などでは、5%、4%以上というのもまだやっぱり相当あります。一般会計ではですね。それと、もう一つは公団に借金をしている、債務負担行為もあるわけですが、ここには載っていないので省きますけれども、こういうような問題に対してやはりきちっと声を上げていく必要があるのではないか。

もう一つは答弁で答えてもらっている、いわゆる□城清掃事務組合の問題であります。□城清掃事務組合は資料でもらっていて、維持管理やその他については具体的な内容をいただいています。これは18年度予算で見ますと1億3,470万円もの負担を伴っているわけなんです。これは、どのような解決策があるのかという点については、一部事務組合との協議が必要ですが、膨大な土地とその他いわゆる積立金等々あるわけですが、絶えず見直しを図っていく必要があるというように思うんです。ここでは、一部議員の腕力に任されて、なかなかその改革ができないという声もちらほら聞かれる状態であり、いわゆるこの問題での管理者制度の導入に至っても、今後の見通しについての不安も持つわけなんです。こういうところの問題は一つは大きいというように思います。

それから、答弁で言っているように、下水道会計ですね。下水道のいわゆる問題では、繰出金が6億4,000万円あるわけなんです。下水道特別会計では、いわゆる公債費が7億8,000万円、そして流域下水道の負担金は1億7,400万円ですが、いわゆる使用料で2億5,500万円ありますから、現在の問題で言えば下水料金を値上げするという点での根拠自体はないんです。もちろん、この借金も含めてどうするんだということになると大変なことになりますけれども、使用料は2億5,000万円があって、使用料の負担金は1億7,000万円ですから、今、広陵町の場合には県に渡す負担金自体については使用料を上回っているわけなんです。しかし、現実問題として繰出金が6億円あると、一般会計から。そして今なお公共下水道の建設が行われているわけなんですけれども、ここでも委員会で質問したことがあるわけなんですけれども、いわゆる事業、下水道事業と簡易下水の建設との長期的な見通しと残事業との比較で言えばどうなのかという問題については、具体的な数字でやっぱり出していただきたいと。全国的には公共下水道よりも簡

易下水の方に傾斜が移っているという事実があるわけなんですけれども、この点についての維持費が高いということをおっしゃっていたわけなんですけれども、借金を返していくものと比べればどうなのかという点での検討が必要なんですけれども、この点についてはどうなのかお聞きしたいというように思います。

このような問題とともに、先ほどから出ている内容で言えば、いわゆる土地利用計画の変更、いわゆる促進で、本社機能を持った会社がある、あるいはまた飲食店がふえた、こういう事実があるわけなんですけれども、こういう内容で幾らの増収になるんだということを具体的に私は、困難な作業であろうとも詰めるべき必要があると思います。

町長は先に誘致があって、関連的に増収になるということを行っているだけであって、私はそういう点ではきちんとした増収計画があって、それで広陵町の将来にプラスになると。そのことに基づいて計画を立てていくというのが手順なわけですから、企業が来るから来たら活気がよくなるだろうというだけではなく、やはり歳出の問題もあるわけですから、そういう点ではきちんとした計画を、財政収入と支出の問題をきちんとしていただく。これは正確かどうかという問題は二の次であります。要は、どんな考えに基づいてこの広陵町の将来的な財源問題について考えているのかということを示す必要があるわけです。そうでなければ議会としても対応できない。こういうことでもあります。

また、保有財産の処分についても、これは指摘も今までされてきて、やるということになっているんですね。かなりの筆数があって、もちろん町が置いておかなければならない土地も当然あります。しかしその問題については進展していない。わずかな問題であってもやっぱり保有土地について、行政に支障のないところについてはやっぱりきちんとした作業が必要ではないかと。目につくのは町民の負担をふやすところにはせっせと手が早く動いているわけなんですけれども、私はもっと広陵町の財源をつくるというところの仕事と、それと将来の関係についてきちんとした上で、これ以上しても広陵町はだめなので、財源負担をやってもらいたいというような形での提案をしていただかなきゃならないと思うんです。そうでなければ私たちはやっぱりこの財源不足の中でも町民の暮らしを守るという、地方自治体の仕事の第一任務を実行するということが重要だというように考えます。

そういう点で、3番目になろうと思いますけれども、財源をきちんとした数字でもって出していただく。このここの内容をもう少し議論をしたいわけなんですけれども、時間がないのも当然です。ただ言っておきたいのは、税源振りかえで、広陵町税条例の改正で、土地所得税が地方税に振りかわっている問題もあります。1億9,000万円程度の増収になるん

だと、19年度から実施されるわけなんですけれども、そういう点についての反映はされていないわけですから、その点の問題とあわせてやはり将来的な財源の見通し、馬見南1丁目のミキハウスでのところ、非常に大きなところですから、この点についての増減、どのような状況になるのかということもきちんとしていただく。あるいはまたサラリーマンの増加によって広陵町が支えられているという図式は、町税の内訳を資料で見させていただいても当然になっています。そういう点では落ち込みが少ないという幸いなところであり、人口増についても奈良県下でもまだ保っているところだということになっているわけですから、そういう点と団塊の世代が退職していくという、そういう状態の中で将来的な、いわゆる給与所得者の動向などについてもシミュレーションをとっていただきながら、ゼロ・ゼロ・ゼロと同じだ同じだ、0。何ぼ、ほとんど変わらない状態で最後まで移行しているわけなんですけれども、見直していただきたい。

それから5年間で5億円削減と言われていた中で、17年度と21年度の人件費の内訳も3億円ほど減っている数字が出る、この計画には出ているんですけれども、その点についてのきちんとした見通しもあわせてつくっていただく必要があるというように思います。そういうような中で、財源問題を議会が本当に広陵町民の立場に立った議論をしていく。国に対する容赦のない意見を述べていくことができるというように思いますので、その点でのご答弁をお願いしたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 全般的な財源、財政計画、そういったことについてご質問を賜りました。まずもって、新型交付税につきましてご説明を申し上げます。

今回の新型交付税の導入に伴います試算というものにつきましては、奈良県下でも試算の調書を作成しておるわけでございます。当然、今の単位費用、そして項目について大幅に改善がなされたという状況になっております。私どもの計算の18年度の計算で、いわゆる試算をしてみたところ、18年度のいわゆる金額に対する19年度の試算額につきましては、本町におきましては新型交付税による増収は675万円というふうな数値に試算されておるわけでございます。こうした状況から考えてみますと、答弁の中で申し上げましたように、さほど減収の影響はないものと考えておるものでございます。今回、新型交付税についての考え方につきましては、本町に該当する内容につきましては、4項目のうち3項目が該当するというふうに思います。新型交付税の基本的な考えにつきましては、国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野から新型交付税を導入されるという考え方と、人口規模や土地の利用

形態による行政コスト差を反映したもの、そして離島、過疎地、これにつきましては広陵町は該当しません。そしてもう1点は地方団体の財政運営に支障が生じないように、制度を設計されておるものと。基本的なクレームにつきましては以上のような状況で新型交付税のシミュレーションがなされておるといふ状況でございます。

財源問題についてご指摘をいただいておりますけれども、当然中期財政計画を17年の12月議会でお示しをしておるわけでございます。新型交付税の導入、あるいはまた新しい地方財政再生制度の整備について、新しい地方財政再生制度研究会の報告もなされておりますし、地方団体の審議の報告書につきましてはその報告書を踏まえて総務省のいわゆる地方分権確立に伴う財政計画が出されるものというふうに関心しておるわけでございます。そうした内容を加味した中で、本町の財政計画も見直しを図っているものでございます。

18年の決算見込みを踏まえまして、19年度から中期、22年までのいわゆる財政計画を見直ししておるものでございます。

ご指摘のいただきました年度につきましても、ご指摘どおり19年度の予算編成の見込みにつきましては2億円余りの不足額を生じてきております。これにつきましても財政調整基金の枯渇によって、取り崩すべく財源がなくなってしまった関係の原因でございますが、なおまたピークというふうな21年度につきましても1億円余りの公債費の増額が発生いたします。これが現状では不足額5億3,000万円というふうな年度で、21年度にはそうした状況にもなってしまうかというふうに関心しておるものでございます。そうすればやはり歳出を切り詰め、収入を得る施策を展開する必要があるというふうにもなっております。徹底した人件費の削減と物件費の削減、そして補助費等の見直しによる、いわゆる町長が申しております5カ年、5億円の経費節減につきましては、徹底した断行をいたしたいというふうにも考えておるものでございます。そしてまた歳入面につきましても、先ほど来有効土地利用、大型店舗進出というふうな形で収入を見直していかなければならないというふうな状況にもなっております。

そうした中で財政計画については、当面、毎年2億円ずつぐらいの不足金が生じてきておりますので、毎年2億円のいわゆる収入増をもって当たるか歳出でカットするかというふうな状況になってきておるわけでございます。当然、地方債のお話もしていただいたわけですが、今、公債費として抱えておる高率金利の繰上償還のことにもお触れいただきました。当然、起債というものは将来にわたる人々の財政負担というふうな形で数年にわたる償

還表に基づく返済であるわけですが、政府資金そのものにつきましては、その当時、その当時の景気によります比率において、固定金利でいわゆる借り入れをしておりますので、変動金利ではなく固定金利で償還を終わるまで、いわゆる繰上償還が認めていただけないというふうな状況にもなっております。

そしてまた交付税参入のいわゆる起債というものがございまして、公債費の中には各年度各年度でその財源に充てるべく交付税算入ということもございまして、償還年度ごとにその年の交付税にも算入されてくるという状況でもございまして、もちろん民間資金につきましては、大きい金利のものは繰上償還のお願いをした向きもございまして、そうした内容で公債費の数字が数年続くということもございまして。

それからまた下水道関連につきましては、いわゆるこうした状況の中でもやはり公営企業そのものも財政再建というふうな形で、独立採算性という本旨がございまして、一般会計からの大きく6億4,000万円の繰出金と、こういったものにつきましても、この繰出金がために一般会計の財源不足も生じるわけでもございまして、どうしても下水道会計につきましても独立採算というふうな観点から申しますと、この使用料の改正というものにつきましても、ひとつご理解いただきたいというふうにも考えておるものでございまして。

それから土地利用計画の中で現在開発予定が出されておる、それらのシミュレーションを当然算出すべきではないかと、当然だというふうにも考えております。平成21年のいわゆる大型店舗の誘致によります、雇用面におけます税、そしてまた土地におけます税、建物におけます税、こういったものもやはり試算もし、そして財政計画の中でいわゆるそれを算出の根拠として試算していく必要があるというふうにも感じてございまして。

それからまた保有土地につきましては、いわゆる有効土地以外の保有土地につきましては、また処分につきまして議会の皆さんにもご相談を申し上げまして、収入財源の確保に努めてまいりたいと、かように思っております。

以上、答弁漏れがありましたらまたご指摘いただきたいと思いますけれども、答弁に変えさせていただきます。

青木議長 寺前君！3回目の質問やね。

寺前議員 交付税の問題に関しては、人口、面積の1対1、これはした場合については奈良県は赤字になるんですね。人口と面積8対2で配分した場合については黒字になるということで、どうか分からない中で新型交付税という問題については、そういうことの、総務省の話を受けた各自治体の首長でもこれを突破口に交付税が減らされると。この危機感というのは

共通、共有されているわけなんですね。だからこそこの問題に対する反発というか国に対しての声が大きくなっていると。

きょうの新聞ですけれども、ここに交付税、今年度は5兆円のいわゆる財源予想がふえたと。来年度交付税は2兆円ふえることになるんだと言っているんですけれども、財務省はこれをいわゆる特例減額という形を使って、減額するんだというように言っているわけなので、結局は交付税を減らすという形で新型交付税が使われるということは、もう地方自治体の首長は皆、身にしみて思っているわけですから、私はその数字とともに交付税の根本的な問題についての認識のもとに発言をしていただきたいというように思いますので、これは答弁結構です。

それから、先ほど交付税算入の問題が出ましたけれども、交付税算入の場合に、将来的な問題がある場合に、いわゆる返済分はこれだけだということを引き出していただきたい。あと一般財源に使える分ということになるわけですから、この問題もいつまで続くかわからないわけですけれども、こういう内容で今おっしゃった利息の問題についての負担感がどれだけあるのかということも出していただいて、広陵町の大きな財源問題の解決策の問題について国に声を上げていく、一つ一つを集約していく必要があるんだというふうに思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

2番目に移りたいと思います。

一つだけ、結局は2番目ですけれども、ダイオキシンを出し放題に出していると。いろんなところでダイオキシンの問題について真剣に考えていただいているのに、こういう資材置き場、中間処理のところでは現実に火事の起こる原因は結局そこにあるわけなんですから、そういうことに対しての規制は現在はできないというように、簡易な、いわゆる焼却炉、これは県への届け出だけで済むんだということになってるわけですから、ここにもダイオキシンも保健所に任せる、保健所、調査したことがあるのかどうかわからないんですけど、したこと、僕はないと思うんです。こういうところの問題をきちんとやるためには、やはり新たな町の指導要綱ではない条例が必要だというように思いますけども、その点について先ほどまちづくり条例を、いわゆる検討中だとおっしゃってますけれども、この点について簡単に結構ですからもう一度お答え願いたいと思います。

青木議長 答弁。 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 南郷区における火災の関係からのご発言だと認識をしております。ただいまご発言の、ご質問の中に、中間処理施設という表現があったんですけれども、そうではな

いということをご理解を賜りたいと思います。

それと、県、〇城保健所の方へ届け出義務がございますので、焼却炉については届け出をされております。そしてこの届け出の趣旨でございますけれども、完全な、いわゆる燃焼を行える正規の焼却炉であるということの条件のために、その規格等について届け出をされているということでございます。ダイオキシンをまき散らしているということの把握は町としてはしておりません。完全燃焼されておれば、町内に先ほどの町長答弁の中でもありましたように、4カ所のいわゆる焼却炉が稼働しております。これはいずれも〇城保健所に届け出をされております。内容を申しますと、いわゆる（不規則発言あり）ダイオキシン調査は町としてはしておりません。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 まちづくり条例につきましては、いわゆる都市計画法、建築基準法の、今の現在の法律の中で規制がかかっております。開発云々の部分で、常にチェックをやっているという状況ではございますが、町単位でそういう規制に及ぶというところまでできるかどうかというのは、今後検討いたしたいというふうに思っております。

青木議長 6番、寺前君！

寺前議員 3番目に移りたいと思います。

障害者自立支援法の問題ですけれども、一つはこれはことしの1月25日に広陵町手をつなぐ親の会、県とあわせて要望書が提出されているわけですね。これは議会に提出、町にも提出されていると思うんですけれども、その中で2点聞いておきたいわけでありまして。一つは移設サービスの問題、移動サービスの問題ですね。もう一つは、いわゆる5、6の中のサービス水準が低下していないことを示す予算をわかりやすい形で公開してくださいと、こうあるんですね。この点についてであります。

広陵町の18年度予算は、障害者地域支援事業で、負担金で162万6,000円、小規模作業所の負担金で49万3,000円、障害者短期入所事業負担金で76万2,000円。これは国、県そして自治体、そして1割負担という形での予算の編成になっていたわけなんです。こういう点から見ると、広陵町で今まで、従来この障害者の方々のために使ってきた予算は減ると。要は減ると、この数字だけで見ると、大幅に減っていますけれども、具体的には何十万円かは減るといふようなことがあろうと思うんですけれども、この点について、広陵町の従来の負担の減る部分については積極的な活用がなされるのかどうかということが一つと、それからいわゆる移送サービスについては、どのような取り組みをなさって

いただくのか、その2点について、限ってお聞きしたいと思います。これは先ほどの要望書の中の5、6の部分。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 ご質問の件でございます。予算につきましては、自立支援法についての自己負担というふうなもので、公費負担が減額されるというふうなことでございます。これは国の方でも1年、年間の説明をしております。この制度は継続していく制度でございまして、今後それが逆転していくというふうなことでございます。それと自立支援法以外の障害者の施策は今までどおり進めているということでご認識をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点は、移送サービスというのは個別給付と、それからそれに不随する市町村がしなければならない地域活動支援事業、そういうところでも実際に行っていくというふうなことで、今、進めているということでご理解をしていただきたいと思います。

青木議長 6番、寺前君！

寺前議員 先ほどの問題ちょっとあったんですけども、それはもう飛ばしまして、3番目のところのいわゆる今までの負担の減る部分について、これは自立支援法の成立に従った範囲で、その他の問題のところを使うというもので言ってるのではないんですけども、具体的に減っていくということになるという認識は持っておられるんですか。50万円程度減るということに思われている方々いるわけですけども。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 その減額というふうなことで、非常にその辺につきましては、寺前さんの機関紙でもいろいろその辺のことを指摘されているわけなんですけども、これは全国的な話であって、本町の場合にはかなり、今、自立支援法関係それ以外の施策についても利用がふえているというふうなことで、進んでいるというふうな状況でございます。

青木議長 次の質問に移ってください。6番、寺前君！次の質問に移ってください。

寺前議員 最後ですけども、このいわゆる農業の施策の問題になるんですけども、広陵町の農業施策の中で、残念ながら平成8年の農業振興地域計画の概要というのが、この資料でもらってるんですね。結局これは平成8年3月に策定したものなんです。これが、農業振興の広陵町の基礎になるものなのかということが大きな問題だというふうに思うんですね。結局はいわゆる農業特区として出発しているにかかわらず、広陵町全体の農業をどうするかということについての統一された基準がないというのが実態ではないのかと。私はその他

農業センサスのときや、また国、県の計画提出やその他には、その都度、都度の文書はあるんですけども、要はここに書かれている農業振興地域計画の概要というのが、このもらっている資料の中には、これしかないんですね。平成8年につくったものなんです。ということは結局は、広陵町の大きな変化が起こっている集団農園についてもいろいろ国から言われて、苦肉の策で南郷自体には残ったわけなんですけれども、要は広陵町の農業振興に対する考え方が必要だというふうに思いますけれども、それについて農業関係者、農業委員会等々を含めてつくっていくということは、国に言われなくてもつくっていくことは必要だと思うんですが、その点はどうかお答え願いたいと思います。

青木議長 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 ただいまの問題でございまして、現状といたしましてはおっしゃるとおり、農家を、後を引き継ぐという担い手の不足というのが、これはもう現状、時代を映しております。ましていたし方のないところでは、日々農業委員さんの方では、町の方と共同して苦勞しております。いわゆる耕作できないという方に対して、利用権の設定を進めるのを、家庭まで訪問してまでやっております。ことし、去年で7ヘクタールという。

青木議長 以上で持ち時間が終了いたしましたので、寺前君の一般質問は終了いたしました。

それでは続きまして、最後の質問者であります、乾君の発言を許します。乾君！どうぞ。

乾議員 ことし最後の一般質問になります。トリと言えは紅白歌合戦で、すごいと思いますわね、トリはね。もう私にピッタリと思います。年末も近づき、忙しくなります。慌てず慎重な行動をとって、明るい新しい年を迎えましょう。

さて、青木議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします。10番、乾 浩之です。今回は3項目、10点についての質問ですが、ご答弁よろしくお願ひします。

1項目めは地元業者育成と地場産業振興に関する質問です。

まず第1点目、福島、和歌山、宮崎の3県知事さんの不祥事事件、いわゆる官製談合が連日報道されています。地元業者育成を第一義的に考えてもらいながら、官製談合にならない入札制度のあり方を広陵町は考えておられるのか。

さて、第2点目は広陵町の伝統産業品である靴下やプラスチック製品や農産特産物のPRはしてもらっているもの、直売所にこのような伝統品を置いてはどうか。

次に、2項目めは、自主防災についてです。

まず第1点目、広陵町全体としては、大きな組織や訓練などはできていると思っておりますが、隣組や大字、区単位での防災組織はまだまだだと思ひます。

第2点目は実際面でのことですので、対応ですが、下校時、障害者、ひとり暮らしの老人、病人などの対応。

第3点目は朝、昼、夜の住民の人数把握や町入りしていない人への対応は。

第4点目は大淀町であったような妊産婦が18病院へのたらい回しのようなことが起こらないように、広陵町独自の地域医療体制や緊急体制の確立についての考えを聞きたい。

最後、3項目めは町財政に関係してです。

まず第1点目、全国的に交付金や補助金の減額で町財政は苦しくなり、夕張市のように再建団体になる市町村も今後増加してくることは必然的です。広陵町の財政状況は心配ないと思うも、住民に負担をかけなければならないときは必ず来ますが、予防的に今から財源確保のためにも値上げを考える面はないのか。

次に、第2点目、平岡町長は2期目立候補の際に公約され、町長就任の第1回定例会の施政方針に述べられている、5カ年5億円経費削減、5カ年50人職員削減の進捗状況を聞きたいのが本意ですが、通告外のことですので聞きません。でも、わかればよろしくお願ひします。ただ、公約を実現するのが政治家の責務ですので、公約実現のための施策を考えられたらどしどし議会に相談していただきたいと所見を述べることにしました。

第3点目は奈良県下で全国ワースト10に4市町が入っています。広陵町はその中に入らないように、今から財政確保を図るべきだと思うも、町としてはどのようなお考えをお持ちですか。

最後の4点目、私の思いとしては人口7万人の大和高田市の議会議員定数が2減の18になりました。人口3万3,500人の広陵町では16人では多いと思います。人口割合で考えると9人、多くて10人になるのではないのでしょうか。広陵町住民に今まで以上の負担をかけなければならないと思いますが、議会も率先して負担していくべきだと思います。

以上、3項目10点の質問で、わかりにくい点多々ありましたのに、長時間ご清聴ありがとうございました。10番、壇上での一般質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 乾議員の3項目10点のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めの地元業者、地元産業の育成、振興についての入札制度並びに製品のPRでございます。ご質問の官製談合等につきましては、福島県、和歌山県、宮崎県を初め全国の市や町が、さらに県内でも問題となっております。まことに残念なことであります。他山の石として本町においても既に入札改革を推し進めているところであります。当面の入札制度の改

革といたしましては、新年度から郵便入札制度の導入を進めております。これは業者が役場へ直接来ての入札方法から、在宅から郵送による入札であり、業者間、職員間の接触がなくなるという仕組みであります。今年度中に業者に対して説明会を行い、施行をいたしたいと考えております。談合問題につきましては、警察からも指示をいただいているところであり、今後も段階的に一般競争入札に付すべく限度額の引き下げや本格的電子入札の導入について研究をしてみたいと考えております。

さらに関係方面からご指摘をいただいている公職にある親族の参加を遠慮いただく倫理の強化を図りたい考えであります。特に国や県の公職者を定めるとともに、親族の範囲を拡大していきたいと思っています。

直販所の件でございますが、ご提案のように地場産品については産地のPRを目的として展示しておりますグリーンパレス、サン・ワーク等で現在展示をしているところでございます。この内容についても今後は検討をしてみたいと思います。それぞれの業界とよく協議をした上で販売も考えてみたいと思います。

次は2番でございます。

自主防災についてございまして、特に地域防災の弱さ、体にハンデのある人々の防災、そして地域医療体制についての町の考えのご質問でございました。さきの松浦議員にもお答えしたとおり、大字・自治会単位の自主防災組織の結成をお願いしているところであります。この自主防災組織とは、地域の住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害発生時に災害による被害を防止し、軽減するため、実際に防災活動を行う組織、いわば実働部隊としての活躍が望まれます。また、ひとり暮らしの老人や障害者の対応につきましては、広陵町民生委員児童委員協議会で、現在、災害時要援護者支援対策マニュアルの策定を進めておられます。この要援護者といたしましては、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児等が対象となるもので、災害発生時にはマニュアルに沿った救援活動が実施されるものであります。

町といたしましても、先般各種団体・関係者の出席のもと、元山古志村村長のご講演により、被災地の現状を学ぶ機会をいただいたわけですが、こうした意識の高まりと同時に、自主防災組織の重要性を訴えながら、地域防災訓練に取り組んでみたいと考えています。

次に、ご質問の医療体制につきましては、町内医療機関、地域医療機関、高田市立病院、国保中央病院と常々受け入れについてお願いいたしているところであります。緊急要請時には、香芝広陵消防組合が対応し、患者の状態を確認し、かかりつけの病院があるときはその

病院へ搬送し、それ以外の場合は近隣の病院へ搬送受け入れされることになっております。

また、さきの大淀町の件につきましては、今後このようなケースが二度と起こらないよう、奈良県広域災害救急医療情報システムの更新と、産科、精神科の受け入れ体勢についても改善が図られているところであります。ご安心をいただきたいと思っております。また産科については、高田市立病院が広陵町民を受け入れる旨、吉田市長からありがたい言葉をいただいておりますので、申し添えます。

次に、町財政であります。本町の財政状況につきましては、八代議員の答弁でご説明申し上げましたとおりでございますが、本町にとりましては新清掃施設建設に総額118億円という大事業を行っているところであります。こうした中で財政調整基金も底をつき、交付税の削減等により財政の硬直化が進むものと思われまます。それにはまず財政の健全化に向け、徹底した人件費や経常経費の削減を断行するとともに、収入財源の確保にも努めなければなりません。公約実現ということもお申し出をいただきましたが、職員とともに、また議会と力を合わせて取り組んでまいりたいと思っております。都市型土地利用の推進や、優良企業誘致による雇用の拡大と税収の伸びを期待しながら、一方では下水道料金の改定、公園駐車場の有料化など、一部は住民の皆さんにもご負担をいただかなければならない状況にもなっております。何としても元気のあるまちづくりに、この厳しい財政事情の中で全力投球をしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、議員定数についてでございますが、私どもは職員にあっては少数精鋭主義を採用しております。全国一、住民1人当たりの職員数を目指しております。本町の財政状況、近隣市町村の動向を踏まえ、行財政改革の大綱の答申案でも示されているとおり、さらには有識者の多くの声もございませす。少なくとも3人の減員を念頭にご審議を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

青木議長 それでは、10番議員、乾君！2回目の質問を受けます。

乾議員 まずは電子入札と郵便入札の違い、その内容を少し教えていただきたい。

それと、私がいつも言っている虚偽申請のあるかなし、また馬見地区にある貴和興産の事務所にまた違う業者の看板が上がっているといううわさを聞いているんですけども、広陵町の指名業者の第一条件は、広陵町に本社のある者と聞いています。本社は、名前だけでは虚偽申請に値するのではないかと思います。またその事実を調べてほしい。また事実であればどのような処置になるのか教えていただきたい。

それと、はしお元気村に直売所をつくっていただき、広陵町内の業者の伝統品を置いてい

ただくというお考えをありがとうございます。そこで、昔から広陵町の地場産業の代表は靴下だと思いましたが、町内に靴下の町広陵町と書いた看板があります。この看板は町が建てたものだと思いますが、そこに農産物のナスビの町、またプラスチックの町といったような、またかぐや姫の町といったような、広陵町をアピールしてはどうか。答弁よろしく願います。

青木議長 ご答弁願います。 中尾都市整備部長！

中尾都市整備部長 答えいたします。

初めに電子入札と郵便入札の違いというご質問でございましたが、いわゆる電子入札そのものは役所の方で各企業の方にメールを送りまして、案内をいたしまして、その内容を各企業が社内で判断いたしまして、パソコンで入力していただくというのが方法でございます。ただこの中、この方法につきましては、いわゆる外部からのアクセスによって中をのぞかれるとかいう部分がありますので、高価なバリアを持たなくてはいけないのと、高価なソフトが必要になってきて。単独で広陵町がやろうとすれば4,000万円、5,000万円という内容にもなります。またそうする意味そのものは、対象相手が40、50の業者に全部メールで案内して、その中からいわゆる一般競争入札といいますか、参加希望の方だけ参加してもらおうというのが、今、全国で行われている電子入札の内容でございます。ただ、広陵町の場合におきましては、いわゆる土木の業者だけをとらえますと、全部で34業者しかございませんので、広陵町以外の業者を入れれば別の話にはなりますが、一度にそういうわけにもいかないと思いますので、広陵町の限られた業者の中でのという部分につきましては、今までどおりの競争入札でいいかなという、今のところ判断をしております。

その競争入札の中でも、指名競争入札の中でも、いわゆる役所に来て業者同士が顔を合わせて、何か違う一般の話をしてても、住民の方がいろいろ談合であるとかいう疑いを持たれますので、職員とまた接触すること自体もそういう疑いを持たれるということもあります。

また、そういう接触を、機会を極力なくするという部分におきまして、郵便入札を行ったり、今考えていますのは後、閲覧方式を取っておりまして、設計書の詳細を業者の方が希望で見に来られるわけですが、一概には言えませんが総じて入札で低価格を希望される業者のみ、そういう閲覧に来られるという部分も見受けられますので、今後はいわゆるCDやDVDを使って、そういう設計書や図面を、いわゆるそういう形に直しまして、役場以外のところで、例えばシルバーのところで買っていただくと。CDを買っていただいて、その買っていただいた領収書を、証明された方のみ参加していただくというようなシステムを今考えて

いるわけでございます。それが郵便入札でございます、ただ、入札の案内そのものだけでしたら、パソコンのメールで案内だけでしたら送れるという部分もありますので、そういう電子の部分と郵便の部分を併用したような形を今後は広陵町の方式としてとれないかということは今、いわゆるそれにかかわる仕事の範囲の職員で協議をしているところでございます。新年度からはそういう制度で実施していきたいというふうに思っております。

それと、2番目の話ですが、貴和興産ということで、会社がどこにあるかはもちろん承知しておりますが、私、今、乾議員のご質問に対して、事実そのものは詳しくは把握いたしてはおりません。当初から町内在住の方の土地を借地されて本社にしておられるという形で申請は上がっておる場所です。ですので、今ご指示いただきました内容は、詳しく調査を早速やっていきたいというふうに思っております。

それと次の看板の話ですが、看板につきましては現在、今、議員のご指摘のとおり、靴下の看板が5カ所あるうちの3カ所、もう老朽化のために撤去いたしておりますが、その3カ所に加えて新しい場所を2カ所増設しまして、5カ所の新設看板をつくる段取りを進めております。内容といたしましては、議員のご提案していただいているような広陵町の町がといいますか、産業がわかる、全体がわかるというような内容でプレゼンをかけております。広陵町に応募の、指名願いのある全業者、数で言いますと100ほどあったでしょうか。看板をという形で希望されている100ほどの業者の中から実績等を全部チェックいたしまして、10社選んで案内いたしました。その結果、7社がプレゼンに応募されております。近々そのプレゼンの内容を審査いたしまして、最終決定いたしたいというふうに思っております。内容も、形も今までにない斬新なアイデアのやつも、中身も来ておりますので、いいものができるのご期待いただきたいと思います。

以上でございます。

青木議長 次、答弁よろしいのか。答弁漏れある。よろしいですか。どうぞ、10番、乾議員！

乾議員 中尾部長の話の中で、現説はもうなくなるわけですか。現説はもうしないと。フロッピーに入れて、業者に買ってもらってしていくと、そういう形で。要するに官製談合はそれで何ぼか阻止していくという形。そやけども、談合は阻止できないと。それはまあわかりますけどね。わかりました。

それと、その事実関係を調べていただいて、もしそれが事実であればまた指導していただいて、またそれと虚偽申請、これ1年に1回の指名願いの、あれは1年に1回でしたかな。

2年かな。そういうところも調べていただいて、いろいろやっていただきたいと思います。

次は自主防災について移っていきます。松浦議員の質問と同じで、先ほど詳しい答弁をいただいております。先日、大淀町のたらい回しにならないような行政の指導をよろしく願いして、次に移ります。

町財政関係に入ります。これも八代議員と同じ質問になりますけども、今後20年、21年には大変な時期が来ると聞きました。起債の元金償還が始まります。償還するお金がなくなったら大変なことになります。会社で言えば不渡り、倒産につながります。そのようなことにならないように、転ばぬ先のつえというか、住民に厳しいことですが協力していただかなければならないと思う。やはり町長の答弁にもありましたように、下水道の改正、または公園駐車場料金のご負担をいただかなければならないと思う。また、今からそれをしなければならぬ。広陵町もワースト10に入ってしまうと、また再建団体になってしまう。そのようなことにならないためにも頑張ってもらいたい。議会も住民の負担ばかりにかけずに、議会も考えなければならぬ。そこで、町長の答弁の中に、有識者のご意見で、議員3人減員との答弁をいただきましたけども、何の根拠で3人と言われたかわかりません。けども私は、私の根拠は高田の人口、広陵町の人口割合での数字です。我が町の議員のあり方も少しおかしいと思います。議員10人の会派、団体、また圧力団体では今後議会も10人でいけると思うからその数字を出したんですけども、私は党派左右されず、また会派にも左右されず、私はそれをモットーにしてやってまいりました。そこで3人の減員になれば年間どれだけ削減できるかお教え願いたい。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 少し詳しく本俸で年間所得を計算する、今ちょっと調べがないので、お一人様約550万円とすれば1,750万円でございますね。600万とすれば1,800万円。1,650万円ですね。450万円といたしまして1,350万円でございます。少しまた精査をさせていただきます。1,300万円ないし1,500万円で推移するものというふうに思っております。

青木議長 10番、乾君！

乾議員 よくわかりました。またこれからも大変な時代、時期がやってくると思うので、町長も住民の声を聞いて、広陵町のために頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

最後に町長の答弁をお願いしますわ。というのも、これからそういう苦しい時代になってくるから、町長は財政面で上下水道とかおっしゃいますけども、それを踏まえて今後どのよ

うな形で、もっとほかの視野も広げて、思いあるかと、それだけちょっとよろしく願います。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 再度求められましたが、実は私ども本当に少数精鋭が地に着いたようなもので、職員は大変な苦勞をいただいているわけでございます。せんだって県から来られまして、町長大丈夫かなと。ちょっと余り減らし過ぎてると違うかと。県の方では何を考えておられるのかね。我々の行政改革の余りにも厳しさに苦慮されているようなもので、そんなご心配までいただいているところでございます。市もやってないほど思い切った職員の削減をさせていただいているところでございまして、これもみんな厳しい、給料が減る中で、仕事の量をふやしておるわけございまして、大きな頑張りを見せていただいております。一人減れば、私は生涯給与一人3億2,000万円です。1人当たり年間1,000万円と見ております。それだけの、50人減ればもう1年に5億円です。50人5億円というのはもう早く公約を実現しております。もう50人から減っているんですから、1年5億円は助かってるんですね。その分委託をしたり、またアルバイトを使ったり、マイナスな要因はありますが、少数精鋭で頑張っております。しかし118億円という巨額な、今日までしたことのない清掃センターの事業をしておりますので、これを実現するにはまだまだこのままでは乗り切れない。夕張市にならないように、町から町民が逃げないように、そんなまちづくりをしていきたいところでございます。

今、国の方でも非常に地方の時代と言われておりますが、地方法、何か分権をまた元どおり戻しているのではないかと、そんな趣もございまして。全国大会にことし行ってまいりました。いつもなら総理大臣が来て、私どもに地方をしっかりと叱咤激励をして、国が応援するとおっしゃるんですね。安倍総理は何言うかわからんということで、激励の言葉があるかないかわからないということでございました。そこで山本会長は、総理の演説を聞いてから、しっかり応援するかしないかを定めるんだというふうなことをひそかに漏らされておりました。安倍総理は、これからは頑張る地方をしっかりと応援すると。今までは国の言うとおりにせよという時代から、応援をしようという時代が変わったんですね。それに対して急遽皆さんで応援をしていこうということになったわけです。

私たちは、新型の交付税とか道路の特定財源とか、いろんなことを国に対して要望してきました。地元選出の国会議員にその要望をしますと、我々の国会議員はよくわかりました、しっかり皆さん頑張ってくださいとおっしゃるんですが、国会では反対やってるんですね。

みんな反対なんです。実際、我々の言うことは一つも聞いてくれてない。実態はそうでございます。交付税も国の財政難で、我々の要求していることはほとんどだめでございます。道路特定財源も一般財源に切りかえしようとされております。既にもう国では閣議決定をされたことを一生懸命町村長は頑張っているわけでございますが、もっと国にしっかり風通しのいい国会議員が動いてもらわなければ、地方は大変な時代でございます。どうぞ皆さん方もこのことを十分お知りおきをいただいていると思いますが、どうぞさらなるお力添えをともにいただいて、この難局を切り抜けてまいりたいと思いますので、乾議員、どうぞよろしくお願いたします。

青木議長 以上で最後の質問者である乾君の一般質問は終了いたしました。

それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 4:01 散会)

平成18年第4回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成18年12月18日

平成18年12月18日広陵町議会
第4回定例会会議録（最終日）

平成18年12月18日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信（副議長）
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝（議長）
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	山村吉由
教育長	安田義典	総務部長	笹井由明
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	吉村元伸
都市整備部長	中尾寛	行政改革推進本部長	大西利実
収納対策本部長	植村和由	会計部長	和田叙嗣
教育委員会事務局長	森川勇	水道局長	森田久雄
都市整備部参与	安川泰武	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	松井定市	都市整備部参与	北神理

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 谷 山 一 志

局長補佐 野 瀬 一 吉

書 記 上 田 勝 代

青木議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|---|
| 1 | 議案第58号 広陵町副町長の定数を定める条例の制定について |
| | 議案第59号 広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定について |
| | 議案第61号 広陵町職員定数条例の一部を改正することについて |
| | 議案第62号 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第64号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて |
| | 議案第65号 広陵町に収入役を置かない条例の廃止について |
| | 議案第68号 平成18年度広陵町一般会計補正予算(第3号) |
| | 議案第70号 〇城広域行政事務組合規約の変更について |
| | 議案第73号 奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| | 議案第74号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について |
| | 議案第75号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更について |
| | 議案第76号 香芝・広陵消防組合規約の変更について |
| 2 | 議案第60号 広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定について |
| | 議案第69号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について |
| | 議案第71号 奈良県〇城地区清掃事務組合規約の変更について |
| | 議案第72号 国保中央病院組合規約の変更について |
| 3 | 議案第63号 広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについて |
| | 議案第66号 町道の路線認定について |

議案第 67 号 町道の路線変更について

議案第 77 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

4 議員提出議案第 14 号 総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書について

議員提出議案第 15 号 財源減らしの新型交付税には反対する意見書について

議員提出議案第 16 号 医師・看護師等の増員を求める意見書について

青木議長 まず日程 1 番、議案第 58 号、59 号、61 号、62 号、64 号、65 号、68 号、70 号、73 号、74 号、75 号及び 76 号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会審査の報告を願うことにいたします。総務文教委員長、吉岡君！

吉岡総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、12月11日の本会議において付託されました 12 議案につきまして、12月14日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第 58 号、広陵町副町長の定数を定める条例の制定については、地方自治法の改正により、助役制度の見直しで、定数を、1 人とするものですが、従来の体制からどう変わるのかとの質問には、仕事の量や責任も増大する。副町長室を設け、これまでの助役の業務は事務系と技術系の 2 人の部長を選任してこれにあたり、少数精鋭の体制でやっていきたいとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 59 号、広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定については、地方自治法の改正により、数年にわたり契約することが一般的な契約や、毎年 4 月 1 日に必ず必要な契約は、これまで債務負担行為であらわしていたものを、5 年以内の期限で契約を結ぶことができることとするもので、具体的にはファクスやコピーのリース契約、コンピューターの運用・保守契約、施設の清掃、機械警備など、現在契約しているすべてを精査し、平成 19 年度当初予算編成に向け、規則や取り扱い要領などを各項目ごと整理するとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 61 号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについては、地方自治法の改正により、吏員が廃止され、すべて職員に改めたもので、これまで職員を採用すれば最初は事務見習いの雇となり、一定の経験を積み、適当と認められた者を吏員としてきたが、近年は大卒者は採用と同時に吏員となっていることなど、社会情勢の変化から見直しがされ、

採用されれば当初からすべて職員とされることとなったものであるとの説明、また、近隣市町の職員定数の比較や職員削減についての考え、臨時職員の配置状況、3年期限つき雇用職員の考えなどについて詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第62号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについては、トレーニング室の利用時間は体育館の開館時間と同様で、火曜日から土曜日は午前9時から午後10時まで、日曜日は午前9時から午後5時まで、月曜日は休館とのこと。また、使用料100円の徴収が事務や経費の負担増にならないかとの質問には、近隣の施設では利用券などの活用をしているところもあり、参考に考えていきたいとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第64号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについては、地方公務員法の改正によるもので、過去の公務災害や実態の件数などについて説明を伺い、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第65号、広陵町に収入役を置かない条例の廃止についても地方自治法の改正によるもので、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第68号、平成18年度広陵町一般会計補正予算（第3号）についてですが、新清掃施設への進入道路の進捗状況や、未完成の地権者との交渉経過、また社会福祉協議会から借り受ける2億円は、この12月から年度末までは資金不足に陥りやすいことから、一次借り入れの際の有効な活用と双方のメリットについて詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第70号、□城広域行政事務組合規約の変更について、議案第73号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第75号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、議案第76号、香芝・広陵消防組合規約の変更については、いずれも地方自治法の改正により、収入役を会計管理者に、吏員を職員に改める字句の変更であり、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

青木議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第58号、広陵町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第58号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に議案第59号、広陵町長期継続契約をすることができる契約を定める条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第59号は委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に議案第61号、広陵町職員定数条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 12番議員！

松野議員 意見をつけて賛成としたいと思います。

この広陵町職員の定数につきましては、近隣の北口、そして葛城市の比較の資料を提出していただきましたが、広陵町の職員さん1人当たりの町民の人数というのは、ほかの北口、あるいは葛城市と比べまして、たくさんの広陵町の町民を見るということで、大変少数制になっているという実態が明らかになりました。そういう上でさらに人員削減ということについては慎重にしていきたいということを加えたいと思います。

さらに、3年期限つき雇用についても、私以外の委員さん、山村委員からも質問が出ましたけれども、広陵町の何人かの議員さんも同じような考えです。3年期限つき雇用については有能な人材について継続して雇用できる方法はないか、このことが議員だけでなく、現場、保育現場、あるいはその園児たちの保護者等にも不安があるということは指摘せざるを得ませんので、今後そのような雇用についても十分に慎重に検討していただくことをお願いいたしまして、賛成といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

議案第61号は委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に議案第62号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することを議題とします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第62号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に議案第64号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することを議題とします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第64号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に議案第65号、広陵町収入役を置かない条例の廃止についてを議題とします。

ただいまの委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第65号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に議案第68号、平成18年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

ただいまの委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員!

寺前議員 一般質問等で町財政についての質問もこの本議会で出てきたところであります。この補正予算の中で社協から2億円の財源を借りて、減債基金に積み立てるという点について、有効な財産を積極的に活用するという点で異議はないわけですが、総務委員会での議論及びきょうここにいただいた資料を見させていただきながら、やはりこの果実、いわゆる2億円の内訳等々がある中での果実について、果実ということは利息その他ですね、についての積極的な活用については、引き続いて実施していただく。特にこの2億円の活用によって、一般財政が利益を得るところについての還元も見ていただくことが必要だというように思います。そういう点でこの活用を社協に寄附をしていただいた方々の意思を活用していただくという点も、ぜひ引き続いて明確にさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

それからもう一つは、きのうの新聞ですけれども、自治体の破綻、住民の暮らしにどう影響するんでしょうかという首長、いわゆる町長、議会任せやめチェックをと、住民がチェックをとかね、あるいは消えゆく人、遠い再建、夕張、それからというような形の記事があります。きょうの新聞は、町の台所事情早期検診、破綻防止に新手法導入へ、これも総務省が新たな形での取り組みを始めていると、これを法定化するという形で、いわゆる財源のすべての枠をチェックできる体制にしようということを述べているわけですがけれども、新たなストック手法という点では幅広いストックが出てくるわけなので、私はこの2億円の減債基金の積み立て等々も含めて、議会に一般質問等でも出ていたように、広陵町の新たな財源の見通し、それから現在有利な起債、借金だと言って過去地方交付税参入される部分についての借金を積み重ねてきているわけですがけれども、地方交付税全体の改革が言われている中で、広陵町では一体さすれば地方交付税によって有利に働いている借金はどの種類でどれだけあるのかと、それが毎年地方交付税全体の中でどういう形のものになっているのかという点を、やはり議会にきちんと示していただく必要がある。有利な借金だ、有利な借金だと言いながら、その具体的な内容について残念ながら議会がチェックできているという状況になっていないという点もあわせて、ぜひ全体の広陵町の財源、財政、借金等がわかる数字を出していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

以上です。

青木議長 6番議員、反対ですか、反対討論ですか。

寺前議員 賛成です。

青木議長 そうですか。最初に言ってください。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

議案第68号は、委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に議案第70号、□城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませ

んか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第70号は委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に議案第73号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第73号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第74号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に議案第75号、奈良県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

んか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第75号は、委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に議案第76号、香芝・広陵消防組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決します。

議案第76号は、委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第76号は原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは日程2番、議案第60号、69号、71号及び72号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果についての報告をお願いします。厚生委員長、竹村君！

竹村厚生委員長 厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案につきまして、13日に委員会を開き、慎重に審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに議案第60号、広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定については、新清掃施設、クリーンセンター広陵での職員体制や各部署での人数と、将来15年間の維持管理費約44億円以内での執行を図ること及び3年間における瑕疵担保の内容、炭化物の引き取りは1トン当たり1,000円、搬送費は1トン当たり1万1,000円とする、その契約条件や確約書の内容について伺いました。そこでメーカーサイドの提示価格である維持管理費については、町の方でも十分熟慮されますよう申し述べたところではありますが、その提示価格が正しいか否かの判断をできるシステムを町が持ち、折衝能力及び技術対応のできる資質もこの部門では必要であり、努力の報われる形で進めたいとのお答えをいただきました。

また、例えば、水質浄化など、炭化物の有効活用もさらにお願いをいたして、本案につい

ては全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第69号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立については、改めてこの制度の目的、規約の内容について説明を受けたものであります。

そこで、全国的に見ても各県での格差があり、同じ視点で見て医療費を適正にするための広域で行うこと、また、高齢者医療確保法により設置期限があるとのことですが、議会の組織についてはいかに協議できるか、準備委員会への町拠出金、今後連合という組織になったときでの保険料の徴収方法などを伺い、本案については全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第71号、奈良県口城地区清掃事務組合規約の変更については、地方自治法の改正に伴う助役を副市長及び副町長へと、また字句の集約等の変更であり、何ら問題ないとして、本案については全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第72号、国保中央病院組合規約の変更については、同じく何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査結果の報告といたします。

青木議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第60号、広陵町廃棄物処理施設設置条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。

討論ありませんか。 12番議員！

松野議員 賛成ですが、意見加えて賛成としたいと思います。

今回の新清掃センターについては、本当に多くの議員の皆さんから維持管理費の抑制の問題、また、専門家によるきちっと適正なチェックの問題が指摘をされました。こういうことは本当に今までに異例なほどの状況でございましたので、やはりこういう財政難の中で適正な維持管理費についてのチェック機能を確立していただく、また、安全管理についても専門家の目から見たチェックをしていただくということをお願いいたしまして賛成といたします。

青木議長 賛成ですね。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決します。

議案第60号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に議案第69号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

松野議員 簡単に少し質問をしたいと思います。

私の方もこの厚生委員会を傍聴させていただきました。今の報告にもありましたが、委員の中からは、例えば広域連合の議員について適切かどうかと広陵町の意見が反映されるかどうかと、このような疑問も出されておりました。また、この制度そのものについても本当にこれでいいのか、少子化対策をまずやらなきゃいけないとか、課題があるのではないかと、このような疑問も出されていたわけです。それはかなり強い形での疑問点を指摘されておりました。そういう中で納得をされないまま町長の方から、これは期日が間に合わないので、ぜひこの議会で可決をしてほしいという要請の中で賛成に回られた委員さんがいらっしゃるわけですが、そこで委員長にお聞きをいたします。

まず、議会というのはこのような疑問を残さず、理事者の言うままではなく、議員の判断ですべきではないかと、賛否は決すべきではないかと思うんです。この場合の疑問については継続審議も可能だったはずですし、1月などで臨時議会を開くという方法もございますから、継続審議は十分可能だったんですけれども、そういうこともなく全員一致賛成されたことについて、議会の役割としてはチェック機能、理事者に対するチェック機能が一番大切な仕事なんですね。そういう点から見ますと、私は委員会の流の中で疑問を持ちながら理事者の言いなりに賛成したという感はぬぐえないわけなんですけれども、委員長はこのような議会のチェック機能についてどう考えていらっしゃるのか、議会の仕事は一番大事なのはどういう役割を果たすべきことなのかと、賛否に加われない立場ですので冷静にご判断いただけたらと思いますので、お聞きをしたいと思います。

また、私も委員ではありませんので質問ができなかったわけですので、本会議でも質問しましたが2回しか質問をすることができず、その後も疑問を残したままですので、委員長から町長の方に質問を要請していただきたいんですけれども、一つは資格証明書、広陵町で出すということになるわけですが、この今まで平岡町長が一貫して頑張って資格証明書を発行しないでいただいたわけですが、今後そのように一貫して頑張っていただけるのかどうかとい

う点と、それから、高齢者に対して当初の負担軽減の方もたくさんいるわけですが、負担増になる方もいらっしゃいます。行く行くは認識なさっているように高齢者の方の医療費の負担増、これが狙いの制度であると言わざるを得ないわけですが、高齢者の負担増についてはどのようにお考えなのか、この2点を質問していただきますようお願いいたします。

青木議長 ただいまの質疑に対して、委員長から答弁ということでございますが、いわゆる委員会の審査の方法についての質疑であれば委員長から答弁をさせます。しかし、議案に対する質疑であれば以前本会議もありましたので、十二分に質疑はされておったと思いますので、委員長の方からは委員会の質疑の経過についての答弁はさせていただきます。 竹村委員長！
委員会でのな、議員の軽視というのか、そのことですが。

竹村厚生委員長 松野議員からの何でございませうけれども、先日の厚生委員会におきましては、町の説明を十分察知しての結果報告でございませうので、広陵町といたしましては単独でやめるということもできませんので、ひとつよろしくお願いいたしておきます。（「機能として、役割はどう考えているかという」の声あり）

青木議長 議会の機能としては十二分であったと、こういうことですね。はい、わかりました。
ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

寺前議員 私も傍聴させていただいて、委員会でこの後期高齢者制度の内容が十分に議論されたかどうか、非常に疑問に感じているわけです。それで、本会議で答弁があり、まだ不十分であったところの問題について、委員長にお聞きするわけですが、委員長自身、この保険制度で広陵町の後期高齢者は何人なのかという点での議論を委員会でされましたか。また、委員会において保険料の問題について、本会議で答えていただいたいいわゆる定額と所得比例の二階建ての問題について、四つのケースが厚生労働省から指摘されている。その中身については本会議で答弁をいただいたわけですが、そのことに関連して、広陵町で後期高齢者の方々がいわゆる何人いるのかということと関連するわけですが、保険料の状況がどういう形になるのかということについて、非常に再来年から入る後期高齢者の方には重要なこととなりますので、そのことについて、いわゆる被扶養者、いわゆる現在払っている人、あるいは現在は家族として払ってない高齢者の方、こういうような内容の違いに基づいた保険料がどうなるのかということについて審議していただけなかったのではないかと、いうふうに思うのですが、その点についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、制度の問題では先ほど松野議員が指摘しているわけですが、資料の中の

いわゆる議会ですね、広域連合議会の議員の機能が果たすというように思われたい、これは松野議員が指摘したように、委員会でも疑問が出たわけなんです、そのことに対してどのような心配事が残ったのかということもお聞きしたいと思います。

それから、何よりも制度発足後、これについては本会議ではご答弁いただいているわけなんですけれども、いわゆる2008年から2015年の見通しについて政府は一定の方針を持っているわけですね。いわゆる保険加入者自体、75歳以上の方には1割負担をもらおうと、国は5割負担をしよう、それから、国保会計やその他今まで入っていたところの保険者からは4割負担にしよう、もらおう。こういうようないわゆる財政の計画になっているわけなんですけれども、ここでお聞きしますけれども、厚生労働省が2015年には後期高齢者の人口増に従って医療給付がふえた場合、増額する、1割負担を増額するという計画を持っているわけなんですけれども、それについても委員会で議論されたような形跡がないんですが、そのことについてどのような認識を持っておられるのかということをお聞きしておきたいと思うんです。

青木議長 厚生委員長、竹村君！

委員会の質疑の内容についてだけお答えしていただいて結構です。（「だから、今、質問した内容を……答えてもらわんとあかんのよ」の声あり）

竹村厚生委員長 広陵町の場合は、1869人の75歳以上の方がおられますので、一応県と広陵町との間でやってみてはまだ経費が軽く済むんじゃないかなということで一応賛成したようなわけでございます。

広域連合の方につきましても1,800人、これやったら広陵町はまだまだ安く上がっていくんじゃないかなと、保険がね。

青木議長 そういうふうな議論があったということやね。

竹村厚生委員長 そうです。だから広陵町は賛成したわけです。（「個別の議論はないですよ、個別の議論は」の声あり）

青木議長 いや何であんた知ってんねやったら、それやったら聞くことないやないか、そやろう。（「いや、だからそれで不十分、十分かどうかということ……しているわけ」の声あり）

青木議長 あのね、ちょっと待ってくださいね。あのちょっと待ってください。委員長の補佐という形で副委員長の方から議案質疑の、今の委員長答弁に対しての補足という形で副委員長からお願いします。 山田副委員長！

山田厚生副委員長 この厚生委員会につきましては、今、委員長が報告したとおりでありまして、個々についてはこの本会議でも共産党さんの議員の皆さんがこの資格証明書についてとか、この今後のことについてはどうなるかということもありましたし、ありましたので、委員会については、今、寺前議員が言いましたように、詳細については聞いてはおらないですが、大まかなことについては聞かせていただきました。そして、今、傍聴された共産党議員さんについては、委員長と相談しながらやはりこうした重要議案ですので、1回だけ傍聴の皆さんにも質問したらどうかと、質問時間を一つ与えたと思いますが、（不規則発言あり）そうだったか、その前の議案だったんか、そら済みませんね。

ではね、今、共産党さんの議員の質問についてはほとんど国会でそういうことの議論されたのを同じようなことをこの場所でやられてるんですよ、この新聞、国保新聞というのがあって、もうほとんどあなた方が、国会議員が質問されたことをやられておりますので、後で賛成討論の中で言わせていただきますので、よろしくをお願いします。

青木議長 それでは質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 1
2番議員！

松野議員 反対の立場で討論いたします。

まず、その委員会での審議につきましては、先ほど言いましたように山田委員も、また吉田委員も疑問を出しておられましたけれども、継続審議の方法もとることができたはずですが、残念ながらそういう部分につきましては未解明の部分、納得できない部分を残したまま理事者言いなりに賛同されたことについては大きな疑問点、議会の役割としての大きな疑問点を持たざるを得ません。

中身についての反対の問題ですけれども、この後期高齢者医療の設立の目的につきましては、国保を存続させていく等の理由を言われたわけですけれども、これは中身といたしましてはやはり高齢者の負担をふやして財源をつくっていく、そうして安定させていくということがもともとの大きな狙いですので、このことによってこの保険制度全体が持ち直すということについては、本当に過酷な高齢者へのしわ寄せを想定せざるを得ない。今の年金も徐々に減っていく中で、将来への命を削る不安が大きくなっているわけです。ですから、このような大変重大な影響をもたらすこのような問題について、私たちは到底賛成することができません。

さらに、広陵町では本当に先ほど言いましたが、平岡町長一貫して資格証明書の発行はやめて、頑張ってきていただいたわけですけれども、この点については広陵町が今後発行事務

を担うということでありますから、引き続き何としても守っていただきたいということ、この点をお願いとして加えて反対といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。 2番議員！

松浦議員 今の松野議員の意見も本当にありがたい意見なんですけども、これは75歳以上の高齢者に対するこれからの医療の制度をつくっていかうという国の施策でもあり、また県内でも39市町村をまとまってやっぱり同じ意見で参加していくと。我が広陵町だけでは独自に走ることはできませんので、今後のためにそれはよく聞かせていただきますけども、こういう内容についてはまた何とかよろしくをお願いします。それで賛成といたします。

青木議長 ほかに討論。 6番議員！

寺前議員 今、松野議員の反対した討論に対しての賛成討論というようになっていないわけなんですけれども、さらにつけ加えさせていただくとすれば、委員会で本会議に出ていた内容についてもやはりチェックをしていただいて、少なくとも委員長がその本会議の質問を深めていただくと、こういう委員会運営をぜひ行っていただきたい、これは強い要望であります。出てないものを審議しろと言ってるわけではないので、本会議に出ていた内容を深めていただくということは最低広陵町議会の委員会の仕事として認識をしていただきたいというように思います。

その上で奈良県の市町村の国保会計の状況は、全体が違います。そういう違いの中で今後保険料やその他奈良県に見合った保険料をつくっていくわけですから、広陵町の議会、あるいは理事者一体となった形での意見がどのような形で反映されるのかという点については、この制度、住民に最も深くかかわった制度としては、協議会、いわゆる議会ですね、新しい議会のあり方、中身が問われると思うんです。今までは一部事務組合の問題でも非常に住民にかかわる問題がたくさんあることはあります。国保運営、国保中央病院の組合議会、あるいは口城清掃組合の組合議会、これについても広陵町民に深くかかわるわけなんですけれども、この内容よりも一層医療という、保険料という分野にかかわった問題ですので、私たちはこれは奈良県全体で議会がつくられるということであれば、なおさら議会の民主的な組合議会の、これは組合議会というのか、もちろん組合ということになるんですけれども、の構成について意見を言うことをきちんと確保するということが必要だというように思うんです。

こういう点について、委員会でも附帯決議をしていただく、あるいはまた理事者についてはこの点の危惧される答弁があったわけなんですけれども、この点についてもきちんと委員会として奈良県のこの新しい組合議会に対する発言、各市町村の発言を確保する仕組みについて

意見を述べる、こういうことが必要ではなかったのかというように思うんです。こういう点についての不十分さについて私は第2点目に反対せざるを得ないというように思います。

それから、もう一つは先ほど委員会の議論の中身については、それは委員の皆さん方が行うことですので、そのことに対しての私たちがとやかくいう問題ではないと思います。しかし、少なくともこういう重要条例について本会議に出てきた内容をきちんと押さえていただかなかったという点から加えて、今後のこの後期高齢者の保険のあり方は、厚生労働省自身もこの75歳以上の人口がふえれば、それに見合っただけ負担をふやしていくということをもう既に示しているんですね。このことについてもきちんとやっぱり議論をしてほしかった。いわゆる2008年には1割負担ですけれども、2015年には10.8%、金額で言うと年間2008年には6万1,000円の予定が2015年には8万5,000円になるという、7年間で2万4,000円の引き上げが予定されている、予想されている。こういうような事態での制度でもあるわけですから、こういう問題についても広陵町民のこの議会としてもその点についての議論をしてほしかったということでもあります。その他については本会議で出ていますので、山田議員が賛成討論の中で言っていただくのは二重の手間取りだと思えますが、少なくとも私が言った2015年までの厚生労働省が出している試算、計算に対する意見があればこの場で答えておいていただければ、反対、賛成の議論がかみ合うであろうというように思いますので、よろしく今後の2015年までの計画に対する賛成討論をお願いしたいと思います。

青木議長 それでは、1番、山田議員！

山田議員 委員会の方では傍聴いただいてありがとうございます。

この制度につきましては本当に大変委員会の中でもいろいろ町長にもご答弁いただきましたけれども、やはりこの連合、その組織においても首長が議会議員になってみたり、また首長が主催者側になってみたりという、そういうので大変今までにないこの制度がこの奈良県でとられるわけでありまして、これを一つの懸念はあるわけですが、やはり最終的にはこの制度をつくって、後期高齢者のための医療保険制度を守るという目的のためにおいて、先ほどにも共産党の議員が町長の言いなりになっているのではないとか、そのようなことを言われて我々議員に対して、委員に対してそのように言われるわけですが、やはりそうじゃなくして、やはり、今、国民皆保険制度を守るために後期高齢者の制度をつくったわけでありまして、これを守ることによってこの低所得者においての方々にとってもこの制度があるからこの医療にもかかれるわけでありまして、こうしたこの商品というか、制度

というのではないわけでありまして、これを理解していただきたいと思っています。

それから、町内でも75歳以上の人が1,869人、これ国保加入者の方ですけれども、そして前期高齢者は8,860人おられるわけでありますから、これからはやはり人口構成が変化していく中で、こうしたことの制度をつかって、相談と医療についてご理解して、そしてこれを賛成したということであります。

やはり、この20年度から導入されるこの後期高齢者医療制度は、この19年3月末までに全市町村が加入して広域連合を設置するということが一つ国の方でも決まった。それから、同制度については後期高齢者の保険料は給付費の10%、残りは公費と現役世代の支援という仕組みのため、法律上、医療保険という言葉は使われず、医療制度とした点であります。

それから、患者負担は原則1割負担、現役世代並の所得者は3割負担であるということです。それから、後期高齢者の保険料は、被保険者均等割と所得割の2方式で、当初は月額3,100円、3,100円として6,200円とすると。これはあなたに言うてるんじゃないくてみんなにわかりやすく、町民の皆さんに説明するために賛成討論の中でさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

それから、保険料の7割、5割、2割の軽減措置として国保と同様に保険基盤安定制度、県3、町1の負担をするというのがあるわけであります。

今まで、じゃあ保険料の天引きは独居所帯、高齢者夫婦所帯のみが対象で、月額1,500円以上、年額18万円以上の年金支給者がある場合に実施するという。それから、後期高齢者医療制度の責任主体はどこかと、最終的には財政運営は広域連合が担うということ。それから、後期高齢者医療制度の資格証明書について、先ほどにも質問がありましたけれども、後期高齢者として保険料を負担してもらうので、被保険者として保険料を負担してもらうので、被保険者間の公平性と制度の安定確保の観点から特別な事情がなく滞納した者には国保と同様に資格証明書を発行し、償還払いによる給付にすると。これが基本でありますけれども、広陵町においてはやはり納税相談等々されて、この相談に応じられると理解しているところであります。

そういう点を含めてこの制度をやはり守ることによって、やはり低所得者の層の方々周りの制度でありますので、これは全体から見ていろんなところはこれから、この20年度に始まる、導入されるわけですから、これからまた動きながらいろんな点、問題点があればまた整理し、よいものにしたいと考えております。

以上で賛成討論とします。（不規則発言あり）

青木議長 ご静粛に、ご静粛に。ほかに討論ありませんか。 8 番議員！

山本悦雄議員 このここにあります議案は、法律、国の法律に基づく連合組織法、広域連合をつくるということに関する条例でございます。今さら国の法律自身をここで議論して、そして賛成するも反対するもどうしようもないということで（「違う、違う」の声あり）そういうことで、要するに継続審議にしようが、何を議論するかいうたらこの中身の方を議論するわ。そして奈良県の全部の市町村がまとまってこれをつくらなくてはならない。広陵町一人がどないかできるものでもない。

そしてもう一点、もう一点聞いておきますけれど、共産党の首長のおられるところもあるんです。そういうところはこのこういうものに反対して、入らないのかというようなことを後日教えていただきたい。そういうことをもって（不規則発言あり）そう言うてるんじゃないですよ、あんとところの首長はおられるんでしょう、その首長はこういう議案を提案されないのかどうか、そういうことを後から聞かせていただくということで賛成といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決します。

議案第 69 号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

青木議長 起立多数であります。よって議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に議案第 71 号、奈良県口城地区清掃事務組合理約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論は打ち切り採決をいたします。

議案第 71 号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第72号、国保中央病院組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 6番議員！

寺前議員 国保中央病院の行く末というのは非常に。

青木議長 賛成討論ですか、反対討論ですか。

寺前議員 賛成討論です。関心事があり、非常に重要な広陵町自治体病院であるわけですが、この会計等について今広陵町議会がその詳細にわたって認識するというようには至っていないわけです。町長、助役、あるいは議長が執行者及び組合議員として（「副議長も入ってますよ」の声あり）副議長とが出席していただいているわけですが、この点については、今後、広陵町議会として組合、国保中央病院の状況が把握でき、そしてそれに対する関与を強めていくということが必要ですので、その点について要望します。

それから、今度の規約改正では監査委員について、条例によって増員できるということが示されました。特に専門的な領域にかかわることですので、ぜひ外部監査等を含めて監査をしていただいて、自治体病院としての機能が発揮できるように、強く今後の運営にかかわっていただきたいというように思いますので、要望したいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

議案第72号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第72号は原案のとおり可決されました。

青木議長 続きまして、次に日程3番、議案第63号、66号、67号及び77号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会審査の結果についての報告を願います。 産業建設委員長、乾君！

乾産業建設委員長 それでは産業建設委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案について、12月13日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第63号、広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについては、町営住宅の入居者の資格条件を50歳から60歳に引き上げられ、身体に障害のある方に加え、精神障害、知的障害のある方にも範囲を広げ、さらに配偶者からの暴力によるDVの被害者を追加されたものです。年齢条件を50歳から60歳に引き上げたことについては、近年高齢化する社会の状況によるものとのことで、その他関連質問として町営住宅の空き状況、管理運営、空き部屋の管理方法などについても詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第66号、町道の路線認定については、認定が適当であるかを確認するため、現地に出向き、道路の幅員、道路面の状態、水路等の構築物を確認し、また、百済76号線は新清掃施設関連事業として4名の地権者から用地を購入し整備するものであるとのこと、補助事業には該当しないなどを伺い、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に議案第67号、町道の路線変更についても現地の確認に出向き、高田川の改修により、県の城上橋のかけかえ事業に際し、地元六道山から現在の2メートルの幅員から5メートルへ拡幅の要望があり、3メートルの拡幅部分は町が負担するもので、県は事業費を6,000万円から6,700万円を示され、そのうち町負担に対して平成19年度に事業費の55%の国庫補助、残りの45%のうち95%を起債で財源措置し、その30%は交付税で算入されるとのことで、実質の町の負担は低額に抑えられるとの説明を伺い、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

最後に議案第77号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、地方自治法の改正により収入役を会計管理者へ、吏員を職員に規約の中の字句を変更されたものであり、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対しまして、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第63号、広陵町営住宅管理条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑はないようですので、質疑は打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 12番、松野議員！

松野議員 賛成ですが、意見をつけて賛成としたいと思います。

今回、50歳が60歳に引き上げられたことについては枠が狭まる部分でありまして、ちょっと問題も残るかなとは思いますが、障害者等の弱者の方の入居も大いにできるということについては大変いいことだというふうに思います。

ところが、そのような制度改正しても実際にそういう方が安心して入居できる、そういう施設になっているかどうかということは、これは至急点検していただいて、対応していただかなければいけないことではないかと思しますので、そのような改善点について、とりわけ障害者だけじゃなくて高齢化しても同じような問題生じるわけですから、そういう角度からの町営住宅の設備、機能の見直しをお願いしたいと思います。

それから、せっかくの条例改正ですので、そのような障害の方等を優先的に入居できる枠をつくる等、そういうさらなる検討をお願いをして賛成といたします。

青木議長 ほかに討論はありませんか。 6番、寺前君！

寺前議員 公募の例外として、空き部屋がなければこの活用ができないということが現実であります。こういうようなことを踏まえて、空き部屋の状況についても委員会で議論をさせていただいて、その空き部屋の活用の問題についてもどのような対応できるのかということがあったかと思えます、そういう点で、今、松野議員がおっしゃったように、公募の例外の部分について必要な措置をとっていくと。つまり、何年かに一度は公募してみるというようなことも考えなければならないと思います。そういう点では空き部屋を活用していくということで、改造が必要な部分ということですから、空き部屋を改造するということも考慮に入れていただきたい。そして管理運営、空き部屋あるいは空き地の管理運営についてはぜひ徹底して、地域の方々が利便性をもって管理運営できることについて、引き続いて強く促進するよう要望しておきたいと思えます。

青木議長 反対ですか。

寺前議員 賛成。

青木議長 賛成ですね。

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り採決をいたします。

議案第63号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第66号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第67号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に議案第77号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第77号は委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議案第77号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。

(A. M. 11 : 18 休憩)

(P. M. 1 : 17 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

青木議長 次に日程４番、議員提出議案第１４号、総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書については、竹村君より提出され、所定の賛成者がありますので、これを議題とします。

朗読させます。 局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 竹村君！

竹村議員 朗読をもって説明とさせていただきます。

総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める意見書

近年、診療体制の整備された分娩環境や極小低体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に 대응するため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進を図ることが求められています。

国は、すでに平成８年５月１０日に、「周産期医療対策整備事業の実施について」（厚生省（当時）児童家庭局長通知）を都道府県に送り、「周産期医療システム整備方針」を示して、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等のシステム整備を行うよう求めています。

奈良県においては近年急速に少子化傾向が進み、直近の合計特殊出生率も１．１２となつて、東京に次ぐ全国ワースト２になっています。少子高齢化社会の到来が社会問題化して少子化対策が叫ばれているなかで、様々な取り組みが提起されていますが、分娩を取り扱う医療機関について見ると、県下３９市町村のうち２６の市町村で分娩取り扱い医療機関がないという状況になっています。

特に県南部や山間部での実態は深刻で、僻地医療を担う県立五條病院の産科廃止という事態も、県民に言い知れない不安をもたらしています。

こうした状況の中で、本年８月町立大淀病院で分娩中の妊婦が意識不明の重体に陥ったため、他の医療機関への受け入れを依頼したものの１９もの病院から断られていたことが判明しました。この妊婦は６時間後によりやく収容された大阪の国立循環器センターで男児を出産したものの、その後死亡されるという痛ましい結果を招いています。

奈良県においては、再来年１月までに県立医科大学病院にＭＦＩＣＵ（母体・胎児集中治療管理室）６床及び後方病床１２床とＮＩＣＵ（新生児集中治療管理室）の後方病床３０床

を整備し、総合周産期母子医療センターを設置するとしています。

しかし、奈良県における周産期医療体制としては、NICU（新生児集中治療管理室）43床及び後方病床79床が必要とされているにもかかわらず、その整備について明らかにはなっていません。

さらに、必要とされる地域周産期母子医療センターの整備については、県立奈良病院に設置する方向は示されているものの具体化はされていません。また、母体搬送に欠かせないドクターカーの導入についても検討課題とされているにとどまっています。

通常の妊娠・出産を受け入れる医療機関の減少が社会不安をもたらす一方で、晩婚化傾向が高齢出産などリスクの高い妊娠・出産が増えていることを考えれば、周産期医療体制の充実には急務中の急務といわなければなりません。

よって奈良県におかれては、一日も早く県立医科大学病院に総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県立奈良病院と県南部地域に地域周産期母子医療センターを設置し、周産期医療体制の充実につとめられるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月18日。奈良県広陵町議会。

奈良県知事、柿本善也殿。

青木議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

松野議員！

松野議員 賛成の立場で討論をいたします。

この意見書の中にあります、県下39市町村のうち26の市町村で分娩取り扱い医療機関がないという状況、この26の中に広陵町も入っているという状況でありますので、大変広陵町の皆さんもこの出産に対する不安が大きいのが実情です。最近では入院しても本当に5日ぐらいで退院という、そういうような状況なんですね、この総合周産期母子医療センターの問題なんですけれども、これは日本共産党が公約としてずっと一貫して取り上げてきている問題で、この6月の県議会の中でも広陵町の今井県会議員が総合周産期母子医療センターの早期設置を求める質問を行っております。そういう中で起きた事件ですから、本当に深刻な状況であるということが、この事件が起きて初めて認識していただくというのは残念なところではあります。ただ、このたびそういう中で本当に命にかかわる、それも小さい子ども

の出産にかかわる命の問題ということにおきましては、県の方もマスコミで取り上げられて動かざるを得なくなったわけですが、再来年1月ということはまだ1年以上あるわけですし、さらに計画、現在明らかにしている中で、本当に小規模な形での対応になっているということと考えますと、本当に大いにこの意見書を採択して、皆さんとご一緒に運動にも頑張っていきたいと思えます。

賛成の立場で、皆さんもぜひ賛成していただけたらと思います。よろしくお願いします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

議員提出議案第14号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、次に日程5番、議員提出議案第15号、財源減らしの新型交付税には反対する意見書については、寺前君より提出されて、所定の賛成者がいますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！

寺前議員 それでは、提案させていただきます。

まず意見書を読ませていただきますが、全国町村議会議長会は、11月22日NHKホールにて、「真の分権型社会の創造をめざして」をメインテーマに「第50回町村議会議長全国大会」を開催された。続いて、11月27日には、地方6団体で構成する地方自治確立対策協議会および地方分権推進連盟が、憲政記念館講堂にて「地方分権改革推進全国大会」を開催された。地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するため等開かれたものである。

問題は、「2006年骨太方針」を受け、竹中前総務大臣の私的懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の「報告書」の内容を具体化しようとする動き。新分権一括法案の自治事務の問題や新型交付税の問題である。

来年度から「人口と面積を基本とし算定する新型交付税の導入」めざすとしたもの。和歌山県がいち早く試算を発表し、条件にもよるが県内の8割の市町村が地方交付税の削減になるとした。全国知事会をはじめ地方から批判と疑念が噴出している。

山本町村会長は、総務大臣との会合の中で、「財政規模が小さい町村は、その影響に耐えられるのか、今大きな不安を持っている。」と強い懸念を表明している。

税収増により、地方交付税は、法に基づき本来増額されるべきだが、国は無視する方向を示している状態。

政府は、地方自治体の「新型交付税」に対する不安を無視することなく、真の地方分権確立のため、減額のための「新型交付税」には反対し、地方自治体の意見を反映したものにすよう強く求めるものである。

これが意見書の趣旨であります。

つまり、この11月22日に開かれた第50回町村議会議長全国大会のことですけれども、もちろん本町の青木議長も参加しておられます。そしてこの大会の席上、大会の意義を鮮明にするために、押川 勝副会長が地方財政の規模の圧縮や、国、地方の関係をめぐる一連の改革は、財政力の弱い小規模町村に、より深刻な影響を及ぼしている。このままでは国民の生存の基盤をなす国土保全や自然環境の維持すら困難になり、四季折々の美しい国、日本が失われかねない。我々議会人はこのような危機的状況を乗り越え、真の分権型社会の創造に向けて果敢に行動していく、こういう決意を込めた宣言を朗読されています。そして、その前にも地方6団体が三位一体の改革を踏まえ、平成19年度以降のさらなる地方分権改革、第2期改革と称していますけれども、行うに当たっては、地方から分権社会のビジョンを提言する必要があるとして、平成18年1月に有識者による新地方分権構想検討委員会を立ち上げ、真の自主、自立の分権型地域社会の実現に向けての検討を行い、平成18年5月に中間報告を取りまとめ、地方自治、地方財政確立のための七つの提言と行程を提言しています。

そして、またそれは平成18年11月29日に最終報告、これが最終報告ですけれども、最終報告ができ上がり、11月29日に新地方分権構想委員会として報告が全国議長会に出されているものであります。この有識者というのは、委員長に東京大学大学院経済学研究科教授の神野直彦教授が委員長として堺屋太一さんやその他多くの方々が委員となってまとめたものであります。これについてはこの場では内容をご紹介しますわけではございませんけれども、このような状況のもとで、今、起ころうとしている問題、つまり地方交付税の改革問題が議論されているわけでありまして、確かにまだ定まったものではありません。

新型交付税は、総務省の6月の方針では3年後に5兆円規模にまでふやしていく、こういうことも発表しているわけですが、この問題でもまず全国知事会、6月21日の新型交付税に関する課題という文書を発表しています。いずれの地域、いずれの団体においても最低限の行政水準を国民に保障するという交付税制度の本質を損なうことがあってはならない、このように述べているわけであります。

また、7月12日、13日、島根松江市で行われた全国知事会議で、大分県知事が竹中、その当時の総務大臣に新型交付税は簡素でわかりやすい点も大事だが、実態をちゃんと反映することが必要だと注文をつける。また、沖縄県知事の発言を皮切りに、富山、新潟、島根、長崎、熊本、山形、岡山の県知事が相次いで懸念と批判、注文の発言を行ってきたところがあります。石井岡山県知事の発言は、新型交付税は地方行政の実態を知らないまま、ビジョン懇の答申が出てやろうとしていることに懸念材料がある。新型交付税を入れることで地方財政計画をつくっていく根底が崩れてしまうのではないかと、交付税全体の削減につながるとの懸念もある、こうした心配をまとめて国に要請してほしい、こういうことを発言したものであります。

今、この場に提出してきた新型交付税の財源を削減する真の地方分権確立のため、減額のための新型交付税には撤回ということであり、これは地方6団体並びに広陵町議会議長が参加した全国町村議長会の趣旨に全く合致するものであります。このような問題であるからこそ、私たち議会人がこの広陵町民を代表した議会にあって積極的に発言をしていくことが将来の地方、真の地方自治確立、議長を先頭に全国でわき起こっている声を私たち自身がここで代弁をしていくことが重要だということであります。

そもそも、このような提言に対して反対をするというような意見が出てくるのであれば、議長が参加した全国町村会議長会の参加する趣旨に反することであります。また、これは共産党がこの地方6団体の趣旨を体現するために、この末端の議会から声を発していくことの重要性、つまり町長と手を結んで、できることをやろう、町民の財源確保への声を生かそうということであります。このような趣旨をぜひ理解していただきたいと思えます。

最後に、総務省もさすがに地方の批判と懸念の広がり直面して、6月14日、全国の自治体に地方税財源改革についてという総務省自治財政局財政課名の事務連絡を送りました。さきの21世紀ビジョン懇談会の報告案の段階での疑問に答えたもので、新型交付税のほか、新分権一括法や、いわゆる再生型破綻法制などにも触れているものであります。新型交付税についてこのように述べています。

新型交付税の算定方法については、例えば、人口が増加するに従って、人口1人当たりの行政コストは逡減するものであり、また、面積についても宅地と林野での面積当たりの行政コストが異なることから、具体の制度決定に当たっては、人口規模や土地の利用形態等による行政コストの差を適切に反映し、十分な経過措置も講じる。さらに、離島、過疎など、真に配慮が必要な地方公共団体に対する仕組みも確保する。福祉や教育など、国の基準づけがある行政分野に係る財政需要については、現行の交付税の枠組みの中での的確に算定を行う。地方と十分に意見交換をして、現実の財政運営に支障が出ないように、具体の制度設計を行うということも述べています。

これは、総務省がかねがね人口と面積を基準にした配分では交付税の総額の資本を地域的な調整の機能も後退するとして批判してきたものでありますから、当然のことであります。しかし、この6月に総務省の文書が発した後も、この新型交付税に対して全国大会等々で述べられていることは先ほど述べたとおりであります。

つまり、現時点においても中身が定まっていないということでもありますが、今、緊急にこの新型交付税に対する取り組みを末端の議会から発することが重要であります。このことを特に地方議会人、議長が率先して参加し、賛成してきた真の地方議会の確立のための提言に対して、ぜひ広陵町議会から発していくことをお願いを申し上げる次第でございます。

ちなみに、ここに和歌山県での算定基準や、また和歌山県のその算定基準に関する問題で、日本経済新聞6月11日の夕刊に掲載した具体的な学者の論文なども持ち合わせていますけれども、こういう問題については質問があったところで答えさせていただきたいと思えます。

また、議員諸公の地方議会人としての深い認識と、町長と議長と手を携えて、新型交付税に反対する行動をとっておられる、その行動を後押ししていくことを切にお願い申し上げまして説明をさせていただきました。

以上です。

青木議長 ご苦労さんでございました。

それでは、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 8番議員！

山本悦雄議員 寺前議員は大変詳しいようでございますので、数字的なことはまたいろいろあると思いますけれども、広陵町の場合ですね、交付税がこれで減になると、そして税源移譲、あるいは（「交付税が減になると言うませんよ」の声あり）いやいや減になる。最後まで聞けや、人の話。交付税が減になるとすればですよ、その税収、税源移譲あるいは自然増

で税収の増もあると思うんですよね。この辺はどのように認識されているか。広陵町、来年の、例えば来年で結構です。来年の税金、町でどのぐらい今後町税の額がふえて、あるいは交付税がこれによってどのぐらい減が見込まれるか、見込みで結構です、まず1点はそういうことです。

それと2点目は国における赤字国債の発行問題ですね。これが一時やったら、多いとき38兆円ぐらいあったんじゃないかと思うんですけど、来年度予算での25兆数千億円まで減らすと。去年から、ことしの予算から見ますと4兆数千億円の減をするということでございますねんけれども、こういう国債を減していくということは、将来の負担をうちら、今、処理していくということになるわけですね。今まで国債、赤字国債増増で何とか予算をしてやってきた。ということは、我々の子孫にその負担を押しつけてきたと。これを今現在の国は国債発行を抑えて、そういうのを、将来の負担を減らそうという努力をされている。当然、税収も6兆円ですか、7兆円ですか、来年予算、大幅増収を見込んでいるようです。そのうちの4兆数千億円をそちらの方へ、5兆円やったかな、5兆円かな、そのうちの4兆数千億円をこれ返済に充てようと思ってる。こういう考え方について、共産党の、共産党いうたら失礼、提案者がどう思われるか。

3点目は先ほどおっしゃいましたね、その規模の小さいこの市町村と申しますか、ですね。これについて非常に厳しくなるということですね。奈良県におきましても人口2,000人ぐらいのまだ町村がそのまま、今、合併をどんどんどこでも推進して合併しようと、推進を進めておるわけですがけれども、まだ2,000人。あるいはもう1万人以下のところやったら奈良県でもまだたくさんあるわけなんです。そういうのを、実際合併について提案者はどのように考えられる。そういう小さいところでもやっぱりそのまま残していったって、やっぱりそういう十分それが運営できるだけの交付税を与える、与えるちゅうたら失礼ですねんけど、交付税を交付すべきか。やはり合併して、その行政の効率化を図ってやるのがいいか、この辺について提案者のお考え、その3点についてお願いいたします。

青木議長 ただいまの質疑に対して、提案者より説明願います。 6番、寺前君！

寺前議員 まず町の財政問題ですけれども、理事者側の説明の中で、この新型交付税、和歌山方式ですか、和歌山方式を算定した場合については、安定的になっているというようにおっしゃっていました。これは和歌山、奈良と和歌山の都道府県別のいわゆる一時乖離といった計算方法、これは基準財政需要額を使った方法だということにしておくだけでいいと思うんですけれども、奈良県が2,384億3,316万1,000円、これが奈良県の財政、

基準財政需要額です。和歌山が2,332億3,155万9,000円です。人口でいうと12年の国調ですけれども、奈良県が144万2,795人、和歌山が106万9,912人ということです。面積は奈良県3,691平方キロメートル、和歌山が4,726平方キロメートル、こういう数字で全体像を把握しないと、実際のとこできないわけです。私もこの問題で広陵町の地方交付税算入をどうするのかというのは、今、事務者に聞いても具体的な算定方法、来年度の算定方法は出てこないだろうというように思います。

この財政基準需要額にのっって今まで交付税が交付されていたわけですが、今度はこの一部に新型交付税というの分野部類をつくるということであり、3年後に総務省はその範囲を5兆円という形で提案しているわけで、6月に総務省が地方の意見を聞くと再三言っているにかかわらず、現実には全国知事会、全国町村会、議長会などが反対をしている原因になっております。ちなみに、人口と面積、8対2で配分した場合の和歌山方式では奈良県は若干上がるわけですが、基準財政需要額を基準にした場合下がってくるというような状況であります。

2番目の問題、だから、広陵町での地方交付税の動向はどうかという点になると、この辺については残念ながら正確に答えられないわけですが、新型交付税自体が交付税の減額を目指しているという点を考慮すれば、将来的にはこのような交付税の創設というのは地方自治体にとってマイナスになることは明らかだというように思います。

2番目の国債の発行でありますけれども、国債の発行の問題については再三、共産党はこの国債発行の責任がどこにあるのかということをお願い詰めてきたものであります。つまり、国債については現在もその傾向にあるわけですが、地方、国合わせて約800兆円に上るといわれているように言われています。こういうものについての削減は当然であります。削減していかなければ山本悦雄議員もおっしゃったように、将来的な負担が国民にかかってくるということは当たり前であります。しかし、削減の方法については自民党、公明党の提案と、私たちの提案とは真っ向から対立するものがあります。つまり、この削減についてもともと私たちは大型公共事業の削減ということを言っております。しかし、現実問題としては現在の政府の方針でもいまだにその問題を解消しないばかりか、新道路計画や高規格道路等についてはなお率先して拡大しようとするありさまであります。この広陵町の身近なところ例えば、関空の第2期工事についても、大幅な増額を求めて運動している状態。これはさすがに財務省もその削減の方向を言わざるを得ないわけですが、この大型公共事業が優先されているわけであり、こういうようなところの問題や新幹線、高速道路、先ほどいっ

た高規格道路、高速道路等も計画がそのまま続行される動きになっています。

こういうところへの財源を削る、そしてこの問題に対しての国債を発行するのを控えていくというところに財源を求めなければならないわけですが、こういう借金800兆円余りの借金を理由に、国民に対して新たな負担を押しつけている。結局はこの負担は今政府、自民党が躍起になって言ってるわけですが、消費税の増税に結びつけようとする動きと、軌を一にしているわけであります。大企業法人税優遇、また金持ち優遇策はそのままにしておいて、消費税、現在は消費税の問題が浮かび上がっていませんが、きょうの新聞でも自民党の税制調査会長の何という名前でしたか、2008年から消費税導入を検討するということを名言しています。

こういうようなものであるわけですから、公債費の、国債、公債費の削減については当然のことだと考えていますけれども、その財源を充てる、財源の部分については大きな違いがあると思っております。

また、3番目の規模の小さな町村は合併すればいいのではないかとということでもありますけれども、私たちは合併はその地域の町民、村民が決めることだということのように考えています。私たち自身は合併には反対ですが、最終的に決めるのはその地域の村民、町民、市民だという認識で一貫しているわけであります。

ちなみに、この合併から生じて、全国でも小さくても輝く町村ということで、下條村、産業建設委員会の視察先を調べて、下條村に行きたいということで連絡をとったわけですが、ここは合併を拒んで、3,000、4,000の町であろうと、輝いて、村民の役立つ地域づくりを行っていく、こういう方針に基づいて長野県のこの周辺の自治体は一致して取り組んでおられます。

また、小規模町村の全国サミットが毎年開かれて、最も有名になったのが矢祭村の村長が自立宣言をしたところであります。その声に応えて、全国でも小さくても輝く自治体づくりということでその値打ちを発信しているのが現在の状況であります。そういう点で私たちは合併の問題については反対であり、しかし、地域の皆さん方が決めることだと。その情報を公開し、議論をする中で決めていく問題だということのように考えております。

以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。 8番、山本君！

山本悦雄議員 長々と説明していただきましてありがとうございました。

なぜこういう質問をしたかと申しますと、やはり我々は広陵町の町会議員であると。そして広陵町自身はどれだけ不利益をこうむるのか、やはりこれを知る必要があるということで1点目の質問をさせていただきました。

2点目の国債発行減、やはり将来に余りツケを回さない、なるべくということをやっぱりやっていかななくてはならない、これは今の現在の国民さえ、今の生活さえ我々がよければいい、後のことは知らないというようなことはもってのほかだということで2点目の質問でございます。そのときにやはり、今、提案者もやっぱり国債はやっぱり将来に向かって残すべきやないということをおっしゃいました。ただ、後のことは政策の違いでございます。やはり自衛隊の、そっちを言われるのかなと思ってましたんですけども、大型公共事業という方でおっしゃいました。これもなるほど、そういうことで。ただし大分公共事業は減ってると思うんですね。今、道路特定財源、これを一般財源の中へ一部入れようという運動したら物すごい巻き返しの反対になってます。これ1,000億円余りしか入れられないようなことを新聞で見えております。これにつきましても地方の知事はこぞって一般財源反対の声を上げてますね、これは間違いないとこなんです。と言いながら、やはり片方ではやはり交付税の減に反対するというような状況でございます。

その次に、合併の問題でございます。これはやはり国は合併して、やはり行政効率を上げようということやって、またそれに応じてる県もあるし、なかなか応じていない県もある、これは事実でございます。それはその県の民というか、町民、住民が判断する、それはそれでいいと思うんです。ただ、この近辺であったら滋賀県はもうかなりの合併が進められとるというのも事実でございます。そういうことにやっぱりえさをつけてそっちへ誘導していこうとしてえさをつけるのは、ある程度これもやむを得ないんじゃないかなと、国として、誘導方法としてやむを得ないんじゃないかなと、こう思うわけでございます。

三位一体の改革ということでやられております。だからみんな痛み分けということにならなきゃならない。だからはっきり申し上げましてバブルが崩壊した後、民間企業は血の出るような経営改革をやったと思うんですよね。その中で民間でおくれたんは銀行です、銀行がおくれました。そしてその銀行がなぜおくれたかと言ったら財務省が昔の大蔵省が何をしたかと言うたら、救済合併で逃れようとした、先送りをやったわけですね。最後、とどのつまりどうにもならん、そこで竹中さんの大改革も行われて、公的資金60兆円の投入になった

というようなことで、何とか銀行が今持ち直した。その後どこか言うたらこれ、役所なんですよね。今やっこの何年か前からこういうことに手をつけてきたと。まだそんな民間が一生懸命、ほんま必死になってやっていると、役所の方がまだ安閑としてたと思うんですよ、はっきり言ったら。今、平岡町長になったぐらいからですかね、本当にやらないかんと、やっぱり効果を上げ改革をしてやっていかないかんと、そのぐらいからこっちじゃないかと。民間がほとんどはちはち終わってた時点に始まったと。今現在、町長も必死になってやっておられると。これがどんどん金来たったら、果たして平岡町長もこんなことをされたかどうか、私はそういうふうと思うんです。

だから本当に地方が改革しようと思ったら、やっぱり財政面も厳しくならなかったら、僕は改革なんて進まない、こう思うんです。そういう中でやはりどこの家でも一緒です。家からようけ金入ってたら、今までようけ収入入ってた、せやこっちに借金してる、子供に小遣いやらんなん、おやじさん借金してちょっと返済するの待って、小遣いおれらようけくれよというのが、いや今は辛抱せいと、今とりあえず借金返そうと言うてやるのか、この問題だと思うんです。

だからそれが大きな国の中の話でなあって、まあこのシステム、僕もはっきりとはわからないですけどね、こんなん地方議員ですから。だけどやはり僕はこういうことによって地方も改革せんなんいかんという、いろんな面で改革せんなんいかんということになったことは事実だと思います。めったに広陵町つぶれる、あるいは各全国の市町村、公共機関が全部つぶれるようなそんな無茶な改革はめったにすることないと思います、そうなりや自民党がつぶれて、ほかの政党が政権を持つはずです。

そういうことで私はやはり今それだけ国としても真剣に考えられておることですから、軽やかに反対もできないと思いますので、反対の答弁といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。 12番、松野君！

松野議員 長々と討論していただきまして、ちょっと中身がもう少し焦点わかりにくいわけなんですけれども、基本的に広陵町の状況がどうなるのかということについてはふえるか減るかかわからないけれども、この新型地方交付税については反対だというのが山本悦雄議員の意見ですね、反対の意見でしょうね。言うたら新型交付税に反対でしょう。だからこの新型交付税のこれは反対する意見だから、新型交付税について、新型交付税をせよという推進派なんですよね。ですからそういう部分については余りにも無責任じゃないかなと思うんですけれども。これについては来年度の地方交付税についても要望よりも財務省の方は骨太方針への

解釈をもとにして、本年度よりも少ない1兆円以上少ない1兆4千200億円程度への査定を予定しているらしいということなんですね。ですから、今どんどん地方交付税が削られていく中で、さらに、今、地方交付税の算定とてもややこしいですから、それを算定をわかりやすくしようということと人口とか面積割を入れて、簡単にして、そういう理由の中で交付税を減額していくというのが手法なんです。ですから、今、広陵町が幾ら減るということをお我々が試算するのはなかなか困難で、やっぱりこれは町の方の、理事者の方できちっと出して、見通しをつくって、早目に議会に提示して議会と一緒に議長会とか6団体と一緒に意見を、広陵町議会の意見を携えて言ってくださったら一番よかったんですが、そういう説明なしに議長と町長が今頑張っているという状況になっているのは、少し残念には思います。

そういう中で言えば、今一番そういう形で地方交付税が削られていくことは、国の借金財政も大変なんです、地方自治体の借金体質も、これも本当に深刻な状況になっているのが、広陵町でもこれからもどんどんとりわけ、広陵町は新清掃センターの返済も今度は加わってくるわけですし、またそれに伴う周辺事業の額といったら並大抵の額ではありません。そういう中で大変地方財政、とりわけ広陵町も借金財政にどんどん走っていくというような方向性は不安と懸念いっぱいなんです。そういうところで地方交付税が削られていくと、広陵町立ち行きができなくなっていく。本当に夕張の二の舞になりたくないですけども、心配しなきゃいけないような状況起きてくるといけないと思いますので、ですから何としてもここは議員が、議会も一致してですね、力をあわせて、議長、町長を後押しして、この新型交付税という形での交付税の削減を何としてもストップしていくために力を合わせるの町民も納得するし、議員の皆さんも拒否することはできない内容だということをご理解いただけるんじゃないでしょうか。

そういう中で合併の問題も出てきましたが、これとは直接関係ない話だというふうに思います。この合併の問題はもう長くなるから議論いたしませんけれども、とにかく今、心合わせて頑張っていくのは、議員が全員心合わせて頑張っていくのは、広陵町、今、平岡町長先頭に、私先ほども言いましたように、広陵町の職員さんは本当に少ない人数の中で3万3,000人の町民のサービス、公的サービスに徹していただいているわけですから、近隣の自治体よりも本当に一生懸命頑張って、精鋭主義で頑張っているんです、現在でも。そういう中でさらに減らされていったらどうなるんでしょうか。本当に雇用の予算の方も、公務員の人件費もどんどん削られていく中で新型交付税という名前のもとでまたど

んどん財政が厳しくなっていく。そうするとやはり先ほどの後期高齢者の広域連合みたいな形で住民に、それも弱者のところに、障害者とか高齢者とか、弱者のところに負担を強要していくような、今そんな逆さまの政治になっております。広陵町も論外ではありません。ですからぜひ皆さん、この新型交付税の名による交付税の削減については、町長、議長頑張ってくださいているんですから、広陵町の議員の皆さんも一緒に力を合わせて頑張って賛成していただきますように、よろしく願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。 11番、八代君！

八代議員 私はこの意見書には反対の立場で一言申し上げさせていただきます。

寺前議員も長々おっしゃいましたが、私は真後ろで一生懸命聞いたがあんまりよくわかりません。松野議員によくわかるかと聞いたらあえて否定されませんでした。身びいきで考えてもあんまりよくわからない。私は簡単明瞭に申し上げます。

今、これは国策としてやられて検討されていると。国も今の国債残高ですね、地方、国合わせて770兆円とか800兆円とかいう債務を抱えまして一生懸命財政再建に当たっておることは事実であります。そしたら地方の言うことと、国の言うことと、今どちらを、どちらが日本の再建に考えておるか、真剣に、そう考えたら私は国のやっとなる方がまだ確かかなと思います。

もちろん、当該平岡町長、広陵町におきましては非常に町運営については頑張っておられますので、広陵町政については安心して平岡町長にお任せしとるわけです。しかしながら、地方を見てください。わずか二月足らずで50人たらずの知事のうち3人が捕まっとる、実に5%、6%、しかもこの前テレビで見ましたら首を洗ってる知事が、この談合で、厳密にやったら5人や10人で済まん、こういういたらくです。また、大きなところでも大阪市、京都市、奈良市、政策すべての地方都市で何をやっとなるかわからんというのが現在の地方自治のありさまであります。それももちろん国もやらせ問題ありますね、公聴会の。そういう意味でどちらもありますけども、大所高所で考えたら、私はやっぱり国の方に軍配を上げざるを得ない（「それは自治体がたるんでるんや思います」の声あり）だから今の自治体では今この入った金を国の借金も地方自治体の借金も、国民の借金であることには間違いありません。どちらも最終的には国民の負担で解消するべく、あるいは子孫に借金を残さないようにするのが当然でありますから、そう考えればやはり若干、今の地方自治体、知事の今のいたらくでは私はまだしばらくは国の政策を信用する方がまだましかなと、そういう感じで（「地方交付税というのは自主財源ですよ」の声あり）だから怖いんですよ、自主財源だけ

ら。

青木議長 ご静粛に。

八代議員 否定はしませんよ、ちょっと黙って聞いてください。

青木議長 不規則発言を謹んでください。

八代議員 そやから私はやはり（「税源移譲にも反対することになるの、それやったら」の声あり）これ以上、野放図なことはさせないと、ある意味ではまだ国のコントロールに若干、従前の方がまだ安心かなと、そういう感じであります。

青木議長 ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第15号を原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

青木議長 起立少数であります。よって議員提出議案第15号は否決されました。

青木議長 次に日程6番、議員提出議案第16号、医師・看護師等の増員を求める意見書については、山田君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。 局長！

谷山局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明を願います。 山田君！

山田議員 では議員提出議案第16号、医師・看護師等の増員を求める意見書について、朗読をもって案文の説明とさせていただきたいと思っています。

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者が社会的な使命や誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠であります。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。

「安全・安心のコスト保障」が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏づけを行い、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。過酷な労働条件を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。

よって、下記事項のとおり、予算の拡充・診療報酬の改善を行い、現場での増員を保障する医師・看護師等の確保対策の強化を要望するものである。

記

1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
2. 看護学校等を増やし、院内保育所を充実させるなど、看護師確保対策を強化すること。
3. 地域医療を充実させるために、医師確保対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月18日。奈良県広陵町議会。

安倍内閣総理大臣殿、柳沢厚生労働大臣殿、柿本奈良県知事殿。

以上でございます。

青木議長 それではこれより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。 6番議員！

寺前議員 大いに賛成をさせていただきます。そしてまた、この地域の問題について、共産党は2件の意見書を出し、1件は先ほど町長、議長の意見とは逆の結論を出されたと、残念ではありません。今回の医師・看護師等の増員を求める意見書についても、これは民医連労働組合が中心になり、いわゆる土庫病院やおかたに病院などが中心になって、この運動を展開してきたところはお存じのとおりであります。天理よろづ病院や吉本整形外科・外科病院、あるいはまた高田市民病院、済生会御所病院、高井病院、中井記念病院、平尾病院等々の大きな病院もこぞって昨今の現状について山田副委員長が述べた内容に賛成をさせていただいているわけであります。産科の縮小、こういう意見書の集約の中で、産科の縮小、10月から分娩中止、済生会御所病院や産科医師が減少、自治体病院、病棟を閉鎖している公的病院などがあったり、看護師を募集しても来ない、募集広告を出しているが全く反応がない、努力している以前から九州、離島などの高校を回り、看護師を希望する学生を紹介させていただいて奨学金を出してやってきたけれども、非常に厳しい。ワンルームマンションを借りて何とか来てもらってる状態だというような、等々の意見が奈良県下各地の病院から寄せられたわけです。こういうような内容で本当に深刻な、命にかかわる問題であり、こういうものに対して広陵町議会が、厚生委員会が率先して提案していただいたことに感謝を表明するものであります。

以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。 松野議員！

松野議員 少しだけ賛成討論に加わりたいと思います。

これは足元の、広陵町の足元の問題でもあるんです。田原本の国保病院におきましても、この秋にトラブルといいますか、問題が起きました。これもやっぱり医師不足、看護師不足から来る問題ではなかったかと思います。ですから、この問題についてはとりわけ責任を持たなければいけない国保中央病院の医師、看護師の不足の部分の本当に真剣な募集を行っていただきたいということをももちろんお願いしながら、そういうことも議員の皆さんも認識していただいて、本当にこの意見書を一致して賛成していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。採決をいたします。

議員提出議案第16号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第16号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成18年第4回定例会をこれにて閉会をいたします。

(P.M. 2:18閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成18年12月18日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 山 村 美 咲 子

署 名 議 員 吉 田 信 弘